美深町地域防災計画

令和元年 12 月

美深町防災会議

この計画は、災害対策基本法（昭和３６年法律第２２３号）第４２条に基づいて、美深町防災会議が作成したものです。

この計画には、美深町の防災に関して、予防、応急、復旧などの対策を実施するにあたって、町や防災関係機関が全力で町民の生命や身体、財産を自然災害や事故災害から守るためになすべきことが定められています。

この防災計画を指針として、町、防災関係機関、事業所、自主防災組織及び町民が一体となって、美深町の“防災”まちづくりを推進していきましょう。

目　　次

第１章　総　則　編

第１節 計画の方針 1
第１項 計画の目的 1
第２項 用語の定義 1
第３項 計画の位置づけ 2
第４項 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱 3
第５項 町民、自主防災組織及び事業所の基本的責務 7
第６項 計画修正の要領 8
第２節 美深町の環境 9
第１項 自然的条件 9
第２項 社会的条件 11
第３項 美深町の災害記録 14
第４項 土砂災害危険区域 15
第３節 防災組織 17
第１項 町防災会議 17
第２項 災害対策本部 20
第４節 気象業務に関する計画 24

第２章　災害予防計画編

第１節 防災思想・知識の普及・啓発及び防災教育の推進に関する計画 34
第１項 実施責任 34
第２項 配慮すべき事項 34
第３項 普及・啓発及び教育の方法 35
第４項 普及・啓発及び教育を要する事項 35
第５項 学校等教育関係機関における防災思想・知識の普及・啓発及び教育の推進 35
第６項 普及・啓発の時期 36
第２節 防災訓練計画 37
第１項 訓練実施機関 37
第２項 訓練の種類 37
第３節 物資及び防災資機材の整備・確保に関する計画 38
第１項 食料その他の物資の確保 38
第２項 防災資機材等の整備 38
第３項 備蓄場所 38
第４節 相互応援（受援）体制整備計画 39
第１項 基本的な考え方 39
第２項 相互応援（受援）体制の整備 39
第３項 災害時におけるボランティア活動の環境整備 39
第５節 自主防災組織の育成等に関する計画 40
第１項 地域住民による自主防災組織 40
第２項 事業所等の防災組織 40
第３項 自主防災組織の編成 40
第４項 自主防災組織の活動 40
第６節 避難体制整備計画 43
第１項 避難誘導体制の構築 43
第２項 指定緊急避難場所の確保等 43
第３項 避難所の確保等 44
第４項 町における避難計画の策定等 45
第５項 防災上重要な施設の管理者等 46
第６項 暖房及び発電機の燃料確保の方法公共用地等の有効活用への配慮 46
第７節 避難行動要支援者等の要配慮者に関する計画 47
第１項 安全対策 47
第２項 外国人に対する対策 48
第８節 情報収集・伝達体制整備計画 49
第１項 防災会議構成機関 49

第２項 町、道及び防災関係機関 49
第９節 建築物災害予防計画 50
第１項 建築物防災の現状 50
第２項 予防対策 50
第３項 がけ地に近接する建築物の防災対策 50
第１０節 消防計画 51
第１項 消防体制の整備 51
第２項 消防力の整備 51
第３項 消防職員及び消防団員の教育訓練 51
第４項 広域消防応援体制 51
第１１節 水害予防計画 52
第１項 現況 52
第２項 予防対策 52
第３項 水防計画 53
第１２節 風害予防計画 54
第１項 予防対策 54
第１３節 雪害予防計画 55
第１項 町の体制 55
第２項 予防対策 55
第３項 雪害の発生が予想される時の対応 56
第１４節 融雪災害予防計画 57
第１項 町の体制 57
第２項 予防対策 57
第１５節 土砂災害予防計画 59
第１項 現況 59
第２項 予防対策 59
第３項 形態別予防計画 60
第４項 土砂災害警戒情報の伝達 60
第１６節 積雪・寒冷対策計画 61
第１項 積雪対策の推進 61
第２項 避難救出措置等 61
第３項 交通の確保 61
第４項 雪に強いまちづくりの推進 62
第５項 寒冷対策の推進 62
第６項 スキー客に対する対策 62
第１７節 複合災害に関する計画 63
第１項 予防対策 63
第１８節 業務継続計画の策定 64
第１項 業務継続計画（ＢＣＰ）の概要 64
第２項 業務継続計画（ＢＣＰ）の策定 64
第３項 庁舎等の災害対策本部機能等の確保 64

第３章　応急対策編

第１節 災害情報収集・伝達計画 65
第１項 情報及び被害状況報告の収集、連絡 65
第２節 災害通信計画 70
第１項 通信手段の確保等 70
第２項 電話及び電報の優先利用並びに通信途絶時等における措置等 70
第３節 災害広報・情報提供計画 73
第１項 災害広報及び情報等の提供の方法 73
第２項 安否情報の提供 73
第４節 応急措置実施計画 75
第１項 実施責任者 75
第２項 町の実施する応急措置 75
第３項 警戒区域の設定 75
第５節 避難対策計画 77
第１項 避難実施責任及び措置内容 77

第２項 避難措置における連絡、助言、協力及び援助 78
第３項 避難勧告、避難指示（緊急）又は避難準備・高齢者等避難開始の周知..... 78
第４項 避難方法 79
第５項 避難行動要支援者の避難行動支援..... 80
第６項 避難路及び避難場所等の安全確保..... 80
第７項 被災者の生活環境の整備..... 80
第８項 指定緊急避難場所の開設..... 81
第９項 指定避難所の開設 81
第１０項 指定避難所の運営管理等..... 81
第１１項 広域一時滞在 82
第６節 救助救出計画..... 85
第１項 実施責任 85
第２項 救助救出活動 85
第７節 災害警備計画..... 86
第１項 警察の任務 86
第２項 災害警備体制の確立 86
第８節 交通応急対策計画..... 87
第１項 交通応急対策の実施 87
第２項 道路の交通規制 87
第３項 緊急輸送のための交通規制..... 87
第４項 放置車両対策 89
第５項 緊急輸送道路ネットワーク計画..... 89
第９節 輸送計画..... 90
第１項 実施責任 90
第２項 輸送の方法 90
第３項 輸送費用の支払 90
第１０節 食料供給計画..... 91
第１項 実施責任 91
第２項 食料の供給 91
第３項 食料輸送計画 91
第１１節 給水計画..... 92
第１項 実施責任 92
第２項 給水の実施 92
第１２節 上下水道施設対策計画 93
第１項 上水道 93
第２項 下水道 93
第１３節 衣料・生活必需物資供給計画 94
第１項 実施責任 94
第２項 実施の方法 94
第３項 生活必需物資の確保 94
第４項 日本赤十字社北海道支部における災害救助物資の備蓄 94
第１４節 石油類燃料供給計画..... 95
第１項 実施責任 95
第２項 石油類燃料の確保 95
第１５節 電力施設災害応急計画..... 96
第１項 電力供給区域 96
第２項 応急対策 96
第１６節 ガス施設災害応急計画..... 97
第１項 応急対策 97
第１７節 医療救護計画..... 98
第１項 基本方針 98
第２項 医療救護活動の実施 98
第３項 輸送体制の確保 99
第４項 医薬品等の確保 99
第５項 広域的な医療救護活動の調整..... 99
第６項 臨時の医療施設に関する特例..... 100
第１８節 防疫計画..... 101
第１項 実施責任 101

第２項 防疫の実施組織 101
第３項 感染症の予防 101
第４項 患者等に対する措置 102
第５項 指定避難所等の防疫指導 102
第６項 家畜防疫 103
第１９節 廃棄物処理等計画 104
第１項 実施責任 104
第２項 廃棄物等の処理方法 104
第２０節 家庭動物等対策計画 105
第１項 実施責任 105
第２項 家庭動物等の取扱い 105
第３項 同行避難 105
第２１節 文教対策計画 106
第１項 実施責任 106
第２項 応急対象実施計画 106
第３項 文化財保全対策 107
第２２節 住宅対策計画 108
第１項 実施責任 108
第２項 実施の方法 108
第３項 資材等の斡旋、調達 110
第４項 住宅の応急復旧活動 110
第２３節 被災宅地安全対策計画 111
第２４節 行方不明者の捜索及び遺体の収容処理埋葬計画 112
第１項 実施責任 112
第２項 実施の方法 112
第２５節 障害物除去計画 114
第１項 実施責任 114
第２項 障害物除去の対象 114
第３項 障害物の除去の方法 114
第４項 除去した障害物の集積場所 114
第５項 放置車両の除去 114
第２６節 応急土木対策計画 115
第１項 災害の原因及び被害種別 115
第２項 応急土木復旧対策 115
第２７節 応急飼料計画 117
第１項 実施責任 117
第２項 実施の方法 117
第２８節 労務供給計画 118
第１項 供給方法 118
第２項 賃金及びその他の費用負担 118
第２９節 ヘリコプター等活用計画 119
第１項 基本方針 119
第２項 ヘリコプター等の活動内容 119
第３項 ヘリコプター等保有機関の活動等 119
第４項 ヘリコプター等保有機関の活動体制 119
第５項 町の対応 119
第３０節 自衛隊派遣要請及び派遣活動計画 121
第１項 災害派遣要請 121
第２項 派遣活動 122
第３項 自衛隊との情報交換 122
第４項 知事等の要請を待ついとまがない場合の自衛隊の災害派遣 122
第５項 自衛隊との連携強化 122
第６項 災害派遣時の権限 122
第３１節 広域応援・受援計画 124
第１項 国、道、市町村間の応援・受援活動 124
第２項 消防機関 124
第３２節 職員応援派遣計画 126
第１項 要請権者 126

第２項 要請手続等 126
第３項 派遣職員の身分取扱 126
第３３節 災害ボランティアとの連携計画 128
第１項 ボランティア団体・ＮＰＯの協力 128
第２項 ボランティアの受入れ 128
第３項 ボランティア団体・ＮＰＯの活動 128
第４項 ボランティア活動の環境整備 128
第３４節 災害救助法の適用と実施 130
第１項 実施体制 130
第２項 災害救助法の適用基準 130
第３項 救助法の適用手続き 130
第４項 救助の実施と種類 131
第５項 基本法と救助法の関連 132

第４章　地震災害対策編

第１節 計画の基本方針 133
第１項 実施責任 133
第２項 処理すべき事務又は業務の大綱 133
第２節 町民及び民間事業者の基本的責務等 134
第１項 町民の責務 134
第２項 事業者の責務 134
第３節 地震に強いまちづくり推進計画 136
第１項 地震に強いまちづくり 136
第２項 建築物の安全化 136
第３項 主要交通の強化 136
第４項 通信機能の強化 136
第５項 ライフライン施設等の機能の確保 137
第６項 復旧対策基地の整備 137
第７項 液状化対策等 137
第８項 危険物施設等の安全確保 137
第９項 災害応急対策等への備え 137
第４節 地震・津波に関する防災知識の普及・啓発 138
第５節 火災予防計画 140
第１項 地震による火災の防止 140
第２項 火災予防の徹底 140
第３項 予防査察の強化指導 140
第４項 消防力の整備 140
第５項 消防計画の整備強化 140
第６節 建築物等災害予防計画 141
第１項 建築物の防災対策 141
第２項 がけ地に近接する建築物の防災対策 141
第７節 土砂災害の予防計画 143
第１項 予防対策 143
第２項 形態別予防計画 144
第８節 積雪・寒冷対策計画 145
第１項 積雪対策の推進 145
第２項 交通の確保 145
第３項 雪に強いまちづくりの推進 145
第４項 寒冷対策の推進 145
第５項 スキー客等に対する対策 146
第９節 液状化災害予防計画 147
第１項 現況 147
第２項 液状化対策の推進 147
第１０節 地震火災等対策計画 149
第１項 消防活動体制の整備 149
第２項 火災発生、被害拡大危険区域の把握 149
第３項 相互応援協力の推進 149
第４項 地震火災対策計画の作成 149

第１１節 被災建築物安全対策計画 151
第１項 応急危険度判定の実施 151
第２項 石綿飛散防災対策 151
第１２節 業務継続計画の策定 152
第１項 業務継続計画（ＢＣＰ）の概要 152
第２項 業務継続計画（ＢＣＰ）の策定 152
第３項 庁舎等の災害対策本部機能等の確保 153
第１３節 複合災害に関する計画 154
第１項 予防対策 154

第５章　水防計画編

第１節 目　的 155
第１項 計画の目的 155
第２項 計画の位置づけ 155
第２節 用語の定義 156
第３節 水防の責務 158
第４節 予報及び警報等の伝達 160
第１項 水防活動に用いられる予報及び警報等の種類等 160
第２項 水防活動の利用に適合する予報及び警報等 160
第３項 大雨警報・洪水警報の危険度分布等 160
第５節 水防組織 164
第１項 美深町の水防組織 164
第２項 隣接市町村水防管理団体及び警察署の応援等 165
第６節 水防危険区域及び水防施設等 166
第１項 水防危険区域の指定 166
第７節 通信連絡 168
第１項 気象警報等の通信連絡 168
第８節 水防活動 169
第１項 水防配備体制 169
第２項 監視及び警戒 171
第３項 警戒区域設定 172
第４項 水防活動 172
第５項 避難・立退き 173
第６項 非常輸送 173
第７項 緊急通行 173
第８項 決壊通報 174
第９項 水防標識及び立入検査証 175
第１０項 水防信号 176
第９節 公用負担等 177
第１項 費用負担及び公用負担 177
第１０節 水防報告 178
第１項 水防報告 178
第２項 水防活動実施報告 178
第１１節 水防訓練 178
第１項 水防訓練の実施 178

第６章　事故災害対策計画編

第１節 道路災害対策計画 179
第１項 基本方針 179
第２項 災害予防 179
第３項 災害応急対策 179
第２節 鉄道災害対策計画 183
第１項 基本方針 183
第２項 災害予防 183
第３項 災害応急対策 184
第３節 危険物等災害対策計画 187
第１項 基本方針 187

第２項 危険物等の定義 187
第３項 災害予防 187
第４項 災害応急対策 190
第４節 大規模な火事災害対策計画 193
第１項 基本方針 193
第２項 災害予防 193
第３項 災害応急対策 194
第４項 災害復旧 196
第５節 林野火災対策計画 197
第１項 基本方針 197
第２項 予防対策 197
第３項 応急対策 199
第６節 航空災害対策計画 202
第１項 基本方針 202
第２項 災害予防 202
第３項 災害応急対策 202
第７節 大規模停電災害対策計画 205
第１項 基本方針 205
第２項 災害予防 205
第３項 災害応急対策 205

第７章　復旧計画編

第１節 災害復旧計画 208
第１項 実施責任者 208
第２項 復旧事業計画 208
第３項 災害復旧予算措置 209
第４項 激甚災害に係る財政援助措置 209
第２節 被災者援護計画 210
第１項 罹災証明書の交付 210
第２項 被災者台帳の作成及び台帳情報の利用・提供 210
第３項 融資・貸付等による金融支援 211
第４項 災害義援金の配分 211
第５項 相談所の開設 212

第１章　総　則　編

この章では、美深町地域防災計画の目的を初めとする計画の方針、美深町の町勢や災害環境と防災組織の計画が示されています。

第１節 計画の方針

第１項 計画の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 42 条に基づいて、美深町防災会議が作成する計画であり、美深町の地域に係る防災に関し、防災予防、災害応急対策及び災害復旧等の災害対策を実施するにあたり、防災関係機関が、その機能のすべてをあげて、美深町住民の生命・身体そして財産を災害から守るために、防災業務全般にわたり計画的に迅速的確に実施するため、次の事項を定め、美深町地域の防災の万全を期すことを目的とする。

1　美深町の区域を管轄し、若しくは区域内に所在する指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び公共的団体その他防災上重要な施設の管理者等が処理すべき防災上の事務又は業務の大綱の作成及び調整に関すること。
2　災害が発生し、又は発生する恐れがある場合に必要な防災の組織に関すること。
3　気象、水象、地象等による災害及び火災の未然防止と被害の軽減を図るための施設の整備及び改善等災害予防に関すること。
4　災害が発生した場合の給水、防疫及び食糧供給等災害応急対策に関すること。
5　災害復旧に関すること。
6　防災訓練に関すること。
7　防災思想の普及に関すること。

第２項 用語の定義

この計画において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

1　基本法　災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）をいう。
2　救助法　災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）をいう。
3　水防法　水防法（昭和 24 年法律第 193 号）をいう。
4　自衛隊法　自衛隊法（昭和 29 年法律第 165 号）をいう。
5　消防法　消防法（昭和 23 年法律第 186 号）をいう。
6　激甚法　激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和 37 年法律第 151 号）をいう。
7　町防災会議　美深町防災会議条例（昭和 38 年美深町条例第 14 号。以下「防災会議条例」という。）第１条に規定する美深町防災会議をいう。
8　本部　美深町災害対策本部条例（昭和 38 年美深町条例第 15 号）第１条に規定する美深町災害対策本部をいう。
9　町防災計画　防災会議条例に規定する美深町地域防災計画をいう。
10　防災関係機関　防災会議条例第３条第５項各号に掲げる委員の属する機関をいう。
11　災害　災害対策基本法第２条第１号に規定する災害をいう。
12　防災　災害対策基本法第２条第２号に規定する災害をいう。
13　要支援者　高齢者、障がい者、乳幼児及び妊婦等の災害時に特に配慮を要する者をいう。
14　災害時要支援者　要支援者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者をいう。

第３項 計画の位置づけ

「町防災計画」は町の総合的な防災計画として策定され、「基本法」をはじめ、中央防災会議が国の防災指針を定める「防災基本計画」、北海道防災会議が定める「北海道地域防災計画」及び指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関が定める「防災業務計画」と密接に関連し、これら上位計画との整合性を有している。

本計画は、町における災害対策のうち、おもに地震、風水害に関する計画であり、台風や集中豪雨等によるがけ崩れ、土石流などの土砂災害についても適用する。

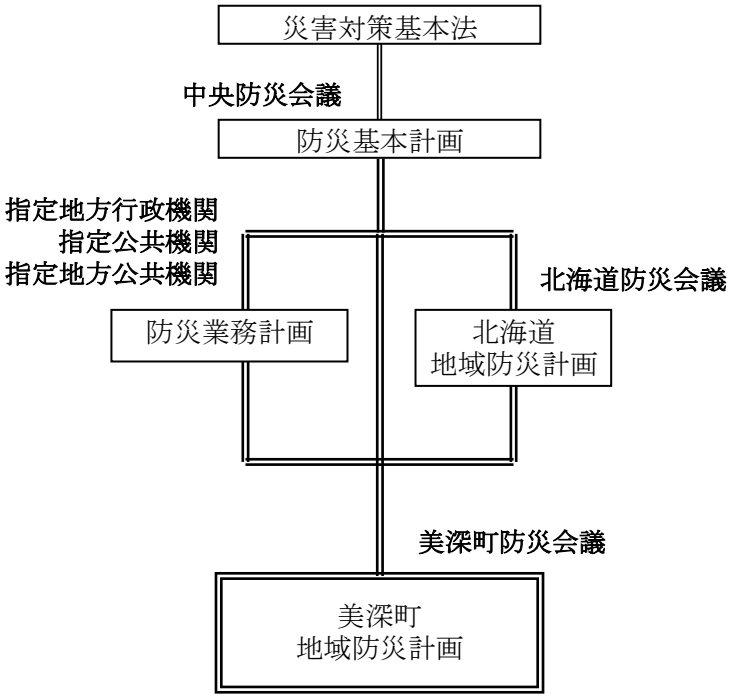

第４項 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱

町防災会議の構成機関、公共的団体及び防災上重要な施設の管理者の防災上処理すべき事務又は業務の大綱は、以下のとおりである。

１　美深町

機　関　名	事　務　又　は　業　務
美深町	①　町防災会議に関する事務を行うこと。 ②　本部の設置及び組織の運営を行うこと。 ③　防災に関する組織の整備を図り、物資及び資材の備蓄等、町内災害予防応急対策の総合調整を行うこと。 ④　美深町の所掌に係る災害予防、災害応急対策及び災害復旧対策を行うこと。 ⑤　防災知識の普及及び教育並びに過去の災害から得られた教訓を伝承する活動の支援に関すること。
美深町教育委員会	①　災害時における被災児童及び生徒の救護並びに応急教育の指導の実施に関すること。 ②　文教施設及び文化財の保全対策の実施に関すること。
上川北部消防事務組合 美深消防署 美深消防団	①　災害時における住民の生命、財産の保護に関すること。 ②　美深町の要請に基づき、防災対策の支援、協力を行うこと。 ③　その他消防業務に関すること。

２　指定地方行政機関

機　関　名	事　務　又　は　業　務
北海道開発局 旭川開発建設部 名寄河川事務所 士別道路事務所	①　所轄国道及び河川の維持管理及び災害応急対策並びに災害復旧を行うこと。 ②　災害時における所轄国道の交通確保を行うこと。 ③　水防団体に対する技術指導を行うこと。
北海道農政事務所 旭川地域センター	①　災害時における米穀の確保、応急供給及び緊急輸送を行うこと。 ②　災害時において必要に応じ陸上自衛隊備蓄の乾パンの所管換を行い応急供給を実施すること。 ③　災害応急飼料対策において、要請に応じて応急飼料として、小麦及び大麦を供給する等必要な措置を行うこと。
森林管理局 上川北部森林管理署	①　国有林につき保安林の配置の適正化と施業の合理化を図ること。 ②　国有林の復旧治山並びに予防治山を行うこと。 ③　林野火災の予防対策をたて、その未然防止を行うこと。 ④　災害時において町が要請した場合に、可能な範囲において緊急対策及び復旧用資材の供給を行うこと。
旭川地方気象台	①　気象、地象、地動及び水象の観測及びその成果の収集、発表を行う。 ②　気象、地象（地震にあっては、発生した断層運動による地震動に限る）、水象の予報・警報等の防災気象情報の発表、伝達および解説を行う。 ③　気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に努める。 ④　地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言を行う。 ⑤　防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に努める。 ⑥
北海道労働局 名寄労働基準監督署	①　事業所、工場等の産業災害の防災対策を図ること。

3　自衛隊（陸上自衛隊第2師団（第3普通科連隊名寄駐屯地））

事　務　又　は　業　務
①　防災訓練に、必要に応じ、部隊等の一部を協力させること。 ②　災害派遣要請権者の要請に基づき部隊等を派遣すること。 ③　災害に関する情報の収集、伝達に関すること。

4　北海道

機　関　名	事　務　又　は　業　務
上川総合振興局	①　防災に関する組織の整備を図り、物資及び資材の備蓄その他災害予防措置を講じること。 ②　災害応急対策及び災害復旧対策を行うこと。 ③　町及び指定地方公共機関の処理する防災に関する事務又は業務の実施を助け、総合調整を図ること。 ④　自衛隊の災害派遣要請を行うこと。 ⑤　災害救助法に基づき災害応急対策を行うこと。 ⑥　広域応援体制の調整を図ること。
上川総合振興局 旭川建設管理部 美深出張所	①　所轄道道及び河川の維持管理及び災害応急対策並びに災害復旧を行うこと。 ②　災害時における所轄道道の交通確保を行うこと。 ③　水防団体に対する技術指導を行うこと。
上川総合振興局 保健環境部 名寄地域保健室	①　医療・救護対策を行うこと。
上川総合振興局 北部森林室	①　道有林につき保安林の配置の適正化と施業の合理化を図ること。 ②　道有林の復旧治山並びに予防治山を行うこと。 ③　林野火災の予防対策をたて、その未然防止を行うこと。 ④　災害時において町が要請した場合に、可能な範囲において緊急対策及び復旧用資材の供給を行うこと。
上川農業改良普及センター上川北部支所	①　被災地の農作物及び家畜等の被害調査及び技術指導に関すること。

5　北海道警察

機　関　名	事　務　又　は　業　務
美深警察署	①　町民の避難誘導及び救助救出並びに緊急交通路の確保に関すること。 ②　災害情報の収集に関すること。 ③　被災地、避難場所、危険箇所等の警戒に関すること。 ④　犯罪の予防、取締り等に関すること。 ⑤　危険物に対する保安対策に関すること。 ⑥　広報活動に関すること。 ⑦　町他、各防災関係機関が行う防災業務の協力に関すること。

6　指定公共機関

機　関　名	事　務　又　は　業　務
北海道旅客鉄道㈱	①　災害時における鉄道輸送の確保を行うこと。 ②　災害時における救援物資の緊急輸送及び避難者の輸送について関係機関の支援を行うこと。
東日本電信電話（株） 北海道事業部北海道北支店	①　気象官署からの警報を町に伝達すること。 ②　非常及び緊急通信の取扱いを行うほか、必要に応じ電信電話の利用制限を実施し重要通信の確保を行うこと。
日本赤十字社 上川地区美深分区	①　災害時における医療、助産、遺体処理等の救助業務を実施すること。 ②　民間団体及び個人の行う救助活動の連絡調整を行うこと。 ③　災害義援金品募集（配分）委員会の運営を行うこと。

日本放送協会(NHK) 旭川放送局	① 気象予警報、被害状況等に関する報道を実施し、防災広報に関する業務を行うこと。
北海道電力㈱ 名寄営業所	① 電力供給の防災対策を行うこと。 ② 災害時における電力の円滑な供給を行うよう努めること。
日本郵便㈱ 名寄支店 美深郵便局	① 災害時における郵便輸送の確保及び郵便業務運営の確保に関すること。 ② 郵便の非常取扱いに関すること。 ③ 郵便局の窓口掲示板等を利用した広報活動を行うこと。

7　指定地方公共機関

機　関　名	事　務　又　は　業　務
民間放送事業者	① 防災に係る知識の普及に関すること。 ② 気象等特別警報・警報・注意報並びに情報等及び被害状況等に関する報道を実施し、防災広報に関する業務を行うこと。
(社)北海道医師会	① 災害時における救急医療を行うこと。
(社)旭川歯科医師会	① 災害時における歯科医療を行うこと。
(社)北海道獣医師会 旭川支部	① 災害時における家庭動物の対応を行うこと。
(社)北海道薬剤師会 旭川支部	① 災害時における調剤、医薬品の供給を行うこと。
美深土地改良区	① 土地改良施設の防災対策を行うこと。 ② 農業水利施設の災害応急対策及び災害復旧対策を行うこと。
(社)北海道バス協会	① 災害時における人員等の緊急輸送について関係機関の支援を行うこと。
(社)旭川地区 トラック協会	① 災害時における緊急物資及び災害対策用資材の緊急輸送について関係機関の支援を行うこと。
(社)北海道警備協会	① 災害時における交通誘導業務及び避難所の警備等について関係機関の支援を行うこと。
(社)北海道看護協会 上川北支部	① 災害時における看護業務の支援を行うこと。
(社)北海道 LP ガス協会 上川支部	① 災害時におけるエルピーガス供給活動の支援を行うこと。

8　公共的団体

機　関　名	事　務　又　は　業　務
北はるか農業協同組合 上川北農業共済組合 美深町森林組合	① 共同利用施設の災害応急対策及び復旧対策を行うこと。 ② 被災組合員に対する融資及びその斡旋を行うこと。 ③ 共済金支払いの手続きを行うこと。
美深町商工会 北星信用金庫美深支店 北洋銀行美深支店	① 災害時における物価の安定及び救助物資の確保について協力すること。 ② 被災商工業者に対する経営指導及び資金の融資並びに斡旋を行うこと。

美深町社会福祉協議会	①　被災生活困窮者に対する融資及びその斡旋を行うこと。 ②　被災者の保護についての協力を行うこと。
美深町自治会連合会自主防災組織	①　災害時における住民連携及び相互の奉仕協力を行うこと。 ②　非常食等の炊き出し及びボランティア活動を行うこと。 ③　避難所運営を行うこと。
美深厚生病院 一般病院・医院 ・診療所	①　災害時における医療及び防疫対策について協力すること。
運送事業者	①　災害時における救援物資及び応急対策物資の緊急輸送について関係機関の支援を行うこと。
危険物関係施設の管理者	①　災害時における危険物の保安に関する措置を行うこと。

第５項 町民、自主防災組織及び事業所の基本的責務

安全・安心を確保するためには、行政による災害対策を強化し「公助」を充実させていくことはもとより、町民一人ひとりや事業者等が自ら取り組む「自助」や、身近な地域コミュニティにおいて住民等が力を合わせて助け合う「共助」が必要となることから、個人や家庭、民間の事業者や団体等、様々な主体が連携して、災害に関する知識と各自の防災・減災対応に習熟し、その実践を促進する運動を展開するものとする。

１　町民の責務

町民は、「自らの身の安全は自らが守る」という防災の基本に立ち、平常時から、防災に関する知識の習得や食品、飲料水をはじめとする生活必需物資の備蓄など、自ら災害に対する備えを行うとともに、一般的に自分は大丈夫という思い込み（正常性バイアス）が働くことを自覚しながら、防災訓練など自発的な防災活動への参加や災害教訓の伝承に努めるものとする。

また、災害時には、まず、自らの身の安全を守るよう行動した上で、近隣の負傷者や避難行動要支援者への支援、避難所における自主的活動、道、市町村及び防災関係機関が実施する防災活動への協力など、地域における被害の拡大防止や軽減への寄与に努めるものとする。

（１）　平常時の備え

①　避難の方法(避難路、指定緊急避難場所等)及び家族との連絡方法の確認

②　「最低３日間、推奨１週間」分の食料、飲料水、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレットペーパー、ポータブルストーブ等の備蓄、非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池、携帯電話充電器等)）の準備

③　隣近所との相互協力関係のかん養

④　災害危険区域等、地域における災害の危険性の把握

⑤　防災訓練、研修会等への積極的参加による防災知識、応急救護技術等の習得

⑥　自治会における要配慮者への配慮

⑦　自主防災組織の結成による備蓄や訓練の実施

⑧　保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え等を行う。

（２）　災害時の対策

①　地域における被災状況の把握

②　近隣の負傷者や避難行動要支援者に対する救助・支援

③　初期消火活動等の応急対策

④　避難所での自主的活動や住民が主体となった避難所運営体制の構築

⑤　道・町・防災関係機関の活動への協力

⑥　自主防災組織の活動

（３）　災害緊急事態の布告があったときの協力

国の経済や公共の福祉に重大な影響を及ぼすような異常で激甚な非常災害が発生し、基本法第 105 条に基づく災害緊急事態の布告が発せられ、内閣総理大臣から社会的・経済的混乱を抑制するため、生活必需品等国民生活との関連性が高い物資や燃料等国民経済上重要な物資をみだりに購入しないこと等の協力を求められた場合は、道民はこれに応ずるよう努めるものとする。

２　事業者の責務

災害応急対策や災害復旧に必要となる、食料、飲料水、生活必需品等の物資・資材又は役務の供給・提供に関する者をはじめとする各事業者は、日常的に災害の発生に備える意識を高め、自ら防災対策を実施するとともに、道、市町村、防災関係機関及び自主防災組織等が行う防災対策に協力しなければならない。

このため、従業員や施設利用者の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域への貢献・地域との共生等、災害時に果たす役割を十分に認識し、各事業者において災害時に業務を継続するための事業継続計画（ＢＣＰ）を策定するとともに、防災体制の整備や防災訓練の実施、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組を継続的に実施するなどの取

組を通じて、防災活動の推進に努めるものとする。

（１）　平常時の備え

①　災害時行動マニュアル及び事業継続計画（ＢＣＰ）の策定

②　防災体制の整備

③　事業所の耐震化・耐浪化の促進

④　予想被害からの復旧計画策定

⑤　防災訓練の実施及び従業員等に対する防災教育の実施

⑥　燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応

⑦　取引先とのサプライチェーンの確保

（２）　災害時の対策

①　事業所の被災状況の把握

②　従業員及び施設利用者への災害情報の提供

③　施設利用者の避難誘導

④　従業員及び施設利用者の救助

⑤　初期消火活動等の応急対策

⑥　事業の継続又は早期再開・復旧

⑦　ボランティア活動への支援等、地域への貢献

３　町民及び事業者による地区内の防災活動の推進

（１）　町内の一定の地区内の居住者及び当該地区に事業所を有する事業者（要配慮者利用施設等の施設管理者を含む。）（以下「地区居住者等」という。）は、当該地区における防災力の向上を図るため、協働により、防災訓練の実施、物資等の備蓄、避難行動要支援者の避難支援体制の構築等の自発的な防災活動の推進に努めるものとする。

（２）　地区居住者等は、必要に応じて、当該地区における自発的な防災活動に関する計画を作成し、地区防災計画の素案として町防災会議に提案するなど、当該地区の市町村との連携に努めるものとする。

（３）　町防災会議は、地区防災計画の提案が行われたときは、遅滞なく、当該計画提案を踏まえて町地域防災計画に地区防災計画を定める必要性について判断し、必要があると認めるときは、町地域防災計画に地区防災計画を定める。

（４）　町は、自主防災組織の育成、強化を図るとともに、住民一人一人が自ら行う防災活動の促進により、町における地域社会の防災体制の充実を図るものとする。

４　町民運動の展開

災害に関する知識と各自の防災対策に習熟し、その実践を促進する町民運動が継続的に展開されるよう、災害予防責任者をはじめ、町民個人や家庭、事業者や団体等、多様な主体の連携により、防災の日、防災週間、水防月間、土砂災害防止月間、山地災害防止キャンペーン、津波防災の日、防災とボランティアの日、防災とボランティア週間等のあらゆる機会を活用し、防災意識を高揚するための様々な取組を行い、広く町民の参加を呼びかけるものとする。

第６項 計画修正の要領

美深町地域防災計画は、災害対策基本法第４２条の規定に基づき、随時検討を加え、必要に応じて修正を行う。

第２節 美深町の環境

第１項 自然的条件

本町は、上川総合振興局管内の北部中川郡に位置し、稚内市と旭川市を結ぶＪＲ宗谷本線 ・国道４０号のほぼ中央で、西方に天塩山地、 東方に函岳を主峰とする北見山地を望む盆地に開けた町です。

町内を道内第２の天塩川が南北に貫流し、北は音威子府村、南は名寄市、東は雄武町・枝幸町、西は幌加内町・中川町に隣接。面積は６７２．０９ｋ㎡の広大な面積を擁しています。

１ 位置及び面積

面積	位置		長さ		海抜
	緯度	経度	東西	南北	
672.09km²	北緯 44°28’52“	東経 140°20’34“	37.9km	30.4km	75m

２ 気象概要

本町は、北海道北部の中央に位置し、天塩山地、北見山地にはさまれた内陸地帯の盆地であるため、冬季と夏季の寒暖の差が極めて大きく、内陸性の気候を呈する。特に冬季は非常に寒く、１月～２月の最低気温はおよそ-30℃となることがある。昭和６年には日本一の最低気温となる－41.5 度を記録した。一方、夏季には、真夏日となることも多く、昭和 53 年に最高気温 35.9℃を観測している。

美深町の気象

年	気温(℃)					降水量(mm)		雪(寒候年・cm)	
	平均			最高	最低	合計	日最大	降雪の合計	最深積雪
	日平均	日最高	日最低						
平成21年	6.0	11.0	0.8	33.4	-22.7	1,098.5	57.5	867	147
平成22年	6.5	11.5	1.4	32.7	-24.6	1,381.0	77.5	869	141
平成23年	5.7	11.1	0.4	33.1	-26.5	1,191.5	74.5	510	90
平成24年	5.3	10.8	-0.2	33.5	-28.0	1,046.5	38.0	769	156
平成25年	5.7	10.8	0.6	32.6	-27.8	1,187.5	53.5	813	158
平成26年	5.5	11.1	-0.1	34.0	-30.7	1,304.5	115.5	682	147
平成27年	6.5	11.7	1.4	31.0	-27.5	975.0	50.0	634	115
平成28年	5.7	10.6	0.5	31.4	-27.3	1,435.0	98.5	770	174
平成29年	5.6	10.8	0.4	31.7	-28.3	1,167.0	67.0	714	128
平成30年	6.0	11.1	0.7	34.8	-25.1	1,180.0	91.5	761	177
平均	5.9	11.1	0.6	32.8	-26.9	1,196.7	72.4	739	143

※気象庁ホームページ：気象統計情報（過去の気象データ検索・北海道上川総合振興局美深）調べ

＊寒候年（前年秋から当年春）を表す。

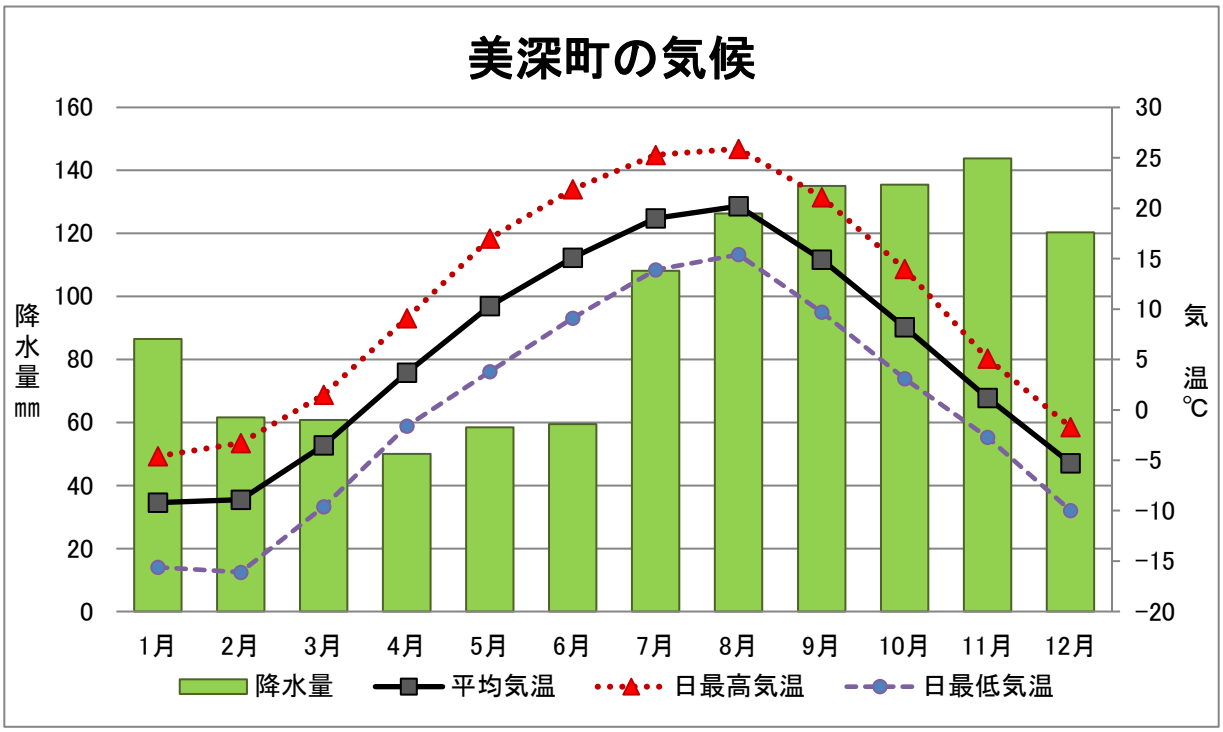

気温・降水量（1981～2010 年の平年値）
※気象庁ホームページ：気象統計情報（過去の気象データ検索

第２項 社会的条件

１　人口

本町の人口は、昭和３５年（１０月１日現在）に１４，０４６人を数えたが、以降、高度経済成長によって都市への人口流出が進み、平成１７年の国勢調査人口は、５，５１２人で平成２７年国勢調査(速報値)による人口は、４，６５９人で人口減少（過疎化）が続いている。

今後も出生率の低下、若年層の流出など、年少人口・生産年齢人口ともに減少が予測される。

一方で、老齢人口は平均寿命の伸びと合わせ、若年層の流出により、高齢者比率は、昭和６０年の国勢調査で１４．１％であり、この時点で既に高齢社会に達し、平成２１年（１０月１日現在）には３１．０％となっており、超高齢社会と言われる人口構成になっている。

人口及び世帯数の推移(国勢調査)

年度	世帯数	人口（人）			年齢別人口（人）			
		総数	男	女	～14 歳	15～64 歳	65 歳～	高齢化率
昭和 22 年	2, 240	12, 455	6, 234	6, 221	－	－	－	－
25 年	2, 328	13, 390	6, 788	6, 602	－	－	－	－
30 年	2, 464	13, 876	6, 967	6, 909	－	－	－	－
35 年	2, 773	14, 046	7, 094	6, 952	－	－	－	－
40 年	3, 051	13, 490	6, 733	6, 757	－	－	－	－
45 年	2, 939	11, 433	5, 530	5, 903	3, 218	7, 426	789	6. 9%
50 年	2, 745	9, 620	4, 722	4, 898	2, 367	6, 407	846	8. 8%
55 年	2, 647	8, 350	4, 006	4, 344	1, 774	5, 582	994	11. 9%
60 年	2, 619	7, 889	3, 805	4, 084	1, 498	5, 279	1, 112	14. 1%
平成 2 年	2, 450	7, 103	3, 390	3, 713	1, 126	4, 723	1, 254	17. 7%
7 年	2, 379	6, 540	3, 127	3, 413	930	4, 216	1, 394	21. 3%
12 年	2, 324	6, 040	2, 886	3, 154	787	3, 700	1, 553	25. 7%
17 年	2, 218	5, 512	2, 643	2, 869	631	3, 175	1, 706	31. 0%
22 年	2, 194	5, 178	2, 513	2, 665	548	2, 870	1, 760	34. 0%
27 年	2, 041	4, 659	2, 287	2, 372	431	2, 495	1, 733	37. 2%

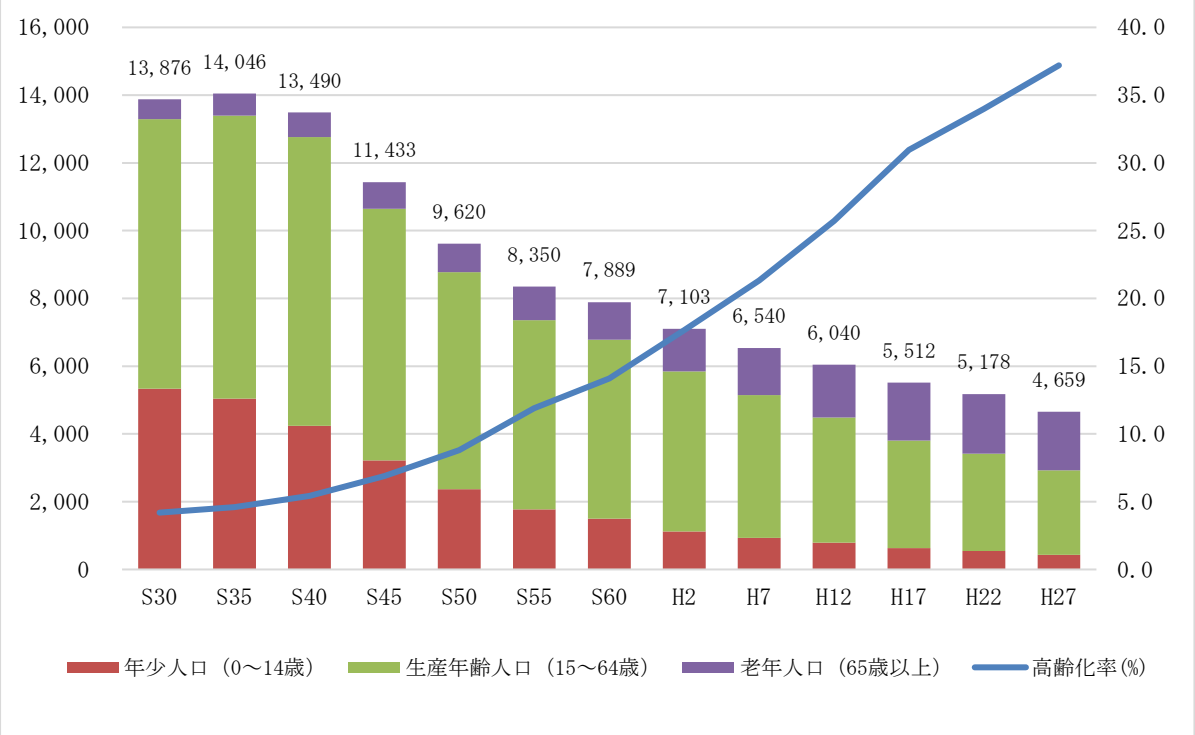

２　生活環境

（１）　水道

本町の水道は、簡易水道２事業、営農飲雑用水施設等８地区からなり、中央簡易水道事業は、市街地を中心としてその周辺の東、南、敷島地区の全区域と吉野地区の一部に給水しており、平成２７年３月末現在給水戸数２，１００戸となっている。また、水道施設では、浄水施設として緩速濾過池４池、配水施設として配水池３池・配水管等延長約４８，７１１．２ｍにより給水を行ない、施設の部分改修、機械の修繕・更新、配水管の更新、量水器取替などの施設整備を行っている。

北部簡易水道事業は、昭和６２年９月に美深地区農村総合整備モデル事業により北部営農飲雑用水施設が完成し、西里・紋穂内・大手・報徳・恩根内・楠・小車・富岡の１９９戸、給水人口３１６人に給水をしている。

その他地域の給水施設については、農村基盤整備事業などで玉川地区他７地区に利用組合の維持管理による施設が整備されており、水道普及率は、９９．２％となっている。

（２）　下水道

公共用水域の水質保全と衛生的で文化的な快適生活環境づくりのため、人口集中地区である市街地の下水道整備を行っており、供用開始区域内の各家庭の排水設備改造及びトイレの水洗化の未設置世帯が残っている。

（３）　道路

本町の交通網は、道北の動脈路として町の中央を国道４０号が南北に２４．０㎞が縦貫しており、国道２７５号は道央と道北を結ぶ路線として町内延長１８．１㎞を有している。

また、平成２２年３月の一般国道４０号名寄バイパスの美深ＩＣ供用に始まり、平成２５年３月には美深ＩＣから美深北ＩＣ間３．３㎞が開通し、全線名寄美深道路として敷設された。国道４０号と国道２７５号を基軸に、町東部を走る主要道々美深雄武線により道路幹線網が形成されている。

道道は７路線６２．４㎞のうち改良済５６．７㎞（９０．９％）、舗装済５６．７㎞（９０．７％）となっており、全線の早期改良舗装と交通安全施設の整備が望まれる。

一方、国道、道々に接続して町内１７の集落間を結んでいる町道２７４路線（実延長３２５．６㎞）については、毎年改良を進めており、整備状況は改良率６４．８％（実延長２１０．９㎞）、舗装率３５．９％（実延長１１６．８㎞）となっている。

多雪寒冷地帯である本町は、除排雪により冬期間の生活道路を確保し、除雪率は４２．７％（実延長１３９．０㎞）となっている。林道は５７，６９９ha に及ぶ森林面積のうち１０．５％、６，０４０ha が私有林でその林道延長は２２．２㎞にわたり、森林資源の利用と保育施業促進のため、林道・作業道の整備が必要である。

橋梁については、天塩川をはじめ大小１０余の河川があり、橋梁数も多く、国道２路線１８橋、道道７路線３６橋、町道にかかる１１１橋の全てが永久橋となっており、その改良率は１００．０％である。　（平成２９年現在）

道路現況　平成 29 年 3 月 31 日現在（単位：ｋｍ）

道路種別	実延長	種 別		除雪延長	除雪率（%）	改良未改良別		改良率（%）
		道路	橋りょう			改良済	未改良	
国道	23.8	22.4	1.4	23.8	100	23.8		100
	18.1	17.1	1.0	18.1	100	18.1		100
道道	62.4	60.8	1.6	50.1	80	56.7	5.7	91
町道	325.6	323.8	1.8	139.0	43	210.9	114.7	65
計	429.9	424.1	5.8	231.0	54	309.5	120.4	72

（４） 河川

本町の中央には、幹川流路延長 256 ㎞、流域面積 5,590 ㎞２の一級河川天塩川が流下する。

天塩川は、過去幾度となく洪水被害が発生しており、昭和 30 年 7 月洪水の被害にかんがみ、計画を再検討して、昭和 38 年に計画を改定した。更に、河川法の改正により昭和 41 年には、一級河川の指定を受け、それまでの計画を踏襲した工事実施基本計画を策定している。

その後、昭和 48 年 8 月の大洪水では、上・中流域を中心に洪水氾濫し、浸水面積 12,775ha、浸水家屋 1,255 戸、JR 名寄駅から美深駅間が冠水で不通となる等の被害が発生した。また、昭和 50 年 8 月には、上・下流域を中心に洪水氾濫し、浸水面積 11,640ha、浸水家屋 2,642 戸等の被害が発生した。

同年 9 月にも、下流域を中心に氾濫し、浸水面積 4,253ha、浸水家屋 117 戸の被害が発生した。昭和 56 年 8 月には天塩川の誉平地点流量が観測史上最大となる大洪水が発生し、浸水面積 15,625ha、浸水家屋 546 戸等全流域にわたって被害が発生した。

このように、昭和 48 年 8 月、昭和 50 年 8 月、9 月、昭和 56 年 8 月と数度にわたり、計画規模に迫る、あるいはこれを上回る大出水が発生したこと等から昭和 62 年に天塩川工事実施基本計画が改定（平成 6 年部分改定）された。

また、平成 9 年の河川法の改正に伴い、天塩川水系河川整備基本方針を平成 15 年 2 月に策定した。

町内には、天塩川水系の９河川の他、普通河川も数多く存在しているが、天塩川及びその支川は未だ整備途上であり、名寄川合流後の天塩川及びその支川名寄川では、戦後最大規模に相当する洪水流量に対して、河道断面が不足している状況にある。

また、洪水時には本川等の高い水位の影響により、内水被害を生ずる箇所がある。現在設置されている樋門・樋管の中には、老朽化等により治水機能の確保に支障を生じているものもあり、改築等の対策が必要である。

治水施設の整備は長期間を要することと、計画規模を上回る洪水が発生する可能性があることから、その被害をできるだけ軽減するため、危機管理対策に努める必要がある。

美深町の主要河川　平成 22 年 3 月 31 日現在（単位：ｋｍ）

河川名（水系名）	級別	河川町内延長(km)			
		総延長	2-7 区間	指定区間	普通区間
天塩川	1 級	30.3			
ペペケナイ川		15.8		8.6	7.2
オグルマナイ川		12.2		7.2	5.0
美深パンケ川		18.2		7.0	11.2
ウルベシ川		17.5	1.4	12.5	3.6
美深川		7.7	0.8	3.6	3.3
ペンケニウプ川		33.5	0.8	10.5	22.2
雄木禽川		11.2		6.5	4.7
オテレコッペ川		11.8		8.0	3.8

（以上「天塩川水系河川整備計画」から抜粋）

（５） 雪対策

本町は豪雪寒冷地帯であり、住民の冬の生活の交通安全の確保、日常生活の安全と利便向上を一層図らなければならない。

除排雪により冬期間の生活道路を確保し、グレーダー１台、タイヤドーザー２台、ダンプトラック１台、ロータリー除雪車１台、貨物トラック１台、小型除雪車１台等を保有し、除雪延長直営３３．８㎞、委託１０５．３㎞、あわせて、除雪率は、４１．６％となっており、冬期間の町道の維持や除排雪にあたっている。

第３項 美深町の災害記録

年　　月　　日	種　　別	被　　災　　状　　況
昭和３年４月 23 日	暴 風 雪	全町一円暴風雪となる
昭和６年６月～7 月	凶　　冷	低温、日照不足により農作物の収穫皆無
昭和７年７月～9 月	凶　　冷	大水害(被害面積 1,003 町８反) 低温、長雨により農作物の収穫皆無
昭和９年７月～9 月	凶　　冷	低温、早霜により農作物の収穫皆無
昭和 15 年８月８日	異常気象	異常低高温により６分作
昭和 16 年７月～8 月	凶　　冷	低温多雨により収穫皆無
昭和 17 年	融雪水害	詳細不明
昭和 22 年８月 15 日	大　　雨	天塩川はん濫、床上浸水 30 戸、床下浸水 72 戸
昭和 28 年７月～8 月	異常気象	異常低高温により収穫６分作 天塩川はん濫、床上浸水 25 戸、床下浸水 56 戸、災害救助法適用
昭和 29 年５月～7 月	異常気象	異常気象により収穫２分作
昭和 29 年９月 26 日	台　　風	台風 15 号被害、災害救助法適用
昭和 30 年７月～8 月	大　　雨	7 月２日、7 月 22 日、8 月 29 日の３回にわたり大雨 天塩川はん濫、床上浸水 175 戸、床下 211 戸、流失家屋２戸
昭和 31 年７月～8 月	凶　　冷	低温多雨により収穫皆無
昭和 37 年７月～9 月	長　　雨	長雨により６分作
昭和 39 年３月 17 日	地すべり	仁宇布 19 線で融雪による地すべり延長 100m
昭和 39 年８月	凶　　冷	低温により４分作
昭和 40 年８月	凶　　冷	低温により５分作
昭和 41 年８月	凶　　冷	低温により７分作
昭和 44 年８月	凶　　冷	低温、早霜により５分作
昭和 48 年８月	豪　　雨	内水はん濫（美深：183mm/3 日）
昭和 50 年８月	豪　　雨	外水はん濫（美深：119mm/3 日）
昭和 50 年９月	豪　　雨	内水はん濫及び外水はん濫
昭和 56 年８月上旬	豪　　雨	豪雨、床上浸水 10 戸、床下浸水 62 戸、田畑被害 980ha 道路被害 30 ヶ所（美深：221mm/3 日）
平成６年８月	豪　　雨	内水はん濫（美深：101mm/3 日）９線川他
平成 13 年９月	豪　　雨	内水はん濫（美深：147mm/3 日）
平成 18 年５月 10～11 日	低 気 圧	融雪出水により川西地区（ウルベシ川合流点）、紋穂内で内水はん濫（恩根内観測所で警戒水位超過、美深橋観測所で指定水位超過）
平成 18 年 10 月７～9 日	低 気 圧	山沿いで総雨量 200mm 超過、恩根内観測所で警戒水位超過、美深橋観測所で指定水位超過し９線地区でポンプ稼働
平成 22 年７月 27～30 日	低 気 圧	恩根内地区で内水はん濫床下浸水
平成 23 年９月２日	停滞前線	30 日 8:47 天塩川はん濫注意情報発表 土砂災害警戒情報(上川北部)28 日 15:40,29 日 9:58 土砂災害警戒情報 9/3　13：46　大手地区、敷島地区浸水被害
平成 26 年８月４～5 日	豪　　雨	累積雨量 17 時間 151mm。美深６線地区と９線地区でポンプ稼働
平成 26 年８月 24～25 日	豪　　雨	11 時間の累積雨量 80mm。１時間の雨量は 28.5mm（過去最高）
平成 28 年８月 17 日	台風７号	累積雨量 93mm、時間雨量最大 19mm、ポンプ稼働(９線,11 線) 土砂災害警戒情報(17 日 17：55～23：30)　農地冠水９戸 29.4ha
平成 28 年８月 20～21 日	台風 11 号	累積雨量 49mm、21 日 18 時に氾濫注意水位(71.7m) ポンプ稼働(９線,11 線)
平成30年９月６日3:07発生	北海道胆振東部地震	美深町：震度２　停電発生 9/6 3:25～全域復旧 9/7 20:00 地震による被害：なし、停電による被害 18,860 千円

第４項 土砂災害危険区域

町の水害土砂災害の危険箇所は以下のようになっている。

１　氾濫危険区域

本町における対象河川の過去の主要洪水における水害特性を踏まえ、住民が避難する必要がある区間・箇所は以下のとおりである。

（１）　警戒すべき区間

・天塩川左岸：美深町清水地先（KP102.8）～美深町川西地先（KP131.2）
・天塩川右岸：美深町清水地先（KP102.8）～美深町南地先（KP133.8）

（２）　現況稼動における流下能力特性

KP102.8～KP131.2（左岸）・KP133.8（右岸）の区間は、現況河道の流下能力（HWL 評価）が、計画高水流量を下回るとともに、整備目標流量を下回る。

KP102.8～KP131.2（KP133.8）の区間において、現況河道の流下能力（HWL 評価）が計画高水流量を下回るとともに、左岸・左岸ともに KP102.8～KP103.8 までの区間で整備目標流量を下回る。

（３）　施設の整備状況

ア　天塩川築堤の状況
・無堤区間が左岸で約 8km、右岸で約 6km の延長を有している。
・右岸では暫定堤防の区間が約 12km と長く、左岸の約 6km と比較して 2 倍の延長となっている。

イ　樋門、樋管及び排水機場の設置状況
・天塩川上流（美深町の区間）では、樋門・樋管が 34 箇所設置されている。
・排水機場は、3 箇所設置されている。（そのうち 2 箇所は救急内水対策排水機場）

（４）　特に警戒すべき区間・箇所

ア　危険箇所
・天塩川左岸：美深町小車地先（KP107.6）、美深町大手地区地先（KP114.2）、美深町川西地区地先（KP124.8）
・天塩川右岸：美深町東北地区地先（KP107.2）、美深町恩根内地区地先（KP114.2）、美深町西紋地区地先（KP119.2）、美深町美深地区地先（KP128.2）

イ　重要水防箇所
・天塩川上流の美深町流域における重要水防箇所。

2　土砂災害危険区域

本町の土砂災害危険区域は、土石流危険渓流 7 渓流、地すべり危険箇所が 6 箇所指定されている。それぞれの渓流及び危険箇所の一覧を以下に示す。

土石流危険渓流一覧

図番号	渓流番号	渓流名	市町村名	工事有無
土 001	Ⅱ44-0070	六郷一の沢川	美深町	
土 002	Ⅱ44-0080	ホクトウベツの沢川	美深町	
土 003	Ⅱ44-0090	報徳一の沢川	美深町	
土 004	Ⅱ44-0100	報徳二の沢川	美深町	
土 005	Ⅱ44-0110	小車の沢川	美深町	
土 006	Ⅱ44-0300	オキ十二線の沢川	美深町	
土 007	Ⅱ44-0310	東二号の沢川	美深町	
美深町 計 7 渓流				

地すべり危険箇所一覧

図番号	箇所番号	箇所名	市町村名	工事有無
地 001	252	豊清水	美深町	
地 002	253	紋穂内	美深町	
地 003	254	報徳（1）	美深町	
地 004	255	報徳（2）	美深町	
地 005	469	仁宇布	美深町	
地 006	252	豊清水	美深町	
美深町 計 6 箇所				

資料編 資料-４　　災害危険区域・箇所

第３節 防災組織

第１項 町防災会議

災害の予防、応急対策及び復旧対策等の災害対策活動に即応する体制を確立し、災害対策の総合的運営を図るため、防災に関する組織及びその運営に関して、以下のように定める。

１　町防災会議の組織

町及び防災関係機関は、美深町の地域に係る災害の予防、応急及び復旧対策等の防災諸活動に即応する体制を確立し、災害対策の総合的運営を図るため、災害対策基本法第 16 条第６項の規定に基づき、美深町防災会議条例により防災会議の組織及び事務分掌を定める。

（１）　町防災会議の組織

町防災会議は、美深町長を会長とする。ただし、会長に事故があるときは、あらかじめ委員の中から指名する職務代理者を副町長とする。町防災会議の委員は次の防災関係機関及び団体をもって構成する。

町防災会議を構成する委員
①　指定地方行政機関の職員のうちから町長が任命する者
②　北海道知事の部内の職員のうちから町長が任命する者
③　北海道警察の警察官のうちから町長が任命する者
④　町長がその部内の職員のうちから指名する者
⑤　町の教育委員会の教育長
⑥　消防署長ならびに消防団長
⑦　指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから町長が任命する者
⑧　その他の公共的機関の職員のうちから町長が任命する者

（２）　防災会議の所掌事務

町防災会議が所掌する事務は以下のとおり。

①　町防災計画の作成及びその実施の推進
②　災害に関する情報の収集
③　水防法第３３条の水防に関する事項の調査審議
④　防災関係機関相互間の連絡調整

（３）　町防災会議の運営

町防災会議の運営は、美深町防災会議条例の定めるところによる。

町防災会議　委員

	役職	機関種別	機関名	役職
1	会長	⑸美深町	美深町	町長
2	委員	⑴指定地方行政機関	旭川開発建設部 名寄河川事務所	所長
3			旭川開発建設部 士別道路事務所	副所長
4		⑵自衛隊	陸上自衛隊名寄駐屯地 第３普通科連隊	第3中隊長
5		⑶北海道知事	上川総合振興局 北部森林室	室長
6			旭川建設管理部 美深出張所	所長
7			上川農業改良普及センター上川北部支所	支所長
8		⑷北海道警察	北海道美深警察署	署長
9		⑹美深町教育委員会	美深町教育委員会	教育長
10		⑺消防団	美深消防団長	団長
11		⑻指定公共機関	北海道電力(株)名寄ネットワークセンター	所長
12			東日本電信電話(株)北海道事業部 北海道北支店	支店長
13			日本郵便株式会社美深郵便局	局長
14		⑼指定地方公共機関	美深土地改良区	理事長
15		⑽公共的団体	北はるか農業協同組合	代表理事組合長
16			上川北部石油協同組合 美深支部	代表
17			美深町商工会	会長
18			美深町社会福祉協議会	会長
19			美深町自治会連合会	会長
20		⑸美深町	美深町	副町長
21			総務課	課長
22			保健福祉課	課長
23			住民生活課	課長
24			農務課	課長
25			建設水道課	課長
26			上川北部消防事務組合 美深消防署	署長

（任期：平成 30 年 11 月 9 日～平成 32 年 3 月 31 日）

美深町防災会議組織図

- 美深町防災会議
  - 会長（美深町長）
    - 指定地方行行政機関
      - 旭川開発建設部名寄河川事務所（所長）
      - 旭川開発建設部士別道路事務所（副所長）
    - 自衛隊
      - 陸上自衛隊名寄駐屯地第３普通科連隊
    - 北海道
      - 上川総合振興局北部森林室（室長）
      - 旭川建設管理部美深出張所（所長）
      - 上川農業改良普及センター上川北部支所(支所長)
    - 北海道警察
      - 美深警察署（署長）
    - 美深町
      - 副町長
      - 総務課長
      - 住民生活課長
      - 保健福祉課長
      - 農務課長
      - 建設水道課長
    - 美深町教育委員会
      - 教育長
    - 消防機関
      - 美深消防署（署長）
      - 美深消防団（団長）
    - 指定公共機関
      - 北海道電力（株）名寄営業所（所長）
      - 東日本電信電話（株）北海道事業部北海道北支店（支店長）
      - 日本郵便株式会社美深郵便局（局長）
    - 指定地方公共機関
      - 美深土地改良区
    - 公共的団体
      - 北はるか農業協同組合
      - 上川北部石油業協同組合美深支部
      - 美深町商工会
      - 美深町社会福祉協議会
      - 美深町自治会連合会

資料編 資料−１　美深町防災会議条例

第２項 災害対策本部

町は、災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、基本法第 23 条第１項にしたがって、災害対策本部を設置し、迅速な災害応急対策を実施する。

町は、災害情報を一元的に把握し、共有することができる体制の整備を図り、適切な対応がとれるよう努めるとともに、災害対策本部の機能の充実・強化に努めるものとする。

１　災害対策本部組織体制

災害対策本部長（以下「本部長」）は、美深町長とし、災害対策副本部長（以下「副本部長」）は、美深町副町長及び教育長とする。本部長に事故があるときは、美深町副町長又は教育長を本部長代理とする。

町全職員は災害対策本部員（以下「本部員」）とする。

美深町災害対策本部　体制系統図

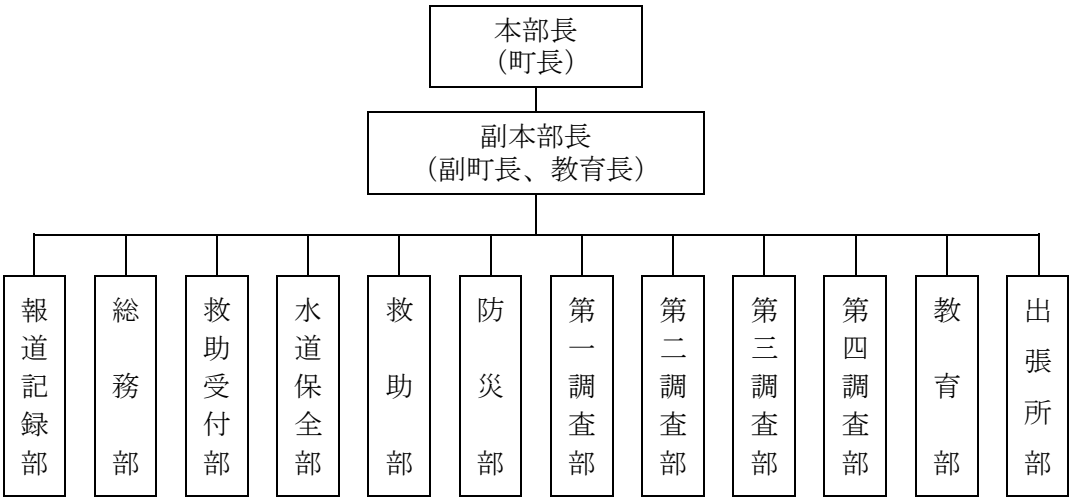

資料編 資料−２　美深町災害対策本部条例

本部設置基準		
風水害		・特別警報（大雨・暴風）が発表されたとき。 ・大型台風の接近等で多くの住家や人的被害が発生し、被害の拡大が予想されるとき。 ・多くの地域で避難勧告や孤立集落の被害等が発生し、応急対策が必要なとき。 ・多くの交通機関の障害、生活基盤の被害が発生し、応急対策が必要なとき。
雪害		・特別警報（暴風雪・大雪）が発表されたとき。 ・大雪による被害が大規模で、広域にわたるとき。
大事故等	航空災害	・人命の救助救出活動の難航が予想されるとき。
	道路災害	・被害が大規模なとき。 ・人命の救助救出活動の難航が予想されるとき。
	危険物等災害	・被害が大規模なとき。 ・人命の救助救出活動の難航が予想されるとき。
	大規模火災	・被害が大規模なとき。 ・人命の救助救出活動の難航が予想されるとき。
	林野火災	・火災が複数の市町村にわたり消火活動の難航が予想されるとき。 ・人命の救助救出活動の難航が予想されるとき。
	冷（温）害	・各地で冷（温）害被害が発生したとき。
	大規模停電災害	・人命の救助救出案件が多数発生し、被害や停電の影響が拡大し、長期化が予想されるとき。
地震災害		・震度６弱以上の地震が発生したとき。 ・地震による被害が発生したとき、または発生するおそれがあるとき。

（１） **本部各部の職員配置**

本部の職員配置は、下記とする。

各部の所掌業務は、主担当グループが主に実施するものとし、大規模災害等で人員が不足するときは、本部長は、適宜人員配置を変更出来るものとする。そのため、あらかじめ大規模災害時の主たる支援担当を定め、主担当係の業務を代行できるよう平常時から訓練しておくものとする。

本部 対策部	部長	部員
報道記録部	企画グループ主幹	企画グループ 総務グループ
総務部	総務課長	総務グループ
救助受付部	議会事務局長	議会事務局 保健福祉グループ
水道保全部	水道住宅グループ主幹	水道住宅グループ
救助部	保健福祉課長	生活環境グループ 保健福祉グループ
防災部	建設水道課長	建設林務グループ
第１調査部	農務課長	農業グループ
第２調査部	農業委員会事務局次長	農業グループ 企画グループ
第３調査部	会計管理者	農業グループ 出納室
第４調査部	税務グループ主幹	税務グループ
教育部	教育次長	教育グループ　　学校給食センター 幼児センター
出張所部	住民生活課長	恩根内出張所

（２） 本部の業務分掌

本部対策部	所掌災害対策業務
報道記録部	・緊急避難の周知に関すること。 ・災害状況の収集、集計、報告に関すること。 ・災害日誌及び記録に関すること。 ・災害広報及び公聴の企画実施に関すること。 ・被災地の広報活動及び巡回公聴活動に関すること。 ・報道機関との連絡に関すること。 ・災害報道記事及び災害写真の収集に関すること。
総務部	・会議に関すること。 ・本部の庶務に関すること。 ・気象等の予警報及び災害情報を受理し、部内情報を関係機関に周知すること。 ・災害情報の収集及び伝達、報告に関すること。 ・各部との連絡調整に関すること。 ・消防との連絡調整に関すること。 ・警察との連絡調整に関すること ・隣接町村との連絡に関すること。 ・災害応急対策の樹立に関すること。 ・災害復旧の計画に関すること。 ・災害救助法の適用に関すること。 ・自衛隊の出動要請に関すること。 ・災害時の非常通信計画の作成及び実施に関すること。 ・無線施設の応急措置及び復旧対策に関すること。 ・災害本部の配車計画及び応急車両の確保に関すること。 ・災害時の医薬品、その他衛生材料の供給及び確保に関すること。 ・避難所の施設管理に関すること。 ・職員の派遣等に関すること。 ・災害義援金に関すること。 ・その他、各部に属さないこと。
救助受付部	・町民等の避難誘導に関すること。 ・被災者・避難者の輸送に関すること。 ・被災者の避難施設への受入れに関すること。 ・災害ボランティア活動の状況把握、連絡調整に関すること。
水道保全部	・水道施設の被害調査及び応急対策、復旧対策に関すること。 ・被災地に対する給水計画及び応急措置に関すること。 ・給水施設被害現場に対する給水輸送計画に関すること。 ・市街地の浸水対策に関すること。 ・下水道施設の復旧対策に関すること。
救助部	・災害時の応急食料、医療、生活必需品、その他物資の緊急購入計画の作成、及びその他物資の供給計画の作成及び実施に関すること。 ・被災者に対する炊出し・物資配給計画の作成及び実施に関すること。 ・救助法に基づく救援物資の調達及び配分。 ・緊急物資（食糧、水、生活必需品等）の輸送に係る関係機関との連絡調整に関すること ・災害関連公害の予防指導に関すること。 ・保健所、医師会等の災害関係機関への連絡調整に関すること。 ・被災地の防疫等環境衛生保持に関すること。

防　　災　　部	・交通不能箇所の調査及び通行路線の決定に関すること。 ・道路、橋梁、河川、その他土木関係の被害調査及びその応急対策、復旧対策に関すること。 ・災害応急資材の調達配分、備蓄計画の作成及び実施に関すること。 ・土木施設、公園施設の応急災害対策工事施工に関すること ・被災地の住宅対策に関すること。 ・災害時の建築用資材の需給計画に関すること。 ・避難所応急仮設住宅の建築に関すること。 ・被災地の住宅建築指導に関すること。 ・住宅金融支援機構の特別融資及び災害住宅融資の斡旋に関すること。
第　1　調　査　部 ・ 第　2　調　査　部 ・ 第　3　調　査　部 ・ 第　4　調　査　部	・遺体の埋葬に関すること。 ・被害状況（人的及び住家）の調査に関すること。 ・被災企業の調査及び復旧対策に関すること。 ・商工業関係の被害調査及び復旧対策に関すること。 ・観光施設関係の被害調査及び復旧対策に関すること。 ・社会福祉施設の被害調査及び応急対策、復旧対策に関すること。 ・農林畜産施設、農作物、林野、家畜の災害に関する被害調査に関すること。 ・社会教育施設、体育施設の被害調査及び応急対策、復旧対策に関すること。 ・教育施設の被害調査及び応急対策、復旧対策に関すること。
教　　育　　部	・災害時における児童生徒の避難方法、誘導方法の指導に関すること。 ・被災児童生徒の医療及び防疫に関すること。 ・被災児童生徒の教科書・学用品の配布に関すること。 ・文化財の保全に関すること。 ・給食施設の保全警防に関すること。 ・被災児童生徒の給食に関すること。
出　張　所　部	・恩根内出張所に関すること。

（３）　設置場所

本部は、役場庁舎内に置くものとする。

ただし、庁舎が被災し、使用できない場合は、美深消防署に設置するものとし、美深消防署が被災し、使用できない場合は、施設の被災状況を確認した上で、安全が確認された他の公共施設に設置するものとする。

（４）　廃止

町長は、災害の発生するおそれがなくなったとき、若しくは災害応急対策がおおむね完了したときは、本部を廃止する。

（５）　通知

町長は、本部を設置し、または廃止したときは、防災関係機関、報道機関及び住民に対し、それぞれ迅速な方法をもって周知するものとする。

２　現地災害対策本部

本部長は、迅速、かつ、的確な災害応急対策を実施するため必要と認めるときは、被災現地に現地本部を設置するものとする。

第４節 気象業務に関する計画

大雨、台風及び地震（地震にあっては、発生した断層運動による地震動に限る）及び水象等の予警報に関する組織、業務等は以下に定める。

１　予報区

予報区は、北海道全域を対象とする北海道地方予報区、地方予報区を分割した府県予報区があり、さらに行政区画によって調整した次の細分区に分かれる。

地方予報区 （担当気象台）	府県予報区	一次細分区域	二次細分区域	市町村
北海道地方 （札幌管区気象台）	上川・留萌地方 （旭川地方気象台）	上川地方	上川北部	美深町
			上川中部	
			上川南部	
		留萌地方	留萌北部	
			留萌中部	
			留萌南部	

２　気象等に関する特別警報・警報・注意報及び火災気象通報

気象等に関する特別警報・警報・注意報並びに火災気象通報の発表、伝達等は、気象業務法(昭和 27 年 6 月 2 日法律第 165 号)、水防法(昭和 24 年 6 月 4 日法律第 193 号)、及び消防法(昭和 23 年 7 月 24 日法律第 186 号) の規定に基づき行うもので、特別警報・警報・注意報の種類、発表基準、発表方法、伝達方法等は次によるものとする。

（１）　気象等に関する特別警報・警報・注意報の種類、発表基準及び伝達

ア　種類及び発表基準

（ア）　気象等に関する特別警報

警報の発表基準をはるかに超える異常な現象が予想され、重大な災害が起こるおそれが著しく大きい場合、その旨を警告して行う予報。発表は市町村単位で発表される。

現象の種類	基　　準	
大　雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想され、若しくは、数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により大雨になると予想される場合	
暴　風	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により	数十年に一度の強度の暴風が吹くと予想される場合
高　潮		台風や同程度の温帯低高潮になると予想される場合
波　浪		気圧により高波になると予想される場合
大　雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合	
暴風雪	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により、雪を伴う暴風が吹くと予想される場合	

※　地面現象の特別警報は、大雨特別警報に含めて「大雨特別警報（土砂災害)」として発表される。

（イ）　気象等に関する警報・注意報

ａ　気象警報

大 雨 警 報	大雨による重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。大雨警報には括弧を付して、大雨警報（土砂災害)、大雨警報（浸水害)、大雨警報（土砂災害、浸水害）として、特に警戒すべき事項が明記される。
大 雪 警 報	大雪により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
暴 風 警 報	暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
暴 風 雪 警 報	雪を伴う暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害などによる重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかける。

b　気象注意報

大雨注意報	大雨による災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
大雪注意報	大雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
強風注意報	強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
風雪注意報	雪を伴う強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 「強風による災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による災害」のおそれについても注意を呼びかける。
濃霧注意報	濃い霧により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
雷注意報	落雷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。また、発達した雷雲の下で発生することの多い竜巻等の突風や「ひょう」による災害についての注意喚起が付加されることもある。急な強い雨への注意についても雷注意報で呼びかけられる。
乾燥注意報	空気の乾燥により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、火災の危険が大きい気象条件を予想した場合に発表される。
なだれ注意報	「なだれ」により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
着氷注意報	著しい着氷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、通信線や送電線、船体などへの被害が起こるおそれのあるときに発表される。
着雪注意報	著しい着雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、通信線や送電線、船体などへの被害が起こるおそれのあるときに発表される。
融雪注意報	融雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、浸水、土砂災害などの災害が発生するおそれがあるときに発表される。
霜注意報	霜により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、早霜や晩霜により農作物への被害が起こるおそれのあるときに発表される。
低温注意報	低温により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、低温のために農作物などに著しい被害が発生したり、冬季の水道管凍結や破裂による著しい被害の起こるおそれがあるときに発表される。

c　洪水警報及び注意報

洪水警報	大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。対象となる重大な災害として、河川の増水や氾濫、 堤防の損傷や決壊による重大な災害があげられる。
洪水注意報	大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。

※　地面現象及び浸水警報・注意報は、その警報及び注意報事項を気象警報及び気象注意報に含めて行われる。

（２） 防災気象情報と警戒レベル

警戒レベル	住民が自ら行動をとる際の判断に参考となる情報 （警戒レベル相当情報）		
	洪水に関する情報		土砂災害に関する情報
	水位情報が ある場合	水位情報が ない場合	
警戒レベル５ （美深町が発令）	氾濫発生情報	（大雨特別警報（浸水害）） ※1	（大雨特別警報（土砂災害））※1
警戒レベル４ （美深町が発令）	氾濫危険情報	・洪水警報の危険度分布 （非常に危険）	・土砂災害警戒情報 ・土砂災害に関するメッシュ情報 （非常に危険） ・土砂災害に関するメッシュ情報 （極めて危険）※2
警戒レベル３ （美深町が発令）	氾濫警戒情報	・洪水警報 ・洪水警報の危険度分布 （警戒）	・大雨警報（土砂災害） ・土砂災害に関するメッシュ情報（警戒）
警戒レベル２ （気象庁が発表）	氾濫注意情報	・洪水警報の危険度分布 （注意）	・土砂災害に関するメッシュ情報 （注意）
警戒レベル１ （気象庁が発表）			

※１　大雨特別警報は、洪水や土砂災害の発生情報ではないものの、災害が既に発生している蓋然性が極めて高い情報として、警戒レベル５相当情報［洪水］や警戒レベル５相当情報［土砂災害］として運用する。ただし、市町村長は警戒レベル５の災害発生情報の発令基準としては用いない。

※２　「極めて危険」については、現行では避難指示（緊急）の発令を判断するための情報であるが、今後、技術的な改善を進めた段階で、警戒レベルへの位置付けを改めて検討する。

注）　市町村が発令する避難勧告等は、市町村が総合的に判断して発令するものであることから、警戒レベル相当情報が出されたとしても発令されないことがある。

（３） 注意報・警報の発表基準

美　深　町		府県予報区		上川・留萌地方
		一次細分区域		上川地方
		二次細分区域		上川北部
警報	大雨	（浸水害）	雨量基準	1 時間雨量 50mm
		（土砂災害）	土壌雨量指数基準	131
	洪水		雨量基準	－
			流域雨量指数基準	ウルベシ川流域＝9
			複合基準	－
	暴風		平均風速	16m/s
	暴風雪		平均風速	16m/s 雪による視程障害を伴う
	大雪		降雪の深さ	12 時間降雪の深さ 50cm
	波浪		有義波高	
	高潮		潮位	
注意報	大雨		雨量基準	1 時間雨量 30mm
				85
	洪水		雨量基準	－
			流域雨量指数基準	ウルベシ川流域＝4
			複合基準	－
	強風		平均風速	12m/s
	強風		平均風速	10m/s 雪による視程障害を伴う
	大雪		降雪の深さ	12 時間降雪の深さ 30cm
	波浪		有義波高	
	高潮		潮位	
	雷		落雷等により被害が予想される場合	
	融雪		60mm 以上：24 時間雨量と融雪量(相当水量)の合計	
	濃霧		視程	200m
	乾燥		最小湿度 30% 実効湿度 60%	
	なだれ		①24 時間降雪の深さ 30cm 以上 ②積雪の深さ 50cm 以上で、日平均気温 5℃以上	
	低温		4 月　～ 6 月	（平均気温）平年より 6℃以上低い
			7 月　～ 8 月上旬	（気温）14℃以下が 12 時間以上継続
			8 月中旬～10 月	（平均気温）平年より 6℃以上低い
			11 月　～ 3 月	（最低気温）平年より 12℃以上低い
	霜		最低気温 3℃以下	
	着氷		－	
	着雪		気温 0℃くらいで、強度並以上の雪が数時間以上継続	
記録的短時間大雨情報			1 時間雨量	90mm

（気象庁：警報・注意報発表基準一覧表）

土壌雨量指数　：　土壌雨量指数は、降雨による土砂災害の発生の危険性を示す指標で、土壌中に貯まっている雨水の量を示す指数。解析雨量、降水短時間予報をもとに、５km メッシュ四方の領域ごとに算出する。

流域雨量指数基準　：　流域雨量指数は、降雨による洪水災害発生の危険性を示す指標で、対象となる地域･時刻に存在する流域の雨水の量を示す指数。解析雨量、降水短時間予報をもとに、５km メッシュ四方の領域ごとに算出する。

（４） 土砂災害警戒情報

ア　土砂災害警戒情報

大雨警報（土砂災害）発表中に、大雨による土砂災害が発生する危険性がさらに高まった時に、市町村長が防災活動・避難勧告等の判断や、住民の自主避難の判断の参考となるよう、総合振興局又は振興局と気象台が共同で作成し、市町村等ごとに発表する。

なお、これを補足する情報である気象庁の土砂災害警戒判定メッシュ情報（https://www.jma.go.jp/jp/doshamesh/）で、実際に危険度が高まっている場所を確認することができる。

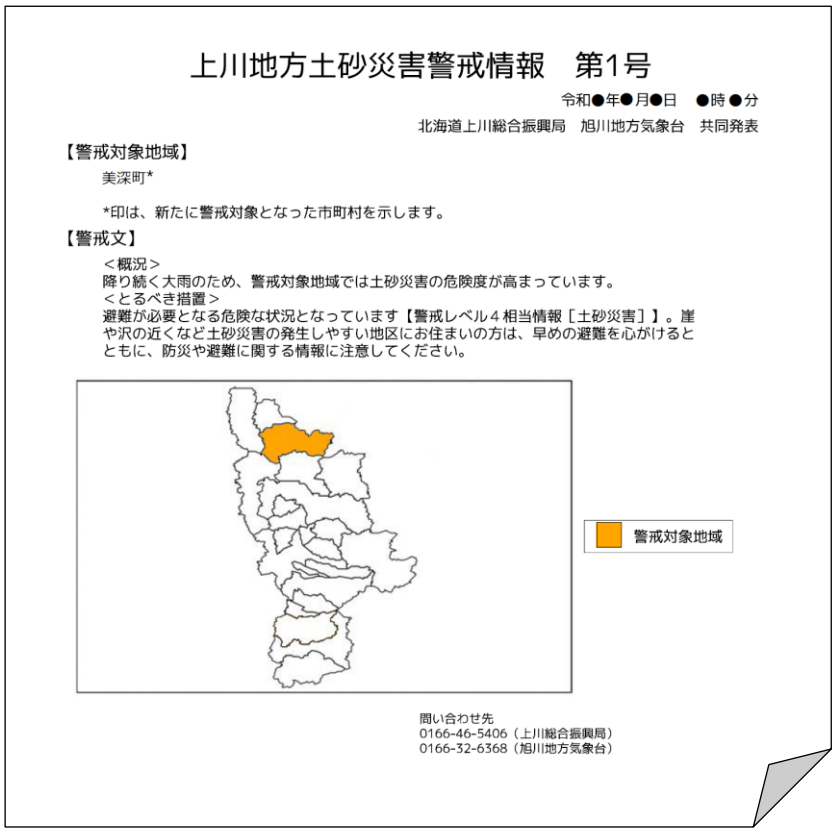

上川地方土砂災害警戒情報　第1号

令和●年●月●日　●時●分

北海道上川総合振興局　旭川地方気象台　共同発表

【警戒対象地域】

美深町*

*印は、新たに警戒対象となった市町村を示します。

【警戒文】

＜概況＞
降り続く大雨のため、警戒対象地域では土砂災害の危険度が高まっています。
＜とるべき措置＞
避難が必要となる危険な状況となっています【警戒レベル４相当情報［土砂災害］】。崖や沢の近くなど土砂災害の発生しやすい地区にお住まいの方は、早めの避難を心がけるとともに、防災や避難に関する情報に注意してください。

問い合わせ先
0166-46-5406（上川総合振興局）
0166-32-6368（旭川地方気象台）

イ　土砂災害警戒情報の伝達経路

土砂災害警戒情報の住民への伝達経路は以下による。

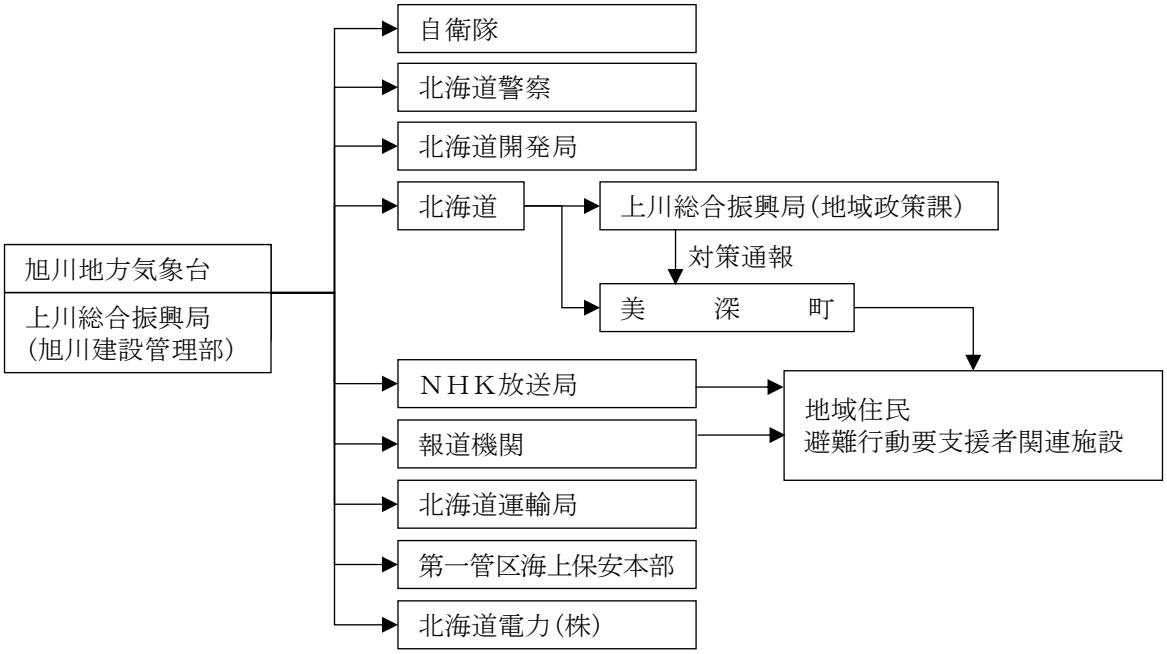

（５） 水防活動の利用に適合する予報及び警報

水防活動の利用に適合する予報及び警報は下表の左欄のとおりである。ただし、これらはそれぞれ、下表右欄に示す一般の利用に適合する大雨注意報・警報、洪水注意報・警報をもって代える。

水防活動用気象注意報	大雨注意報
水防活動用気象警報	大雨警報
	大雨特別警報
水防活動用洪水注意報	洪水注意報
水防活動用洪水警報	洪水警報

（６） 火災に関するもの

ア　火災気象通報

気象官署が行う火災気象通報の発表及び終了の通報は、消防法第 22 条の規定に基づき、旭川地方気象台から北海道に通報する。通報を受けた北海道は直ちに、町へ通報する。

イ　火災気象通報の通報基準

火災気象通報の通報基準は以下のとおりである。

> 実効湿度が 60%以下、最小湿度が 30%以下、若しくは、平均風速が 12m/s　以上と予想される場合。
> なお、平均風速が基準以上であっても、降水及び降雪の状況によっては火災気象通報を行わない場合がある。

ウ　林野火災気象通報

林野火災気象通報は、火災気象通報の一部として行う。

（７） 指定河川洪水予報

河川の増水や氾濫などに対する水防活動の判断や住民の避難行動の参考となるように、あらかじめ指定した河川について、区間を決めて水位又は流量を示して発表する警報及び注意報。

ア　指定河川及び担当

水系名	河川名	担当
天塩川	天塩川	旭川地方気象台、旭川開発建設部

イ　種類及び発表基準

種類	標題	概要
洪水警報	氾濫発生情報	氾濫が発生したとき、氾濫が継続しているときに発表される。 新たに氾濫が及ぶ区域の住民の避難誘導や救援活動等が必要となる。
	氾濫危険情報	基準地点の水位が氾濫危険水位に達したとき、氾濫危険水位以上の状態が継続しているときに発表される。 いつ氾濫が発生してもおかしくない状況。避難等の氾濫発生に対する対応を求める段階であり、避難勧告等の発令の判断の参考とする。
	氾濫警戒情報	基準地点の水位が氾濫危険水位に達すると見込まれるとき、避難判断水位に達しさらに水位の上昇が見込まれるときに発表される。 避難準備等の氾濫発生に対する警戒を求める段階で

		あり、避難準備・高齢者等避難開始の発令の判断の参考とする。
洪水注意報	氾濫注意情報	基準地点の水位が氾濫注意水位に達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき、氾濫注意水位以上で、かつ避難判断水位未満の状態が継続しているとき、避難判断水位に達したが水位の上昇が見込まれないときに発表される。 氾濫の発生に対する注意を求める段階である。

ウ　伝達

北海道開発局と旭川地方気象台等が共同で発表する場合

（水防法第 10 条第 2 項、気象業務法第 14 条の 2 第 2 項）

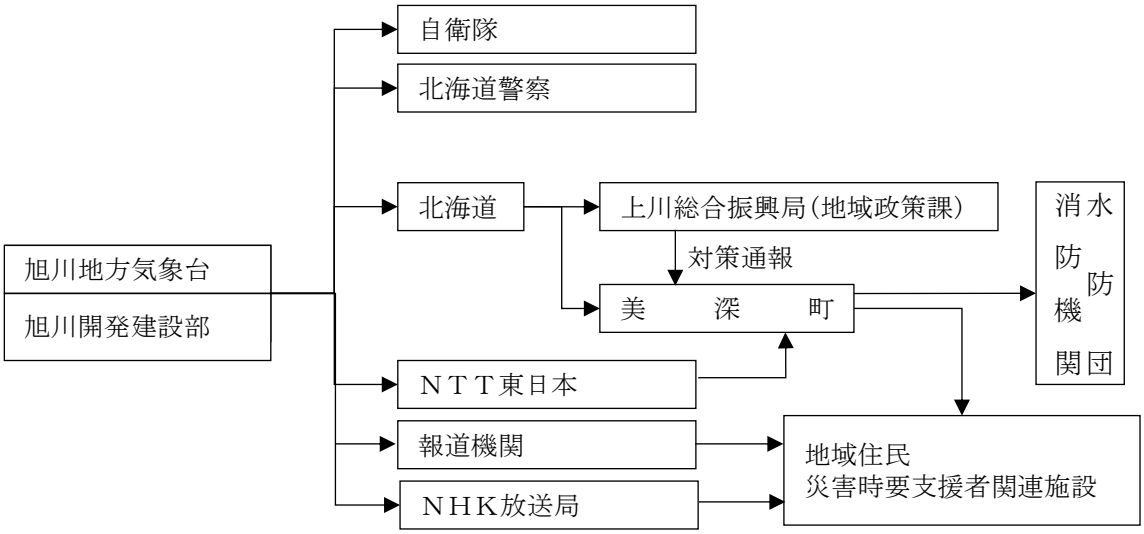

（８）　気象情報

予報に関する気象情報は目的別に次のように分けられる。

ア　地方気象情報、府県気象情報

気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の注意を解説する場合等に発表する情報。

イ　台風に関する気象情報

北海道地方への台風の影響が予想される場合に、住民に対して、台風の状況の周知と防災対策の必要性を喚起することを目的として発表する情報。

ウ　記録的短時間大雨情報

府県予報区内で、数年に一度程度しか発生しないような猛烈な短時間の大雨を観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）したときに、府県気象情報の一種として発表する情報。

この情報が発表されたときは、土砂災害や低地の浸水、中小河川の増水・氾濫といった災害発生につながるような猛烈な雨が降っている状況であり、実際に災害発生の危険度が高まっている場所については、警報の「危険度分布」で確認することができる。

※　大雨警報（土砂災害）の危険度分布（土砂災害警戒判定メッシュ情報）：
https://www.jma.go.jp/jp/doshamesh/index.html

※　大雨警報（浸水害）の危険度分布：
https://www.jma.go.jp/jp/suigaimesh/inund.html

※　洪水警報の危険度分布：https://www.jma.go.jp/jp/suigaimesh/flood.html

エ　竜巻注意情報

積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、雷注意報が発表されている状況下において竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっている時に発表する情報。なお、実際に危険度が高まっている場

所については竜巻発生確度ナウキャストで確認することができる。また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があった地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を発表する。

この情報の有効期間は、発表から１時間である。

※　高解像度降水ナウキャスト（竜巻発生確度ナウキャスト）：
https://www.jma.go.jp/jp/highresorad/

３　地震動警報

地震動の予報・警報に位置づけられている緊急地震速報は以下の内容である。

予報・警報	内　容	用いる名称
地震動警報	最大震度５弱以上の揺れが予想されたときに、強い揺れが予想される地域に対し地震動により重大な災害が起こるおそれのある旨を警告して発表するもの	「緊急地震速報（警報）」又は「緊急地震速報」
地震動予報	最大震度３以上又はマグニチュード 3.5 以上等と予想されたときに発表するもの	「緊急地震速報（予報）」

（気象庁：緊急地震速報（警報）及び（予報）について）

4　注意・警報・特別警報の伝達

気象官署が発表する注意・警報の伝達は、次に示す伝達系統図に基づいて行う。伝達の手段は、電話、広報車、その他最も有効な方法により迅速かつ的確に行う。

注意・警報等伝達系統図

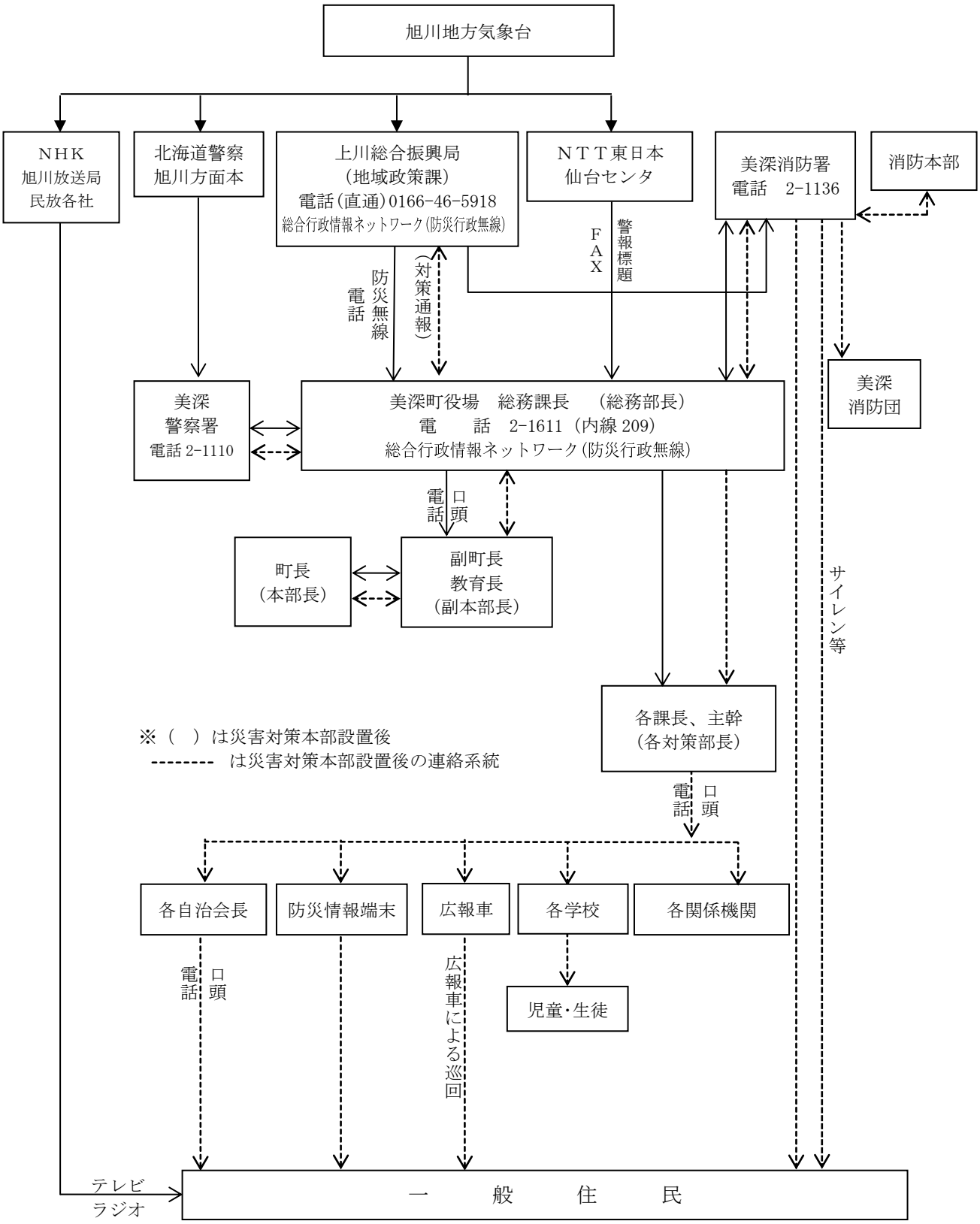

5　予警報の受理及び伝達

（1）　予報警報の受理

気象官署が発表する予警報は総務課長が受理する。

総務課長が不在の場合は、総務Ｇ主幹が代わって受理し、直ちに総務課長に報告を行う。夜間又は休日等、受領担当職員が不在の時は夜警員が受理し、直ちに総務課長にその旨報告を行う。

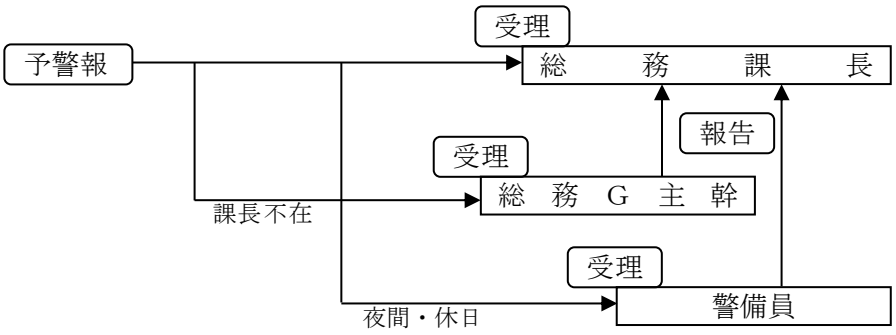

（2）　予報警報の伝達

予警報を受理した総務課長は、町長及び副町長へ報告し、必要に応じて関係課長及び防災関係機関に連絡する。

夜間休日に警備員が予警報を受理した場合、又は総務課長が不在で総務Ｇ主幹が予警報を受理した場合で、総務課長が予警報の伝達を実施できない理由がある時、総務Ｇ主幹が予警報の伝達を行う。

総務Ｇ主幹より報告を受けた総務課長は、適切な人員配置を行い、災害情報及び被害情報の収集・伝達、パトロール及び警戒等、必要な活動を行う。また、総務課長は、防災上必要と認められる場合は、広報係に指示して、一般住民に対して予警報の周知を行う。

また、総務課長は気象予警報及び災害情報等の内容により、本部の設置基準（第１章 第３節 第２項 災害対策本部）を超えるか、又は超えることが予想される場合、速やかに美深町長及び副町長に報告し、本部設置の判断を得る。

通常時の伝達経路

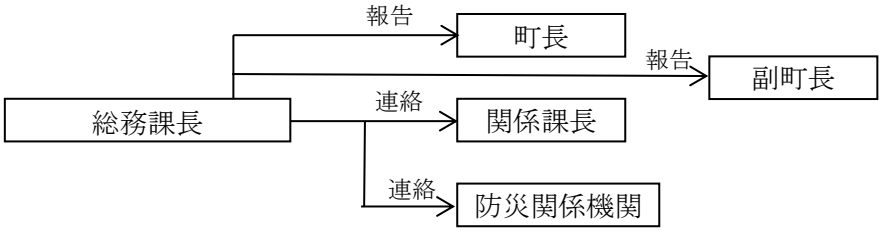

夜間・休日の伝達経路（総務課長の不在時）

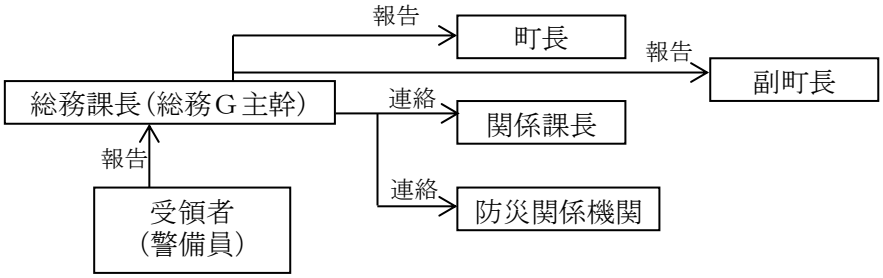

資料編 資料-8　各団体連絡責任者等

第２章　災害予防計画編

この章には、町防災計画のうち、災害発生を予防するために実施する予防対策の計画が示されています。

災害対策の目標は、災害の発生又は拡大を未然に防止することであり、災害予防は、あらゆる防災の基礎をなすものであることから、災害予防責任者は、それぞれの組織を通じて相互に協力し、災害発生又は拡大の未然防止のため必要とする施策を誠実に実施し、災害発生原因の除去及び施設の改善に努めるとともに、科学的知見及び過去の災害から得られた教訓を踏まえて絶えず改善を図るものとする。

特に、災害時においては状況が刻々と変化していくことと、詳細な情報を伝達するいとまがないことから、情報の発信側が意図していることが伝わらない事態が発生しやすくなる。このようなことを未然に防ぐ観点から、関係機関は、防災対策の検討等を通じて、お互いに平時から災害時の対応についてコミュニケーションをとっておくこと等により、「顔の見える関係」を構築し信頼感を醸成するよう努めるとともに、訓練・研修等を通じて、構築した関係を持続的なものにするよう努めるものとする。

また、国、道及び市町村は、円滑な災害応急対策及び災害復旧に資するよう、物資供給等の事業者と協定を締結しておくなど協力体制を構築するとともに、老朽化した社会資本について、その適切な維持管理に努めるものとする。

なお、市町村は、当該市町村の地域において災害が発生するおそれのある区域（以下「災害危険区域」という。）を把握し、警戒避難体制の整備等を行うとともに、道、市町村及び防災関係機関は、災害危険区域における災害予防策を講じるものとする。

第１節 防災思想・知識の普及・啓発及び防災教育の推進に関する計画

防災関係職員及び住民に対する防災思想・知識の普及・啓発並びに防災教育の推進については、この計画の定めるところによる。

第１項 実施責任

町及び防災関係機関は、災害を予防し、または、その拡大を防止するため、職員に対して防災に関する教育、計画的かつ継続的な研修、実践的な訓練を行うとともに、住民に対する防災思想・知識の普及・啓発及び防災教育の推進により、防災意識の高揚を図り、地域における防災活動の的確、かつ、円滑な実施が推進されるよう次の項目について、努めるものとする。

１　教育機関、民間団体等との密接な連携の下、防災に関する教育を実施するものとする。

２　住民等の防災意識の向上及び防災対策に係る地域の合意形成の促進のため、防災に関する様々な動向や各種データを分かりやすく発信するものとする。また、災害による人的被害を軽減する方策は、住民等の避難行動が基本となることを踏まえ、避難勧告等の意味と内容の説明など、啓発活動を住民等に対して行うものとする。

３　過去に起こった大災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大災害に関する検証結果や調査分析結果等の各種資料を広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般の人々が閲覧できるよう公開に努めるものとする。

４　地域の防災活動におけるリーダーの育成に努めるものとする。

第２項 配慮すべき事項

１　東日本大震災をはじめとする、我が国の大規模災害の教訓等を踏まえ、複合災害時における住民の災害予防及び災害応急措置等に関する知識の普及・啓発に努めるものとする。

２　要支援者に十分配慮し、地域において要支援者を支援する体制が確立されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努めるものとする。

３　公共施設を活用するなど、地域コミュニティにおける多様な主体の関わりの中で防災に関する教育の普及推進を図るものとする。

第３項 普及・啓発及び教育の方法

防災思想・知識の普及・啓発及び防災教育の推進は、次の方法により行うものとする。

１　広報誌の活用
２　ホームページの活用
３　パンフレットの配布
４　ＤＶＤ、パネル等の活用
５　新聞、テレビ、ラジオ等の活用
６　インターネット、ＳＮＳの活用
７　諸行事、防災訓練等による普及
８　防災イベントや研修会、講習会、講演会等の開催
９　学校教育の場の活用
10　その他

第４項 普及・啓発及び教育を要する事項

１　計画の概要
２　災害に対する一般的知識
３　災害の予防措置
（１）　自助（身を守るための備えや備蓄）・共助の心得
（２）　火災予防の心得
（３）　台風襲来時の家庭の保全方法
（４）　農作物の災害予防事前措置
（５）　自助の心得
ア　非常用食料、飲料水、身の回り品等、非常持出品や緊急医療の準備
イ　建物の耐震診断と補強、家具の固定、ガラスの飛散防止
ウ　災害情報の正確な入手方法
（６）　その他
４　災害の応急措置
（１）　災害対策の組織、編成、分掌事項
（２）　災害の調査及び報告の要領・方法
（３）　防疫の心得及び消毒方法、清潔方法の要領
（４）　災害時の心得
ア　気象情報の種別と対策
イ　家庭内、組織内の連絡体制
ウ　出火の防止及び初期消火の心得
エ　スーパー等外出時における地震発生時の対処方法
オ　自動車運転時の心得
カ　救助・救護に関する事項
キ　避難場所、避難路及び避難方法等避難対策に関する事項
ク　水道、電力、ガス、電話などの地震災害時の心得
ケ　要援護者への配慮
５　災害復旧措置
（１）　被災農作物に対する応急措置
（２）　その他
６　その他必要な事項

第５項 学校等教育関係機関における防災思想・知識の普及・啓発及び教育の推進

１　学校においては、児童生徒等に対し、災害の現象、災害の予防等の知識の向上及び防災の実践活動（災害時における避難、保護の措置等）の習得を積極的に推進するものとする。
２　学校における体系的な防災教育に関する指導内容の整理、防災教育のための指導時間の確保

など、防災に関する教育の充実に努めるものとする。

3　学校において、外部の専門家や保護者等の協力の下、防災に関する計画やマニュアルの策定が行われるよう促すものとする。

4　児童生徒等に対する防災教育の充実を図るため、教職員等に対する防災に関する研修機会の充実等に努めるものとする。

5　防災教育は、学校等の種別、立地条件及び児童生徒等の発達段階等の実態に応じた内容のものとして実施するものとする。

6　社会教育においては、ＰＴＡ、各種サークル等、青年団体、女性団体等の会合や各種研究集会等の機会を活用し、災害の現象、防災の心構え等の防災知識の普及に努めるものとする。

第６項 普及・啓発の時期

防災の日、防災週間、水防月間、土砂災害防止月間、及び防災とボランティアの日、防災とボランティア週間等、普及の内容により最も効果のある時期を選んで行うものとする。

第２節 防災訓練計画

災害応急対策を円滑に実施するため、災害予防責任者がそれぞれ、または他の災害予防責任者と共同して行う防災に関する知識及び技能の向上と、住民に対する防災知識の普及を図ることを目的とした防災訓練については、この計画の定めるところによる。

第１項 訓練実施機関

訓練は、町及び防災関係機関が自主的に訓練計画を作成し、それぞれ、または他の災害予防責任者と共同して実施するものとする。

また、学校、自主防災組織、民間企業、ボランティア団体、要支援者を含めた地域住民等の地域に関係する多様な主体と連携した訓練を実施するよう努めるものとする。

なお、災害対応業務に習熟するための訓練に加え、課題を発見するための訓練の実施に努めるとともに、訓練後において評価を行い、それを踏まえた体制の改善について検討する。

第２項 訓練の種類

防災訓練は、関係機関との緊密な連携の上、それぞれ災害応急対策の万全を期するため、次に掲げる訓練を実施するものとする。

１　総合防災訓練

災害時における応急対策活動の円滑な実施を図るため、防災関係機関との共同により各種災害を想定した訓練を実施し、防災に関する知識、技術の向上及び連携強化を図るとともに、住民参加により防災意識の普及と啓発を図ることを目的として実施する。

主な訓練として、水防訓練、消防訓練、救急救出救助訓練、避難訓練（避難所体験）、情報通信（配信）訓練、炊き出し訓練、給水訓練等を実施する。

２　火災避難訓練

火災発生時における避難経路の確認と、生命の安全を第一とする通報訓練、避難訓練、消火訓練を実施し、防火意識の高揚を図る。

３　職員非常参集訓練

勤務時間外の大規模災害発生時における職員の迅速な災害対応体制の構築を図るため、緊急連絡網等を活用した非常参集の指示伝達と各職員が定められた場所に集まる非常参集訓練を実施する。

４　その他防災に関する訓練

他防災関係機関で実施する訓練への協力、その他防災に関する訓練を実施する。

第３節 物資及び防災資機材の整備・確保に関する計画

道、町及び関係機関は、災害時において住民の生活を確保するための食料その他の物資の確保、及び災害発生時における応急対策活動を円滑に行うための防災資機材等の整備に努めるとともに、地域内の備蓄量、供給事業者の保有量の把握に努めるものとする。

その際、要配慮者向けの物資等の確保に努めるものとする。

第１項 食料その他の物資の確保

１　町及び道は、予め食料関係機関及び保有業者と食料調達に関する協定を締結するなど、食料、飲料水、燃料及び毛布等生活必需品等の備蓄及び調達体制を整備し、災害時における食料、その他の物資の確保に努めるものとする。

また、応急飲料水の確保及び応急給水資機材の整備(備蓄)に努めるものとする。

２　町及び道は、防災週間、防災関連行事等を通じ、住民や事業者に対し、「最低３日間、推奨１週間」分の食料及び飲料水、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレットペーパー、ポータブルストーブ等の備蓄に努めるよう啓発を行う。

第２項 防災資機材等の整備

道、町及び関係機関は、災害時に必要とされる発電機、資機材及び避難所のスロープの整備充実を図るとともに、町は、非常用発電機の整備のほか積雪・寒冷期において発生した場合の対策として、暖房器具・燃料等の整備に努め、道及び関係機関は、市町村の整備の取組を支援し、補完する。

第３項 備蓄場所

備蓄場所については、大規模広域災害となった場合でも、初期応急対策が行えるよう、次のとおり分散して備蓄するが、必要に応じて、随時検討することとし、備蓄品目、数量も整備状況に応じて、随時検討を行うものとする。

名 称	位 置	管理責任者
美深町役場庁舎	美深町字西町１８番地	総務課長
美深町民体育館	美深町字西１条北１丁目	教育委員会次長

第４節 相互応援（受援）体制整備計画

災害予防責任者は、その所掌事務または業務について、災害応急対策若しくは災害復旧の実施に際し他の者を応援する、または他の者の応援を受けることを必要とする事態に備え、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

また、町、道及び指定地方行政機関は災害時におけるボランティア活動が果たす役割の重要性を踏まえ、平常時からボランティアとの連携に努めるものとする。

第１項 基本的な考え方

災害予防責任者は、災害発生時に各主体が迅速、かつ、効果的な災害応急対策等が行えるよう、平常時から相互に協定を締結するなど、連携強化に努めるとともに、企業等に委託可能な災害対策に係る業務については、予め企業等との間で協定を締結し、輸送拠点として輸送拠点として活用可能な民間事業者の管理する施設を把握しておくなど、そのノウハウや能力等の活用に努めるものとする。

また、災害の規模や被災地のニーズに応じて円滑に他の地方公共団体や防災関係機関から応援を受けることができるよう、応援・受援に関する連絡・要請の手順や応援機関の活動拠点、資機材等の集積・輸送体制等について必要な準備を整えるよう努めるものとする。併せて、大規模災害が発生した際等に、被災市町村への応援を迅速、かつ、的確に実施できるよう、応援や受援に関する計画や、災害の種類、被災地域に応じた対応マニュアルを策定し、それぞれ防災業務計画や地域防災計画等に位置付けるよう努めるとともに、総合防災訓練などにおいて応援・受援体制を検証し、さらなる連携の強化を図るものとする。

第２項 相互応援（受援）体制の整備

１　町

（１）　道や他の市町村への応援要求または他の市町村に対する応援が迅速、かつ、円滑に行えるよう、日頃から道や他の市町村と災害対策上必要な資料の交換を行うほか、予め連絡先の共有を徹底するなど、必要な応援準備及び受援体制を整えておくものとする。

（２）　必要に応じて、被災時に周辺市町が後方支援を担える体制となるよう、予め相互に協定を結び、それぞれにおいて、後方支援基地として位置付けるなど、必要な準備を整えるものとする。

（３）　相互応援協定の締結に当たっては、近隣の市町に加えて、大規模な災害等による同時被災を避ける観点から、遠方に所在する市町村との間の協定締結も考慮するものとする。

２　上川北部消防事務組合美深消防署

道内の消防機関相互の応援（受援）が円滑に進むよう予め体制を整えておくほか、緊急消防援助隊についても実践的な訓練等を通じて、人命救助活動等の支援体制の整備に努めるものとする。

３　防災関係機関等

予め、町、道その他防災関係機関等と連絡先の共有を図るとともに、本部との役割分担・連絡員の派遣などの連絡調整体制など、必要な準備を整えておくものとする。

第３項 災害時におけるボランティア活動の環境整備

町、道及び指定地方行政機関は、ボランティアの自主性を尊重しつつ、日本赤十字社北海道支部美深分区、社会福祉法人美深町社会福祉協議会等やボランティア団体等との連携を図り、災害時においてボランティア活動が円滑に行われるよう、その活動環境の整備を図るものとする。

第５節 自主防災組織の育成等に関する計画

災害発生の防止並びに災害発生時の被害軽減を図るため、「自分達の地域は自分達で守る」という精神の下に地域住民、事業所等における自主防災体制の整備、育成を推進する。

第１項 地域住民による自主防災組織

町及び美深消防署は、地域ごとの自主防災組織の設置及び育成に努め、地域住民が一致団結して、消防団（水防団）と連携を行い、初期消火活動や救出・救護活動をはじめ、要援護者の避難の誘導等の防災活動が効果的に行われるよう協力体制の確立を図る。

なお、自主防災組織の普及については、女性の参画に配慮するとともに、女性リーダーの育成に努めるものとする。

第２項 事業所等の防災組織

多数の者が利用し、または従事する施設並びに危険物を取り扱う事業所において、自衛消防組織が法令により義務付けられている一定の事業所については、消防関係法令の周知徹底を図るとともに防災要員等の資質の向上に努めるものとする。

また、その他の事業所についても、自主的な防災組織の設置など育成を図り、積極的な防災体制の整備、強化に努めるものとする。

第３項 自主防災組織の編成

自主防災組織がその機能を十分に発揮するために、予め組織内の役割分担を定めておくこととする。

なお、組織の編成に当たっては、地域の実情に応じて次の点に留意する。

1　自主防災組織は、地域住民相互の緊密な連携の下に活動することが必要とされるので、住民が連帯感を持てるよう適正な規模で編成するものとし、大規模な組織にあっては、いくつかのブロックに分ける。

2　他地域への通勤者が多い地域は、昼夜間の活動に支障のないよう組織を編成する。

第４項 自主防災組織の活動

１　平常時の活動

（１）　防災知識の普及

災害の発生を防止し、被害の軽減を図るためには、住民一人ひとりの日頃の備え及び災害時の的確な行動が大切であるので、集会等を利用して防災に対する正しい知識の普及を図る。

（２）　防災訓練の実施

災害が発生したとき、住民の一人ひとりが適切な措置をとることができるようにするため、日頃から繰り返し訓練を実施し、防災活動に必要な知識及び技術を習得する。

訓練には、個別訓練及びこれらをまとめた総合訓練があり、個別訓練として次のようなものが考えられる。訓練を計画する際には、地域の特性を考慮したものとする。

ア　情報収集伝達訓練

防災関係機関からの情報を正確、かつ、迅速に地域住民に伝達し、地域における被害状況等を防災関係機関へ通報するための訓練を実施する。

イ　消火訓練

火災の拡大・延焼を防ぐため消火設備を使用して消火に必要な技術等を習得する。

ウ　避難訓練

避難の要領を熟知し、指定緊急避難場所や指定避難所まで迅速、かつ、安全に避難できるよう実施する。

エ　救出救護訓練

家屋の倒壊や山（崖）崩れ等により下敷きとなった者の救出活動及び負傷者に対する応急手当の方法等を習得する。

オ　図上訓練

町の一定の区域内における図面を活用して、想定される災害に対し、地区の防災上の弱点等を見いだし、それに対処する避難方法等を地域で検討し実践する、地元住民の立場に立った図上訓練を実施する。

（３）　防災点検の実施

家庭及び地域においては、災害が発生したときに被害の拡大の原因となるものが多く考えられるので、住民各自が点検を実施するほか、自主防災組織としては、期日を定めて一斉に防災点検を行う。

（４）　防災用資機材等の整備・点検

自主防災組織は、活動に必要な資機材の整備に努めるとともに、これら資機材は災害時に速やかな応急措置をとることができるように日頃から点検を行う。

２　非常時及び災害時の活動

（１）　情報の収集伝達

自主防災組織は、災害時には地域内に発生した被害の状況を迅速、かつ、正確に把握して町等へ報告するとともに、防災関係機関の提供する情報を伝達して住民の不安を解消し、的確な応急活動を実施する。

このため、予め次の事項を決めておくようにする。

ア　連絡をとる防災関係機関

イ　防災関係機関との連絡のための手段

ウ　防災関係機関の情報を地域住民に伝達する責任者及びルート

また、避難所場所や避難所等へ避難した後についても、地域の被災状況、救助活動の状況等を必要に応じて報告し、混乱・流言飛語の防止に当たる。

（２）　出火防止及び初期消火

家庭に対しては、火の始末など出火防止のための措置を講ずるよう呼びかけるとともに、火災が発生した場合、消火器などを使い、初期消火に努めるものとする。

（３）　救出救護活動の実施

山（崖）崩れ、建物の倒壊などにより下敷きになった者を発見したときには、町等に通報するとともに、２次災害に十分注意し、救出活動に努めるものとする。また、負傷者に対しては、応急手当を実施するとともに、医師の処置を必要とするものがあるときは、救護所等へ搬送する。

（４）　避難の実施

町長等から避難勧告、避難指示(緊急)や避難行動に時間を要する要援護者・支援者などに対する避難準備・高齢者等避難開始が発令された場合には、住民に対して周知徹底を図り、大雨、防風、火災、山（崖）崩れ、地滑り等に注意しながら迅速、かつ、円滑に避難所等へ誘導する。特に、避難行動要支援者に対しては、自治会等の地域住民の協力のもとで早期に避難させる。

（５）　指定避難所の運営

指定避難所の運営に関し、被災者自らが行動し、助け合いながら指定避難所を運営することが求められていることから、自主防災組織等が主体となるなど、地域住民による自主的な運営を進める。

こうした避難所運営体制を発災後速やかに確立し、円滑に運営するため、日頃から避難所運営ゲーム北海道版（Ｄｏはぐ）等を活用するなど、役割・手順などの習熟に努める。

（６）　給食・救援物資の配布及びその協力

被害の状況によっては、避難が長期間にわたり、被災者に対する炊き出しや救援物資の給与が必要となってくる。

これらの活動を円滑に行うためには、組織的な活動が必要となるので、町等が実施する給水、救援物資の配布活動に協力する。

第６節 避難体制整備計画

災害から住民の生命・身体を保護するための避難路、指定緊急避難場所、指定避難所の確保及び整備等については、この計画の定めるところによる。

第１項 避難誘導体制の構築

1　町は、大規模火災、津波等の災害から、住民の安全を確保するために必要な避難路を予め指定し、その整備を図るとともに、避難経路や指定緊急避難場所、指定避難所等に案内標識を設置する等、緊急時の速やかな避難が確保されるよう努めるものとする。その際、水害と土砂災害、複数河川の氾濫、台風等による高潮と河川洪水との同時発生等、複合的な災害が発生することを考慮するよう努めるものとする。

　また、必要に応じて避難場所の開放を自主防災組織で担う等、円滑な避難のため、自主防災組織等の地域のコミュニティを活かした避難活動を促進するものとする。

2　町は、指定緊急避難場所を指定して誘導標識を設置する場合は、日本工業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であるかを明示するよう努めるとともに、災害種別一般図記号を使った避難場所標識の見方に関する周知に努めるものとする。

3　避難勧告等が発令された場合の安全確保措置としては、指定緊急避難場所への移動を原則とするものの、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所への移動を行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないと住民等自身が判断する場合は、近隣の安全な場所への移動又は屋内安全確保等を行うべきことについて、市町村は、日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。

4　道及び町は、大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能となるよう、他の地方公共団体との広域一時滞在に係る応援協定や、被災者の運送に関する運送事業者等との協定を締結するなど、具体的な手順を定めるよう努めるものとする。

5　道及び町は、学校等が保護者との間で、災害発生時における児童生徒等の保護者への引渡しに関するルールをあらかじめ定めるよう促すものとする。

6　町は、小学校就学前の子どもたちの安全で確実な避難のため、災害発生時における幼児センターと町との連絡・連携体制の構築に努めるものとする。

第２項 指定緊急避難場所の確保等

1　町は、災害の危険が切迫した緊急時において住民の安全を確保するため、地域の地形・地質・施設の災害に対する安全性等を勘案し、必要があると認めるときは、次の異常な現象の種類ごとの基準に適合し、災害発生時に迅速に開設することが可能な管理体制等を有する施設又は場所を、あらかじめ当該施設等の管理者の同意を得た上で、指定緊急避難場所として指定する。

　その際は、観光地や昼夜の人口変動の大きさなどの地域特性や要配慮者の利用等についても考慮するとともに、災害の想定等により必要に応じて、近隣の市町村の協力を得て、指定緊急避難所を近隣市町村に設けるものとする。

　また、指定緊急避難場所については、災害の種別に応じて指定していること及び避難の際には発生するおそれがある災害に適した指定緊急避難場所を避難先として選択すべきであることについて、日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。特に、指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合においては、特定の災害においては当該施設に避難することが不適当である場合があることを日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。

2　学校を指定緊急避難場所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮し、施設の利用方法等について、事前に当該学校、教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図る。

3　一時避難場所の管理者は、廃止、改築等により当該一時避難場所の現状に重要な変更を加えようとするときは、町長に届け出なければならない。

4　町は、当該一時避難場所が廃止されたり、基準に適合しなくなったと認めるときは、一時避難場所の指定を取り消すものとする。

5　町長は、一時避難場所を指定し、または取り消したときは、知事に通知するとともに公示しなければならない。

<table>
<tr><td colspan="2">異常な現象
基準</td><td>洪水
（内水氾濫（※１）含む）</td><td>土砂災害</td><td>大規模火事</td><td>地震</td></tr>
<tr><td colspan="2">管理の基準</td><td colspan="4">居住者等に解放され、居住者等受入用部分等（下記ａ２の場合、居住者等受入用部分等には、当該部分までの避難上有効な階段等の経路が含まれる）について物品の設置または地震による落下、転倒、移動等の事由により避難上の支障を生じさせないもの</td></tr>
<tr><td rowspan="2">施設の構造の基 準または立地の 基準

（A）
・
（B）

いずれか に該 当</td><td>構 造
（A）

施設の基準が複数ある場合は、その全てを満たすこと</td><td colspan="3">想定される洪水等の水位以上の高さに居住者等受入用部分が配置され、かつ、当該居住者等受入用部分までの避難上有効な階段等の経路がある（ａ２）

異常な現象による水圧、振動、衝撃等が作用する力によつて、施設の構造耐力上支障のある事態（損壊、転倒、滑動、沈下等）を生じない構造のもの（ａ１）</td><td>施設が地震に対して安全な構造のものとして地震に対する安全性に係る建築基準法等（※２）に適合するもの（ａ３）</td></tr>
<tr><td>立地
（B）</td><td colspan="3">安全区域内（人の生命または身体に危険が及ぶおそれがないと認められる土地の区域内）にある</td><td>当該場所またはその周辺に、地震発生時に人の生命・身体に危険を及ぼすおそれのある建築物・工作物等がない</td></tr>
</table>

※１　一時的に大量の降雨が生じた場合において下水道等の排水施設または河川等の公共の水域に雨水を排水できないことによる浸水
※２　建築基準法（昭和２５年法律第２０１号）並びにこれに基づく命令及び条例の規定

第３項 避難所の確保等

1　町は、災害が発生した場合に被災者を滞在させるため、次の基準に適合する施設を、あらかじめ当該施設の管理者の同意を得た上で、指定避難所として指定するとともに、住民等への周知徹底を図るものとする。

規模	被災者等を滞在させるために必要かつ適切な規模を有すること。
構造	速やかに、被災者等を受け入れ、生活関連物資を配布することが可能な構造・設備を有すること。
立地	想定される災害による影響が比較的少ない場所にあること。
交通	車両等による災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあること。

2　町は、主として要支援者を滞在させることが想定されるものにあっては、上記に加えて次の基準に適合する施設を指定する。
（1）　要支援者の円滑な利用を確保するための措置が講じられていること。
（2）　災害が発生した場合において要支援者が相談し、または助言その他の支援を受けることができる体制が整備されること。
（3）　災害が発生した場合において主として要支援者を滞在させるために必要な居室が可能な

限り確保されること。

3　指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができる。

4　町は、指定避難所の指定にあたっては、次の事項について努めるものとする。

（1）　指定避難所を指定する際にあわせて広域一時滞在の用にも供することについて定めるなど、他の市町村からの被災者を受け入れることができる施設等を予め決定しておく。

（2）　一般の指定避難所では生活することが困難な障がい者等の要支援者が、指定避難所での生活において特別な配慮が受けられるなど、要支援者の状態に応じて安心して生活できる体制を整備した福祉避難所を指定する。

（3）　学校を指定避難所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮し、施設の利用方法等について、事前に当該学校、教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図る。

（4）　町は、指定避難所となる施設において、あらかじめ、必要な機能を整理し、備蓄場所の確保、通信設備の整備等を進めるものとする。

（5）　町は、指定管理施設が指定避難所となっている場合には、指定管理者との間で事前に避難所運営に関する役割分担等を定めるよう努めるものとする。

5　指定避難所の管理者は、廃止、改築等により当該指定避難所の現状に重要な変更を加えようとするときは、町長に届け出なければならない。

6　町は、当該指定避難所が廃止されたり、基準に適合しなくなったと認めるときは、指定避難所の指定を取り消すものとする。

7　町長は、指定避難所を指定し、又は取り消したときは、知事に通知するとともに公示するものとし、当該通知を受けた知事は、その旨を内閣総理大臣に報告する。

第４項 町における避難計画の策定等

1　避難勧告等の具体的な発令基準の策定及び住民等への周知

町長は、適時・適切に避難指示（緊急）、避難勧告及び避難準備・高齢者等避難開始（以下「避難勧告等」という。）を発令するため、あらかじめ避難勧告等の具体的な判断基準（発令基準）を策定するものとする。

また、住民等の迅速かつ円滑な避難を確保するため、避難勧告等の意味と内容の説明、避難すべき区域や避難勧告等の判断基準（発令基準）について、日頃から住民等への周知に努めるものとする。

そして、躊躇なく避難勧告等を発令できるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、庁内をあげた体制の構築に努めるものとする。

2　防災マップ・ハザードマップ等の作成及び住民への周知

町長は、住民の円滑な避難を確保するため、水防法に基づく浸水想定区域など、災害発生時に人の生命または身体に危険が及ぶおそれがあると認められる土地の区域を表示した図面に、災害に関する情報の伝達方法、避難場所等、必要となる事項を記載した防災マップ、ハザードマップ等を作成し、印刷物の配布その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

3　町の避難計画

町は、主に次の事項に留意して避難計画を策定するとともに、自主防災組織等の育成を通じて避難体制の確立に努めるものとする。

また、要配慮者を速やかに避難誘導するため、地域住民、自主防災組織、関係団体、福祉事業者等の協力を得ながら、平常時より、情報伝達体制の整備、要援護者に関する情報の把握・共有、避難支援計画の策定等の避難誘導体制の整備に努めるものとする。

（1）　避難指示（緊急）、避難勧告、避難準備・高齢者等避難開始を発令する基準及び伝達方法（参考「避難勧告等の判断・伝達マニュアル」（北海道作成）資料編９－８及び９－９）

（2）　指定緊急避難場所・指定避難所の名称、所在地、対象地区及び対象人口

（3）　指定緊急避難場所・指定避難所への経路及び誘導方法（観光地などについては、観光入り込み客対策を含む）

（４）　避難誘導を所管する職員等の配置及び連絡体制
（５）　避難場所・避難所の開設に伴う被災者救護措置に関する事項
　ア　給水、給食措置
　イ　毛布、寝具等の給与
　ウ　衣料、日用必需品の給与
　エ　負傷者に対する応急救護
　オ　暖房及び発電機用燃料の確保
（６）　指定緊急避難場所・指定避難所の管理に関する事項
　ア　避難中の秩序保持
　イ　住民の避難状況の把握
　ウ　避難住民に対する災害情報や応急対策実施状況の周知、伝達
　エ　避難住民に対する各種相談業務
（７）　避難に関する広報
　ア　防災情報端末機等による周知
　イ　緊急速報メールによる周知
　ウ　広報車（消防、警察車両の出動要請を含む）による周知
　エ　避難誘導者による現地広報
　オ　住民組織を通じた広報

４　被災者の把握

被災者の避難状況の把握は、被災者支援、災害対策の基本となるが、発災直後の町は、避難誘導や各種災害応急対策などの業務が錯綜し、居住者や指定避難所への収容状況などの把握に支障を生じることが想定される。

このため、指定避難所における入所者登録などの重要性について、避難所担当職員や避難所管理者に周知徹底を図るとともに、災害時用の住民台帳など、避難状況を把握するための体制を整備することが望ましい。

なお、個人データの取り扱いには十分留意するものとする。

また、避難者台帳（名簿）を速やかに作成するため、あらかじめ様式を定め印刷の上、各避難所に保管することが望ましい。

第５項 防災上重要な施設の管理者等

１　学校、医療機関及び社会福祉施設の管理者等は、主に次の事項に留意して予め避難計画を作成し、関係職員等に周知徹底を図るとともに、訓練等を実施することにより、避難の万全を期するものとする。
　（１）　避難の場所（指定緊急避難場所、指定避難所）
　（２）　経路
　（３）　移送の方法
　（４）　時期及び誘導並びにその指示伝達の方法
　（５）　保健、衛生及び給食等の実施方法
２　要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、介護保険法等の関係法令などに基づき、自然災害からの避難を含む非常災害に関する具体的計画を作成するものとする。

第６項 暖房及び発電機の燃料確保の方法公共用地等の有効活用への配慮

町及び道は、相互に連携しつつ、避難場所、避難施設、備蓄など防災に関する諸活動の推進に当たり、公共用地等の有効活用に配慮するものとする。

第７節 避難行動要支援者等の要配慮者に関する計画

災害発生時における要配慮者の安全の確保等については、本計画の定めるところによる。

第１項 安全対策

災害発生時には、特に高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦等が、被害を受けやすい、情報を入手しにくい、避難所における良好な環境を得にくいなどの状況におかれる場合が見られることから、道、市町村及び社会福祉施設等の管理者は、これら要配慮者の安全の確保等を図るため、住民、自主防災組織等の協力を得ながら、平常時から要配慮者の実態把握、緊急連絡体制、避難誘導等の防災体制の整備に努める。

１　町の対策

町は、防災担当部局や福祉担当部局をはじめとする関係部局の連携の下、平常時から避難行動要支援者に関する情報を把握し、避難支援計画の策定や避難行動要支援者名簿の作成・定期的に更新を行うとともに、庁舎等の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないよう、電子媒体と紙媒体の両方で保管する等、名簿情報の適切な管理に努めるものとする。

また、消防団、警察、自主防災組織等の防災関係機関及び平常時から要配慮者と接している社会福祉協議会、民生委員、福祉事業者、障がい者団体等の福祉関係者と協力して、要配慮者に関する情報の共有、避難行動支援に係る地域防災力の向上等、避難支援の体制整備を推進するものとする。

（１）　全体計画・地域防災計画の策定

町は避難行動要支援者に係る全体的な考え方を整理し、重要事項については、町地域防災計画に定めるとともに、細目的な部分も含め、町地域防災計画の下位計画として全体計画を定める。

（２）　要配慮者の把握

町は、要配慮者について、町の関係部局における要介護高齢者や障がい者等の関連する情報を整理、把握しておく。

（３）　避難行動要支援者名簿の作成、更新及び情報共有

町は、要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難であり、円滑かつ迅速な避難の確保を図るために特に支援を要する者の範囲について、要介護状態区分、障害支援区分、家族の状況等を考慮した要件を設定した上で、避難行動要支援者名簿を作成する。

また、避難行動要支援者名簿の情報について、適宜最新の状態に保つよう努めるとともに、その情報を市町村及び避難支援等関係者間で共有する。

なお、災害時には、本人同意がなくとも名簿情報を提供できることについて、留意する。

（４）　避難支援等関係者への事前の名簿情報の提供

町は、平常時から名簿を提供することに同意を得られた避難行動要支援者、または、条例の定めにより、あらかじめ避難支援等関係者に名簿を提供するとともに、名簿情報の漏えいの防止等情報管理に関し必要な措置を講ずる。

（５）　個別計画の策定

町は、地域の特性や実情を踏まえつつ、避難行動要支援者名簿の情報に基づき、発災時に避難支援を行う援助者や避難支援の方法、避難場所、避難経路等、具体的な避難方法等についての個別計画を策定するよう努める。

（６）　避難行動支援に係る地域防災力の向上

町は、地域の実情に応じ、要配慮者に対する災害時に主体的に行動できるようにするための研修や防災知識等の普及・啓発等の実施に努めるとともに、避難行動要支援者の態様に応じた防災教育や防災訓練の充実強化を図る。

（７） 福祉避難所の指定

町は、老人福祉施設や障害福祉施設等を活用し、一般の避難所では生活することが困難な障がい者等の要配慮者が、避難所での生活において特別な配慮が受けられるなど、要配慮者の状態に応じて安心して生活できる体制を整備した福祉避難所を指定する。

２ 社会福祉施設等の対策

（１） 防災設備等の整備

施設管理者は、社会福祉施設等の利用者や入所者が、寝たきりの高齢者や障がい者等の要配慮者であるため、施設の災害に対する安全性を高めることが重要である。

また、施設管理者は、電気・水道等の供給停止に備えて、施設入所者が最低限度の生活維持に必要な食糧、飲料水・医薬品等の備蓄に努めるとともに、施設の機能の応急復旧等に必要な防災資機材の整備に努める。

（２） 組織体制の整備

施設管理者は、災害時において、迅速、かつ、的確に対処するため、予め防災組織を整え、施設職員の任務分担・動員計画・緊急連絡体制等を明確にしておく。

特に、夜間における消防機関等への通報連絡や入所者の避難誘導体制に十分配慮した組織体制を確保する。

また、平常時から市町村との連携の下に、施設相互間並びに他の施設、近隣住民及びボランティア組織と入所者の実態等に応じた協力が得られるような体制の整備に努める。

（３） 緊急連絡体制の整備

施設管理者は、災害の発生に備え、消防機関等への早期通報が可能な非常通報装置を設置するなど、緊急時における情報伝達の手段・方法を確立するとともに、施設相互の連携協力の強化に資するため、市町村の指導の下に緊急連絡体制を整える。

（４） 防災教育・防災訓練の充実

施設管理者は、施設の職員や入所者が、災害等に関する基礎的な知識や災害時にとるべき行動等について理解や関心を深めるため、防災教育を定期的に実施する。

また、施設管理者は、施設の職員や入所者が災害時等においても適切な行動がとれるよう、各々の施設の構造や入所者の判断能力・行動能力等の実態に応じた防災訓練を定期的に実施する。

特に、自力避難が困難な者等が入所している施設においては、夜間における防災訓練も定期的に実施するよう努める。

第２項 外国人に対する対策

町は、言語・生活習慣・防災意識の異なる外国人を要配慮者として位置付け、災害発生時に迅速、かつ、的確な行動がとれるよう、次のような条件・環境づくりに努めるとともに、在留管理制度における手続き等様々な機会をとらえて防災対策についての周知を図る。

また、被災地に生活基盤を持ち、避難生活や生活再建に関する情報を必要とする在日外国人と、早期帰国等に向けた交通情報を必要とする訪日外国人は行動特性や情報ニーズが異なることを踏まえ、それぞれに応じた迅速かつ的確な情報伝達の環境整備や、円滑な避難誘導体制の構築に努める。

１ 多言語による広報の充実
２ 指定緊急避難場所・道路標識等の災害に関する表示板の多言語化
３ 外国人を含めた防災訓練・防災教育の実施
４ 外国人観光客等に対する相談窓口等の設置

第８節 情報収集・伝達体制整備計画

平時における防災関係機関等の情報交換及び情報伝達体制の整備等については、この計画の定めるところによる。

第１項 防災会議構成機関

１　情報等の収集及び連絡を迅速、かつ、的確に行うため、気象等特別警報・警報・注意報及び災害情報等の取扱い要領を定め、災害発生時に対処する体制を整備するとともに、災害情報等連絡責任者を定め、予め町防災会議会長に報告するものとする。

２　情報に関し必要とする資料その他を積極的に防災会議構成員間で共有するとともに、計画（資料編）に掲載するよう努めるものとする。

３　災害の予測・予知や災害研究を推進するため、それぞれの機関が所有する計測・観測データや危険情報などの災害予測に資する情報を必要とする機関に提供するとともに、これら情報の多角的な活用に向け、関係機関は情報を共有化するため通信ネットワークのデジタル化を推進するとともに、全国的な大容量通信ネットワークの体系的な整備に対応したシステムの構築に努めるものとする。

第２項 町、道及び防災関係機関

１　要配慮者にも配慮したわかりやすい情報伝達と、要配慮者や災害により孤立する危険のある地域の被災者、帰宅困難者など、情報が入手困難な被災者等に対しても、確実に情報伝達できるよう必要な体制の整備を図るものとする。特に、災害時に孤立するおそれのある市町村で停電が発生した場合に備え、衛星携帯電話などにより、当該地域の住民と当該市町村との双方向の情報連絡体制を確保するよう留意するものとする。

２　災害時において停電の発生も想定し、情報の迅速かつ正確な収集・伝達を行うため通信手段の多重化・多様化に努めるものとする。特に、被災者等への情報伝達手段として、無線系や有線系、携帯電話も含め、要支援者にも配慮した多様な手段の整備に努めるものとする。

　なお、耐災害性に優れている衛星系ネットワークは、大規模災害発生時における輻輳の回避に留意しつつ、国、道、市町村、消防本部等を通じた一体的な整備を図るものとする。

３　非常通信体制の整備、有・無線通信システムの一体的運用等により、災害時の重要通信の確保に関する対策の推進を図るものとする。この場合、非常通信協議会との連携にも十分配慮するものとする。

４　情報通信手段の施設については、平常時から設備の機能を維持するための定期的な点検を実施するとともに非常通信の取扱い及び機器の使用方法の確認を行うなどして、運用管理体制の整備を図るものとする。

５　無線通信システムの運用においては、混信等の対策に十分留意するため、関係機関の間で運用方法について十分な調整を図ること。この場合、周波数割当て等による対策を講じる必要が生じた際は、北海道総合通信局と事前の調整を実施すること。また、通信の輻輳時及び途絶時を想定した他の防災関係機関等との連携による通信訓練の参加に努めるものとする。

６　町は、災害時でも情報通信手段の維持・確保ができるよう、応急復旧対策のために必要となった場合に提供する場所の選定に努めるものとする。

　なお、その場合において、様々な災害に対応できるよう、複数箇所の選定に努めるものとする。

第９節 建築物災害予防計画

風水害、地震、火災等の災害から、建築物を防御するため必要な措置事項については、この計画の定めるところによる。

第１項 建築物防災の現状

本町においても、人口の市街地への集中がみられ、市街地における災害の危険性は増大している。

市街地には建築物が集中しており、火災の発生や延焼拡大のおそれが大きいため、集団的な防火に関する規制として準防火地域を定めている。

第２項 予防対策

建築物の密度が高く火災危険度の高い市街地において、防火地域・準防火地域を定め、地域内の建築物を防火構造･準防火構造とし、不燃化対策を講ずる。

第３項 がけ地に近接する建築物の防災対策

1　町は、がけの崩壊等で危険を及ぼすおそれのある区域において、建築物の建築制限を行うとともに、既存の危険住宅については、がけ地近接住宅移転事業制度を活用し、安全な場所への移転促進を図るものとする。

2　町は、大規模盛土造成地の位置や規模を示した大規模盛土造成地マップを作成・公表するよう努めるとともに、滑動崩落の恐れが大きい大規模盛土造成地において、宅地の耐震化を実施するよう努めるものとする。

第１０節 消防計画

消防の任務は、その施設及び人員を活用して、住民の生命、身体及び財産を火災から保護するとともに、水火災又は地震等の災害を防除し、及びこれらの災害による被害を軽減するほか、災害等による傷病者の搬送を適切に行うことにある。

第１項 消防体制の整備

１　消防計画整備方針

町は、消防の任務を遂行するため、当該市町村区域の地域防災計画の内容を踏まえ、各種災害に対し、効果的な消防活動を行えるよう市町村消防計画の一層の充実を図る。

２　消防計画の作成

町は、１の方針により火災予防及び火災防御を中核として、これに火災以外の災害の防除及び発生による被害を軽減するための事項等を含めた業務全体に係る消防計画を作成するものとする。

３　消防の対応力の強化

町は、将来人口が減少する中で、複雑多様化、大規模化する災害に対応可能な消防体制を確立するため、「第三次北海道消防広域化推進計画」を踏まえながら、消防の広域化を推進するなど、消防の対応力強化に努めるものとする。

第２項 消防力の整備

町は、消防活動の万全を期するため、消防力の整備指針を参考に、実態に即応する消防施設並びに人員の整備充実を図るとともに、大規模・特殊災害に対応するための、高度な技術・資機材を有する救助隊の整備の推進、先端技術による高度な技術の開発に努めるものとする。

また、消防水利の基準に定める所要の水利の整備充実を図るとともに、常にこれを有効に使用できるよう維持管理の適正を図る。

第３項　消防職員及び消防団員の教育訓練

道及び町は、消防職員及び消防団員に対し、資質の向上、体力の錬成と第一線防災活動の充実強化を図るため、消防学校及び現地市町村において「消防学校における教育訓練の基準」等に基づく教育訓練を実施する。

第４項 広域消防応援体制

町は、大規模な火災など単独では十分な災害応急対策を実施できない場合に備え、相互に応援できる体制を整備するとともに、災害発生時においては、必要に応じ消防機関の応援協定や第５章第７節「広域応援・受援計画」に基づき、他の消防機関、他市町村、他都府県及び国へ応援を要請するものとする。

第１１節 水害予防計画

水害の発生を未然に防止し、または被害の軽減を図るための予防対策上必要な計画については、この計画の定めるところによる。

第１項 現況

本町の重要水防箇所、重要水防区域及び河川は、資料－４のとおりである。

第２項 予防対策

町は、次のとおり予防対策を実施するものとする。

なお、融雪出水に係る水害の予防対策は、本章第１４節「融雪災害予防計画」の定めるところによる。

１　洪水等による災害を防ぎ、または被害の軽減を図るとともに、流水の正常な機能を維持するため、河川改修事業等の治水事業を推進するものとする。

また、特に水防上警戒を要する区域などについて、河川監視を随時実施するなど、河川の管理に万全を期するとともに、必要に応じて水防拠点を整備するものとする。

さらに、住民が自らの地域の水害リスクに向き合い、被害を軽減する取組を行う契機となるよう、分かりやすい水害リスクの開示に努めるものとする。

２　気象等特別警報・警報・注意報並びに情報等を迅速に住民に伝達するため、関係事業者の協力を得つつ、防災情報端末機、北海道防災情報システム、全国瞬時警報システム（Ｊ－ＡＬＥＲＴ）、テレビ、ラジオ、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、ワンセグ等を用いた伝達手段の多重化、多様化を図るとともに、水防上警戒を要する区域の指定及び水防資機材の備蓄等所要の措置を講じ、水防体制の確立を図るものとする。

３　洪水浸水想定区域、雨水出水浸水想定区域及び高潮浸水想定区域の指定があったときは、市町村地域防災計画において、少なくとも当該浸水想定区域ごとに、次に掲げる事項について定めるものとする。

ア　洪水予報、水位到達情報の伝達方法

イ　避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項

ウ　防災訓練として市町村長が行う洪水、雨水出水又は高潮に係る避難訓練の実施に関する事項

エ　洪水浸水想定区域、雨水出水浸水想定区域及び高潮浸水想定区域内に次に掲げる施設がある場合にあっては、これらの施設の名称及び所在地

（ア）　地下街等（地下街その他地下に設けられた不特定かつ多数の者が利用する施設（地下に建設が予定されている施設又は地下に建設中の施設であって、不特定かつ多数のものが利用すると見込まれるものを含む。））でその利用者の洪水、雨水出水時又は高潮時（以下「洪水時等」という。）の円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止を図る必要があると認められるもの

（イ）　要配慮者利用施設（社会福祉施設、学校、医療施設その他の特に防災上の配慮を要する者が利用する施設）でその利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるもの

（ウ）　大規模な工場その他の施設（ア又はイに掲げるものを除く。）であって国土交通省令で定める基準を参酌して市町村の条例で定める用途及び規模に該当するもの（大規模工場等）でその洪水時等の浸水の防止を図る必要があると認められるもの（所有者又は管理者からの申し出あった施設に限る。）

４　町防災計画において上記３ウに掲げる事項を定めるときは、当該防災計画において、次に掲げる施設の区分に応じ、それぞれ次に定める者へ洪水予報等の伝達方法を定めるものとする。

ア　地下街等（地下に建設が予定されている施設及び地下に建設中の施設を除く。）所有者又は管理者及び自衛水防組織の構成員

イ　要配慮者利用施設所有者又は管理者（自衛水防組織が置かれたときは、所有者又は管理者及び自衛水防組織の構成員）

ウ　大規模な工場その他の施設所有者又は管理者（自衛水防組織が置かれたときは、所有者又は管理者及び自衛水防組織の構成員）

5　浸水想定区域をその区域に含む市町村の長は、町防災計画において定められた上記３ア～ウに掲げる事項を住民に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講じるものとする。

6　町は、水防法に基づき指定した排水施設等において、想定し得る最大規模の降雨により当該指定に係る排水施設に雨水を排除できなくなった場合又は当該指定に係る排水施設（当該指定に係るポンプ施設又は貯留施設に接続する排水施設を含む。）から河川その他の公共の水域若しくは海域に雨水を排除できなくなった場合に浸水が想定される区域を雨水出水浸水想定区域として指定し、指定の区域、浸水した場合に想定される水深、浸水継続時間等を公表するとともに、関係市町村の長に通知するものとする。

第３項 水防計画

水防に関する計画は、第５章「水防計画編」の定めるところによる。

第１２節 風害予防計画

風による公共施設、農耕地、農作物の災害の予防については、この計画の定めるところによる。

第１項 予防対策

町は、次のとおり予防対策を実施するものとする。

1　学校や医療機関等の応急対策上重要な施設の安全性の向上に配慮するものとする。

2　家屋その他建築物の倒壊等を防止するための緊急措置は、それぞれの施設管理者が行うものであるが、状況に応じて町は施設管理者に対して、看板やアンテナ等の固定など強風による落下防止対策等の徹底を図るよう指導するものとする。

第１３節 雪害予防計画

雪害に対処するための予防対策は、この計画の定めるところによる。

第１項 町の体制

町は、雪害対策を積極的に実施するため、本要綱に準じ、所要の対策を講ずるとともに、特に次の事項につき十分留意するものとする。

また、町は、雪害対策を積極的に実施するため、特に次の事項につき十分留意するものとする。

１　雪害対策の体制及び窓口を明確にすること。

２　雪害情報の連絡体制を確立すること。

３　災害警戒区域等の警戒体制を確立すること。

４　積雪における消防体制を確立すること。

５　雪害発生時における避難、救出、給水、食料、燃料等の供給及び防疫等の応急措置の体制を整えること。

６　孤立予想地域に対しては、次の対策を講ずること。

（１）　食料、燃料等の供給対策

（２）　医療助産対策

（３）　応急教育対策

７　除雪機械、通信施設の整備点検を行うこと。

８　雪捨場の設定にあたっては、交通障害及び溢水災害等の発生防止について十分配慮すること。

第２項 予防対策

１　除雪路線実施区分

除雪路線は、特に交通確保を必要と認める主要路線について、次の区分により分担して除雪を実施するものとする。

（１）　国道の除雪は、旭川開発建設部士別道路事務所が行う。

（２）　道道の除雪は、旭川建設管理部美深出張所が行う。

（３）　町道の除雪は、町が行う。

２　町道除雪要領

町道の除雪は、次の要領で実施するものとする。

（１）　除雪路線は、交通量、消防対策等を検討して決定する。

（２）　常時１車線の確保に努めるものとする。

（３）　常に気象予報に注意して、配車に万全を期する。

３　除雪実施目標

除雪対策の期間及び実施目標は、次のとおりとする。

（１）　第一次目標

期間　１１月から１２月中旬まで

目標　除雪機械車両等の整備点検及び防雪施設、スノーポール等の設置

（２）　第二次目標

期間　１２月から３月まで

目標　豪雪等雪害に対処する除雪・排雪の推進

４　出動基準

降雪量が１０ｃｍ以上になった場合または吹きだまり、路面融雪等通行に支障が生じた場合。

５　排雪

排雪に伴う雪捨場の設定に当たっては、特に次の事項に留意するものとする。

（１）　雪捨場は、交通に支障のない場所を選定すること。

（２） 河川等を利用し、雪捨場を設定する場合は、河川管理者と十分協議の上決定するものとし、投下に際しては溢水災害等の防止に十分配慮するものとする。

第３項 雪害の発生が予想される時の対応

町は、旭川地方気象台が発表する大雪に関する特別警報・警報・注意報及び気象情報、並びに現地情報を勘案し、必要と認める場合は、警戒・非常配備体制に入るものとする。

１ 住民生活に重大な支障を及ぼすおそれがある大雪の場合、町長は、次の状況を勘案し、必要と認めたときは災害対策本部設置基準に基づき本部を設置するものとする。

（１） 大規模な雪害の発生するおそれがあり、その対策を要するとき。

（２） 雪害による交通まひ、交通渋滞等によって人命にかかわる事態が発生し、その規模等から応急措置を要するとき。

２ 雪害の発生が予想されるときは、必要により通行禁止、制限等の通行規制を行う等所要の対策を講ずるものとする。

３ 雪害により、交通が途絶している地区において、避難、救出または水、食料、燃料等の供給を必要とする旨の連絡を受けたときは、第３章「応急対策編」に基づき、速やかに応急措置をとるものとする。

第１４節 融雪災害予防計画

融雪災害に対処するための予防対策は、第５章「水防計画編」に定めるもののほか、この計画の定めるところによる。

第１項 町の体制

町は、融雪災害対策を積極的に実施するため、特に次の事項につき十分留意するものとする。

１　融雪災害対策の体制及び窓口を明確にすること。
２　気象情報及び融雪状況の把握に努め、連絡体制を確立すること。
３　融雪出水、なだれ、崖崩れ、地滑り発生予想箇所の警戒体制を確立すること。
４　融雪出水前に河道内の除雪、結氷の破砕等障害物の除去に努め、流下能力の確保を図ること。
５　融雪災害時に適切な避難勧告、避難指示（緊急）の発令ができるようにしておくこと
６　災害の発生又は発生のおそれのある場合における連絡体制及び出動体制並びに避難・救助体制を確立すること。
７　水防資機材、通信連絡施設の整備点検を行うこと。
８　道路側溝及び排水溝などの流下能力確保のため、住民協力による氷割デー、河道清掃デー等の設定に努めること。
９　融雪出水に際し、住民の水防に対する協力が得られるよう、水防思想の普及徹底に努めること。

第２項 予防対策

１　気象情報及び積雪状況の把握

町は、融雪期においては、旭川地方気象台と緊密な連絡をとり、地域内の降積雪の状況を的確に把握するとともに、低気圧の発生及び経路の状況または降雨及び気温の上昇等気象状況に留意し、融雪出水の予測に努めるものとする。

２　融雪出水対策

（１）　町は、重要水防区域等の融雪による危険を事前に察知し、被害の拡大を防ぐため、次により万全の措置を講ずるものとする。

ア　町及び美深消防署は、地区住民の協力を得て、既往の被害箇所その他の予想される危険区域を中心に巡視警戒を行うものとする。

イ　町は、美深警察署その他関係機関と緊密な連絡をとり、危険区域の水防作業及び避難救出方法等を事前に検討しておくものとする。

　また、河川管理者は、河川が融雪、結氷等により河道が著しく狭められ、出水による災害が予想される場合は、融雪出水前に河道内の除雪、結氷の破砕等障害物の除去に努め、あわせて、樋門、樋管等河川管理施設の整備点検を十分行うとともに、堰、水門等河川工作物の管理者並びに河川の上流部に集積している木材の搬出等について関係者に指導を行い、流下能力の確保を図るものとする。

ウ　町は、被災地における避難場所を住民に十分周知させるとともに、避難について施設の管理者と協議しておくものとする。

（２）　水防上重要な施設の管理者は、融雪出水前に管理施設の整備点検を十分行うとともに、下流に急激な水位の変動を生じないよう留意し、関係機関及び地域住民への伝達が迅速かつ的確に行われるよう、通報体制の確立を図るものとする。

３　雪崩等予防対策

（１）　町は、雪崩発生の可能性が想定される箇所については、随時パトロールを実施するとともに、気象情報を把握し、雪崩の発生が予想される場合は、関係機関との緊密な連絡を保ち、迅速に当該道路の交通規制等の措置を講ずるものとする。

（２）　町は、山（崖）崩れ、地すべり等の発生が予想される箇所についてはパトロールを強化す

るものとする。

4　交通の確保

（1）　町は、積雪、結氷、滞留水等により道路交通が阻害されるおそれがあるときは、道路の除排雪、結氷の破砕等障害物の除去に努め、道路の効率的な活用を図るものとする。

（2）　町は、積雪、拾雪及びじんかい等により道路側溝の機能が低下し、溢水災害が発生するのを防止するため、融雪出水前に道路側溝内の障害物の除去に努め、排水能力の確保を図るものとする。

5　水防資機材の整備・点検

町は、水防活動を迅速かつ効率的にするため、融雪出水前に水防資機材の整備、点検を行うとともに、関係機関及び資機材手持業者とも十分な打ち合わせを行い、資機材の効率的な活用を図る、

6　水防思想の普及

町は、融雪出水に際し、住民の十分な協力が得られるよう水防思想の普及徹底に努めるものとする。

第１５節 土砂災害予防計画

土砂災害の予防については、この計画の定めるところによる。

第１項 現況

本町における、土砂災害危険区域は次のとおりである。（資料－４）

１　土石流危険渓流

図番号	渓流番号	渓流名
土 001	Ⅱ44-0070	六郷一の沢川
土 002	Ⅱ44-0080	ホウトクベツの沢川
土 003	Ⅱ44-0090	報徳一の沢川
土 004	Ⅱ44-0100	報徳二の沢川
土 005	Ⅱ44-0110	小車の沢川
土 006	Ⅱ44-0300	オキ十二線の沢川
土 007	Ⅱ44-0310	東二号の沢川

２　地すべり危険箇所

図番号	箇所番号	箇所名
地 001	252	豊清水
地 002	253	紋穂内
地 003	254	報徳（１）
地 004	255	報徳（２）
地 005	469	仁宇布

第２項 予防対策

町及び道は、降雨等による土砂災害の危険性が高いと判断された箇所については、治山、砂防等の事業による土砂災害対策を実施するとともに、関係機関や住民への周知や土砂災害に係る避難訓練の実施等、適切な警戒避難体制の整備など総合的な土砂災害対策を推進する。

１　町防災計画に、土砂災害警戒情報と連携した避難勧告等の発令基準、警戒区域等、避難勧告等の発令対象区域、情報の収集及び伝達体制、避難所の開設・運営、避難行動要支援者への支援、住民の防災意識の向上など土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項について記載するものとする。

２　警戒区域等の指定があったときは、町防災計画において、当該警戒区域ごとに、次に掲げる事項について定めるものとする。

ア　土砂災害に関する情報の収集及び伝達並びに予報又は警報の発令及び伝達に関する事項

イ　避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項

ウ　災害対策基本法第４８条第１項の防災訓練として市町村長が行う土砂災害に係る避難訓練の実施に関する事項

エ　警戒区域内に、社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設であって、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における当該施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものがある場合にあっては、これらの施設の名称及び所在地

オ　救助に関する事項

カ　前各号に掲げるもののほか、警戒区域における土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項

３　町防災計画において、前項エに掲げる事項を定めるときは、当該施設の利用者の円滑かつ迅速

な避難を確保するため、同項アに掲げる事項として土砂災害に関する情報、予報及び警報の伝達に関する事項を定めるものとする。

4　警戒区域等をその区域に含む市町村は、町防災計画に基づき、土砂災害に関する情報の伝達方法、急傾斜地の崩壊等のおそれがある場合における避難施設その他の避難場所及び避難路その他避難経路に関する事項その他警戒区域等における円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項を住民等に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講じるものとする。

5　土砂災害警戒情報が発表された場合に直ちに避難勧告等を発令することを基本とした具体的な避難勧告等の発令基準を設定するとともに、土砂災害警戒区域等を避難勧告等の発令単位として事前に設定するものとする。また、避難勧告等は、土砂災害警戒区域等と道が提供する土砂災害警戒情報システムの判定メッシュ情報において危険度が高まっている領域が重なった区域等を基本に発令するものとする。

第３項 形態別予防計画

1　地すべり等予防計画

町は、住民に対し、土砂災害警戒区域及び地すべり防止区域の周知に努めるとともに、町防災計画において必要な警戒避難体制に関する事項について定めるものとする。

危険区域の住民に対し、斜面等の異常（亀裂、湧水、噴水、濁り水）の報告や住民自身による防災措置（自主避難等）などの周知・啓発を図る。

2　崖崩れ防止対策

町は、住民に対し、土砂災害警戒区域及び急傾斜地崩壊危険箇所の周知に努めるとともに、町防災計画において必要な警戒避難体制に関する事項について定めるものとする。

危険区域の住民に対し、急傾斜地の異常（亀裂、湧水、噴水、濁り水）の報告や住民自身による防災措置（不安定な土壌、浮石等の除去、水路の清掃等）などの周知・啓発を図る。

3　山腹崩壊防止対策

町は、住民に対し、山腹崩壊危険地区の周知に努めるとともに、町防災計画において、必要な警戒避難体制に関する事項について定めるものとする。

4　土石流予防計画

町は、住民に対し、土砂災害警戒区域及び土石流危険渓流の周知に努めるとともに、町防災計画において、必要な警戒避難体制に関する事項について定めるものとする。

危険区域の住民に対し、河川等の異常（山鳴、水位の急激な減少、急激な濁り）の報告や住民自身による防災措置（自主避難等）などの周知・啓発を図る。

第４項 土砂災害警戒情報の伝達

土砂災害警戒情報の伝達系統については、「第１章 第４節 気象情報等の伝達計画」の定めるところによる。

第１６節 積雪・寒冷対策計画

積雪・寒冷期において災害が発生した場合、他の季節に発生する災害に比べて、積雪による被害の拡大や避難場所、避難路の確保等に支障を生じることが懸念される。

このため、町及び防災関係機関は、積雪・寒冷対策を推進することにより、積雪・寒冷期における災害の軽減に努めるものとする。

第１項 積雪対策の推進

積雪期における災害対策は、除排雪体制の整備、雪に強いまちづくり等、総合的、長期的な雪対策の推進により確立される。

このため、町、道及び防災関係機関は、相互に連携協力して実行ある雪対策の確立と雪害の防止に努めるものとする。

第２項 避難救出措置等

町は、積雪・寒冷対策を積極的に実施するため、北海道雪害対策実施要綱に準じ、所要の対策を講ずるとともに、特に次の事項につき十分留意するものとする。

１　積雪・寒冷期に適切な避難勧告、避難指示（緊急）ができるようにしておくこと。

２　災害発生時における避難、救出、給水、食糧、燃料供給及び防疫等の応急措置の体制を整えること。

第３項 交通の確保

１　道路交通の確保

災害発生時には、防災関係機関の行う緊急輸送等の災害応急対策の円滑な実施を図るため、道路交通の緊急確保を図ることが重要である。

このため、道路管理者は、除雪体制を強化し、日常生活道路の確保を含めた面的な道路交通確保対策を推進する。

（１）　除雪体制の強化

ア　道路管理者は、一般国道、道道、町道の整合のとれた除雪体制を強化するため、相互の緊密な連携の下に除雪計画を策定する。

イ　道路管理者は、除雪の向上を図るため、地形や積雪の状況等自然条件に適合した除雪機械の増強に努めるものとする。

（２）　積雪寒冷地に適した道路整備の促進

ア　道路管理者は、冬期交通の確保を図るための道路の整備を推進する。

イ　道路管理者は、雪崩や地吹雪等による交通障害を予防するため、雪崩防止柵や防雪柵等防雪施設の整備を推進する。

（３）　雪上交通手段の確保

町及び防災関係機関は、積雪期においては、道路交通の確保が困難となることが予想されるため、救助活動や救助物資の輸送などに必要な雪上車やスノーモービル等の確保に努めるものとする。

第４項 雪に強いまちづくりの推進

１　家屋倒壊の防止

町は、住宅の耐震性を確保し、屋根雪荷重の増大による家屋倒壊等を防止するため、建築基準法等の遵守の指導に努めるものとする。

また、自力での屋根雪処理が不可能な世帯に対して、ボランティアの協力体制等、地域の相互扶助体制の確立を図る。

２　積雪期における指定避難所、避難路の確保

町、道及び防災関係機関は、積雪期における指定避難所、避難路の確保に努めるものとする。

第５項 寒冷対策の推進

１　避難所対策

町は、避難所における暖房等の需要の増大が予想されるため、電源を要しない暖房器具、燃料のほか、積雪期を想定した資機材(長靴、防寒具、スノーダンプ、スコップ、救出用スノーボード等)の備蓄に努めるとともに、電力供給が遮断された場合における暖房設備の電源確保のため、非常電源等のバックアップ設備等の整備に努める。

また、被災地以外の地域にあるものを含め、旅館やホテル等の借り上げ等、多様な避難所の確保に努める。

なお、冬期における屋外トイレは、寒さなどにより利用環境が悪化するとともに、水道凍結も予想されることから、冬期間でも使用可能なトイレの調達方法を検討し、民間事業者との協定の締結などにより、必要な台数の確保に努める。

２　被災者及び避難者対策

町は、被災者及び避難者に対する防寒用品のや発電機などの整備、備蓄に努める。

３　指定避難所の運営

町及び美深消防署は、次の事項に留意するものとする。

（１）　消防水利の万全を図るため、消火栓、防火貯水槽の除雪を早急に進めるよう配慮するとともに、地域住民には、これら周辺に排雪しないよう協力を求める。

（２）　救急患者搬送のための交通路の確保等について、協議する。

（３）　住宅の倒壊、なだれ等に伴う人的被害が発生した場合、最寄りの消防団員の招集を含め、出動態勢について配慮する。

（４）　避難の長期化等必要に応じてプライバシーの確保、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮する。

４　住宅対策

町は、応急仮設住宅の迅速な提供に努めるとともに、その仕様については、積雪寒冷に対応したものとし、引き続き検証、検討を進め、改善に努める。

第６項 スキー客に対する対策

スキー場で雪崩等の災害が発生した場合、リフト、ロッジ等の損壊などにより多数のスキー客の被災が懸念されることから、施設管理者は、常に安全性の確保に努めておくものとする

第１７節 複合災害に関する計画

町、道及び防災関係機関は、複合災害の発生可能性を認識し、備えを充実するものとする。

第１項 予防対策

１　防災関係機関は、後発災害の発生が懸念される場合には、先発災害に多くを動員し、後発災害に不足が生じるなど、望ましい配分ができない可能性があることに留意し、職員の派遣体制や資機材の輸送手段等の充実や、防災関係機関相互の連携強化に努めるものとする。
２　町及び道は、複合災害時における住民の災害予防及び災害応急措置等に関する知識の普及・啓発に努めるものとする。

第１８節 業務継続計画の策定

町及び事業者は、災害応急対策を中心とした業務の継続を確保するため、業務継続計画（ＢＣＰ：Business Continuity Plan）の策定に努めるものとする。

第１項 業務継続計画（ＢＣＰ）の概要

業務継続計画（ＢＣＰ）とは、災害発生時に町及び事業者自身も被災し、人員、資機材、情報及びライフライン等利用できる資源に制約がある状況下においても、優先度の高い業務を維持・継続するために必要な措置を事前に講じる計画として策定するものであり、災害に即応した要員の確保、迅速な安否確認、情報システムやデータの保護、代替施設の確保などを規定したものである。

第２項 業務継続計画（ＢＣＰ）の策定

１　町における業務継続計画（ＢＣＰ）

町は、災害応急活動及びそれ以外の行政サービスについて、継続すべき重要なものは一定のレベルを確保するとともに、すべての業務が早期に再開できるよう、災害時においても各部局の機能を維持し、被害の影響を最小限にとどめ、非常時に優先度の高い業務の維持・継続に必要な措置を講じるための業務継続計画を策定するよう努めるとともに策定した計画の継続的改善に努めるものとする。

特に、業務継続計画の策定等に当たっては、少なくとも首長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制、本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定、電気・水・食料等の確保、災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保、重要な行政データのバックアップ並びに非常時優先業務の整理について定めておくものとする。

２　事業者における業務継続計画（ＢＣＰ）

事業者は、事業の継続など災害時の企業の果たす役割を十分に認識し、各事業者において災害時に非常時に優先度の高い業務の維持・継続に必要な措置を講じるための業務（事業）継続計画を策定・運用するよう努めるものとする。

第３項 庁舎等の災害対策本部機能等の確保

町は、特に、災害時の拠点となる庁舎等について、非構造部材を含む耐震対策等により、発災時に必要と考えられる高い安全性を確保するよう努めるものとする。

また、災害対策の拠点となる庁舎及びその機能を確保するための情報通信設備や自家発電装置など主要な機能の充実と災害時における安全性の確保を図るとともに、物資の供給が困難な場合を想定し、十分な期間に対応する食料、飲料水、暖房及び発電用燃料などの適切な備蓄、調達、輸送体制の整備を図るものとする。

第３章　応急対策編

この章には、美深町地域防災計画のうち、災害発生後に実施する応急対策の計画が示されています

基本法第５０条第１項の趣旨を達成するため、災害が発生し、または発生するおそれがある場合に災害の発生を防御し、または応急的救助を行う等災害の拡大を防止するため、災害応急対策計画を定める。

災害応急対策実施責任者は、可能な限り的確に災害の状況把握に努め、人材、物資その他の必要な資源を適切に配分しつつ、生命及び身体の安全を守ることを最優先して災害応急対策を実施するものとする。

また、その実施に当たっては、要支援者に配慮するなど、被災者の年齢、性別、障がいの有無といった被災者の事情から生じる多様なニーズに適切に対応するものとする。

なお、災害応急対策実施責任者は、災害応急対策に従事する者の安全の確保を図るよう十分配慮するものとする。

第１節 災害情報収集・伝達計画

災害予防対策及び災害応急対策等の実施のため、必要な災害情報、被害状況報告等の収集及び伝達等については、この計画の定めるところによる。

第１項 情報及び被害状況報告の収集、連絡

災害情報及び被害状況報告（以下「災害情報等」という。）の収集連絡は、災害の予防及び応急対策を実施する基本となるものである。

災害応急対策実施責任者、公共的団体、防災上重要な施設の管理者は、地理空間情報の活用などにより、災害に関する情報の収集及び伝達に努めるものとする。

防災関係機関は、それぞれが有する情報組織、情報収集手段、通信ネットワーク等を全面的に活用し、迅速・的確に災害情報等を収集し、相互に交換するものとする。

１　町の災害情報等収集及び連絡

（１）　町長は、災害が発生し、又は発生するおそれのあるときは、速やかに情報を収集し、所要の応急対策を講ずるとともに、その状況を上川総合振興局長に報告する。

なお、災害発生場所の報告においては、地図等、場所の特定ができる資料を添付するものとする。

（２）　町長は、気象等特別警報・警報・注意報並びに情報等及び災害情報等の取扱要領を定め、災害の発生等緊急事態に対処する体制を整備するとともに、災害情報等連絡責任者を定めておく。

２　災害時の内容及び通報の時期

（１）　防災関係機関への通報

ア　本部を設置したときは、本部の設置状況及びその他の情報等について、防災関係機関へ通報する。

イ　防災関係機関は、前事項の通報を受けたときは、災害情報について密接な相互連絡を図るため、必要に応じて当該対策本部に連絡要員を派遣するものとする。

（２）　道への通報

町及び防災関係機関は、発災後の情報等について、次により上川総合振興局を通じて道（危機対策課）に通報する。

ア　災害の状況及び応急対策の概要……発災後速やかに

イ　災害対策本部等の設置……災害対策本部等を設置したとき直ちに

ウ　被害の概要及び応急復旧の見通し……被害の全貌が判明するまで、又は応急 復旧が完了するまで随時

エ　被害の確定報告……被害状況が確定したとき

（３）　国への通報

ア　町は、119 番通報の殺到状況時には、その状況等を道及び国（消防庁経由）に報告する。

イ　町は、自らの対応力のみでは十分な災害対策を講じることができないような災害が発

生したときは、速やかにその規模を把握するための情報を収集するよう特に留意し、被害の詳細が把握できない状況にあっても、迅速に当該情報の道及び国（消防庁経由）への報告に努める。

3　被害状況報告

災害が発生した場合、町長及び上川総合振興局長は、別に定める「災害情報等報告取扱要領」に基づき知事に報告するものとし、知事は、「災害報告取扱要領」及び「火災・災害等即報要領」に基づき国（消防庁経由）に報告するものとする。

ただし、町長は消防庁即報基準に該当する火災・災害等のうち、一定規模以上のもの（「直接即報基準」に該当する火災・災害等）を覚知した場合、第 1 報については、直接消防庁にも報告するものとする。なお、消防庁長官から要請があった場合については、第 1 報後の報告についても、引き続き消防庁に報告するものとする。

また、町長は通信の途絶等により知事に報告することができない場合は、直接、国（消防庁経由）に報告するものとする。

また、確定報告については、応急措置完了後 20 日以内に、内閣総理大臣あて及び消防庁長官あての文書を消防庁へ提出する。

4　情報の分析整理

町は、被害情報及び関係機関が実施する応急対策の活動情報等を迅速かつ正確に分析・整理・要約・検索するため、最新の情報通信関連技術の導入に努めるものとする。

消防庁への直接即報基準

<table>
<tr><th>区分</th><th colspan="2">直 接 即 報 基 準</th></tr>
<tr><td rowspan="4">火災等即報</td><td>交通機関の火災</td><td>○　航空機、列車、自動車の火災で次に揚げるもの
ア　航空機火災
イ　トンネル内車両火災
ウ　列車火災</td></tr>
<tr><td>危険物等に係る事故</td><td>○　危険物、高圧ガス、可燃性ガス、毒物、劇物、火薬等（以下「危険物等」という。）を貯蔵し又は取り扱う施設及び危険物等の運搬に係る事故で、次に掲げるもの（石油コンビナート等特別防災区域内の事故を除く）
ア　死者（交通事故によるものを除く）又は、行方不明者が発生したもの
イ　負傷者が 5 名以上発生したもの
ウ　危険物等を貯蔵し又は取り扱う施設の火災・爆発事故で、当該工場等の施設内又は周辺で 500 平方メートル程度以上の区域に影響を与えたもの
・河川へ危険物が流出し、防徐・回収等の活動を要するもの
・500 キロリットル以上のタンクの火災、爆発又は漏えい等
エ　市街地又は高速道路上等におけるタンクローリーの事故に伴う漏えいで、付近住民の避難、道路全面通行禁止等の措置を要するもの
オ　市街地又は高速道路上において発生したタンクローリーの火災</td></tr>
<tr><td colspan="2">ホテル、病院、映画館、百貨店において発生した火災</td></tr>
<tr><td colspan="2">爆発、異臭等の事故であって、報道機関に取り上げられる等社会的影響度が高いもの（武力攻撃事態等又は緊急対処事態への発展の可能性があるものを含む。）</td></tr>
</table>

救急・救助事故即報	○　死者及び負傷者の合計が 15 人以上発生した救急・救助事故で次に掲げるもの ア　列車、航空機の衝突等による救急・救助事故 イ　バスの転落による救急・救助事故 ウ　ハイジャック及びテロ等による救急・救助事故 エ　映画館、百貨店、駅構内等不特定多数の者が集まる場所における救急・救助事故 オ　その他報道機関に取り上げられる等社会的影響度が高いもの

武力攻撃即報	○　武力攻撃により直接又は間接に生ずる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的又は物的災害 ○　武力攻撃の手段に準ずる手段を用いて多数の人を殺傷する行為が発生した事態又は当該行為が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態
災害即報	○　地震が発生し、当該市町村の区域内で震度５強以上を記録したもの（被害の有無を問わない） ○　風水害のうち、死者又は行方不明者が生じたもの

被害状況等の報告【消防庁報告先（通常時）】

時間帯		平日(9:30～18:15)	平日(左記時間帯以外)・休日
報告先		消防庁応急対策室	消防庁宿直室 (消防防災・危機管理センター内)
ＮＴＴ回線	電話	03-5353-7527	03-5253-7777
	ＦＡＸ	03-5353-7537	03-5253-7553

被害状況等の報告【消防庁報告先（消防庁災害対策本部設置時）】

報告先		消防庁災害対策本部・情報集約班(消防防災・危機管理センター内)
ＮＴＴ回線	電話	03-5253-7510
	ＦＡＸ	03-5253-7553

被害状況等の報告【北海道・上川総合振興局報告先】

区分 回線	北海道総務部 危機対策局危機対策課	北海道上川総合振興局 地域政策部地域政策課
ＮＴＴ回線	011-204-5008 011-231-4314（FAX）	0126-20-0033 0126-25-8144（FAX）
北海道総合行政情報 ネットワーク (道防災無線)	町、道出先機関は衛星専用電話機より 6-210-22-554 6-210-22-553（FAX）	町、道出先機関は衛星専用電話機より 6-550-2191 6-550-2083（FAX）

美深町　災害情報伝達系統図

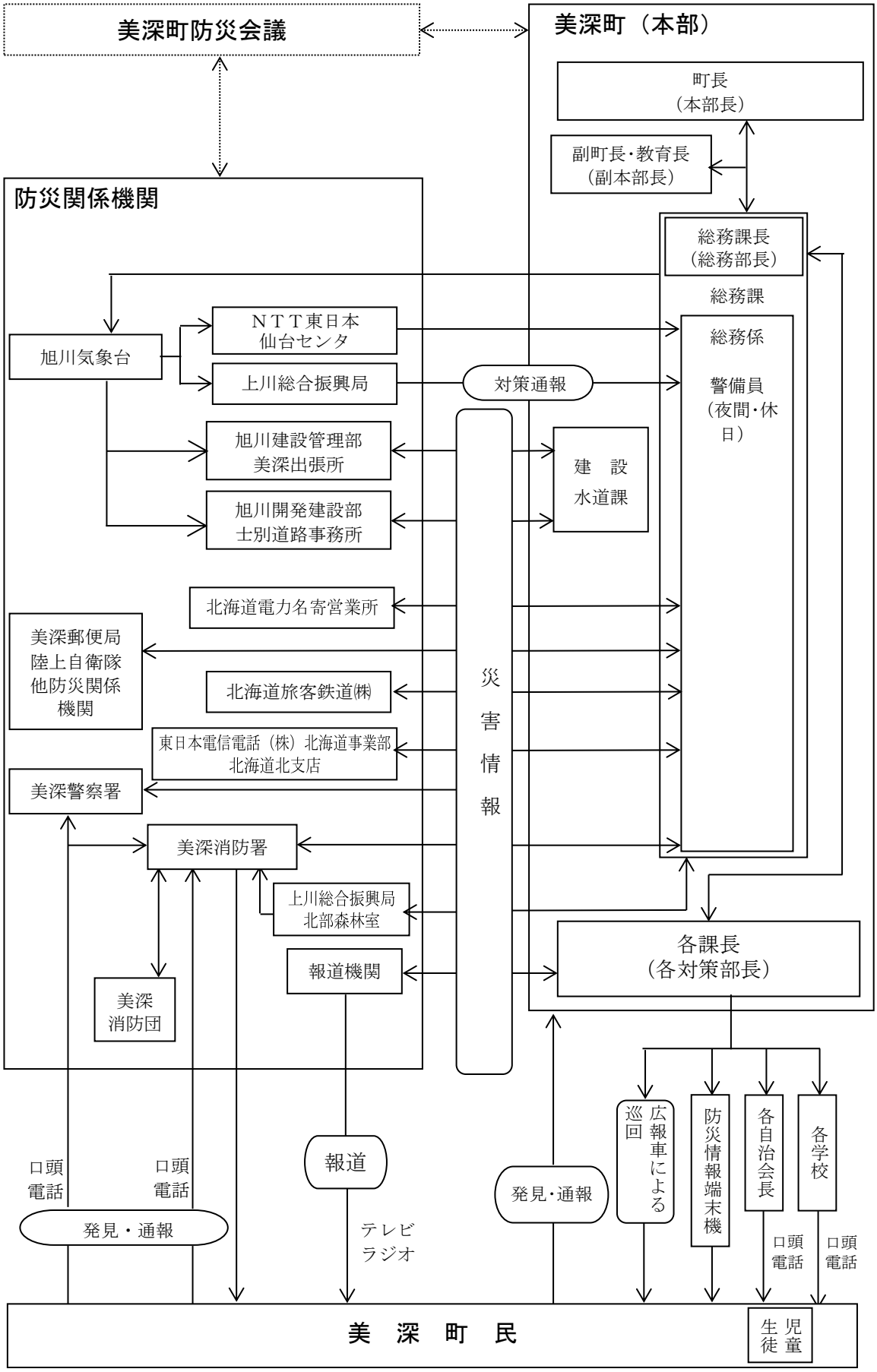

災害情報等報告取扱要領

町長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、次に定めるところにより災害情報等を上川総合振興局長に報告するものとする。

1　報告の対象

災害情報等の報告の対象は、概ね次に掲げるものとする。

（1）　人的被害、住家被害が発生したもの
（2）　災害救助法の適用基準に該当する程度のもの
（3）　災害に対し、国及び道の財政援助等を要すると思われるもの
（4）　災害が当初軽微であっても、今後拡大し、発展するおそれがある場合、又は広域的な災害で町の被害が軽微であっても振興局地域全体から判断して報告を要すると認められるもの
（5）　地震が発生し、震度４以上を記録したもの
（6）　災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響等からみて、報告の必要があると認められるもの
（7）　その他特に指示があった災害

2　報告の種類及び内容

（1）　災害情報

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、災害情報（資料−６様式１）により速やかに報告すること。

この場合、災害の経過に応じ把握した事項を逐次報告すること。

（2）　被害状況報告

被害状況報告は、次の区分により行うものとする。但し、指定行政機関及び指定公共機関の維持管理する施設等（住家を除く)については除くものとする。

ア　速報

被害発生後、直ちに被害状況報告（資料−６様式２）により件数のみ報告すること

イ　中間報告

被害状況が判明次第、被害状況報告（資料−６様式２）により報告すること

なお、報告内容に変更を生じたときは、その都度報告すること

但し、報告の時期等について特に指示があった場合はその指示によること

ウ　最終報告

応急措置が完了した後、15 日以内に被害状況報告（資料−６様式２）により報告すること

（3）　その他の報告

災害の報告は、(１)及び(２)によるほか、法令等の定めに従い、それぞれ所要の報告を行うものとする。

3　被害状況判定基準

被害状況の判定基準は、被害状況判定基準（資料−６）のとおりとする。

第２節 災害通信計画

災害予防対策及び災害応急対策等の実施のため、必要な災害情報、被害状況報告等の収集及び通報等についての計画は、次のとおりである。

第１項 通信手段の確保等

町及び防災関係機関は、災害発生直後は、災害情報連絡のための通信手段を直ちに確保するため、直ちに情報通信手段の機能確認を行うとともに、支障が生じた施設の復旧を行う。

なお、その場合において、町は応急復旧対策のために必要な場所を確保し、提供するものとする。

また、災害時の防災関係機関相互の通信連絡は、東日本電信電話（株）等の公衆通信設備、防災関係機関が設置した通信設備及び衛星携帯電話等の移動通信回線を活用するものとし、電気通信事業者は、災害時において、防災関係機関の重要通信を優先的に確保する。

第２項 電話及び電報の優先利用並びに通信途絶時等における措置等

第１項における、通信設備等が使用できない場合は、次の方法により通信連絡を行うものとする。

１　電話による通信

電気通信事業者により提供されている災害時優先電話等を効果的に活用するものとする。

なお、災害時優先電話は、発信は優先扱いされるが、着信については通常電話と同じ扱いとなることに留意すること。

２　電報による通信

（１）　非常扱いの電報

天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合の災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力の供給の確保又は秩序の維持のために必要な内容を事項とする電報。

（２）　緊急扱いの電報

非常扱いの電報を除くほか、公共の利益のため緊急を要する事項を内容とする電報。

なお、非常扱いの電報は緊急扱いの電報より優先する。

（３）　非常・緊急電報の利用方法

①　１１５番(局番無し）をダイヤルしＮＴＴコミュニケータを呼び出す

②　ＮＴＴコミュニケータがでたら

ア　「非常または緊急扱いの電報の申込み」と告げる

イ　予め指定した登録電話番号と通話責任者名等を告げる

ウ　届け先、通信文等を申し出る

（４）　電気通信事業法及び契約約款に定める電報内容、機関等

①　非常扱いの電報は、次の事項を内容とする電報を次の機関等において発信し、又は配達を受ける場合に限り取り扱う。

電報の内容	機関等
非常扱いの通話と同じ	非常扱いの通話と同じ

②　緊急扱いの電報は、次の事項を内容とする電報を次の機関等において発信し、又は配達を受ける場合に限り取り扱う。

電報の内容	機関等
緊急扱いの通話と同じ	緊急扱い通話と同じ

３　公衆通信設備以外の通信

公衆通信設備以外の通信として災害時緊急に利用できる通信施設は、おおむね次のとおりである。

（１）　北海道開発局関係無線による通信

北海道開発局及び開発建設部を経て行う。

（２）　陸上自衛隊の通信等による通信

北部方面総監部、師団・旅団、駐屯部隊等の有線及び無線通信電話を経て行う。

（３）　警察電話による通信

警察専用電話をもって通信相手機関に最も近い警察署等を経て行う。

（４）　警察無線電話装置による通信

北海道警察本部及び各方面本部、警察署、同移動局（パトカー）等を経て行う。

（５）　北海道総合行政情報ネットワークによる通信

北海道の本庁、総合振興局若しくは振興局、又は市町村等を経て行う。

（６）　鉄道電話による通信

鉄道所属の電話により最寄りの駅、又は保線所から通信相手機関に最も近い駅、保線所等を経て行う。

（７）　北海道電力株式会社の専用電話による通信

北海道電力株式会社本店、支店、営業所、電力センター等を経て行う。

（８）　東日本電信電話㈱の設備による通信

東日本電信電話㈱北海道事業部が防災関係機関（市町村等）の重要通信を確保するため所有している非常用通信装置（無線系・衛星系）を使用して行う。

（９）　北海道地方非常通信協議会加入無線局等による通信

上記１号から８号までに掲げる各通信系を使用し、または利用して通信を行うことができないとき、若しくは通信を行うことが著しく困難であるときは、北海道地方非常通信協議会加入無線局を利用して行う。

４　通信途絶時等における措置

（１）　北海道総合通信局の対応

北海道総合通信局は、防災関係機関から、１から３までに掲げる各通信系をもって通信を行うことができない又は著しく困難である旨の連絡を受けたときは、通信の確保を図るため、速やかに次の措置を講ずるものとする。

ア　貸与要請者あて、移動通信機器、移動電源車及び臨時災害放送局（災害が発生した場合に、その被害を軽減するために、地方公共団体等が開設する臨時かつ一時の目的のためのＦＭラジオ放送局）用機器の貸出

イ　無線局の免許等の臨機の措置（無線局の免許等に必要な申請手続き及び当該申請に係る処分について、口答又は電話等迅速な方法で行い、所定の様式による手続きは、後刻可及的速やかに遡及処理する措置）

（２）　防災関係機関の対応

防災関係機関は、（１）の措置を希望する場合は、次に掲げる事項を北海道総合通信局に連絡するものとする。

ア　移動通信機器の借受を希望する場合

（ア）　借受申請者の氏名又は名称及び住所

（イ）　借受希望機種及び台数

（ウ）　使用場所

（エ）　引渡場所及び返納場所

（オ）　借受希望日及び期間

イ　移動電源車の借受を希望する場合

（ア） 借受申請者の氏名又は名称及び住所
（イ） 台数
（ウ） 使用目的及び必要とする理由
（エ） 使用場所
（オ） 借受期間
（カ） 引渡場所

ウ 臨時災害放送局用機器の借受を希望する場合
（ア） 借受申請者の氏名又は名称及び住所
（イ） 希望エリア
（ウ） 使用目的
（エ） 希望する使用開始日時
（オ） 引渡場所及び返納場所
（カ） 借受希望日及び期間

エ 臨機の措置による手続きを希望する場合
（ア） 早急に免許又は許可等を必要とする理由
（イ） （ア）に係る申請の内容

（３） 連絡先

総務省北海道総合通信局防災対策推進室（直通電話） 011-747-6451

第３節 災害広報・情報提供計画

町及び防災関係機関が行う、被災者等への的確な情報伝達のための災害広報等は、本計画の定めるところによる。

第１項 災害広報及び情報等の提供の方法

町及び防災関係機関等は、災害時において、被災地住民をはじめとする道民に対して、正確かつ分かりやすい情報を迅速に提供することにより、流言等による社会的混乱の防止を図り、被災地の住民等の適切な判断による行動を支援する。

また、町は、被災者の安否について住民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防，救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努めるものとする。

１　住民に対する広報等の方法

（１）　町及び防災関係機関等は、地域の実情に応じ、報道機関（コミュニティＦＭを含むラジオ、テレビ、有線放送、ワンセグ放送、新聞）への情報提供をはじめ、防災情報端末機、緊急速報メール、登録制メール、ＩＰ告知システム、広報車両、インターネット、ＳＮＳ（Twitter 等)、臨時災害放送局、掲示板、印刷物など、あらゆる広報媒体を組み合わせ、迅速かつ適切な広報を行うものとし、誤報等による混乱の防止に万全を期するものとする。

（２）　町及び防災関係機関等は、報道機関からの災害報道のための取材活動に対し、資料の提供等について協力するものとする。

（３）　（１)の実施にあたっては、要配慮者への伝達に十分配慮する。

（４）　（１)のほか、道及び市町村は、北海道防災情報システムのメールサービスや災害情報共有システム（Ｌアラート)、全国瞬時警報システム（Ｊ－ＡＬＥＲＴ）を活用するとともに、ポータルサイト・サーバー運営業者へ協力を求めること等により、効果的な情報提供を実施する。また、災害現場における住民懇談会等によって、一般住民及び被災者の意見、要望、相談等を広聴し、災害対策に反映させるものとする。

２　町の広報

町は、所管区域内の防災関係機関との連絡を密にするとともに、被災者のニーズを十分把握した上で、被災者をはじめとする住民に対し、直接的に、被害の区域・状況、二次災害の危険性、避難指示（緊急)、避難勧告、避難準備・高齢者等避難開始、避難場所・避難所、医療機関等の生活関連情報、ライフラインや交通施設等の公共施設等の復旧状況、交通規制、被災者生活支援に関する情報等について、ボランティア団体やＮＰＯ等とも連携を図りながら、正確かつきめ細やかな情報を適切に提供する。

３　防災関係機関の広報

防災関係機関は、相互に連携し、それぞれの広報計画に基づき、住民への広報を実施する。特に、住民生活に直結した機関(道路、交通、電気、上下水道、ガス、通信等)は、応急対策活動と発生原因や復旧見込、復旧状況を住民に広報するとともに、北海道災害対策(連絡)本部に対し情報の提供を行う。

４　災害対策現地合同本部等の広報

災害対策現地合同本部等が設置されたときは、必要に応じて、各防災機関の情報をとりまとめて広報を実施する。

第２項 安否情報の提供

１　安否情報の照会手続

（１）　安否情報の照会は、道又は市町村に対し、照会者の氏名・住所（法人その他の団体に

あってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地))や照会に係る被災者の氏名・住所・生年月日・性別、照会理由等を明らかにさせて行うものとする。

（2） 安否情報の照会を受けた道又は市町村は、当該照会者に対して運転免許証、健康保険の被保険証、外国人登録証明書、住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第三十条の四十四第一項に規定する住民基本台帳カード等の本人確認資料の提示又は提出を求めることなどにより、照会者が本人であることを確認するものとする。

（3） 安否情報の照会を受けた道又は市町村は、当該照会が不当な目的によるものと認めるときなど一定の場合を除き、次の照会者と照会に係る者との間柄に応じて、適当と認められる範囲の安否情報の提供をすることができるものとする。

	照会者と照会に係る被災者との間柄	照会に係る被災者の安否情報
ア	・被災者の同居の親族 （婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。）	・被災者の居所 ・被災者の負傷若しくは疾病の状況 ・被災者の連絡先その他安否の確認に必要と認められる情報
イ	・被災者の親族（アに掲げる者を除く。） ・被災者の職場の関係者その他の関係者	・被災者の負傷又は疾病の状況
ウ	・被災者の知人その他の被災者の安否情報を必要とすることが相当であると認められる者	・被災者について保有している安否情報の有無

（4） 道又は市町村は、（3）にかかわらず、照会に係る被災者の同意があるときなどの一定の場合には、必要と認められる照会に係る被災者の居所、死亡・負傷等の状況など安否の確認に必要と認められる限度において情報を提供することができるものとする。

2 安否情報を回答するに当たっての道又は市町村の対応

道及び市町村は安否情報を回答するときは、次のとおり対応するものとする。

（1） 被災者又は第三者の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防・救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲において回答するよう努めるものとする。

（2） 安否情報の適切な提供のために必要な限度で、その保有する被災者の氏名その他の被災者に関する情報を、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができるものとする。

（3） 安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、関係市町村、消防機関、警察等と協力して被災者に関する情報の収集に努めることとする。

（4） 被災者の中に、配偶者からの暴力等を受け加害者から追跡されて危害を受ける恐れがある者等が含まれる場合は、その加害者等に居所が知られることのないよう当該被災者の個人情報の管理を徹底するよう努めるものとする。

第４節 応急措置実施計画

災害時において、町長等が実施する応急措置については、本計画に定めるところによる。

第１項 実施責任者

1　町長又はその委任を受けて町長の職権を行なう町の職員
2　消防機関、水防団の長及びダム管理者その他法令の規定に基づきその責任を有する者
3　警察官及び海上保安官
4　災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官
5　知事
6　指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長
7　指定公共機関の長及び指定地方公共機関の長

第２項 町の実施する応急措置

1　町長及びその所轄の下に行動する水防団長、消防機関の長及び防災に関係ある施設の管理者等は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしているときは、法令及び市町村地域防災計画等に定めるところにより、消防、水防、救助等の災害の発生の防御又は災害の拡大を防止するための所要の措置を講ずるものとする。
2　町長は、応急措置をはじめとする災害応急対策を実施するため、必要に応じて、道及び他の市町村、関係機関等の協力を求めることができる。

第３項 警戒区域の設定

1　市町村長(基本法第 63 条、地方自治法第 153 条)

町長又はその委任を受けて町長の職権を行なう町の職員は、災害が発生し又はまさに発生しようとしている場合において、住民等の生命、身体に対する危険を防止するため、特に必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して、当該区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずることができる。

2　消防吏員又は消防団員（消防法第 28 条・第 36 条）

火災又は水災を除く他の災害の現場においては、消防吏員又は消防団員は、警戒区域を設定し、救護従事者その他総務省令で定める者以外の者に対して、当該区域からの退去を命じ、又はその区域への出入を禁止し若しくは制限することができる。

3　水防団長、水防団員又は消防機関に属する者（水防法第 21 条）

水防上緊急の必要がある場所においては、水防団長、水防団員又は消防機関に属する者は、警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対して、当該区域への立ち入りを禁止し、若しくは制限し、又は当該区域からの退去を命ずることができるものとする。

4　警察官（基本法第 63 条、地方自治法第 153 条、消防法 28 条・36 条、水防法第 21 条）

（1）　警察官は、町長又はその委任を受けて町長の職権を行なう町の職員が現場にいないとき、又はこれらの者の要求があったときは、警戒区域を設定することができるとともに、直ちに警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して、当該区域の立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずることができる。その場合、直ちに、警戒区域を設定した旨を町長に通知することとする。

（2）　警察官は、火災（水災を除く他の災害について準用する。）の現場において、消防吏員又は消防団員が火災の現場にいないとき又は消防吏員又は消防団員の要求があつたときは、消防警戒区域を設定して、消防警戒区域内にある消防対象物又は船舶の関係者、居住者及びその親族でこれらに対して救援をしようとする者その他総務省令で定める者以外の者に

対して、その区域からの退去を命じ、又はその区域への出入を禁止し若しくは制限することができる。また、火災現場の上席消防員の指揮により消防警戒区域を設定する場合、現場の警察官は、これを援助することとする。

（3） 警察官は、水防上緊急の必要がある場所において、水防団長、水防団員若しくは消防機関に属する者がいないとき、又はこれらの者の要求があつたときは、警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対して、その区域への立入りを禁止し、若しくは制限し、又はその区域からの退去を命ずることができる。

5　災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官（基本法第 63 条）

災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、町長又はその委任を受けて町長の職権を行なう町の職員がその場にいない場合に限り、警戒区域を設定することができる。この場合、自衛官は直ちに警戒区域を設定した旨を町長へ通知することとする。

第５節 避難対策計画

災害時において、住民の生命、身体の安全、保護を図るために実施する避難措置については、本計画の定めるところによる。

第１項 避難実施責任及び措置内容

風水害、火災、山(崖)崩れ、地震、火山噴火、津波等の災害により、人命、身体の保護又は災害の拡大防止のため、特に必要があると認められるときは、町長等避難実施責任者は、次により避難勧告等を行う。

特に、町は、住民の迅速かつ円滑な避難を実現するとともに、高齢化の進展等を踏まえ高齢者等の避難行動要支援者の避難支援対策を充実・強化する必要がある。このため、避難勧告及び避難指示（緊急）のほか、一般住民に対して避難準備及び自主的な避難を呼びかけるとともに、避難行動要支援者等、特に避難行動に時間を要する者に対して、その避難行動支援対策と対応しつつ、早めの段階で避難行動を開始することを求める避難準備・高齢者等避難開始を発令する必要がある。

なお、避難勧告等を発令するにあたり、対象地域の適切な設定等に留意するとともに、避難勧告、避難指示（緊急）を夜間に発令する可能性がある場合には、避難行動をとりやすい時間帯における避難準備・高齢者等避難開始の発令に努めるものとする。

１　町長(基本法第 60 条)

（１）　町長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、警戒巡視等によって得られる情報の収集並びに過去の災害事例等を勘案し、住民の生命、身体に被害が及ぶおそれがあると判断される状況に至ったときは、直ちに必要と認める地域の居住者等に対し、次の勧告又は指示を行う。

ア　避難のための立退きの勧告又は指示

イ　必要に応じて行う立退先としての指定緊急避難場所等の避難場所の指示

ウ　近隣の安全な場所への待避や屋内安全確保の指示

（２）　町長は、避難のための立退きの指示、避難場所の指示、近隣の安全な場所への待避や屋内安全確保の指示を行うことができない場合は、警察官又は海上保安官にその指示を求める。

（３）　町長は、上記の勧告又は指示を行ったときは、その旨を速やかに総合振興局長又は振興局長を通じて知事に報告する（これらの指示等を解除した場合も同様とする。）

２　水防管理者(水防法第 29 条)

（１）　水防管理者（水防管理団体である市町村の長等）は、洪水、津波又は高潮の氾濫により著しい危険が切迫していると認められるときは、必要と認める区域の居住者に対し、避難のため立ち退くべきことを指示することができる。

（２）　水防管理者は、避難のための立ち退きを指示した場合は、その状況を総合振興局長又は振興局長に速やかに報告するとともに、当該区域を管轄する警察署長にその旨を通知する。

３　警察官(基本法第 61 条、警察官職務執行法第４条)

（１）　警察官は、１の(２)により町長から要求があったとき、又は町長が指示できないと認めるときは、必要と認める地域の居住者等に対し、避難のための立退き又は近隣の安全な場所への待避や屋内安全確保の指示を行うものとし、避難のための立退きを指示する場合に必要があると認めるときには、その立退き先について指示することができる。

その場合、直ちに、その旨を町長に通知するものとする。

（２）　警察官は、災害による危険が急迫したときは、その場の危害を避けるため、その場にいる者を避難させることができる。この場合は所属の公安委員会にその旨報告するものとする。

４　自衛隊(自衛隊法第 94 条等)

災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、町長等、警察官がその場にいないときに限り、次の措置をとることができる。

この場合において、当該措置をとったときは、直ちに、その旨を町長に通知しなければならない。

（１）　住民等の避難等の措置等(警察官職務執行法第 4 条)
（２）　他人の土地等への立入(警察官職務執行法第 6 条第 1 項)
（３）　警戒区域の設定等(基本法第 63 条第 3 項)
（４）　他人の土地等の一時使用等及び被災工作物等の除去等(基本法第 64 条第 8 項)

第２項 避難措置における連絡、助言、協力及び援助

１　連絡

町、道(総合振興局又は振興局)、北海道警察本部(警察署等)及び自衛隊は、法律又は防災計画の定めるところにより、避難の措置を行った場合には、その内容について相互に通報・連絡するものとする。

２　助言

（１）　町

町は、避難のための立退きの勧告・指示、又は近隣の安全な場所への待避や屋内安全確保の指示を行うに際して、必要があると認めるときは、災害対応の多くの専門的知見等を有している地方気象台、河川事務所等、国や道の関係機関から、災害に関する情報等の必要な助言を求めることができるものとする。

町は、避難勧告等を発令する際に必要な助言を求めることができるよう、国や道の関係機関との間でホットラインを構築するなど、災害発生時における連絡体制を整備するよう努める。

（２）　国や道の関係機関

町から助言を求められた国や道の関係機関は、避難勧告等の対象地域、判断時期等について助言するものとする。また、道は、時機を失することなく避難勧告等が発令されるよう、市町村に積極的に助言するものとする。

また、国や道の関係機関は、その所掌する事務に関する助言を行うものとする。

３　協力、援助

（１）　北海道警察（美深警察署）

町長が行う避難の措置について、関係機関と協議し、避難者の誘導や事後の警備措置等に必要な協力を行うものとする。

第３項 避難勧告、避難指示（緊急）又は避難準備・高齢者等避難開始の周知

町長は、避難勧告等の避難情報を迅速かつ確実に住民に伝達するため、避難準備・高齢者等避難開始の提供、避難のための立退きの勧告・指示、又は近隣の安全な場所への待避や屋内安全確保の指示に当たっては、消防機関等関係機関の協力を得つつ、次の事項について、生命や身体に危険が及ぶ恐れがあることを認識できるように避難勧告等の伝達文の内容を工夫することや、その対象者を明確にすること、対象者ごとにとるべき避難行動について、住民にとって具体的でわかりやすい内容とするよう配慮し、市町村防災行政無線（戸別受信機を含む。)、北海道防災情報システム、Ｌアラート（災害情報共有システム)、テレビ、ラジオ（コミュニティＦＭ放送含む。)、携帯電話（緊急速報メール機能含む。)、ワンセグ等のあらゆる伝達手段の特徴を踏まえた複合的な活用を図り、対象地域の住民への迅速かつ的確な伝達に努め、住民の迅速かつ円滑な避難を図る。

特に、避難行動要支援者の中には、避難等に必要な情報を入手できれば、自ら避難行動をと

ることが可能な者もいることから、障がいの状態等に応じ、適切な手段を用いて情報伝達を行うとともに、民生委員等の避難支援等関係者が避難行動要支援者名簿を活用して着実な情報伝達及び早期に避難行動を促進できるよう配慮する。

1　避難勧告、指避難示（緊急）、近隣の安全な場所への待避や屋内安全確保の指示又は避難準備・高齢者等避難開始の理由及び内容
2　避難場所等及び経路
3　火災、盗難の予防措置等
4　携行品等その他の注意事項

注）津波など避難の経路、場所等が変わる場合には、避難の種類によりサイレンの吹鳴方法を定め、住民に周知する。

警戒レベル	住民が取るべき行動	住民に行動を促す情報
		避難情報等
警戒レベル５ （美深町が発令）	・既に災害が発生している状況であり、命を守る最善の行動をとる	災害発生情報
警戒レベル４ （美深町が発令）	・指定緊急避難所等への立ち退き避難を基本とする行動をとる ・災害が発生するおそれが極めて高い状況になっており、緊急に避難する	・避難勧告 ・避難指示(緊急※2)
警戒レベル３ （美深町が発令）	・高齢者等は立ち退き避難する ・その他の者は立ち退き避難の準備をし、自発的に避難する。	避難準備・高齢者等避難開始
警戒レベル２ （気象庁が発表）	・避難に備え自らの避難行動を確認する	洪水注意報 大雨注意報
警戒レベル１ （気象庁が発表）	・災害への心構えを高める	警報級の可能性 ※令和元年出水期から「早期注意情報」と名称変更

※１　可能な範囲で発令。
※２　緊急的又は重ねて避難を促す場合に発令

第４項 避難方法

１　避難誘導

避難誘導は、町職員、消防職・団員、警察官、その他指示権者の命を受けた職員が当たり、人命の安全を第一に、円滑な避難のための立退きについて適宜指導する。その際、自力避難の困難な避難行動要支援者に関しては、その実態を把握しておくとともに、事前に援助者を定めておく等の支援体制を整備し、危険が切迫する前に避難できるよう十分配慮する。

市町村は、災害の状況に応じて避難勧告等を発令した上で、避難時の周囲の状況等により、近隣のより安全な建物への「緊急的な待避」や、「屋内安全確保」といった適切な避難行動を住民がとれるように努めるものとする。特に、台風による大雨発生など事前に予測が可能な場合においては、大雨発生が予測されてから災害のおそれがなくなるまで、住民に対して分かりやすく適切に状況を伝達することに努めるものとする。

また、町職員、消防職・団員、警察官など避難誘導に当たる者の安全の確保に努めるものとする。

２　移送の方法

（１）　避難は、避難者が各個に行うことを原則とするが、避難者の自力による避難が不可能な場合は、協定を締結した運送事業者等と連携し、町において車両、船艇等によって移送する。
（２）　町は、避難者移送の実施が困難な場合、他の市町村又は道に対し、応援を求める。
（３）　道は、前記要請を受けた時は、関係機関に対する要請や協定を締結した運送事業者等との連携により被災者の移送について必要な措置を行う。

（４） また、道は、被災者の保護の実施のため緊急の必要があると認めるときは、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、運送すべき人・場所・期日を示して、被災者の運送を要請する。運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関が正当な理由なく要請に応じないときは、被災者保護の実施の必要性に鑑み、当該機関に対し、被災者の運送を行うべきことを指示する。

第５項 避難行動要支援者の避難行動支援

１ 町の対策

（１） 避難行動要支援者の避難支援

町長は、平常時から避難行動要支援者名簿の情報を提供することに同意した者については、名簿情報に基づいて避難支援を行うとともに、平常時から名簿情報を提供することに不同意であった者についても、可能な範囲で避難支援を行うよう、民生委員等の避難支援等関係者等に協力を求める。

なお、避難支援を行うに当たっては、避難支援等関係者の安全確保の措置、名簿情報の提供を受けた者に係る守秘義務等に留意する。

（２） 避難行動要支援者の安否確認

町は、避難行動要支援者名簿を有効に活用し、災害発生後、直ちに在宅避難者を含む避難行動要支援者の所在、連絡先を確認し、安否の確認を行う。

（３） 避難場所以降の避難行動要支援者への対応

町は、地域の実情や特性を踏まえつつ、あらかじめ定めた全体計画等に基づき、避難行動要支援者及びその名簿情報が避難支援関係者等から避難場所等の責任者に引き継がれるよう措置する。

また、全体計画等に基づき、速やかに負傷の有無や周囲の状況等を総合的に判断して以下の措置を講ずる。

ア 指定避難所（必要に応じて福祉避難所）への移動
イ 病院への移送
ウ 施設等への緊急入所

（４） 応急仮設住宅への優先的入居

町は、応急仮設住宅への入居にあたり、要配慮者の優先的入居に努めるものとする。

（５） 在宅者への支援

町は、要配慮者が在宅での生活が可能と判断された場合は、その生活実態を的確に把握し、適切な援助活動を行う。

（６） 応援の要請

町は、救助活動の状況や要配慮者の状況を把握し、必要に応じて、道、隣接市町村等へ応援を要請する。

第６項 避難路及び避難場所等の安全確保

住民等の避難に当たっては、町の職員、警察官、その他避難措置の実施者は、避難路、避難場所等の安全確保のため支障となるものの排除を行う。

第７項 被災者の生活環境の整備

災害応急対策実施責任者、公共的団体、防災上重要な施設の管理者は、速やかな指定避難所の供与及び指定避難所における安全性や良好な居住性の確保に必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

また、指定避難所に滞在する被災者、やむを得ない理由により指定避難所に滞在することができない被災者のいずれに対しても、必要となる生活関連物資の配布、保健医療サービスの提

供など、被災者の生活環境の整備に必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

第８項 指定緊急避難場所の開設

町は、災害が発生し、又は、災害が発生する恐れがあるときは、必要に応じ、避難準備・高齢者等避難開始の発令等とあわせて指定緊急避難場所を開設し、住民等に対し周知徹底を図るものとする。

第９項 指定避難所の開設

1　町は、災害が発生し、又は、災害が発生する恐れがあるときは、必要に応じ、指定避難所を開設するとともに、住民等に対し周知徹底を図るものとする。
　なお、開設にあたっては、施設の被害の有無を確認するとともに、施設の構造や立地場所など安全性の確保に努めるものとする。
　また、要配慮者のため、福祉避難所を開設するものとする。必要に応じ、あらかじめ指定した施設以外の施設についても、災害に対する安全性を確認の上、管理者の同意を得て避難所として開設する。
2　町は、高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦などの要配慮者に配慮して、被災地以外の地域にあるものを含め、旅館・ホテル等を避難所として借り上げる等、多様な避難所の確保に努める。
3　町は、避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に避難所を設置・維持することの適否を検討するものとする。
4　町は、著しく異常かつ激甚な非常災害により避難所が著しく不足し、特に必要と認められるものとして当該災害が政令で指定されたときは、避難所の設置についてスプリンクラー等の消防用設備等の設置義務に関する消防法第 17 条の規定の適用除外措置があることに留意する。

第１０項 指定避難所の運営管理等

1　町は、各指定避難所の適切な運営管理を行うものとする。この際、指定避難所における情報の伝達、食料、水等の配布、清掃等については、避難者、住民、自主防災組織、町内会、自治会及び避難所運営について専門性を有した外部支援者等の協力が得られるように努めるとともに、必要に応じ、他の市町村やボランティア団体等に対して協力を求めるものとする。
　また、町は、指定避難所の運営に関し、役割分担を明確化し、被災者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、被災者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援するものとする。
2　町は、マニュアルの作成、訓練等を通じて、指定避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努めるものとする。この際、住民等への普及に当たっては、住民等が主体的に避難所運営に関与できるように配慮するよう努めるものとする。
　なお、実情に合わせて、応援職員やボランティア、地域防災マスター等による避難所運営業務の分担等、自主運営のための各種支援を行うこととし、関係団体等との連携・協力に努めるものとする。
3　町は、避難所における食事や物資の配布など生活上の情報提供について、障がい特性に応じた情報伝達手段を用いて、情報伝達がなされるよう努めるものとする。
4　町は、指定避難所ごとに受け入れている避難者に係る情報及び指定避難所で生活せず食事のみ受取りに来ている被災者、車中泊の被災者等に係る情報を早期に把握するとともに、やむを得ず指定避難所に滞在することができない被災者等に係る情報の把握に努めるものとする。
5　町は、指定避難所の生活環境に注意を払い、常に良好なものとするよう実態とニーズ把握に努めるものとする。そのため、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じるものとする。その際、指定避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、

道や市町村、医療・保健関係者等は連携して、段ボールベッドの早期導入や、衛生面において優れたコンテナ型のトイレの配備等の支援を行うとともに、専門家等との定期的な情報交換に努めるものとする。また、避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師や看護師等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、し尿・ごみの処理の状況など、避難者の健康状態や指定避難所の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講じるよう努めるものとする。

6　町は、避難所における家庭動物のためのスペースの確保に努めるものとし、道においては、避難所における家庭動物のためのスペースの確保についての指針を示すなど、市町村に対する助言・支援に努めるものとする。なお、家庭動物のためのスペースは、特に冬期を想定し、屋内に確保することが望ましい。

7　町は指定避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮するものとする。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、巡回警備や防犯ブザーの配布等による指定避難所における安全性の確保など女性や子育て家庭のニーズに配慮した指定避難所の運営に努めるものとする。

8　町は、やむを得ず指定避難所に滞在することができない被災者に対しても、食料等必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、情報提供等により、生活環境の確保が図られるよう努めることとする。

9　道及び町は、災害の規模、被災者の避難及び受入状況、避難の長期化等にかんがみ、必要に応じて旅館やホテル等への移動を避難者に促すものとする。

特に要配慮者等へは、「災害発生時等における宿泊施設の活用に関する協定」（資料編８－２参照）を活用するなど良好な生活環境に努めるものとする。

10　道及び町は、災害の規模等にかんがみて必要に応じ、避難者の健全な住生活の早期確保のために、応急仮設住宅の迅速な提供、公営住宅及び空家等利用可能な既存住宅のあっせん及び活用等により、指定避難所の早期解消に努めることを基本とする。

11　町は、車中泊による避難を受け入れる場合は、トイレの確保や医療・保健関係者等と連携して、エコノミークラス症候群や一酸化炭素中毒等への予防対処策の周知、冬期間の寒さ対策など健康への配慮を行うものとする。

また、安全対策や避難所施設の利用ルール、各種情報や食事等支援物資の提供方法などについてあらかじめ規定し、円滑な避難所運営ができる体制の構築に努めるものとする。

なお、道は、市町村に対する助言・支援に努めるものとする。

12　町は、避難所における食事については、食物アレルギー等に配慮し、避難生活が長期化した場合には、メニューの多様化や栄養バランス等を考慮して、適温食を提供できるよう、管理栄養士等の協力を得ながら、ボランティア等による炊き出しや地元事業者からの食料等の調達の他、給食センターを活用するなど、体制の構築に努めるものとする。

なお、道は、市町村に対する助言・支援に努めるものとする。

第１１項 広域一時滞在

１　道内における広域一時滞在

（１）　災害発生により、被災住民について、道内の他の市町村における一時的な滞在（以下、「道内広域一時滞在」という。）の必要があると認める市町村長（以下、「協議元市町村長」という。）は、道内の他の市町村長（以下、「協議先市町村長」という。）に被災住民の受入れについて、協議を行う。

なお、適当な協議の相手方を見つけられない場合等は、知事に助言を求めるものとする。

（２）　道内広域一時滞在の協議をしようとするときは、協議元市町村長は、あらかじめ総合振興局長又は振興局長を通じて知事に報告する。ただし、あらかじめ報告することが困難なときは協議開始後、速やかに、報告するものとする。

（３）　協議元市町村長又は知事より、道内広域一時滞在の協議を受けた協議先市町村長は、被災住民を受け入れないことについて正当な理由がある場合を除き、指定避難所を提供し、被災住民を受け入れるものとし、受入決定をしたときは、直ちに指定避難所の管理者等の

被災住民への支援に関係する機関に通知するとともに、速やかに、協議元市町村長に通知する。

なお、協議先市町村長は必要に応じて、知事に助言を求めるものとする。

（4） 協議元市町村長は、協議先市町村長より受入決定の通知を受けたときは、その内容を公示し、及び被災住民への支援に関係する機関等に通知するとともに、知事に報告する。

（5） 協議元市町村長は、道内広域一時滞在の必要がなくなったと認めるときは、速やかに、その旨を協議先市町村長及び指定避難所の管理者等の被災住民への支援に関係する機関に通知し、内容を公示するとともに、知事に報告する。

（6） 協議先市町村長は、協議元市町村長より道内広域一時滞在の必要がなくなった旨の通知を受けたときは、速やかに、その旨を指定避難所の管理者等の被災住民への支援に関係する機関に通知する。

（7） 知事は、災害の発生により市町村が必要な事務を行えなくなった場合、被災住民について道内広域一時滞在の必要があると認めるときは、当該市町村長の実施すべき措置を代わって実施する。

また、当該市町村が必要な事務を遂行できる状況になったと認めるときは、速やかに事務を当該市町村長に引き継ぐものとする。

なお、上記の事務の代行を開始し、又は終了したときは、その旨を公示するとともに、代行を終了したときは代行した事務の措置について、当該市町村長に通知する。

2 道外への広域一時滞在

（1） 災害発生により、被災住民について、道外における一時的な滞在（以下、「道外広域一時滞在」という。）の必要があると認める場合、市町村長（以下、「協議元市町村長」という。）は、知事に対し、他の都府県知事（以下、「協議先知事」という。）に対し、被災住民の受入れについて協議することを求めることができるものとする。

（2） 知事は、協議元市町村長より道外広域一時滞在に関する要求があったときは、協議先知事に協議を行うものとする。

また、知事は、必要に応じて内閣総理大臣に助言を求めるものとする。

（3） 道外広域一時滞在の協議をしようとするときは、知事は、あらかじめ内閣総理大臣に報告する。ただし、あらかじめ報告することが困難なときは協議開始後、速やかに、報告するものとする。

（4） 知事は、協議先知事より受入決定の通知を受けたときは、速やかに協議元市町村長に通知するとともに内閣総理大臣に報告する。

（5） 協議元市町村長は、知事より受入決定の通知を受けたときは、速やかに、その内容を公示し、指定避難所の管理者等の被災住民への支援に関係する機関に通知する。

（6） 協議元市町村長は、道外広域一時滞在の必要がなくなったと認めるときは、速やかに、その旨を知事に報告し、及び公示するとともに避難所の管理者等の被災住民への支援に関係する機関に通知する。

（7） 知事は、協議元市町村長より道外広域一時滞在の必要がなくなった旨の通知を受けたときは、速やかにその旨を協議先知事に通知するとともに、公示するとともに内閣総理大臣に報告するものとする。

（8） 知事は、災害の発生により市町村が必要な事務を行えなくなった場合、被災住民について道外広域一時滞在の必要があると認めるときは、当該市町村長より要求がない場合にあっても、協議先知事との協議を実施する。

3 広域一時滞在避難者への対応

道及び市町村は、広域一時滞在により居住地以外の市町村に避難した被災住民に必要な情報や物資等を確実に送り届けられるよう、被災住民の所在地等の情報を共有するなど、避難元と避難先の市町村における連携に配慮する。

4 内閣総理大臣による協議等の代行

内閣総理大臣は、災害の発生により市町村及び道が必要な事務を行えなくなった場合、被災住民について道内広域一時滞在又は道外広域一時滞在の必要があると認めるときは、当該

市町村長又は知事の実施すべき措置を代わって実施するが、当該市町村又は知事が必要な事務を遂行できる状況になったと認めるときは、速やかに当該市町村長又は知事との事務の引き継ぎが行われるものとする。

第６節 救助救出計画

災害によって生命又は身体に危険が及んでいる者等の救助救出については、本計画の定めるところによる。

なお、町をはじめとする救助機関は、迅速な救助活動を実施するとともに、活動に当たっては各機関相互の情報交換、担当区域の割り振りなど円滑な連携のもとに実施する。

また、被災地の住民や自主防災組織等は、可能な限り救助活動に参加し、被災者の救出に努める。

第１項 実施責任

１　町(消防機関)

町(救助法を適用された場合を含む。)は、災害により生命又は身体に危険が及んでいる者等をあらゆる手段を講じて早急に救助救出し、負傷者については、速やかに医療機関、または、日本赤十字社北海道支部の救護所に収容する。

また、町の救助力が不足すると判断した場合には、隣接市町村、道等の応援を求める。

第２項 救助救出活動

１　被災地域における救助救出活動

町及び美深消防署、美深警察署は、職員の安全確保を図りつつ、緊密な連携のもとに被災地域を巡回し、救助救出を要する者を発見した場合は、資機材を有効活用するとともに、救助関係機関及び住民の協力を得て、被災者の救助救出活動を実施する。

特に、発災当初の７２時間は、救命・救助活動において極めて重要な時間帯であることを踏まえ、人命救助及びこのために必要な活動に人的・物的資源を優先的に配分するものとする。

２　災害対策現地合同本部

大規模災害が発生し、被災者の救助・救出等の応急対策を迅速かつ適切に実施するため必要と認められる場合は、「第１章 第３節 防災組織」の定めるところにより、災害対策現地合同本部を設置する。

第７節 災害警備計画

地域住民の生命、身体及び財産を保護し、公共の安全と秩序を維持するために、美深警察署が実施する警戒、警備については、本計画の定めるところによる。

第１項 警察の任務

美深警察署は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、災害の発生を防ぎょし、又は災害の拡大を防止するために、住民の避難誘導及び救助、犯罪の予防、交通の規制等の応急対策を実施して、住民の生命、身体及び財産を保護し、被災地域における社会秩序の維持に当たるものとする。

第２項 災害警備体制の確立

美深警察署は、関係機関と緊密な連携のもとに災害警備諸対策を推進するほか、風水害等各種災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、早期に警備体制を確立して、災害情報の収集及び住民の生命、身体及び財産を保護し、被災地域における社会秩序の維持に当たることを任務とする。

１　災害警備体制の確立

風水害等各種災害が発生した場合、その災害の規模、態様に応じて、別に定めるところにより災害警備本部等を設置するものとする。

２　応急対策の実施

（１）　災害警備活動に必要な情報を収集するとともに、収集した情報を関係機関と共有する。

（２）　住民の避難に当たっては、町、消防機関等と協力し、安全な経路を選定して誘導するとともに、被災後の無人化した住宅街、商店街等におけるパトロールを行い、犯罪の予防及び取締り等に当たるものとする。

（３）　風水害等各種災害が発生し、又は発生のおそれがある場合は、関係機関と密接な連携を図るとともに、災害の種別、規模及び態様に応じ、住民の避難、犯罪の予防、交通規制等の措置について迅速な広報に努めるものとする。

（４）　防災関係機関と協力して、被災者の救出・救助活動を実施するとともに、死体見分等に当たるものとする。

第８節 交通応急対策計画

災害時における道路交通の混乱を防止し、消防、避難、救助、救護等の応急対策活動を迅速に実施するための交通の確保は、本計画の定めるところによる。

第１項 交通応急対策の実施

発災後の道路啓開、応急復旧を迅速に行うため、関係機関及び道路管理者相互の連携の下、あらかじめ道路啓開等の計画を立案するなど事前の備えを推進する。

１　美深町(消防機関)

（１）　町が管理している道路で災害が発生した場合は、道路の警戒に努めるとともに、交通の危険を防止するため必要と認めるときは、その通行を禁止し、又は制限するとともに迂回路等を的確に指示し、関係機関との連絡を密にし、交通の確保に努める。

また、町が管理している緊急通行車両のガソリン等の確保に努めるものとする。

（２）　消防職員は、警察官がその場にいない場合に限り、通行禁止区域等において、車両その他の物件が緊急通行車両の妨害となることにより災害応急対策の実施に著しい支障があると認められるときは、当該車両その他の物件の占有者、所有者、管理者に対し、当該車両その他の物件の移動等の措置をとることを命ずることができる。

（３）　消防職員は、(２)による措置を命ぜられた者が当該措置をとらないとき、又は、その命令の相手方が現場にいないために当該措置をとることを命ずることができないときは、自らその措置をとることができる。この場合において、当該措置をとるためやむを得ない限度において車両その他の物件を破損することができる。

第２項 道路の交通規制

１　道路交通網の把握

災害が発生した場合、道路管理者及び北海道公安委員会（北海道警察）は、相互に綿密な連携を図るとともに、関係機関の協力を得て、次の事項を中心に被災地内の道路及び交通の状況について、その実態を把握する。

（１）　損壊し、又は通行不能となった路線名及び区間

（２）　迂回路を設定し得る場合はその路線名、分岐点及び合流点

（３）　緊急に通行の禁止又は制限を実施する必要の有無

２　交通規制の実施

道路管理者及び北海道公安委員会は、次の方法により交通規制を実施するものとする。

（１）　交通規制を実施するときは、道路標識等を設置する。

（２）　緊急を要し道路標識等を設置するいとまがないとき、又は道路標識等を設置して行うことが困難なときは、現場警察官等の指示によりこれを行う。

３　関係機関との連携

道路管理者及び北海道公安委員会が交通規制により通行の禁止制限を行った場合には、関係機関に連絡するとともに、あらゆる広報媒体を通して広報の徹底を図る。

第３項 緊急輸送のための交通規制

災害が発生し、災害応急対策に従事する者又は災害応急対策に必要な物資の緊急輸送、その他応急措置を実施するための緊急輸送を確保する必要があると認めるときは、区域又は道路の区間を指定し、緊急通行車両以外の車両の通行を禁止し、又は制限する。

１　通知

北海道公安委員会は、緊急輸送のための交通規制をしようとするときは、予め、当該道路の管理者に対し、禁止又は制限の対象、区域、区間、期間及び理由を通知する。

なお、緊急を要し、予め通知できない場合は、事後、直ちに通知する。

2　緊急通行車両の確認手続

（1）　知事（上川総合振興局長）又は北海道公安委員会（北海道警察）は、車両の使用者等の申出により当該車両が、応急対策に必要な物資の輸送等の緊急通行車両であることの確認を行うものとする。

（2）　確認場所

緊急通行車両の確認は、道（上川総合振興局）又は警察本部、方面本部、警察署及び交通検問所で行う。

（3）　証明書及び標章の交付

緊急通行車両であると確認したものについては、車両ごとに「緊急通行車両確認証明書」、「緊急通行車両標章」（資料編 資料 15、16）を交付し、当該車両の前面に標章を掲示させる。

（4）　緊急通行車両

ア　緊急通行車両は、基本法に規定する災害応急対策を実施するために使用される車両で次の事項について行うものとする。

（ア）　特別警報･警報の発表及び伝達並びに避難勧告、避難指示（緊急）に関する事項
（イ）　消防、水防その他の応急措置に関する事項
（ウ）　被災者の救難、救助その他保護に関する事項
（エ）　災害を受けた児童及び生徒の応急の教育に関する事項
（オ）　施設及び設備の応急の復旧に関する事項
（カ）　清掃、防疫その他の保健衛生に関する事項
（キ）　犯罪の予防、交通の規制その他災害地における社会秩序の維持に関する事項
（ク）　緊急輸送の確保に関する事項
（ケ）　その他災害の発生の防ぎょ又は拡大の防止のための措置に関する事項

イ　指定行政機関等が保有し、若しくは、指定行政機関等との契約等により常時指定行政機関等の活動のために専用に使用される車両又は災害時に他の関係機関・団体等から調達する車両であること。

（5）　事前届出制度の普及等

道、町及び地方行政機関は、発災後、当該車両に対して緊急通行車両標章を円滑に交付されるよう、輸送協定を締結した事業者等に対し、緊急通行車両標章交付のための事前届出制度の周知を行うとともに、自らも事前届出を積極的にするなど、その普及を図るものとする。

3　規制除外車両

北海道公安委員会は、民間事業者等による社会経済活動のうち大規模災害発生時に優先すべきものに使用される車両であって、公安委員会の意思決定により規制除外車両として通行を認める。

（1）　確認手続

ア　北海道公安委員会（美深警察署長）は、車両の使用者等の申出により当該車両が、規制除外車両であることの確認を行うものとする。

なお、災害対策に従事する自衛隊車両にあって、自動車番号標により外形的に車両の使用者又は種類が識別できる車両については、規制除外車両について取り扱い、交通規制の対象から除外する。

イ　確認場所

規制除外車両の確認は、警察本部、方面本部、警察署及び交通検問所で行う。

ウ　証明書及び標章の交付

規制除外車両であると確認したものについては、車両ごとに「規制除外車両確認証明書」（資料 15）、「緊急通行車両標章」（資料 16）を交付し、当該車両の前面に標章を掲示させる。

ただし、前記アに定める自衛隊車両等であって、自動車番号標により外形的に車両の使用者又は種類が判別できる車両については、確認標章の交付を行わない。

（２） 事前届出制度

ア 規制除外車両の事前届出の対象とする車両

北海道公安委員会は、次のいずれかに該当する車両であって、規制除外車両の事前届出がなされた場合には、これを受理するものとする。

（ア） 医師・歯科医師・医療機関が使用する車両

（イ） 医薬品・医療機関・医療用資材等を輸送する車両

（ウ） 患者等搬送用車両（特別な構造又は装置があるものに限る。）

（エ） 建設用重機・道路啓開作業用車両又は重機輸送用車両

イ 事前届出制度の普及

北海道公安委員会は、規制除外車両の事前届出に関する手続きについて、民間事業者等に対し、事前届出制度の周知を行うとともに、災害に備えた規制除外車両の普及を図るものとする。

第４項 放置車両対策

道路管理者は、放置車両や立ち往生車両等が発生した場合には、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、運転者等に対し車両の移動等の命令を行うものとする。運転者がいない場合等においては、道路管理者は、自ら車両の移動等を行うものする。

第５項 緊急輸送道路ネットワーク計画

緊急輸送道路は、地震直後から発生する緊急輸送を円滑かつ確実に実施するために必要な道路であり、耐震性を有し、地震時にネットワークとして機能することが重要である。

このため、北海道開発局、北海道、東日本高速道路㈱北海道支社等の道路管理者と北海道警察等の防災関係機関からなる北海道緊急輸送道路ネットワーク計画等策定協議会では、緊急輸送を確保するため必要な「緊急輸送道路」を定め、緊急輸送道路のネットワーク化を図る北海道緊急輸送道路ネットワーク計画を策定している。

各道路管理者は、この計画に基づき緊急輸送道路の整備を計画的に推進することとしている。

北海道緊急輸送道路ネットワーク計画の概要は次のとおりである。

１ 計画内容

（１） 対象地域

道内全域

（２） 対象道路

既設道路及び概ね令和２年度までに供用予定の道路を基本としながら、必要に応じて緊急河川敷道路、臨港道路等を含めている。

２ 緊急輸送道路の区分及び道路延長

緊急輸送道路ネットワークは、災害発生後の利用特性により、次のとおり区分しているが、北海道の広域性を反映して、緊急輸送道路総延長は 10,942 ㎞に上っている。

ア 第１次緊急輸送道路ネットワーク

道庁所在地(札幌市)、地方中心都市及び重要港湾、空港、総合病院、自衛隊、警察、消防等を連絡する道路〈道路延長 7,092 ㎞〉

イ 第２次緊急輸送道路ネットワーク

第１次緊急輸送道路と市町村役場、主要な防災拠点(行政機関、公共機関、主要駅、港湾、ヘリポート、災害医療拠点、備蓄集積拠点、広域避難地等）を連絡する道路〈道路延長 3,579 ㎞〉

ウ 第３次緊急輸送道路ネットワーク

第１次及び第２次緊急輸送道路とその他の防災拠点を連絡する道路〈道路延長 243 ㎞〉

第９節 輸送計画

災害時において、災害応急対策、復旧対策等に万全を期すため、住民の避難、災害応急対策要員の移送及び救援若しくは救助のための資機材、物資の輸送（以下「災害時輸送」という。）を迅速かつ確実に行うために必要な措置事項については、本計画の定めるところによる。

第１項 実施責任

基本法第 50 条第 2 項に掲げる、災害応急対策の実施責任者が実施する。

１　美深町

災害時輸送は、町長が防災関係機関の協力を得て行うものとする。(基本法第 50 条第 2 項)
なお、町有車両による災害時輸送の総括は、総務部が実施する。

第２項 輸送の方法

災害時の輸送は、災害応急対策実施責任機関が保有する車両、船艇、航空機等を使用し、又は他の災害応急対策実施責任機関の協力を得て実施する。

１　美深町

（１）　車両等による輸送

災害時輸送は、一次的には公用車を使用するが、被災地までの距離、被害の状況等により公用車では不足する場合並びに他機関の所有する輸送施設等を活用した方が効率的である場合は、他の機関に応援を要請、又は民間の車両の借上げを行うなど輸送に支障のないように行うものとする。

（２）　人力輸送

災害の状況により車両等による輸送が不可能な事態が発生したときは、「第 3 章 第 28 節 労務供給計画」に定める人力による輸送を行うこととし、積雪期は雪上で走行可能な車両により輸送を行う。

（３）　空中輸送

陸上輸送のすべてが不可能な事態が生じた場合、又は山間へき地などで緊急輸送の必要がある場合は、「第 3 章 第 29 節 ヘリコプター等活用計画」及び「第 3 章 第 30 節 自衛隊派遣要請及び派遣活動計画」に定めるところにより、航空機等を利用した輸送を行うものとする。

第３項 輸送費用の支払

災害時輸送に要する経費の負担関係については、原則として次によるものとする。

１　国の機関が保有する輸送手段を用いて行う災害時の輸送

国の機関が行う災害時の輸送に要する費用については、当該国の機関が負担する。

２　要請により運送事業者が行う災害時輸送

輸送計画に基づき、知事からの要請により運送事業者が行う災害時輸送に要する経費については、当該災害時の輸送を要請した知事が支払うものとする。
なお、道路運送法等の法令に基づく運送命令等による損失補償については、各法令の定めるところによる。

第１０節 食料供給計画

災害による被災者及び災害応急対策従事者等に対する食料供給については、本計画の定めるところによる。

第１項 実施責任

１　美深町

被災者及び災害応急対策従事者に対し、食料等の配給及び給付対策を実施する。

第２項 食料の供給

１　美深町

町は、地域防災計画に従い、被災者及び災害応急対策従事者に対する食料の調達及び配給を直接行うものとするが、町において調達が困難な場合、町長は、その確保について上川総合振興局長を通じて知事に要請する。

なお、米穀については、必要に応じ、米穀の買入れ・販売等に関する基本要領（平成 21 年５月 29 日付け 21 総食第 113 号農林水産省総合食料局長通知）第４章第 11 の規定により、農林水産省政策統括官（以下「政策統括官」という。）に直接、又は、総合振興局長若しくは振興局長を通じて知事に対し、政府所有米穀の緊急の引渡を要請する。

第３項 食料輸送計画

食料の輸送に当たって、車両等の輸送施設及び労務者を必要とする場合は、「第 3 章 第 9 節 輸送計画」及び「第 3 章 第 28 節 労務供給計画」により措置するものとする。

第１１節 給水計画

災害発生に伴う水道施設の損壊により、生活用水が枯渇して飲料に適する水を得ることができない者に対する生活用水の供給及び給水施設等の応急復旧に関する計画は、次のとおりである。

第１項 実施責任

１　美深町

給水活動を迅速かつ円滑に実施するための応急給水体制を確立し、住民の生活用水及び医療機関等の医療用水を確認するとともに、給水施設等の応急復旧を実施する。

（１）　個人備蓄の推進

飲料水をはじめとする生活用水を災害発生後３日間分程度、個人において準備しておくよう、住民に広報していくものとする。

（２）　生活用水の確保

災害時の生活用水の水源として、震災対策用貯水施設と被災地付近の浄水場の貯留水を主体とし、不足する場合は井戸水、自然水(川、ため池等の水)プール、受水槽、防火水槽等の水をろ過、滅菌して供給するものとする。

（３）　給水資機材の確保

町は災害時に使用できる応急給水資機材の確保に努め、保有状況を常時把握し、被災地給水人口に応じ、給水車、散水車及び消防タンク車を所有機関から調達して、給水に当たるものとする。

第２項 給水の実施

１　給水の方法

（１）　輸送による給水

被災地の近隣地域に適当な補給水源がある場合は、給水車（給水タンク車・散水車・消防タンク車等）により補給水源から取水し、被災地域内へ輸送の上、住民に給水するものとする。この場合、散水車、消防タンク車等の使用に当たっては、事前にタンク内の清掃及び消毒を行う。

（２）　浄水装置による給水

輸送その他の方法による給水が困難であり、付近に利用可能な水源がある場合は、浄水装置その他の必要資材を用いてこれを浄化し、飲料水として住民に供給するものとする。

（３）　家庭用井戸等による給水

被災地付近の家庭用井戸水について水質検査の結果、飲料水として適当と認めたときは、その付近の住民に飲料水として供給するものとする。

なお、水質検査の結果、飲料に適さない水質のときは、消毒その他の方法により衛生上無害な水質とし、供給する。

２　応援の要請

町長は、自ら飲料水の供給を実施することが困難な場合は、他市町村又は道へ飲料水の供給又はこれに要する要員及び給水資機材の応援を要請するものとする。

なお、知事は、その事態に照らし緊急を要し、町からの要求を待ついとまがないと認められるときは、要求を待たないで町に対する応急給水について必要な措置を講ずる。

第１２節 上下水道施設対策計画

災害時の上水道及び下水道施設の応急復旧対策は、本計画の定めるところによる。

第１項 上水道

１　応急復旧

大規模災害等により長期間断水となることは、生活の維持に重大な支障が生ずるものであるため、水道事業者は、被災した施設の応急復旧等についての計画を予め定めておくほか、災害に際しては、次の対策を講じて速やかに応急復旧し、住民に対する水道水の供給に努める。

なお、十分に災害応急対策を実施できない場合は、他の水道事業者等の協力を求める。

（１）　施設の点検、被害状況の把握及び復旧計画の策定を行う。
（２）　要員及び資材等の確保等復旧体制を確立する。
（３）　被害状況により他市町村等へ支援を要請する。
（４）　住民への広報活動を行う。

２　広報

水道事業者は、水道施設に被害を生じた場合は、その被害状況及び復旧見込み等について広報を実施し、住民の不安解消を図るとともに、応急復旧までの対応についての周知を図る。

第２項 下水道

１　応急復旧

市街地での内水による浸水は、家屋等財産に損害を与えるばかりでなく、人命をも脅かすものであるため、下水道管理者は、被災した施設の応急復旧等についての計画を予め定めておくほか、災害に際しては次の対策を講じて速やかに応急復旧を行う。

（１）　施設の点検、被害状況の把握及び復旧計画の策定を行う。
（２）　要員及び資材等の確保等復旧体制を確立する。
（３）　被害状況により他市町村等へ支援を要請する。
（４）　管渠・マンホール内部の土砂の浚渫、可搬式ポンプによる緊急送水、仮管渠の設置等により、排水機能の回復に努める。
（５）　処理場への流入水量の増大により、二次災害防止のためやむを得ずバイパス放流を行う等緊急的措置をとる場合は、速やかに関係機関等へ連絡する。
（６）　住民への広報活動を行う。

２　広報

下水道管理者は、下水道施設に被害を生じた場合は、その被害状況及び復旧見込み等について広報を実施し、住民の生活排水に関する不安解消に努める。

第１３節 衣料・生活必需物資供給計画

災害時における被災者に対する被服、寝具、その他の生活必需品の給与並びに物資の供給については、本計画の定めるところによる。

第１項 実施責任

１　美深町

救助法を適用した場合の被災者に対する被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与は、町長が実施する。

なお、救助法が適用されない場合の被災者に対する物資の供給は、その都度、町長が行うものとする。

（１）　物資の調達、輸送

ア　地域内で調達できる生活必需品の調達先及び集積場所等の状況を把握しておくものとする。

イ　地域内において調達が不能になったときは、道に協力を求めることができる。

ウ　生活必需品を取り扱う小売、卸売業者等と事前に連絡調整を図っておく等、迅速に調達できる方法を定めることとする。

第２項 実施の方法

町長は、災害により日常生活に必要な衣料、生活必需品等を失った者に対し、被害状況及び世帯構成人員に応じて、一時的に急場をしのぐ程度の衣料、生活必需品等を支給又は貸与するものとする。なお、支給等に際しては、災害時要支援者に優先的に配分するなどの配慮をする。

第３項 生活必需物資の確保

災害応急対策実施責任者は、その所掌する物資供給に必要な数量の確保を図るものとし、関係する卸売組合、協同組合、主要業者に対し協力を要請し、又は斡旋を求めるものとする。

第４項 日本赤十字社北海道支部における災害救助物資の備蓄

１　被災者の救援用物資として備蓄しているものは次のとおりである。

・毛布
・緊急セット
・拠点用日用品セット
・安眠セット

２　救援物資の緊急輸送を円滑に行うため別に定める「赤十字災害救助物資備蓄（配分）要綱」及び「拠点における赤十字災害救援物資備蓄（配分）要綱」によりあらかじめ地区に備蓄するものとする。

第１４節 石油類燃料供給計画

災害時の石油類燃料（ＬＰＧを含む）の供給については、本計画の定めるところによる。

第１項 実施責任

１　美深町

町長は、町が管理している緊急通行車両のガソリン等の確保に努めるものとする。

また、災害対策上重要な施設、避難所、医療機関及び社会福祉施設等における石油類燃料の確保に努めるものとする。

ア　地域内で調達できる石油類燃料の調達先及び集積場所等の状況を把握しておくものとする。

イ　地域の卸売組合、協同組合、主要業者と事前に協定を締結しておく等、石油類燃料を迅速に調達できる方法を定めることとする。

ウ　地域内において調達が不能になったときは、道に協力を求めることができる。

エ　ＬＰＧについては、北海道エルピーガス災害対策協議会と迅速に調達できるよう連絡調整を行う。

第２項 石油類燃料の確保

１　災害応急対策実施責任者は、石油類燃料の確保を図るものとし、卸売組合、協同組合、主要業者に対し協力を要請し、又は斡旋を求めるものとする。

第１５節 電力施設災害応急計画

災害時の電力供給のための応急対策は、本計画の定めるところによる。

第１項 電力供給区域

北海道電力株式会社の供給区域は、北海道一円である。

第２項 応急対策

電力施設を防護し、被災地に対する電力供給を確保するため、北海道電力株式会社及び電源開発株式会社は、それぞれ次の対策を講ずるものとする。

１　北海道電力株式会社

電力施設及び設備被害の軽減、復旧の迅速化を図るため、別に定める「防災業務計画」によって次の対策を講ずるものとする。

２　活動態勢

発令基準に従い警戒態勢、非常態勢及び特別非常態勢を発令し、体制を整備するものとする。

３　情報収集・提供

所定の系統に従い、社内外の情報を収集し、復旧対策を樹立するとともに、停電、復旧見込みなどの状況について、村及び道に連絡するものとする。

４　通信確保

本部（本店）、支部（支店及び重要発電所）相互間の主要通信回線に対しては、迂回ルート構成を考慮するとともに、通信機器用予備電源の正常運転に十分な注意を払い通信の確保を図るものとする。

なお、災害地域の現業機関には、臨時電話の仮設などを考慮する。

５　広報

災害による停電及び使用制限に当たっては、停電状況及び復旧見込み等を直接又は報道機関及びインターネットホームページを通じてすみやかに一般公衆に周知を図るものとする。

６　要員の確保

各支部（支店）は被害の状況により、要員が不足した場合は、本部（本店）に要員の確保を要請し、本部は要員を融通するものとする。

なお、自衛隊の派遣を必要とするときは、各支部長が町長を経て知事（上川総合振興局長）に要請するものとする。

７　資材等の調達

社内における調達を図り、なおかつ不足するときは、関連工事会社及び東地域の電力各社からの融通等により調達を図るものとする。

なお、必要により指定地方行政機関、地方公共団体等に対し、労務施設、設備又は物資の確保について応援を求めるものとする。

８　応急工事

災害時において、復旧順位、難易及び人員、資材の動員等を考慮して応急工事を行い、極力送電の確保に努めるものとする。

第１６節 ガス施設災害応急計画

災害時のガス供給のための応急対策は、本計画の定めるところによる。

第１項 応急対策

ガス事業者は、ガス事業法に基づき保安規程および保安業務規程を定め、技術上の基準に適合するよう工作物の維持を図るほか非常災害の事前対策、災害発生時の応急対策等個々の実態に応じた応急対策を講ずるものとする。

１　災害発生時の対策

災害発生時には、ガス事業法により定められた「保安規程」及び「保安業務規程」、「ガス漏えい及びガス事故等処理要領」その他災害対策に関する諸規程によるほか、美深警察署・美深消防署と連携を密にし、二次災害の防止に努めるものとする。

第１７節 医療救護計画

災害のため、その地域の医療機関の機能がなくなり又は著しく不足、若しくは医療機構が混乱した場合における医療救護の実施は、本計画の定めるところによる。

第１項 基本方針

１　医療救護活動は、災害急性期においては、災害派遣医療チーム（ＤＭＡＴ）を被災地等に派遣することとし、亜急性期以降においては、道又は市町村が設置する救護所等において、救護班が実施することを原則とする。

　また、精神保健医療については、災害発生直後から中長期にわたり必要に応じて災害派遣精神医療チーム（ＤＰＡＴ）を派遣する。

２　救護班は、医師、看護師その他の要員により組織し、その編成は災害の状況に応じたものとする。

３　災害派遣医療チーム（ＤＭＡＴ）は、研修を受講した災害拠点病院等の医師、看護師等により組織する。

４　救護班及び災害派遣医療チーム（ＤＭＡＴ）の業務内容は、次のとおりとする。

（１）トリアージ

（２）傷病者に対する応急処置及び医療

（３）傷病者の医療機関への転送の要否及び転送順位の決定

（４）助産救護

（５）被災現場におけるメディカルコントロール（災害派遣医療チーム（ＤＭＡＴ）のみ）

（６）　被災地の災害拠点病院、広域医療搬送拠点等での医療支援（災害派遣医療チーム（ＤＭＡＴ）のみ）

５　災害派遣精神医療チーム（ＤＰＡＴ）は、災害時における、こころの対応が可能な医師、看護師、臨床心理技術者等により組織する。

６　災害派遣精神医療チーム（ＤＰＡＴ）の業務内容は、次のとおりである。

（１）傷病者に対する精神科医療

（２）被災者及び支援者に対する精神保健活動

第２項 医療救護活動の実施

１　美深町

（１）　町は、災害の程度により医療救護活動を必要と認めたときは、自ら救護班を編成し、又は道その他の関係機関に協力を要請する。

（２）　町は、被災者のニーズ等に的確に対応した健康管理を行うため、保健師等による保健指導及び栄養指導を実施する。

２　災害拠点病院

（１）　災害拠点病院は、道の要請に基づき救護班、災害派遣医療チーム（ＤＭＡＴ）を派遣し、医療救護活動を行う。

（２）　災害拠点病院は、被災患者を収容するとともに、医薬品・医療材料等の応急用資材の貸出等により地域の医療機関を支援する。

３　協力機関等

（１）　独立行政法人国立病院機構本部北海道東北ブロック事務所

　独立行政法人国立病院機構各病院の救護班の連絡調整並びに派遣及び医療救護活動を行う。

（２）　独立行政法人労働者健康福祉安全機構

　道の要請に基づき、所属医療機関の救護班を派遣し、医療救護活動を行う。

（３） 日本赤十字社北海道支部

道の要請に基づき、赤十字病院の救護班を派遣し医療救護活動を行う。

なお、災害救助法が適用された場合の救護班の業務内容は、「委託協定書」の定めるところによる。

（４） その他の公的医療機関の開設者

医療法第 31 条の規定による公的医療機関の開設者（上記（３）を除く。）は、道の要請に基づき、所属医療機関の救護班を派遣し医療救護活動を行う。

（５） 北海道医師会

道の要請に基づき、救護班を派遣し医療救護活動を行う。

なお、救護班の業務内容は、第１項の４に掲げるもののほか、「災害時の医療救護活動に関する協定書」の定めるところによる。

（６） 北海道歯科医師会

道の要請に基づき、救護班を派遣し歯科医療救護活動を行う。

なお、救護班の業務内容は、「災害時の歯科医療救護活動に関する協定書」の定めるところによる。

（７） 北海道薬剤師会

道の要請に基づき、救護班を派遣し、医療救護活動を行う。

なお、救護班の業務内容は、「災害時の医療救護活動に関する協定書」の定めるところによる。

（８） 北海道看護協会

道の要請に基づき、災害支援ナース等看護職を派遣し、看護職医療救護活動を行う。

なお、看護職の業務内容は、「災害時の看護職医療救護活動に関する協定書」に定めるところによる。

第３項 輸送体制の確保

１ 救護班及び災害派遣医療チーム（ＤＭＡＴ）

救護班及び災害派遣医療チーム（ＤＭＡＴ）の移動手段についてはそれぞれの機関等で行うものとするが、道路の損壊などにより移動が困難な場合、又は緊急を要する場合は、道が所有するヘリコプター等により行う。

なお、状況に応じて自衛隊のヘリコプターやドクターヘリ等の派遣を要請する。

２ 重症患者等

重症患者等の医療機関への搬送は、原則として地元消防機関が実施する。

ただし、消防機関の救急車両が確保できないときは、道、町又は救護班が確保した車両により搬送する。

道路の損壊などにより搬送が困難な場合、又は緊急を要する場合は、道の所有するヘリコプター等により行う。

なお、状況に応じて自衛隊のヘリコプターやドクターヘリ等の派遣を要請する。

第４項 医薬品等の確保

町は、医療救護活動に必要な医薬品・医療資機材、暖房用燃料等については、備蓄医薬品等の活用又は業者等からの調達により確保する。

ただし、医薬品等の不足が生じたときは、道又は関係機関にその確保について要請する。

第５項 広域的な医療救護活動の調整

道は、必要に応じ、他県等に対して医療救護活動の応援を要請するとともに、他県等の医療救護班及び医療ボランティア等の受入れに係る調整を行う。

第６項 臨時の医療施設に関する特例

道及び町は、著しく異常かつ激甚な非常災害により臨時の医療施設が著しく不足し、被災者に対して医療を迅速に提供することが特に必要と認められるものとして当該災害が政令で指定されたときは、臨時の医療施設の設置について病床等に関する医療法の規定の適用除外措置があることに留意する。

第１８節 防疫計画

災害時における被災地の防疫は、本計画の定めるところによる。

第１項 実施責任

町及び道は、被災地域又は被災状況等を迅速に把握するとともに、関係機関と密接に連携して対策方針を定め、防疫体制の具体的な確立を図る。

１　美深町

（１）　感染症法に基づくねずみ族、昆虫等の駆除及び消毒等の措置を知事の指示に従い実施する。

（２）　当該地域を管轄する保健所長の指導のもと集団避難所等において住民に対する保健指導等を実施する。

第２項 防疫の実施組織

災害防疫実施のための各種作業実施組織として、町長は、次の班等を編成しておくものとする。

１　検病調査班の編成

（１）　知事は、検病調査等のため検病調査班を編成するものとする。

（２）　検病調査班は、医師１名、保健師１名（又は看護師）その他職員１名をもって編成するものとする。

ただし、知事は検病調査班の稼働能力を考慮し、緊急度に応じ必要と認められるときは、保健師（看護師）１名、その他の職員１名等をもって編成する複数の班を医師が統括することができるものとする。

２　防疫班の編成

（１）　町長は、ねずみ族、昆虫等の駆除及び消毒等の実施のための防疫班を編成するものとする。

（２）　防疫班は、概ね衛生技術者１名、事務職員１名、作業員 2～3 名をもって編成するものとする。

第３項 感染症の予防

１　知事は、感染症予防上必要があると認めるときは、町における災害の規模、態様に応じ、その範囲、期間を定めて次の事項について指示及び命令を行うものとする。

（１）　感染症の病原体に汚染された場所の消毒に関する指示（感染症法第 27 条第２項）

（２）　ねずみ族、昆虫等の駆除に関する指示（感染症法第 28 条第２項）

（３）　生活の用に供される水の使用制限等に関する指示（感染症法第 31 条第２項）

（４）　物件に係る措置に関する指示（感染症法第 29 条第２項）

（５）　公共の場所の清潔方法に関する指示

（６）　臨時予防接種に関する指示(予防接種法第６条及び第９条)

２　検病調査及び保健指導等

検病調査班は、次の要領により検病調査及び保健指導等を実施するものとする。

（１）　検病調査は、滞水地域においては通常 2 日に 1 回以上、集団避難所においては、町等と連携し、少なくとも１日１回以上行うこと

（２）　町内の衛生組織、その他関係機関の協力を得て防疫情報の早期把握に努めること

（３）　検病調査の結果、必要があるときは、当該者に対し医療機関受診指導等の保健指導を実施すること

3　予防接種

知事は感染症予防上必要なときは、対象者の範囲及び期日を指定して予防接種を実施し、又は町長に実施させるものとする。

4　清潔方法

家屋周辺の清潔方法は、各個人において実施するものとし、知事は必要に応じ、町長に町内における道路溝渠、公園等の公共の場所を中心に実施させるものとする。

（1）　ごみ

収集したごみ、汚染その他の汚物は焼却、埋立等衛生的に処分させる。この場合の取扱いは廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）に規定するところによる。

（2）　し尿

し尿は、できる限りし尿処理施設又は下水道終末処理施設を利用させる等の方法により不衛生にならないよう処分する。

5　消毒方法

町長は、感染症法第 27 条第 2 項の規定に基づく知事の指示のあったときは、感染症法施行規則第 14 条及び平成 16 年 1 月 30 日付け健感発第 0130001 号「感染症法に基づく消毒・滅菌の手引きについて」の規定に基づき薬剤の所要量を確保した上で、速やかにこれを実施するものとする。

6　ねずみ族、昆虫等の駆除

町長は、感染症法第 28 条第 2 項の規定に基づく知事の命令があったときは、感染症法施行規則第 15 条の規定に基づき薬剤の所要量を確保し、速やかにこれを実施するものとする。

7　生活用水の供給

町長は、感染症法第 31 条第 2 項の規定による知事の指示があったときは、その期間中継続して容器により搬送、ろ水機によりろ過給水等実情に応じ、特に配水器具等は衛生的に処理して実施するものとする。なお、供給量は 1 日 1 人当たり約 20 リットルとすることが望ましい。

8　一般飲用井戸等の管理等

飲用水に飲用井戸等を利用している場合において、町長は、当該井戸等の設置者等に対し、北海道飲用井戸等衛生対策要領に基づく水質検査及び汚染が判明した場合の措置について十分指導徹底するものとする。

第４項 患者等に対する措置

知事は、感染症法に規定する一類～三類感染症が発生した場合、又は四類感染症等の発生動向に通常と異なる傾向が認められる場合等必要があるときは、速やかに感染症法に基づく調査その他の防疫措置を実施するものとする。

第５項 指定避難所等の防疫指導

町長は、指定避難所等の応急施設については、次により防疫指導等を実施するものとする。

1　健康調査等

指定避難所等の管理者、町内の衛生管理組織等と連携し、避難者の健康状況を適宜把握するとともに、必要に応じて医療機関受診等の保健指導等を実施する。

2　清潔方法、消毒方法等の実施

保健所長の指導のもと、指定避難所等の清潔方法を指導するとともに、避難者に衣服等の日光消毒を行うよう指導する。

また、必要があるときは、消毒薬等により便所、炊事場、洗濯場等の消毒を実施するよう指導する。

3　集団給食

給食従事者は、原則として健康診断を終了した者をもってあて、できるだけ専従するものとする。

また、配膳時の衛生保持及び残廃物、塵芥等の衛生的処理についても十分指導徹底させるものとする。

4　飲料水等の管理

飲料水の水質検査及び消毒については、十分指導徹底させるものとする。

第６項 家畜防疫

1　実施責任者

被災地の家畜防疫は知事が行うものとする。

2　実施の方法

家畜保健衛生所長は、家畜伝染病予防法(昭和 26 年法律第 166 号）に基づき、家畜防疫上必要があると認めたときは、家畜の伝染性疾病の発生予防とまん延防止のため、被災地域の立入検査・消毒等、防疫体制の整備等を行う。

第１９節 廃棄物処理等計画

災害によって発生する廃棄物等、被災者や避難者の生活に伴い発生する廃棄物（以下、「災害廃棄物という。）の処理及び死亡獣畜の処理等（以下「廃棄物等の処理」という。）の業務については、本計画の定めるところによる。

なお、災害廃棄物の処理については、「北海道災害廃棄物処理計画」に基づき、適正かつ円滑、迅速に行うものとする。

また、住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等の除去については、「第 3 章 第 25 節 障害物除去計画」によるものとする。

第１項 実施責任

１　美深町

（１）　災害廃棄物の処理は、町が行うものとする。なお、町のみで処理することが困難な場合は、近隣市町及び道に応援を求め実施するものとする。

（２）　被災地における死亡獣畜の処理は所有者が行うものとするが、所有者が不明であるとき、又は所有者が処理することが困難なときに実施するものとする。

第２項 廃棄物等の処理方法

廃棄物等の処理の責任者は、次に定めるところにより廃棄物等の処理業務を実施するものとする。

１　廃棄物の収集、運搬及び処分の基準

町長は廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）第６条の２第２項及び第３項、第１２条第１項並びに第１２条の２第１項に規定する基準に従い所要の措置を講ずるものとする。

なお、町長は基本法に基づき環境大臣が「廃棄物処理特例地域」に指定した場合には、基本法第 86 条の５の規定に従い必要な措置を講ずるものとする。

また、町長は、損壊家屋の解体を実施する場合には、解体業者、産業廃棄物処理業者、建設業者等と連携した解体体制を整備するとともに、必要に応じて速やかに他の地方公共団体への協力要請を行うものとする。

２　死亡獣畜の処理

死亡獣畜の処理は、死亡獣畜取扱場（以下「取扱場」という。）において行うものとする。

ただし、取扱場のない場合又は運搬することが困難な場合は、上川総合振興局保健環境部の指導を受け、次により処理することができるものとする。

（１）　環境衛生上他に影響を及ぼさないよう配慮して埋却及び焼却の方法で処理する。

（２）　移動できないものについては、臨機の措置を講ずるものとする。

（３）　前(１)及び(２)において埋却する場合にあっては 1m以上覆土するものとする。

第２０節 家庭動物等対策計画

災害時における被災地の家庭動物等の取扱いについては、本計画の定めるところによる。

第１項 実施責任

１　美深町

被災地における逸走犬等の管理を行うものとする。

第２項 家庭動物等の取扱い

１　動物の飼い主は、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和 48 年法律第 105 号）及び北海道動物の愛護及び管理に関する条例（平成 13 年条例第 3 号、以下「条例」という。）に基づき、災害発生時においても、動物の健康及び安全を保持し適正に取り扱うものとする。

２　災害発生時において、町及び道は、関係団体の協力を得て、逸走犬等を保護・収容するなど適切な処置を講ずるとともに、住民等に対し、逸走犬等の収容について周知を図るものとする。

第３項 同行避難

災害発生時には、条例第６条第１項第４号の規定に基づき、動物の飼い主は自らの責任により、同行避難（飼養している動物を伴い、安全な場所まで避難すること）を行う。

第２１節 文教対策計画

学校施設の被災により、児童生徒等の安全の確保や、通常の教育活動に支障をきたした場合の応急対策は、本計画の定めるところによる。

第１項 実施責任

１　学校管理者等

（１）　防災上必要な体制の整備

災害発生時に迅速かつ適切な対応を図るために、各学校では平素から災害種別に応じた安全確保に努めるとともに、災害に備え職員等の任務の分担、相互の連携、時間外における職員の参集等についての体制を整備する。

（２）　児童生徒等の安全確保

ア　在校(園)中の安全確保

在校(園)中の児童生徒等の安全を確保するため、児童生徒等に対して防災上必要な安全教育を行うとともに、災害発生時に迅速かつ適切な行動をとることができるよう防災訓練等の実施に努める。

イ　登下校時の安全確保

登下校時の児童・生徒等の安全を確保するため、情報の収集や伝達の方法、児童・生徒等の誘導方法、保護者との連携方法、緊急通学路の設定及びその他登下校時の危険を回避するための方法等について計画を立てるとともに、予め教職員、児童・生徒等、保護者及び関係機関に周知徹底を図る。

（３）　施設の整備

文教施設、設備等を災害から防護するため、定期的に安全点検を行い、危険箇所あるいは要補修箇所の早期発見に努めるとともに、これらの改善を図る。

２　美深町・北海道

救助法を適用した場合の児童生徒等に対する教科書、文房具等の給与は町長が知事の委任により実施する。

第２項 応急対象実施計画

１　施設の確保と復旧対策

（１）　応急復旧

被害程度により応急修理のできる場合は、速やかに修理をし、施設の確保に努めるものとする。

（２）　校舎の一部が使用不能となった場合

施設の一時転用などにより授業の確保に努める。

（３）　校舎の大部分又は全部が使用不能となった場合

公共施設又は最寄りの学校の校舎等を利用し、授業の確保に努める。

（４）　仮校舎の建築

上記において施設の確保ができない場合は、仮校舎等の建築を検討するものとする。

２　教育の要領

（１）　災害状況に応じた特別教育計画を立て、できるだけ授業の確保に努める。特に授業の実施が不可能な場合にあっても家庭学習の方法等について指導し、学力の低下を防ぐように努める。

（２）　特別教育計画による授業の実施に当たっては、次の点に留意する。

ア　教科書、学用品等の損失状況を考慮し、学習の内容、方法が児童生徒の過度の負担にならないよう配慮する。

イ　教育活動の場所が寺院、公民館等学校以外の施設を利用する場合は、授業の効率化、児童生徒　の安全確保に留意する。

ウ　通学路その他の被害状況に応じ、通学の安全について遺漏のないよう指導する。（集団登下校の際は、地域住民、関係機関、団体、保護者の協力を得るようにする。）

エ　学校に避難所が開設された場合には、特に児童生徒の指導・管理に注意するとともに、避難の受入れ収容が授業の支障とならないよう留意する。

オ　教育活動の実施に当たっては、被災による精神的な打撃によって児童生徒に生じやすい心理的な障害に十分配慮する。

（３）　災害復旧については、教育活動に支障のない限り可能な協力をするものとする。

３　教職員の確保

道教育委員会及び町教育委員会は、公立学校が当該学校だけで教育活動の実施が不可能なときは、連絡を密にして近隣学校の教職員を動員配置し、教育活動に支障をきたさないようにする。

４　授業料等の減免、修学・育英制度の活用援助

高等学校の生徒が被害を受けた場合は、道教育委員会（私立高等学校にあっては道及び学校設置者）は必要に応じ、次の措置を講ずるものとする。

（１）　保護者又は本人の申請に基づく授業料等の減免

（２）　公益財団法人北海道高等学校奨学会で実施する奨学金等の活用周知

５　学校給食等の措置

（１）　給食施設設備が被災したときは、できる限り給食の継続が図られるよう応急措置を講ずるものとする。

（２）　給食用物資が被災したときは、米穀、小麦、脱脂粉乳及び牛乳について、関係機関と連絡の上、直ちに緊急配送を行うものとし、その他の物資については応急調達に努めるものとする。

（３）　衛生管理には特に留意し、食中毒などの事故防止に努めるものとする。

６　衛生管理対策

学校が避難所として使用される場合は、次の点に留意をして保健管理をするものとする。

（１）　校舎内、特に水飲場、便所は常に清潔にして消毒に万全を期すること。

（２）　校舎の一部に被災者を受け入れて授業を継続する場合、受入場所との間をできるだけ隔絶すること。

（３）　避難所として使用が終ったときは、校舎全体の清掃及び消毒を行うとともに便槽のくみ取りを実施すること。

（４）　必要に応じて児童生徒の健康診断を実施すること。

第３項 文化財保全対策

文化財保護法、北海道文化財保護条例及び美深町文化財保護条例による文化財（有形文化財、無形文化財、民俗文化財、記念物、文化的景観、伝統的建造物群）の所有者並びに管理者は常に当該指定物件の保全、保護に当たり、災害が発生したときは、町教育委員会に被害状況を連絡するとともに、その復旧に努めるものとする。

第２２節 住宅対策計画

災害により住宅を失い、又は破損のため居住ができなくなった世帯に対する応急仮設住宅の建設、住宅の応急修理は、本計画の定めるところによる。

第１項 実施責任

１　美深町

災害のため住宅に被害を受け、自己の資力により住宅の応急修理をすることのできない被災者に対しては、大工あるいは技術者を動員して応急修理を実施するものとする。

なお、救助法が適用された場合、避難所の設置及び住宅の応急修理を実施する。

また、町長が応急仮設住宅を設置しようとする場合、事前に知事からの委任を受けて実施することができる。

２　北海道

救助法を適用し、応急仮設住宅の設置（賃貸住宅の居室の借上げを含む。）が必要な場合、その設置は原則として知事が行う。

第２項 実施の方法

１　避難所

町長は、災害により住家が被害を受け居住の場所を失った者を受入保護するため、公共施設等を利用し、避難所を開設するものとする。

２　公営住宅等のあっせん

町は、災害時における被災者用の住居として利用可能な公営住宅、民間賃貸住宅及び空家等の把握に努め、災害時にあっせんできるよう、あらかじめ体制を整備するものとする。

３　応急仮設住宅

（１）　入居対象者

原則として、次の条件に該当していなければならない。

ア　住宅が全壊、全焼又は流出した者であること

イ　居住する住家がない者であること

ウ　自らの資力では確保できない者で、次に該当する者であること

（ア）　生活保護法の被保護者及び要保護者

（イ）　特定の資産のない失業者、寡婦、母子世帯、高齢者、病弱者、身体障がい者、勤労者、小企業者等

（２）　入居者の選定

応急仮設住宅の入居者の選考については、町が行う。

（３）　応急仮設住宅の建設

原則として応急仮設住宅の設置は、知事が行う。

（４）　応急仮設住宅の建設用地

道及び町は、災害時に応急仮設住宅の設置が速やかに行われるよう、建設可能用地や建設可能戸数について、あらかじめ把握するものとする。

（５）　建設戸数（借上げを含む。）

道は町長からの要請に基づき設置戸数を決定する。

（６）　規模、構造、存続期間及び費用

ア　応急仮設住宅は、原則として軽量鉄骨組立方式又は木造により、2～6 戸の連続建て又は共同建てとし、北海道の気候に適した仕様とする。

ただし、被害の程度その他必要と認めた場合は、一戸建てにより実施する。

イ　応急仮設住宅の存続期間は、その建築工事（又は、借上げに係る契約を締結）を完了した後、3 か月以内であるが、特定行政庁の許可を受けて、2 年以内とすることができる。 但し、「特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律」（平成 8 年法律第 85 号）に基づき、政令で指定されたものに係る応急仮設住宅については、更に期間を延長することができる。

ウ　費用は救助法及び関係法令の定めるところによる。

（7）　維持管理

知事が設置した場合、その維持管理は、町長に委任する。

（8）　運営管理

応急仮設住宅の運営管理に当たっては、安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性をはじめとする生活者の意見を反映できるよう配慮するものとする。

また、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入れに配慮するものとする。

4　平常時の規制の適用除外措置

道及び町は、著しく異常かつ激甚な非常災害により避難所又は応急仮設住宅が著しく不足し、被災者に対して住居を迅速に提供することが特に必要と認められるものとして当該災害が政令で指定されたときは、避難所又は応急仮設住宅に関し、スプリンクラー等の消防用設備等の設置義務に関する消防法第 17 条の規定の適用の除外措置があることに留意する。

5　住宅の応急修理

（1）　応急修理を受ける者

ア　住宅が半壊又は半焼し、当面日常生活を営むことができない者であること

イ　自らの資力で応急修理ができない者であること

（2）　応急修理実施の方法

応急修理は、応急仮設住宅の建設に準じて行う。

（3）　修理の範囲と費用

ア　応急修理は、居室、炊事場及び便所等日常生活に欠くことのできない部分で必要 最小限とする。

イ　費用は、救助法及び関係法令の定めるところによる。

6　災害公営住宅の整備

（1）　災害公営住宅は、大規模な災害が発生し、住宅の被害が次の各号の 1 以上に達した場合に滅失した住宅に居住していた低額所得者に賃貸するため国から補助を受けて整備し入居させるものとする。

ア　地震、暴風雨、洪水その他の異常な天然現象による災害の場合

（ア）　被災地全域の滅失戸数が 500 戸以上のとき

（イ）　1 市町村の区域内の滅失戸数が 200 戸以上のとき

（ウ）　滅失戸数がその市町村の区域内の住宅戸数の 1 割以上のとき

イ　火災による場合

（ア）　被災地域の滅失戸数が 200 戸以上のとき

（イ）　滅失戸数がその市町村の区域内の住宅戸数の 1 割以上のとき

（2）　整備及び管理者

災害公営住宅は町が整備し、管理するものとする。

ただし、知事が道において整備する必要を認めたときは道が整備し、整備後は公営住宅法第46条の規定による事業主体の変更を行って建設地市町村に譲渡し、管理は建設地町が行うものとする。

（３） 整備管理等の基準

災害公営住宅の整備及びその管理は、概ね次の基準によるものとする。

ア 入居者資格

（ア） 当該災害発生の日から3年間は当該災害により住宅を失った者であること。

（イ） 収入分位50%（月収259,000 円）を限度に、地方公共団体が条例で定める収入以下の者であること。ただし、当該災害発生の日から３年を経過した後は、通常の公営住宅と同じ扱いとする。

（ウ） 現に住宅に困窮していることが明らかであること。

イ 構造

再度の被災を防止する構造とする。

ウ 整備年度

原則として当該年度、やむを得ない場合は翌年度。

エ 国庫補助

（ア）建設、買取りを行う場合当該公営住宅の建設、買取りに要する費用の2/3、但し、激甚災害の場合は3/4

（イ）借上げを行う場合は住宅共用部分工事費の2/5

第３項 資材等の斡旋、調達

１ 町長は、建築資材、暖房用燃料等の調達が困難な場合は、道にあっせんを依頼するものとする。

２ 道は、町長から資材等のあっせん依頼があった場合は、関係機関及び関係業者等の協力を得て、積極的にあっせん、調達を行うものとする。

第４項 住宅の応急復旧活動

道及び町は、必要に応じて、住宅事業者の団体と連携して、被災しながらも応急対策をすれば居住を継続できる住宅の応急修繕を推進するものとする。

第２３節 被災宅地安全対策計画

町において災害対策本部が設置されることとなる規模の地震又は降雨等の災害により、宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合に、被災宅地危険度判定士（以下「判定士」という。）を活用して、被災宅地危険度判定（以下「危険度判定」という。）を実施し、被害の発生状況を迅速かつ的確に把握し、二次災害を軽減、防止し住民の安全を図る。

１　危険度判定の実施の決定

町長は、災害の発生後に宅地の被害に関する情報に基づき、危険度判定の実施を決定し、危険度判定実施本部を設置する。

２　危険度判定の支援

知事は町長から支援要請を受けたときは、危険度判定支援本部を設置し、北海道被災宅地危険度連絡協議会（以下「道協議会」という）等に対し、判定士の派遣等を依頼する。

３　判定士の業務

判定士は次により被災宅地の危険度判定を行い、判定結果を表示する。

（１）　「被災宅地の調査・危険度判定マニュアル」に基づき、宅地ごとに調査票へ記入し判定を行う。

（２）　宅地の被害程度に応じて、「危険宅地」、「要注意宅地」、「調査済宅地」の３区分で判定する。

（３）　判定結果は、当該宅地の見やすい場所（擁壁、のり面等）に判定ステッカーを表示する。

区 分	表 示 方 法
危険宅地	赤のステッカーを表示する。
要注意宅地	黄のステッカーを表示する。
調査済宅地	青のステッカーを表示する。

４　危険度判定実施本部の業務

「被災宅地危険度判定業務実施マニュアル」（以下「実施マニュアル」という）に基づき、危険度判定実施本部は次の業務を行う。

（１）　宅地に係る被害情報の収集

（２）　判定実施計画の策定

（３）　宅地判定士・判定調整員の受入れ及び組織編成

（４）　判定の実施及び判定結果の現地表示並びに住民対応

（５）　判定結果の調整及び集計並びに関係機関への報告

５　事前準備

町及び道は災害の発生に備え、実施マニュアルに基づき次に努める。

（１）　町と道は相互支援体制を構築し、連絡体制を整備する。

（２）　道は国、近隣県、被災宅地危険度判定連絡協議会（全国協議会）、及び道協議会との相互支援体制を確保するため、連絡調整体制を整備する。

（３）　道は町及び関係機関の協力を得て、被災宅地危険度判定実施要綱（全国要綱）で定める土木・建築又は宅地開発の技術経験を有する者を対象とした、判定士の養成、登録及び更新等に関する事務を行う。

（４）　町は、道と協力して危険度判定に使用する資機材の備蓄を行う。

第２４節 行方不明者の捜索及び遺体の収容処理埋葬計画

災害により行方不明になった者の捜索及び遺体の収容処理埋葬の実施については、本計画の定めるところによる。

第１項 実施責任

１　町長（救助法が適用された場合は、町長が知事の委任により行うものとするが、死体の処理のうち洗浄等の処置及び検案については、知事の委託を受けた日本赤十字社北海道支部が行うものとする。）
２　警察官

第２項 実施の方法

１　行方不明者の捜索

（１）　捜索の対象

災害により現に行方不明の状態にあり、かつ周囲の状況により既に死亡していると推定される者。

（２）　捜索の実施

町長が、美深消防署、美深警察署等に協力を要請し捜索を実施する。被災の状況によっては、地域住民の協力を得て実施する。

２　遺体の処理

（１）　対象者

災害の際に死亡した者で災害による社会混乱のため、その遺族等が死体の処理を行うことができない者

（２）　処理の範囲

ア　遺体の洗浄、縫合、消毒等の処理
イ　遺体の一時保存(町)
ウ　検案
エ　死体検分（警察官）

（３）　安置場所の確保

町は、遺体安置場所の確保について、発災時はもとより、日頃から警察との連携を図り、事前の確保に努めるものとする。

３　遺体の埋葬

（１）　対象者

災害時の混乱の際に死亡した者及び災害のため埋葬を行うことが困難な場合又は遺族のいない遺体

（２）　埋葬の方法

ア　町長は、遺体を土葬又は火葬に付し、又は、棺、骨つぼ等を遺族に支給する等現物給付をもって行うものとする。
イ　身元不明の遺体については警察その他関係機関に連絡し、その調査に当たるとともに埋葬に当たっては土葬又は火葬にする。

４　他市町村から漂着した遺体の処理

（１）　遺体の身元が判明している場合は、死亡した者の遺族等又は市町村長に連絡の上、引き渡すものとする。

ただし、被災地域が災害発生直後において、災害による混乱のため遺族等が直ちに引き取ることができない場合は、町において処理するものとする。

（２） 身元不明の遺体で、かつ被災地から漂着した遺体であることが推定できない場合は、行旅病人及び行旅死亡人取扱法の規定により処理するものとする。

5 広域火葬の調整等

町は、大規模災害等により、平常時に使用している火葬場の能力だけでは当該遺体の火葬を行うことが不可能になった場合、又は火葬場が被災して稼働できなくなった場合は、道に広域火葬の応援を要請する。

道は、町の応援要請及び把握した被災状況等に基づき広域火葬の実施が必要と判断した場合は、周辺市町村に協力を依頼するなど、広域火葬に係る調整を行う。

6 平常時の規制の適用除外措置

町及び墓地・納骨堂・火葬場の管理者は、著しく異常かつ激甚な非常災害であって、公衆衛生上の危害の発生を防止するため緊急の必要があると認められるものとして当該災害が政令で指定されたときは、埋葬及び火葬に関する各種証明・許可証が同一の市町村で発行されない場合等に対応し、厚生労働大臣が、その定める期間に限り、墓地、埋葬等に関する法律（昭和 23 年法律第 48 号）第５条及び第 14 条に規定する手続の特例を定めることができることに留意する。

第２５節 障害物除去計画

水害、山崩れ等の災害によって、道路、住居等又はその周辺に運ばれた土砂、樹木等で生活に著しい障害を及ぼしているものを除去して、被災者の保護を図るに必要となる措置事項については、本計画の定めるところによる。

第１項 実施責任

１　道路、河川に障害を及ぼしているものの除去

道路、河川に障害を及ぼしているものの除去は、道路法及び河川法に定めるそれぞれの管理者が行うものとし、災害の規模及び障害の内容等により、各管理者は相互に協力し交通の確保を図るものとする。

なお、住居又はその周辺については、救助法が適用された場合は、町長が知事の委任により行うものとする。

２　鉄道等に障害を及ぼしているものの除去

鉄道等に障害を及ぼしているものの除去は、鉄道事業法その他の法律により定められている当該施設の所有者が行うものとする。

第２項 障害物除去の対象

災害時における障害物の除去は、住民の生活に著しい支障及び危険を与え、又は与えると予想される場合並びにその他公共的立場から必要と認めたときに行うものとするが、その概要は次のとおりである。

１　住民の生命財産等を保護するために速やかにその障害の排除を必要とする場合
２　障害物の除去が交通の安全と輸送の確保に必要な場合
３　河川における障害物の除去は、それによって河川の流れをよくし、溢水の防止と護岸等の決壊を防止するため必要と認める場合
４　その他公共的立場から除去を必要とする場合

第３項 障害物の除去の方法

１　実施責任者は、自らの応急対策器具を用い、又は状況に応じ自衛隊及び土木業者の協力を得て速やかに障害物の除去を行うものとする。
２　障害物除去の方法は、原状回復ではなく応急的な除去に限るものとする。

第４項 除去した障害物の集積場所

１　除去した障害物は、それぞれの実施機関において付近の遊休地を利用し集積するものとする。
２　北海道財務局、道および町は、相互に連携しつつ、公共用地等の有効活用に配慮するものとする。

第５項 放置車両の除去

放置車両の除去については、「第 3 章 第 8 節 交通応急対策計画」の定めるところによる。

第２６節 応急土木対策計画

災害時における公共土木施設及びその他土木施設（以下「土木施設」という。）の災害応急土木対策は、本計画に定めるところによる。

第１項 災害の原因及び被害種別

１　災害の原因

暴風、竜巻、洪水、高潮、地震その他の異常な自然現象
豪雨、豪雪、融雪、雪崩及び異常気象等による出水
山崩れ
地滑り
土石流
崖崩れ
火山噴火
落雷

２　被害種別

道路路体の地形地盤の変動及び崩壊
盛土及び切土法面の崩壊
道路上の崩土堆積
トンネル、橋梁及び道路と一体となって効用を全うする附属施設の被害
河岸、堤防、護岸、水制、床止め及びその他施設の被害
河川、砂防えん堤、港湾及び漁港の埋塞
堤防、消波工、離岸堤、突堤及びその他海岸を防護する施設の被害
砂防、地滑り及び急傾斜地の崩壊を防止する施設の被害
ダム、溜池等えん堤の流失及び決壊
ダム貯水池の流木等の堆積
下水道管渠の蛇行、閉塞、亀裂及び処理場施設の被害

第２項 応急土木復旧対策

１　実施責任

災害時における土木施設の応急復旧等は、当該施設の管理者又はその他法令による当該施設の管理者以外の者により実施する。

２　応急対策及び応急復旧対策

災害時における被害の発生を予防し、また、被害の拡大を防止するための施設の応急措置及び応急復旧対策は、次に定めるところによるものとする。

（１）　応急措置の準備

ア　所管の施設につき、予め防災上必要な調査を実施し、応急措置及び応急復旧を実施するための資機材の備蓄及び調達方法等を定めておくものとする。

イ　災害の発生が、予想されるときは、逐次所管の施設を巡回監視し、周囲の状況及び推移等を判断して、応急対策の万全を期するものとする。

（２）　応急措置の実施

所管の施設の防護のため、逐次補強等の防護措置を講ずるとともに、状況により自己の能力で応急措置を実施することが困難と認められる場合、また、当該施設が災害を受けることにより、被害が拡大して、他の施設に重大な影響を与え、又は住民の民生の安定に重大な支障を与えることが予想される場合は、応急公用負担等を実施し、又は、町、道、関係機関、自衛隊等の協力を求めるものとする。

（３） 応急復旧

災害が終局したときは、速やかに現地の状況に即した方法により（２）に定めるところに準じ、応急復旧を実施するものとする。

３　関係機関等の協力

関係機関等は、法令及び防災業務計画並びに道地域防災計画に定めるところにより、それぞれ必要な応急措置を実施するとともに、当該施設の管理者が実施する応急措置等が、的確円滑に実施されるよう協力するものとする。

また、公共土木施設の管理者は、地域の関係団体や企業と（協定を結ぶなど）連携を図ることにより、管理者が行う応急措置等が的確円滑に実施されるよう協力体制の確立を図る。

第２７節 応急飼料計画

災害に際し家畜飼料の応急対策については、本計画によるものとする。

第１項 実施責任

町長

第２項 実施の方法

町長は、被災農家の家畜飼料等の確保ができないときは、応急飼料、転飼場所及び再播用飼料作物種子のあっせん区分により、次の事項を明らかにした文書をもって、上川総合振興局長を通じ道農政部長に応急飼料のあっせんを要請することができるものとし、道は必要に応じ北海道農政事務所等に応急飼料のあっせんを要請するものとする。

１　飼料（再播用飼料作物種子を含む）

ア　家畜の種類及び頭羽数
イ　飼料の種類及び数量（再播用種子については、種類、品質、数量）
ウ　購入予算額
エ　農家戸数等の参考となる事項

２　転飼

ア　家畜の種類及び頭羽数
イ　転飼希望期間
ウ　管理方法（預託、附添等）
エ　転飼予算額
オ　農家戸数等の参考となる事項

第２８節 労務供給計画

町及び関係機関は災害時における応急対策に必要なときは、次により一般労働者の供給を受け災害対策の円滑な推進を図るものとする。

第１項 供給方法

１　町長又は関係機関の長は、災害応急対策の実施に労務者を必要とするときは、公共職業安定所長に対し、文書又は口頭により求人申込みをするものとする。

２　前号により労務者の求人申込みをしようとするときは、次の事項を明らかにするものとする。

（１）　職業別、所要労働者数

（２）　作業場所及び作業内容

（３）　期間及び賃金等の労働条件

（４）　宿泊施設等の状況

（５）　その他必要な事項

３　公共職業安定所長は、前各号により労務者の求人申込みを二つ以上の機関から受けた場合は、緊急度等を勘案してその必要度の高いものより紹介するものとする。

第２項 賃金及びその他の費用負担

１　労務者に対する費用は、その求人を行ったものが負担するものとする。

２　労務者に対する賃金は、その地域における同種の業務及び同程度の技能に係る賃金水準を上回るよう努めるものとする。

第２９節 ヘリコプター等活用計画

災害時におけるヘリコプター等の活用については、本計画の定めるところによる。

第１項 基本方針

災害が発生し、迅速な救急・救助活動やヘリコプター等を活用した災害応急対策を実施するため、各機関が保有する広域かつ機動的に活動できるヘリコプター等を活用する。

第２項 ヘリコプター等の活動内容

１　災害応急対策活動

（１）　被災状況調査などの情報収集活動
（２）　救援物資、人員、資機材等の搬送

２　救急・救助活動

（１）　傷病者、医師等の搬送
（２）　被災者の救助・救出

３　火災防御活動

（１）　空中消火
（２）　消火資機材、人員等の搬送

４　その他

ヘリコプター等の活用が有効と認める場合

第３項 ヘリコプター等保有機関の活動等

１　北海道

北海道災害対策本部等の指示、又は町の要請により、災害応急対策等の活動を行う。

災害が大規模で、所管ヘリコプターで対応できない場合には、自衛隊への災害派遣や「第3章 第31節 広域応援計画」の定めるところにより他都府県及び他の市町村へのヘリコプターの応援要請などを行う。

２　北海道開発局、北海道警察

所管に係る災害応急対策等を実施するとともに、それらの活動で収集した情報を必要に応じ、関係対策本部等に提供する。

また、災害対策合同本部等の要請により、対策機関の実施する災害応急対策等を支援する。

３　自衛隊

知事の災害派遣要請に基づき、災害応急対策等を実施する。

第４項 ヘリコプター等保有機関の活動体制

大規模災害が発生した際には、全国各地から消防機関をはじめ、自衛隊、海上保安庁、警察、北海道開発局などから多数のヘリコプター等の航空機が被災地に派遣され、様々な災害対策活動が行われることとなる。

このため、「北海道ヘリコプター等運用調整会議」において、ヘリコプター等を保有する防災関係機関の相互連携を図り、安全かつ効果的な災害応急対策等の活動を行うものとする。

第５項 町の対応

町長は、ヘリコプター等の災害応急活動の円滑な対応のため、受入体制等の確保を整えるとともに、活動に係る安全対策等を講ずるものとする。

1　離着陸場の確保

安全対策等の措置が常時なされている場所、又は災害発生時において迅速に措置できる離着陸場を確保する。（資料編 資料－９ ヘリポート）

①　指定離着陸場（道防災航空室）

番号	施　設　名	所　在　地	長さ（m）	幅（m）	表面	冬季使用可否	施設管理者
美深１	美深小学校	美深町字敷島 108	120	135	砂質	否	教育委員会
美深２	美深中学校	美深町西１南７	170	170	砂質	否	教育委員会
美深３	旧恩根内小学校	美深町字恩根内 25	62	95	砂質	否	教育委員会
美深４	除雪管理センター	美深町字敷島 314	70	45	舗装	可	建設水道課
美深５	びふか温泉多目的広場	美深町字紋穂内 139	166	177	草地	否	総務課
美深６	仁宇布小中学校	美深町字仁宇布 25	80	50	砂質	否	教育委員会

②　飛行場外離陸場（北海道警察）

市町村名	施　設　名	所　在　地	著名地点からの方向及び距離	広　さ（m）	施設管理者
美深町	美深町森林公園	美深町紋穂内	宗谷本線美深駅から北方向約 10km 国道 40 号沿線 美深温泉隣接	166 × 177	総務課

2　安全対策

ヘリコプターの離発着に支障が生じないための必要な措置、地上の支援体制等を講ずるものとする。

第３０節 自衛隊派遣要請及び派遣活動計画

天災、地変その他の災害に際し、人命又は財産の保護のため必要がある場合には知事及びその他の災害派遣要請権者は、自衛隊（指定部隊等の長）に対し自衛隊法第 83 条の規定により部隊等の災害派遣を要請することができる。

第１項 災害派遣要請

１　派遣要請権者

知事（上川総合振興局長）

２　要請先

陸上自衛隊 名寄駐屯地 第３普通科連隊

３　要請手続等

（１）　町長は、災害派遣の必要があると認められるときは、次の事項を明らかにした文書（別記第 29 号様式）をもって要請権者に依頼する。

この場合において、町長は、必要に応じてその旨及び町域に係る災害の状況を要請先である指定部隊等の長に通知するものとする。

また、緊急を要する場合は、口頭又は電話等により依頼し、速やかに文書を提出するものとする。

ア　災害の状況及び派遣を要請する事由
イ　派遣を希望する期間
ウ　派遣を希望する区域及び活動内容
エ　派遣部隊が展開できる場所
オ　派遣部隊との連絡方法、その他参考となる事項

（２）　要請権者は前項により派遣要請を受理し、その適否を審査して必要と認めた場合は速やかに指定部隊等の長に部隊の派遣を要請するものとする。

（３）　町長は、人命の緊急救助に関し、要請権者に依頼するいとまがないとき、又は通信の途絶等により要請権者と指定部隊との連絡が不能である場合等については、直接指定部隊等の長に通知することができる。

ただし、この場合、速やかに要請権者に連絡し、上記（１）の手続を行なうものとする。

４　受入体制

町長は、災害派遣部隊が円滑に活動できるよう町担当者、連絡先を明確にするとともに、避難支援など大部隊の派遣を受ける場合に備え、多数の車両、施設等が展開できる場所を予め定めておくものとする。

５　調整

知事（上川総合振興局長を含む。）は、町の行う派遣部隊の受入れについて、必要に応じて、使用する施設、場所等について調整を行うものとする。

６　経費

（１）　次の費用は、派遣部隊の受入側（施設等の管理者、町等）において負担するものとする。

ア　資材費及び機器借上料
イ　電話料及びその施設費
ウ　電気料
エ　水道料
オ　くみ取料

（２）　その他必要経費については、自衛隊及び関係機関において協議の上、定めるものとする。

（３）　派遣部隊は、関係機関又は民間から宿泊・給食の施設、設備等の提供を受けた場合には、

これを利用することができる。

第２項 派遣活動

災害派遣時における自衛隊の支援活動は、次のとおりである。

1　被害状況の把握
2　避難の援助
3　遭難者等の捜索救助活動
4　水防活動
5　消防活動
6　道路又は水路の啓開
7　応急医療、救護及び防疫
8　人員及び物資の緊急輸送
9　炊飯及び給水
10　物資の無償貸付又は譲与
11　危険物の保安及び除去
12　その他

第３項 自衛隊との情報交換

自衛隊は、収集した情報を必要に応じ関係機関に伝達するとともに、知事等においても災害情報について自衛隊に提供するものとする。

第４項 知事等の要請を待ついとまがない場合の自衛隊の災害派遣

自衛隊は、災害の発生が突発的で、その救援が特に急を要し、知事等の要請を待ついとまがない場合は、自主的に部隊等を派遣する。この場合、できる限り早急に知事等に連絡し、密接な連絡調整のもとに適切かつ効率的な救援活動を実施するよう努める。

災害に対し、自衛隊が自主的に派遣を行う場合の基準は、次のとおりである。

1　関係機関に対して災害に係る情報を提供するため、自衛隊が情報収集を行う必要があると認められること
2　知事等が自衛隊の災害派遣に係る要請を行うことができないと認められる場合に、直ちに救援の措置をとる必要があると認められること
3　航空機・海難事故の発生等を探知した場合、又は近傍等での災害発生に際し、直ちに人命救助の措置をとる必要があると認められること
4　その他上記に準じ、特に緊急を要し、知事等の要請を待ついとまがないと認められること

第５項 自衛隊との連携強化

1　総合調整

知事は、自衛隊の災害派遣計画と連携して、適切な役割分担の調整等を行い自衛隊の活動が円滑に行なわれるよう調整を行うものとする。

2　連絡体制の確立

知事、町長は、災害時に自衛隊との相互連絡が迅速に行えるよう、予め要請（通報）手順、連絡調整窓口、連絡方法を定めるなど、情報収集・連絡体制の確立に努めるものとする。

3　連絡調整

知事、町長等は、災害時に自衛隊の救援活動が適切かつ効率的に行われるよう、災害派遣を要請した指定部隊等の長と密接な連絡調整を行うものとする。

第６項 災害派遣時の権限

災害派遣時の自衛官の権限行使は、自衛隊法及び基本法並びにこれに基づく政令、内閣府令

及び訓令の規定による。知事等の要請により派遣された自衛隊は、警察官等職権を行う者がその場にいない場合に限り、次の措置を行うことができる。

なお、職権を行う場合、指揮官の命令によるものとする。但し、緊急を要し指揮官の命令を待ついとまがない場合にはこの限りではない。

1　住民等の避難等の措置等(警察官職務執行法第 4 条)
2　他人の土地等への立入(警察官職務執行法第 6 条第 1 項)
3　警戒区域の設定等(基本法第 63 条第 3 項)
4　他人の土地等の一時使用等及び被災工作物等の除去等(基本法第 64 条第 8 項)
5　住民等への応急措置業務従事命令(基本法第 65 条第 3 項)
6　自衛隊用緊急運行車両の通行の確保のための車両等の移動等の措置命令等(基本法第 76 条の 3 第 3 項)

第３１節 広域応援・受援計画

大規模災害発生時など、被災市町村単独では十分な災害応急対策が実施できない場合において、災害応急対策を円滑に実施するための広域応援・受援対策については、本計画の定めるところによる。

なお、広域応援・受援のうち、広域一時滞在については、「第 3 章 第 5 節 避難対策計画 第 8 項」による。

第１項 国、道、市町村間の応援・受援活動

１ 町に対する応援（受援）

（１） 被災市町村への職員の派遣

知事は、災害の状況に応じて、被災市町村に対し職員を派遣し、情報収集や市町村又は防災関係機関との調整、並びに市町村が行う災害応急対策等への助言・提案を行うものとする。

なお、派遣に当たり、地域や災害の特性等を考慮した職員を選定するとともに、派遣する職員については、事前にリスト化するとともに、研修を実施するなど災害対応能力の向上に努めるものとする。

（２） 応援協定による応援

道内の市町村において大規模災害等が発生し、被災市町村単独では十分に被災者の救援等の災害応急対策を実施できない場合は、「災害時等における北海道及び市町村相互の応援等に関する協定」（資料編８－２ 行政機関に関する協定）のほか、あらかじめ締結している相互応援協定等に基づき応援・受援の実施を図る。

（３） 基本法による応援

ア 被災市町村長は、災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、他の市町村長に対し、応援を求めることができる。この場合において、応急措置を実施するための応援を求められた市町村長は、正当な理由がない限り、応援を拒んではならないこととされている。

イ 被災市町村長は、災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、知事（総合振興局長及び振興局長）に対し、応援を求め、又は災害応急対策の実施を要請することができる。この場合において、応援を求められ、災害応急対策の実施を要請された知事（総合振興局長及び振興局長）は、正当な理由がない限り、応援又は災害応急対策の実施を拒んではならないものとする。

ウ 知事（総合振興局長及び振興局長）は、市町村の行う災害応急対策の的確かつ円滑な実施を確保するため、特に必要があると認めるときは、市町村長に対し、災害応急対策の実施を求め、又は他の市町村長を応援することを求めることができる。

２ 他の都府県等からの応援要求への対応

（１） 知事は、災害発生都府県知事又は内閣総理大臣から、災害発生都府県知事や災害発生市町村長の応援を求められた場合、必要と認める事項について応援協力に努める。

また、知事は、特に必要があると認められた場合、市町村長に対し、当該災害発生市町村長の応援を求めるものとする。

（２） 市町村長は、知事が、災害発生都府県知事又は内閣総理大臣から、他の都道府県の災害発生市町村長の応援を求められたことにともない、知事から当該災害発生市町村長の応援について求められた場合、必要と認める事項について応援協力に努める。

第２項 消防機関

１ 大規模災害が発生し、被災地域の消防機関単独では十分に被災者の救援等の災害応急対策を実施できない場合は、道等に応援を要請するほか、「北海道広域消防相互応援協定」に基づ

き他の消防機関に応援を要請する。(資料編 資料-23)

また、必要に応じ市町村長を通じ、道に対して広域航空消防応援(ヘリコプター)、他都府県の緊急消防援助隊による応援等を要請するよう依頼する。

2　他の消防機関等に対する応援が円滑に行なわれるよう、日頃から災害対策上必要な資料の交換を行なうほか、他の消防機関等の応援の受入体制を確立しておく。

3　大規模災害時における緊急消防援助隊の応援要請や受入れは、「緊急消防援助隊北海道隊応援等実施計画」(資料編９－２)及び「緊急消防援助隊受援計画」(資料編９－３)に基づき、迅速かつ的確に対処する。

第３２節 職員応援派遣計画

災害応急対策又は、災害復旧対策のため必要があるときは、基本法第 29 条の規定により知事又は町長等は、指定行政機関及び指定地方行政機関の長等に対し職員の派遣を要請し、又は第 30 条の規定により内閣総理大臣又は知事に対し、指定行政機関又は指定地方行政機関の職員の派遣のあっせんを求めるものとする。

第１項 要請権者

１　町長又は町の委員会若しくは委員(以下本節において「町長等」という。)
２　道知事又は道の委員会若しくは委員(以下本節において「知事等」という。)
なお、道又は町の委員会又は委員が職員の派遣を要請しようとするときは、知事又は町長に予め協議しなければならない。

第２項 要請手続等

１　職員の派遣を要請しようとするときは、要請権者は次の事項を明らかにした文書をもって行うものとする。
（１）　派遣を要請する理由
（２）　派遣を要請する職員の職種別人員数
（３）　派遣を必要とする期間
（４）　派遣される職員の給与その他の勤務条件
（５）　前各号に掲げるもののほか、職員の派遣について必要な事項
２　員の派遣のあっせんを求めようとするときは、要請権者は次の事項を明らかにした文書をもって行うものとする。なお、国の職員の派遣あっせんのみでなく、地方自治法第 252 条の 17 に規定する地方公共団体相互間の派遣についても含むものである。
（１）　派遣のあっせんを求める理由
（２）　派遣のあっせんを求める職員の職種別人員数
（３）　派遣を必要とする期間
（４）　派遣される職員の給与その他の勤務条件
（５）　前各号に掲げるもののほか、職員の派遣のあっせんについての必要な事項

第３項 派遣職員の身分取扱

１　派遣職員の身分取扱は、原則として職員派遣側（以下「派遣側」という。）及び職員派遣受入側（以下「受入側」という。）の双方の身分を有するものとし、従って双方の法令・条例及び規則（以下「関係規定」という。)の適用があるものとする。
　ただし、この場合双方の関係規定に矛盾が生じた場合には、双方協議の上、決定する。
　また、受入側はその派遣職員を定数外職員とする。
２　派遣職員の給料等の双方の負担区分は、指定行政機関及び指定地方行政機関の職員については、基本法第 32 条第 2 項及び同法施行令第 18 条の規定により、又地方公共団体の職員については地方自治法第 252 条の 17 の設定によるものとする。
３　派遣職員の分限及び懲戒は派遣側が行うものとする。
　ただし、地方自治法第 252 条の 17 に規定する地方公共団体相互間の派遣については、双方協議の上、決定するものとする。
４　派遣職員の服務は派遣受入側の規定を適用するものとする。
５　受入側は、災害派遣職員に対し災害派遣手当を支給することができる。

（参考）

昭和 37 年自治省告示第 118 号（災害派遣手当の額の基準）
基本法施行令第 19 条の規定に基づき、災害派遣手当の額の基準を次のように定める。

派遣を受けた都道府道又は市町村の区域に滞在する期間	公用の施設又はこれに準ずる施設（1 日につき）	その他の施設（1 日につき）
30 日以内の期間	3,970 円	6,620 円
30 日を超え 60 日以内の期間	3,970 円	5,870 円
60 日を超える期間	3,970 円	5,140 円

第３３節 災害ボランティアとの連携計画

災害時における社会福祉協議会、日本赤十字社北海道支部及び各種ボランティア団体・ＮＰＯ等との連携については、本計画の定めるところによる。

また、北海道災害ボランティアセンター及び被災地における災害ボランティアセンターの活動等については「北海道災害時応援・受援マニュアル」によることとし、被災地における災害ボランティアセンターの設置・運営については「市町村災害ボランティアセンター設置・運営マニュアル」による。

第１項 ボランティア団体・ＮＰＯの協力

道、市町村及び防災関係機関等は、社会福祉協議会、日本赤十字社北海道支部又は各種ボランティア団体・ＮＰＯ等からの協力の申入れ等により、災害応急対策等の実施について協力を受ける。

第２項 ボランティアの受入れ

道、市町村、社会福祉協議会及び関係団体は、相互に協力し、ボランティア活動に関する被災地のニーズの把握に努めるとともに、ボランティアの受入れ及びその調整のほか、ボランティア活動をコーディネートする人材の配置等、被災地の早期復旧に向け、ボランティアの受入体制の確保に努める。

また、ボランティアの受入れに当たっては、高齢者や障がい者等への支援や、外国人とのコミュニケーション等ボランティアの技能等が効果的に活かされるよう配慮するとともに、必要に応じてボランティア活動の拠点を提供するなど、その活動が円滑に行われるよう必要な支援に努める。

第３項 ボランティア団体・ＮＰＯの活動

ボランティア団体・ＮＰＯ等に依頼する活動の内容は、主として次のとおりとする。

1　災害・安否・生活情報の収集・伝達
2　炊出し、その他の災害救助活動
3　高齢者、障がい者等の介護、看護補助
4　清掃及び防疫
5　災害応急対策物資、資機材等の輸送及び仕分け・配付
6　被災建築物の応急危険度判定
7　応急復旧現場における危険を伴わない軽易な作業
8　災害応急対策事務の補助
9　救急・救助活動
10　医療・救護活動
11　外国語通訳
12　非常通信
13　被災者の心のケア活動
14　被災母子のケア活動
15　被災動物の保護・救助活動
16　ボランティア・コーディネート

第４項 ボランティア活動の環境整備

道、町及び社会福祉協議会は、ボランティア活動の必要性や役割等についての共通理解のもと、平常時から相互に連携し、関係機関・団体とのネットワークを構築するとともに、ボランティア活動に関する住民への受援・支援等の普及啓発を行う。

町及び社会福祉協議会は、町災害ボランティアセンターの設置・運営に関する規定等の整備

やコーディネーター等の確保・育成に努め、道はこれらの取組が推進されるよう町及び社会福祉協議会に働きかける。

災害時においては、ボランティア活動が迅速かつ円滑に行われるよう、被災地の市町村と社会福祉協議会等が連携し、災害ボランティアセンターの早期設置を進めるとともに、ボランティア活動の調整を行う体制や活動拠点の確保等に努める。

第３４節 災害救助法の適用と実施

救助法を適用し、同法に基づき実施する応急救助活動については、本計画の定めるところによる。

第１項 実施体制

救助法による救助の実施は、知事（上川総合振興局長）が行うものとする。

ただし、町長は知事から救助の実施について、個別の災害ごとに救助に関する事務の一部を委任された場合は自らの判断責任において実施するものとする。

第２項 災害救助法の適用基準

救助法による救助は、次に掲げる程度の災害が発生した市町村の区域において、当該災害にかかり現に救助を必要とする者に対して行う。

<table>
<tr><td rowspan="2">被害区分
町の人口</td><td colspan="2">町単独の場合</td><td rowspan="2">相当広範囲な場合</td><td rowspan="2">被害が全道にわたり、12,000 世帯以上の住家が滅失した場合</td></tr>
<tr><td>住家滅失
世帯数</td><td>区域の住家
滅失世帯数</td></tr>
<tr><td>〔美深町〕
5,000 人未満</td><td>30</td><td>15</td><td>全道 2,500
世帯以上</td><td>町の被害状況が特に救助を必要とする状態にあると認められたとき</td></tr>
<tr><td>適 用</td><td colspan="4">1　住家被害の判定基準
①　滅失：全壊、全焼、流失
住家が全部倒壊、流失、埋没、焼失したもの又は損壊が甚だしく、補修により再使用することが困難で具体的には、損壊、焼失又は流出した部分の床面積が、その住家の延床面積の 70%以上に達したもの、又は住家の主要な要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、50%以上に達した程度のもの
②　半壊、半焼：2 世帯で滅失 1 世帯に換算
住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には損壊部分の床面積が、その住家の延床面積の 20～70%のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、20%以上 50%未満のもの
③　床上浸水：3 世帯で滅失 1 世帯に換算
床上浸水、土砂の堆積等により、一時的に居住することができない状態となったもの
2　世帯の判定
（1）　生計を一にしている実際の生活単位をいう
（2）　会社又は学生の寮等は、各々が独立した生計を営んでいると認められる場合、個々の生活実態に即し判断する</td></tr>
</table>

第３項 救助法の適用手続き

1　美深町

（1）　町長は町における災害が救助法の適用基準の何れかに該当し、又は該当するおそれがある場合には、直ちにその旨を上川総合振興局長に報告しなければならない。

ア　災害発生の日時及び場所
イ　災害の原因及び被害の状況
ウ　法の適用を要請する理由
エ　法の適用を必要とする期間
オ　既にとった救助措置及び今後の救助措置の見込み
カ　その他必要な事項

（２） 災害の事態が急迫し、知事による救助の実施を待ついとまがない場合は、町長は救助法の規定による救助を行い、その状況を直ちに上川総合振興局長に報告し、その後の処置について指示を受けなければならない。

２ 北海道

上川総合振興局長は、町長からの報告又は要請があった時は、速やかに知事に報告する。知事は、上川総合振興局長からの報告に基づき、救助法を適用する必要があると認めたときは、直ちに適用し、その旨告示を行うとともに、上川総合振興局長を経由して、当該市町村に通知するものとする。

また、知事は、救助法の適用に関すること及び被害状況等について、内閣総理大臣に情報提供する。

第４項 救助の実施と種類

１ 救助の実施と種類

知事は、救助法を適用した町に対し、同法に基づき次に掲げるもののうち、必要と認める救助を実施するものとする。

なお、知事は町長が実施した方がより迅速に災害に対処できると判断される次に掲げる救助の実施について町長へ個別の災害ごとに救助に関する事務を通知により委任するものとする。

救助の種類	実施期間	実施者区分
避難所の設置	7 日以内	町
応急仮設住宅の供与	20 日以内に着工 建設工事完了後 3 か月以内 ※特定行政庁の許可を受けて 2 年以内に延長可能	対象者、対象箇所の選定～町 設置～道 （但し、委任したときは町）
炊き出しその他による食品の給与	7 日以内	町
飲料水の供給	7 日以内	町
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	10 日以内	町
医療	14 日以内	医療班～道・日赤道支部 （但し、委任したときは町）
助産	分娩の日から 7 日以内	医療班～道・日赤道支部 （但し、委任したときは町）
災害にあった者の救出	3 日以内	町
住宅の応急修理	1 か月以内	町
学用品の給与	教科書等 1 か月以内 文房具等 15 日以内	町
埋葬	10 日以内	町
死体の捜索	10 日以内	町
死体の処理	10 日以内	町・日赤道支部
障害物の除去	10 日以内	町

２ 救助に必要とする措置

知事は、救助を行うため必要とする場合における関係者に対する従事命令、協力、物資の収用、立入検査等を、その緊急の限度においてそれぞれ救助法及び同施行令、規則並びに細則の

定めにより公用令書その他所定の定めにより実施するものとし、同法第５条、第６条により行う指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長が公用令書等によって行う職務について相互に協力をしなければならないものとする。

第５項 基本法と救助法の関連

基本法の定めるところによる災害について、救助法が適用された場合における救助事務の取扱いについては、救助法の適用時期等によりその責任を明らかにしなければならないものとする。

第４章　地震災害対策編

この章には、美深町地域防災計画のうち、地震発生時の応急対策についての計画が示されています。

第１節 計画の基本方針

第１項 実施責任

１　町

町は、防災の第一次的責務を有する基礎的な地方公共団体として、当該市町村の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を地震・津波災害から保護するため、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の地方公共団体等の協力を得て、防災活動を実施する。

第２項 処理すべき事務又は業務の大綱

地震・津波防災に関し、町が処理すべき事務又は業務の主なものは次のとおりである。

なお、事務又は業務を実施するに当たり、防災関係機関の間、住民等の間、住民等と行政の間で防災情報が共有できるように必要な措置を講ずるものとする。

１　町

事務又は業務
（1）　住民の自主防災組織の育成及び住民の自発的な防災活動の促進に関すること。
（2）　地震・津波防災に関する知識の普及及び啓発並びに過去の災害から得られた教訓を伝承する活動の支援に関すること。
（3）　防災訓練及び地震・津波防災上必要な教育の実施に関すること。
（4）　災害に関する情報の伝達、収集及び広報並びに被害状況の調査に関すること。
（5）　防災に関する施設、設備の整備に関すること。
（6）　応急用食糧及び防災関係資機材の備蓄並びに供給に関すること。
（7）　災害応急対策及び災害復旧対策の実施に関すること。
（8）　消防活動及び水防活動等防災対策の実施に関すること。
（9）　避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告及び避難指示（緊急）に関すること。
(10)　被災者に対する救助並びに救護及び救援に関すること。
(11)　災害時における保健衛生及び文教対策に関すること。
(12)　その他災害発生の防御又は拡大防止のための措置に関すること。
(13)　災害時の交通及び輸送の確保に関すること。
(14)　被災者に対する情報の伝達及びその他の住民に対する広報に関すること。
(15)　要配慮者の把握及び擁護に関すること。
(16)　防災ボランティアの受入れに関すること。

第２節 町民及び民間事業者の基本的責務等

いつでもどこでも起こりうる地震等の災害に対し、人的被害、経済被害を軽減する減災の取組を推進し、安全・安心を確保するためには、行政による災害対策を強化し「公助」を充実させていくことはもとより、道民一人ひとりや事業者等が自ら取り組む「自助」や、身近な地域コミュニティにおいて住民等が力を合わせて助け合う「共助」が必要となることから、個人や家庭、民間の事業者や団体等、様々な主体が連携して、災害に関する知識と各自の防災・減災対応に習熟し、その実践を促進する道民運動を展開するものとする。

第１項 町民の責務

町民は、「自らの身の安全は自らが守る」という防災の基本に立ち、平常時から、防災に関する知識の習得や食品、飲料水をはじめとする生活必需物資の備蓄など、自ら災害に対する備えを行うとともに、一般的に自分は大丈夫という思い込み（正常性バイアス）が働くことを自覚しながら、防災訓練など自発的な防災活動への参加や災害教訓の伝承に努めるものとする。

また、災害時には、まず、自らの身の安全を守るよう行動した上で、近隣の負傷者や避難行動要支援者への支援、避難所における自主的活動、道、町及び防災関係機関が実施する防災活動への協力など、地域における被害の拡大防止や軽減への寄与に努めるものとする。

１　平常時の備え

（１）　避難の方法(避難路、指定緊急避難場所等)及び家族との連絡方法の確認
（２）　「最低３日間、推奨１週間」分の食料、飲料水、携帯トイレ・簡易トイレ、、ポータブルストーブ等の備蓄、非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池、携帯電話充電器等）の準備
（３）　家具の転倒防止対策等、家庭での予防・安全対策
（４）　隣近所との相互協力関係のかん養
（５）　災害危険区域等、地域における災害の危険性の把握
（６）　防災訓練、研修会等への積極的参加による防災知識、応急救護技術等の習得
（７）　自治会における要配慮者への配慮
（８）　自主防災組織の結成による備蓄や訓練の実施

２　災害時の対策

（１）　地域における被災状況の把握
（２）　近隣の負傷者や避難行動要支援者に対する救助･支援
（３）　初期消火活動等の応急対策
（４）　避難場所での自主的活動や住民が主体となった避難所運営体制の構築
（５）　道・市町村・防災関係機関の活動への協力
（６）　自主防災組織の活動

３　災害緊急事態の布告があったときの協力

国の経済や公共の福祉に重大な影響を及ぼすような異常で激甚な非常災害が発生し、基本法第 105 条に基づく災害緊急事態の布告が発せられ、内閣総理大臣から社会的・経済的混乱を抑制するため、生活必需品等国民生活との関連性が高い物資や燃料等国民経済上重要な物資をみだりに購入しないこと等の協力を求められた場合は、道民はこれに応ずるよう努めるものとする。

第２項 事業者の責務

災害応急対策や災害復旧に必要となる、食料、飲料水、生活必需品等の物資・資材又は役務の供給・提供に関する者をはじめとする各事業者は、日常的に災害の発生に備える意識を高め、自

ら防災対策を実施するとともに、道、市町村、防災関係機関及び自主防災組織等が行う防災対策に協力しなければならない。

このため、従業員や施設利用者の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域への貢献・地域との共生等、災害時に果たす役割を十分に認識し、各事業者において災害時に業務を継続するための事業継続計画（ＢＣＰ）を策定するとともに、防災体制の整備や防災訓練の実施、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組を継続的に実施するなどの取組を通じて、防災活動の推進に努めるものとする。

また、地震発生時における施設の利用者等の安全確保や機械の停止等により被害の拡大防止を図るため、緊急地震速報受信装置等の積極的活用を図るよう努めるものとする。

１　平常時の備え

（１）　災害時行動マニュアル及び事業継続計画（ＢＣＰ）の策定
（２）　防災体制の整備
（３）　事業所の耐震化・耐浪化の促進
（４）　予想被害からの復旧計画策定
（５）　防災訓練の実施及び従業員等に対する防災教育の実施
（６）　燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応
（７）　取引先とのサプライチェーンの確保

２　災害時の対策

（１）　事業所の被災状況の把握
（２）　従業員及び施設利用者への災害情報の提供
（３）　施設利用者の避難誘導
（４）　従業員及び施設利用者の救助
（５）　初期消火活動等の応急対策
（６）　事業の継続又は早期再開・復旧
（７）　ボランティア活動への支援等、地域への貢献

３　道民及び民間事業者による地区内の防災活動の推進

（１）　町内の一定の地区内の居住者及び当該地区に事業所を有する事業者（要配慮者利用施設や地下街等の施設管理者を含む。）（以下、「地区居住者等」という。）は、当該地区における防災力の向上を図るため、協働により、防災訓練の実施、物資等の備蓄、避難行動要支援者の避難支援体制の構築等の自発的な防災活動の推進に努めるものとする。

（２）　地区居住者等は、必要に応じて、当該地区における自発的な防災活動に関する計画を作成し、地区防災計画の素案として市町村防災会議に提案するなど、当該地区の市町村との連携に努めるものとする。

（３）　市町村防災会議は、地区防災計画の提案が行われたときは、遅滞なく、当該計画提案を踏まえて市町村地域防災計画に地区防災計画を定める必要性について判断し、必要があると認めるときは、市町村地域防災計画に地区防災計画を定める。

（４）　市町村は、自主防災組織の育成、強化を図るとともに、住民一人一人が自ら行う防災活動の促進により、当該市町村における地域社会の防災体制の充実を図るものとする。

第３節 地震に強いまちづくり推進計画

町、道及び防災関係機関は、建築物、土木構造物、通信施設、ライフライン施設、防災関連施設など構造物、施設等の耐震性を確保するため、地盤状況の把握など地域の特性に配慮し、地震に強いまちづくりを推進するとともに、地域の実情を踏まえつつ、できるだけ短時間で避難が可能となるようなまちづくりを目指すものとする。

第１項 地震に強いまちづくり

１　町、道及び防災関係機関は、避難路、避難地、延焼遮断帯、防災活動拠点となる幹線道路、一時避難地としての都市公園、河川など骨格的な都市基盤施設、消防活動困難区域の解消に資する街路及び防災安全街区の整備、土地区画整理事業等による市街地の面的な整備、建築物や公共施設の耐震・不燃化、水面・緑地帯の計画的確保など防災に配慮した都市計画や土地利用の誘導により、地震に強いまちづくりを図る。

２　町、道及び国は、避難路、緊急輸送道路など防災上重要な経路を構成する道路について、災害時の交通の確保を図るため、必要に応じて、区域を指定して道路の占用の禁止または制限を行うとともに、無電柱化の促進を図るものとする。

３　町、道及び防災関係機関並びに施設管理者は、スーパー等不特定多数の者が利用する町内の施設等の地震発生時における安全性の確保の重要性を考慮し、これらの施設における安全確保対策及び発災時の応急体制の整備を強化する。

第２項 建築物の安全化

１　町及び道は、耐震改修促進計画において設定された建築物の耐震改修等の具体的な目標の達成のために、既存建築物の耐震診断・耐震改修を促進する施策を積極的に推進する。

２　町及び道は、防災拠点や学校など公共施設の耐震診断を速やかに行い、その結果を公表するとともに、特に学校施設の耐震化については、できるだけ早い時期に完了させ、施設の耐震性の向上を図る。

３　町、道及び国は、老朽化した社会資本について、その適切な維持管理に努めるものとする。

４　町道及び道は、住宅をはじめとする建築物の耐震性の確保を促進するため、建築基準法等の遵守の指導等に努めるものとする。

５　町、道及び防災関係機関並びに施設管理者は、建築物における天井の脱落防止等の落下物対策、ブロック塀の転落防止、エレベーターにおける閉じ込め防止、超高層ビルにおける長周期地震動対策など総合的な地震安全対策を推進する。

６　町、道及び国は、文化財保護のための施設・設備の整備等の耐震対策に努めるものとする。

第３項 主要交通の強化

町、道及び防災関係機関は、主要な道路等の基幹的な交通施設等の整備に当たって、耐震性の強化や多重性・代替性を考慮した耐震設計やネットワークの充実に努めるものとする。

第４項 通信機能の強化

町、道及び防災関係機関は、主要な通信施設等の整備に当たっては、災害対応に必要なネットワークの範囲を検討するとともに、設備の耐震性の確保や通信手段の多様化、多重化に努めるなどして、耐災害性の強化に努めるものとする。

第５項 ライフライン施設等の機能の確保

１　町、道、防災関係機関及びライフライン事業者は、上下水道、工業用水道、電気、ガス、電話等のライフライン施設及び灌漑用水、営農飲雑用水等のライフライン代替施設の機能の確保を図るため、主要設備の耐震化、震災後の復旧体制の整備、資機材の備蓄等に努めるものとする。

　特に、３次医療機関等の人命に関わる重要施設への供給ラインの重点的な耐震化を進めるものとする。

２　町、道及び防災関係機関は、関係機関と密接な連携を取りつつ、ライフライン共同収容施設としての共同溝、電線共同溝等の整備等に努めるものとする。

３　町、道及び防災関係機関においては、自ら保有するコンピューターシステムやデータのバックアップ対策を講じるとともに、企業等における安全確保に向けての自発的な取組みを促進する。

４　町、道及び防災関係機関は、廃棄物処理施設について、大規模災害時に稼働することにより、電力供給や熱供給等の役割も期待できることから、始動用緊急電源のほか、電気・水・熱の供給設備を設置するよう努めるものとする。

第６項 復旧対策基地の整備

町及び道は、震災後の復旧拠点基地、救援基地となる都市公園等の整備に努めるものとする。

第７項 液状化対策等

１　町、道及び防災関係機関並びに公共施設等の管理者は、施設の設置に当たって、地盤改良等により液状化の発生を防止する対策や液状化が発生した場合においても施設の被害を防止する対策等を適切に実施するほか、大規模開発に当たって十分な連絡・調整を図る。

２　個人住宅等の小規模建築物についても、液状化対策に有効な基礎構造等についてパンフレット等による普及を図る。

３　町、道及び国は、地震による破損等で決壊した場合に大きな被害をもたらすおそれのあるため池について、ハザードマップの作成等により、適切な情報提供を図る。

第８項 危険物施設等の安全確保

町、道及び防災関係機関は、危険物施設等及び火災原因となるボイラー施設等の耐震性の確保、緩衝地帯の整備及び防災訓練の積極的な実施等を促進する。

第９項 災害応急対策等への備え

町、道及び防災関係機関は、災害復旧・復興を迅速かつ円滑に行うために必要な備えを行うこととする。

また、町は、地震などが発生した場合に備え、災害応急対策活動拠点として、災害対策車両やヘリコプターなどが十分活動できるグランド・公園などを確保し、周辺住民の理解を得るなど環境整備に努めるものとする。

第４節 地震・津波に関する防災知識の普及・啓発

道、町及び防災関係機関は、地震・津波災害を予防し、又はその拡大を防止するため、防災関係職員に対して地震・津波防災に関する教育、研修、訓練を行うとともに、一般住民に対して地震・津波に係る防災知識の普及・啓発を図り、防災活動の的確かつ円滑な実施に努める。

防災知識の普及・啓発に当たっては、要配慮者に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が確立されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努める。

また、地域コミュニティにおける多様な主体の関わりの中で防災に関する教育の普及推進を図るものとする。

第１項　防災知識の普及・啓発

１　道、町及び防災関係機関は、職員に対して防災（地震・津波）に関する体制、制度、対策等について講習会等の開催、訓練の実施、防災資料の作成配布等により防災知識の普及・啓発の徹底を図る。

２　道及び町並びに防災関係機関は、一般住民に対し次により防災知織の普及・啓発を図る。

（１）　啓発内容

ア　地震・津波に対する心得
イ　地震・津波に関する一般知識
ウ　非常用食料、飲料水、身の回り品等、非常持出品や緊急医療の準備
エ　建物の耐震診断と補強、家具の固定、ガラスの飛散防止
オ　災害情報の正確な入手方法
カ　出火の防止及び初期消火の心得
キ　ビル街、百貨店、地下街等外出時における地震発生時の対処方法
ク　自動車運転時の心得
ケ　救助・救護に関する事項
コ　避難場所、避難路及び避難方法等避難対策に関する事項
サ　水道、電力、ガス、電話などの地震災害時の心得
シ　要配慮者への配慮
ス　各防災関係機関が行う地震災害対策

（２）　普及方法

ア　テレビ、ラジオ、新聞の利用
イ　インターネット、ＳＮＳの利用
ウ　広報誌（紙）、広報車両の利用
エ　映画、スライド、ビデオ等による普及
オ　パンフレットの配布
カ　講習会、講演会等の開催及び訓練の実施

３　道及び町並びに防災関係機関は、住民が緊急地震速報を受けたときの適切な対応行動を含め、緊急地震速報について普及、啓発に努めるものとする。

第２項　学校等教育関係機関における防災思想の普及

１　学校においては、児童生徒等に対し、地震・津波の現象、災害の予防等の知識の向上及び防災の実践活動（地震・津波時における避難、保護の措置等）の習得を積極的に推進する。

２　児童生徒等に対する地震・津波防災教育の充実を図るため、教職員等に対する地震・津波防災に関する研修機会の充実等に努める。

３　地震・津波防災教育は、学校等の種別、立地条件及び児童生徒等の発達段階などの実態に応じた内容のものとして実施する。

４　社会教育においては、ＰＴＡ、成人学級、青年団体、女性団体等の会合や各種研究集会等の機会を活用し、災害の現象、防災の心構え等の防災知識の普及に努める。

第３項　普及・啓発の時期

防災の日、防災週間、水防月間、土砂災害防止月間、山地災害防止キャンペーン、津波防災の日及び防災とボランティアの日、防災とボランティア週間等、普及の内容により最も効果のある時期を選んで行うものとする。

第５節 火災予防計画

地震に起因して発生する多発火災及び大規模火災の拡大を防止するため、地震時における出火の未然防止、初期消火の徹底など火災予防のための指導の徹底及び消防力の整備に関する計画は、次のとおりである。

第１項 地震による火災の防止

地震時の火災発生は、使用中の火気設備等によるものが多いことから、道及び市町村は、地震時の火の取り扱いについて指導啓発するとともに、市町村火災予防条例に基づく火気の取り扱い及び耐震自動消火装置付石油ストーブを使用するよう指導を強化する。

第２項 火災予防の徹底

火災による被害を最小限に食い止めるためには、初期消火が重要であるので、道及び市町村は、地域ぐるみ、職場ぐるみの協力体制と強力な消防体制の確立を図る。

１　一般家庭に対し、予防思想の啓発に努め、消火器の設置促進、消防用水の確保を図るとともに、これらの器具等の取り扱い方を指導し、地震時における火災の防止と初期消火の徹底を図る。

２　防災思想の啓発や災害の未然防止に着実な成果をあげるため、地域の自主防災組織、婦人防火クラブ、少年消防クラブ等の設置及び育成指導を強化する。

３　ホテル、デパート、病院等、一定規模以上の防火対象物に対し、法令の基準による消防用設備等の設置を徹底するとともに、自主点検の実施及び適正な維持管理の指導を強化する。

第３項 予防査察の強化指導

町は、消防法に規定する立入検査を対象物の用途、地域等に応じて計画的に実施し、常に当該区域の消防対象物の状況を把握し、火災発生危険の排除に努め、予防対策の万全な指導を図る。

１　消防対象物の用途、地域等に応じ計画的に立入検査を実施する。

２　消防用設備等の自主点検の充実及び適正な維持管理の指導を強化する。

第４項 消防力の整備

近年の産業、経済の発展に伴って、高層建築物、危険物施設等が増加し、火災発生時の人命の危険度も増大していることから、市町村は、消防施設及び消防水利の整備充実を図るとともに、消防職員の確保、消防技術の向上等により、消防力の整備充実を図る。

あわせて、地域防災の中核となる消防団員の確保、育成強化及び装備等の充実を図り、消防団活動の活性化を推進する。

第５項 消防計画の整備強化

町の消防機関は、防火活動の万全を期するため、消防計画を作成し、火災予防について次の事項に重点を置く。

１　消防力等の整備

２　災害に対処する消防地理、水利危険区域等の調査

３　消防職員及び消防団員の教育訓練

４　査察その他の予防指導

５ その他火災を予防するための措置

第６節 建築物等災害予防計画

地震災害から建築物等を防ぎょするための計画は、次のとおりである。

第１項 建築物の防災対策

１　防火地域及び準防火地域の指定促進

道は、町が市街地の不燃化を図るため、土地利用の動向を勘案し、防火地域及び準防火地域の指定を積極的に行えるよう情報提供を行う。

２　市街地における再開発の促進

町は、建築物の不燃化、津波防浪地区の確保など都市防災を図るため、低層過密の市街地や沿岸地域の再開発等、都市計画の総合的な見直しを行い、市街地再開発事業などの必要な施策の推進に努めるものとする。

３　木造建築物の防火対策の推進

町は、本道の住宅が木造建築物を主体に構成されている現状にかんがみ、これらの木造建築物について延焼のおそれがある外壁等の不燃化及び耐震化の促進を図るものとする。

４　既存建築物の耐震化の促進

町は、現行の建築基準法に規定される耐震性能を有さない既存建築物の耐震診断及び耐震改修を促進するため、耐震改修推進計画に基づき、耐震診断及び耐震改修に対する支援や建築関係団体と連携した相談体制、情報提供の充実など所有者等が安心して耐震化を行うことができる環境整備を図るものとする。また、住民にとって理解しやすく身近に感じられる地震防災マップや、普及パンフレットを作成し、所有者等への普及啓発を図る。さらに耐震診断や耐震改修技術に関する講習会の開催など技術者の育成に努めるものとする。

また、道及び町は、建築物の耐震改修の促進に関する法律に基づく指導、助言、指示等の強化を図り、特に倒壊の危険性の著しく高い建築物については、建築基準法に基づく勧告、命令を実施するとともに、防災拠点や避難施設を連絡する緊急時の輸送経路として、耐震改修促進計画で定める地震時に通行を確保すべき道路沿道の建築物については、積極的に耐震化を推進する。

５　ブロック塀等の倒壊防止

町は、地震によるブロック塀、石塀、自動販売機等の倒壊を防止するため、市街地で主要道路に面する既存ブロック塀等にあっては点検、補強の指導を行うとともに、新規に施工、設置する場合には、施工、設置基準の遵守をさせるなど、安全性の確保について指導を徹底する。

６　窓ガラス等の落下物対策

町は、地震動による落下物からの危害を防止するため、市街地で主要道路に面する地上３階建以上の建築物の窓ガラス、外装材、屋外広告物等で落下のおそれのあるものについて、その実態を調査し必要な改善指導を行うものとする。

７　被災建築物の安全対策

（１）　道は、北海道震災建築物応急危険度判定士認定制度要綱に基づき、応急危険度判定士の認定を行い、台帳に登録する。

（２）　町は、応急危険度判定を迅速かつ的確に実施するための体制を整備する。

（３）　町は連携し、石綿の飛散防止に係る関係法令や「災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル（改訂版）」（環境省）等に基づき、石綿使用建築物等の把握、住民等への石綿関連情報の普及啓発等を行う。

第２項 がけ地に近接する建築物の防災対策

１　町は、がけの崩壊等で危険を及ぼすおそれのある区域において、建築物の建築制限を行うとともに既存の危険住宅については、がけ地近接危険住宅移転事業制度を活用し、安全な場所への移転促進を図るものとする。

２　国、道及び町は、大規模盛土造成地の位置や規模を示した大規模盛土造成地マップを作成・

公表するよう努めるとともに、滑動崩落の恐れが大きい大規模盛土造成地において、宅地の耐震化を実施するよう努めるものとする。

第７節 土砂災害の予防計画

土砂災害を予防するための計画は、次のとおりである。

第１項 予防対策

道及び市町村は、山地災害危険地区、地すべり危険箇所等における山地治山、防災林造成、地すべり防止施設の整備を行うとともに、山地災害危険地区の周知等の総合的な山地災害対策を推進する。

１　町

（１）　町地域防災計画に、土砂災害警戒情報と連携した避難勧告等の発令基準、警戒区域等、避難勧告等の発令対象区域情報の収集及び伝達体制、指定避難所の開設・運営、避難行動要支援者への支援、住民の防災意識の向上など土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項について記載するものとする。

（２）　警戒区域等の指定があったときは、町地域防災計画において、当該警戒区域ごとに、次に掲げる事項について定めるものとする。

ア　土砂災害に関する情報の収集及び伝達並びに予報又は警報の発令及び伝達に関する事項

イ　避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項

ウ　災害対策基本法第４８条第１項の防災訓練として市町村長が行う土砂災害に係る避難訓練の実施に関する事項

エ　警戒区域内に、社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設であって、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における当該施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものがある場合にあっては、これらの施設の名称及び所在地

オ　救助に関する事項

カ　前各号に掲げるもののほか、警戒区域における土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項

（３）　町地域防災計画において、前項エに掲げる事項を定めるときは、当該施設の利用者の円滑かつ迅速な避難を確保するため、同項アに掲げる事項として土砂災害に関する情報、予報及び警報の伝達に関する事項を定めるものとする。

また、前項エに掲げる管理者は次の事項に留意し、避難計画を策定することが有効である。

①　施設の立地条件と想定される土砂災害のリスクの確認

②　情報の入手方法をその発信者に確認するとともに、受けた情報を伝達する相手及びその方法を定める

③　施設職員の参集基準や役割分担等の防災体制

④　施設内の垂直待避も含めた施設利用者ごとの避難場所・避難経路、避難方法を定めるとともに、避難先での場所を確保する

⑤　避難誘導に関する責任者の明確化

⑥　これらの計画を避難経路図等に分かりやすくまとめる

（４）　警戒区域等をその区域に含む市町村は、市町村地域防災計画に基づき、土砂災害に関する情報の伝達方法、急傾斜地の崩壊等のおそれがある場合における避難施設その他の避難場所及び避難路その他避難経路に関する事項その他警戒区域等における円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項を住民等に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講じるものとする。

（５）　避難勧告等の発令に当たっては、土砂災害警戒情報等が発表された場合に、道が提供する土砂災害警戒情報システムの判定メッシュ情報等を参考に総合的に判断するものとし、発令基準に従い、避難場所の開設の有無によらず躊躇なく発令する。

第２項 形態別予防計画

１　地すべり等予防計画

土地の高度利用と開発に伴って、地すべり災害が多発する傾向にあり、ひとたび、地すべりが発生すると、多くの住家、農耕地、公共施設等に被害が発生し、二次的被害では、山地の崩壊による土石流災害の発生、河川の埋没による冠水災害にもつながるため、国、道及び市町村は、次のとおり地すべり防止の予防対策を実施するものとする。

（１）　町

住民に対し、土砂災害警戒区域及び地すべり防止区域の周知に努めるとともに、市町村地域防災計画において必要な警戒避難体制に関する事項について定めるものとする。

危険区域の住民に対し、斜面等の異常（亀裂、湧水、噴水、濁り水）の報告や住民自身による防災措置（自主避難等）などの周知・啓発を図る。

２　崖崩れ防止対策

土地の高度利用と開発に伴って、崖崩れ災害が多発する傾向にあり、ひとたび、崖崩れが発生すると、多くの住家、農耕地、公共施設等に被害が発生し、二次的被害では、山地の崩壊による土石流災害の発生、河川の埋没による冠水災害にもつながるため、国、道及び市町村は、次のとおり崖崩れ防止の予防対策を実施するものとする。

（１）　急傾斜地崩壊（崖崩れ）防止対策

ア　町

住民に対し、土砂災害警戒区域及び急傾斜地崩壊危険箇所の周知に努めるとともに、町地域防災計画において必要な警戒避難体制に関する事項について定めるものとする。

危険区域の住民に対し、急傾斜地の異常（亀裂、湧水、噴水、濁り水）の報告や住民自身による防災措置（不安定な土壌、浮石等の除去、水路の清掃等）などの周知・啓発を図る。

（２）　山腹崩壊防止対策

ア　町

住民に対し、山腹崩壊危険地区の周知に努めるとともに、市町村地域防災計画において、必要な警戒避難体制に関する事項について定めるものとする。

第８節 積雪・寒冷対策計画

積雪・寒冷期において地震が発生した場合、他の季節に発生する地震災害に比べて、積雪による被害の拡大や避難所・避難路の確保等に支障を生じることが懸念される。

このため、道、町及び防災関係機関は、積雪・寒冷対策を推進することにより、積雪・寒冷期における地震災害の軽減に努める。

第１項 積雪対策の推進

積雪期における地震対策は、除排雪体制の整備、雪に強いまちづくり等、総合的・長期的な雪対策の推進により確立される。

このため、道、町及び防災関係機関は、「北海道雪害対策実施要綱」に基づき、相互に連携協力して実効ある雪対策の確立と雪害の防止に努める。

第２項 交通の確保

１　道路交通の確保

地震発生時には、防災関係機関の行う緊急輸送等の災害応急対策の円滑な実施を図るため、道路交通の緊急確保を図ることが重要である。

このため、道路管理者は、除雪体制を強化し、日常生活道路の確保を含めた面的な道路交通確保対策を推進する。

（１）　除雪体制の強化

ア　道路管理者は、一般国道、道道、市町村道及び高速自動車国道の整合のとれた除雪体制を強化するため、相互の緊密な連携の下に除雪計画を策定する。

イ　道路管理者は、除雪の向上を図るため、地形や積雪の状況等自然条件に適合した除雪機械の増強に努める。

（２）　積雪寒冷地に適した道路整備の推進

ア　道路管理者は、冬期交通の確保を図るための道路の整備を推進する。

イ　道路管理者は、雪崩や地吹雪等による交通障害を予防するため、雪崩防止柵や防雪柵等防雪施設の整備を推進する。

第３項 雪に強いまちづくりの推進

１　家屋倒壊の防止

道及び町は、住宅の耐震性を確保し、屋根雪荷重の増大による地震時の家屋倒壊等を防止するため、建築基準法等の遵守の指導等に努める。

また、自力での屋根雪処理が不可能な世帯に対して、ボランティアの協力体制等、地域の相互扶助体制の確立を図る。

２　積雪期における指定避難所、避難路の確保

道、町及び防災関係機関は、積雪期における指定避難所、避難路の確保に努める。

第４項 寒冷対策の推進

１　避難所対策

町は、避難所における暖房等の需要の増大が予想されるため、電源を要しない暖房器具、燃料のほか、積雪期を想定した資機材（長靴、防寒具、スノーダンプ、スコップ、救出用スノーボード等）の備蓄に努めるとともに、電力供給が遮断された場合における暖房設備の電源確保のため、非常電源等のバックアップ設備等の整備に努める。

また、被災地以外の地域にあるものを含め、旅館やホテル等の借り上げ等、多様な避難所の確保に努める。

なお、冬期における屋外トイレは、寒さなどにより利用環境が悪化するとともに、水道凍結も予想されることから、冬期間でも使用可能なトイレの調達方法を検討し、民間事業者との協定の締結などにより、必要な台数の確保に努める。

２　被災者及び避難者対策

町は、被災者及び避難者に対する防寒用品の整備、備蓄に努める。

また、応急仮設住宅は、積雪のため早期着工が困難となることや避難生活が長期化することが予想されることから、被災者、避難者の生活確保のための長期対策を検討する。

第５項 スキー客等に対する対策

スキー場で雪崩等の災害が発生した場合、リフト、ロッジ等の損壊などにより多数のスキー客の被災が懸念される。町は関係機関等と連携して、以下の安全対策を推進するよう努める。

(1) 雪崩防止施設等の整備の推進
(2) 避難誘導体制の整備
(3) 救急搬送、医療救護体制の整備
(4) 関係機関との連絡体制の整備

壱字削除　加入

第９節 液状化災害予防計画

地震に起因する地盤の液状化による災害の予防については、この計画の定めるところによる。

第１項 現況

液状化現象による災害は、過去の地震においてもしばしば認められてはいたが、新潟地震（１９６４年）を契機として、認識されたところである。兵庫県南部地震（１９９５年）においても、埋立地などを中心に大規模な液状化による被害が発生している。

近年、埋立などによる土地開発が進み、また、都市の砂質地盤地域への拡大に伴い以前にも増して液状化被害が発生しやすい傾向にある。

北海道においては、「１９６８年十勝沖地震」による液状化被害が大規模かつ広範囲に記録されている。

「平成５年(1993 年) 釧路沖地震」、「平成５年（1993 年）北海道南西沖地震」、「平成６年（1994 年）北海道東方沖地震」においても、道南及び道東の広い地域で発生し、大きな被害をもたらした。

「平成 15 年（2003 年）十勝沖地震」　　では、豊頃町～浦幌町で被害の集中がみられたほか、札幌市や標津町など遠地においても液状化による被害が発生した。

また、「平成 30 年北海道胆振東部地震」では、札幌市や北広島市等の住宅地において地盤液状化が発生し、大きな被害が発生するとともに、苫小牧周辺では、港湾など海岸周辺の人工地盤に被害が集中して発生した。

第２項 液状化対策の推進

１　町、道及び防災関係機関は、液状化による被害を最小限にくい止めるため、公共事業などの実施にあたって、現地の地盤を調査し、発生する液状化現象を的確に予測することにより、現場の施工条件と、効果の確実性、経済性等を総合的に検討・判断し、効果的な液状化対策を推進する。

（政策の体系）

液状化対策の推進
- 液状化対策についての調査研究
- 建設物などに対する液状化対策
- 液状化対策に関する知識の普及・啓発

２　液状化対策の調査・研究

町、道及び防災関係機関は、大学や各種研究機関との連携のもと、液状化現象に関する研究成果を踏まえ、危険度分布や構造物への影響を予測し、液状化対策についての調査・研究を行う。

３　液状化の対策

液状化の対策としては、大別して

（１）地盤自体の改良等により液状化の発生を防ぐ対策

（２）発生した液状化に対して施設の被害を防止、軽減する構造的対策

（３）施設のネットワーク化等による代替機能を確保する対策

（手法の体系）

液状化の対策
- 液状化発生の防止（地盤改良）
- 液状化による被害の防止（構造的対応）
- 代替機能の確保（施設のネットワーク化）

4　液状化対策の普及・啓発

町、道及び防災関係機関は、液状化対策の調査・研究に基づき、住民・施工業者等に対して知識の普及・啓発を図る。

第１０節 地震火災等対策計画

大地震が発生した場合には、建物等の倒壊をはじめ、火災の同時多発や市街地への延焼拡大などにより、多大な人的・物的被害が発生するおそれがある。

このため、被災地の地元住民や自主防災組織等は、可能な限り初期消火及び延焼拡大の防止に努めるとともに、町における消火活動については、この計画の定めるところによる。

第１項 消防活動体制の整備

美深消防署は、その地域における地震災害を防御し、これらの被害を軽減するため、消防部隊の編成及び運用、応急消防活動その他消防活動の実施体制について、十分に検討を行い、整備しておくものとする。

第２項 火災発生、被害拡大危険区域の把握

美深消防署は、地震による火災発生及び拡大を防止するため、予め、おおむね次に掲げる危険区域を把握し、また必要に応じて被害想定を作成し、災害応急活動の円滑な実施に資するものとする。

１　住宅密集地域の火災危険区域
２　山（崖）崩れ、崩壊危険箇所
３　特殊火災危険区域（危険物、ガス、火薬、毒劇物等施設）

第３項 相互応援協力の推進

美深消防署は、消防活動が円滑に行われるよう、次に掲げる応援協定により、必要に応じ相互に応援協力をするものとする。

１　消防相互応援
２　広域航空消防応援
３　緊急消防援助隊による応援

第４項 地震火災対策計画の作成

美深消防署は、大地震時における火災防御活動及び住民救出活動の適切かつ効果的な実施を図るため、必要に応じ、予め地震火災対策計画を作成する。この場合その基本的事項は、おおむね次のとおりである。

１　消防職員等の確保

大規模地震発生時には、住宅密集地域における火災の多発に伴い、集中的消火活動は困難であり、また、消防設備が破壊され、搬出不能となることも考えられ、更に消防職員、団員の招集も困難になるなど、消防能力が低下することなどから、予めこれらに対する維持、確保の措置を講ずる。

２　消防水利の確保

地震時には、水道施設の停止や水道管の破損等により、消火栓が使用不能となることが考えられることから、防火水槽・耐震性貯水槽・配水池の配置のほか、河川等多角的な方策による消防水利の確保に努めるものとする。

３　応急救出活動

大規模地震発生時の混乱した状況下における救出活動は、非常に困難であるため、倒壊した家屋内での住民、特に要配慮者の救護方法について検討しておく。

４　初期消火の徹底

住民に対しては平素から地震発生時の火気の取締りと初期消火の重要性を十分に認識させる

ため、事前啓発の徹底を図る。

　また、発生直後にあっては、被災地までの道路交通網等の寸断等により、消防機関の到着に時間を要することから、被災地の住民や自主防災組織は、可能な限り初期消火及び延焼防止に努める。

第１１節 被災建築物安全対策計画

被災建築物の余震等による倒壊及び部材の落下等から生ずる二次災害を防止するための安全対策については、この計画の定めるところによる。

第１項 応急危険度判定の実施

地震により被災した建築物等の当面の使用の可否を判定し、所有者等に知らせる応急危険度判定を実施する。

１　活動体制

町及び道は、「北海道震災建築物応急危険度判定要綱」に基づき、建築関係団体等の協力を得て、応急危険度判定士による被災建築物の応急危険度判定活動を行う。

２　基本的事項

（１）　判定対象建築物

原則として、全ての被災建築物を対象とするが、被害の状況により判定対象を限定することができる。

（２）　判定開始時期、調査方法

地震発生後、できる限り早い時期に、主として目視により、被災建築物の危険性について、木造、鉄骨造、鉄筋コンクリート造の構造種別ごとに調査表により行う。

（３）　判定の内容、判定結果の表示

被災建築物の構造駆体等の危険性を調査し、「危険」、「要注意」、「調査済」の３段階で判定を行い、所要事項を記入し、当該建築物の出入り口等の見やすい場所に貼付する。

区分	判定ステッカー	内 容
危　　険	赤	建築物の損傷が著しく、倒壊などの危険性が高い場合であり、使用及び立ち入りができない。
要　注　意	黄	建築物の損傷は認められるが、注意事項に留意することにより立ち入りが可能である。
調　査　済	青	建築物の損傷が少ない場合である。

（４）　判定の効力

行政機関による情報の提供である。

（５）　判定の変更

応急危険度判定は応急的な調査であること、また、余震などで被害が進んだ場合あるいは適切な応急補強が行われた場合には、判定結果が変更されることがある。

第２項 石綿飛散防災対策

被災建築物からの石綿の飛散による二次被害を防災するため、町は、道と連携し、「災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル」に基づき、建築物等の被災状況の把握、建築物等の所有者等に対する応急措置の指導等を実施する。

第１２節 業務継続計画の策定

道、町及び事業者は、災害応急対策を中心とした業務の継続を確保するため、業務継続計画（ＢＣＰ：Business Continuity Plan）の策定に努めるものとする。

第１項 業務継続計画（ＢＣＰ）の概要

業務継続計画（ＢＣＰ）とは、災害発生時に道、市町村及び事業者自身も被災し、人員、資機材、情報及びライフライン等利用できる資源に制約がある状況下においても、優先度の高い業務を維持・継続するために必要な措置を事前に講じる計画として策定するものであり、災害に即応した要員の確保、迅速な安否確認、情報システムやデータの保護、代替施設の確保などを規定したものである。

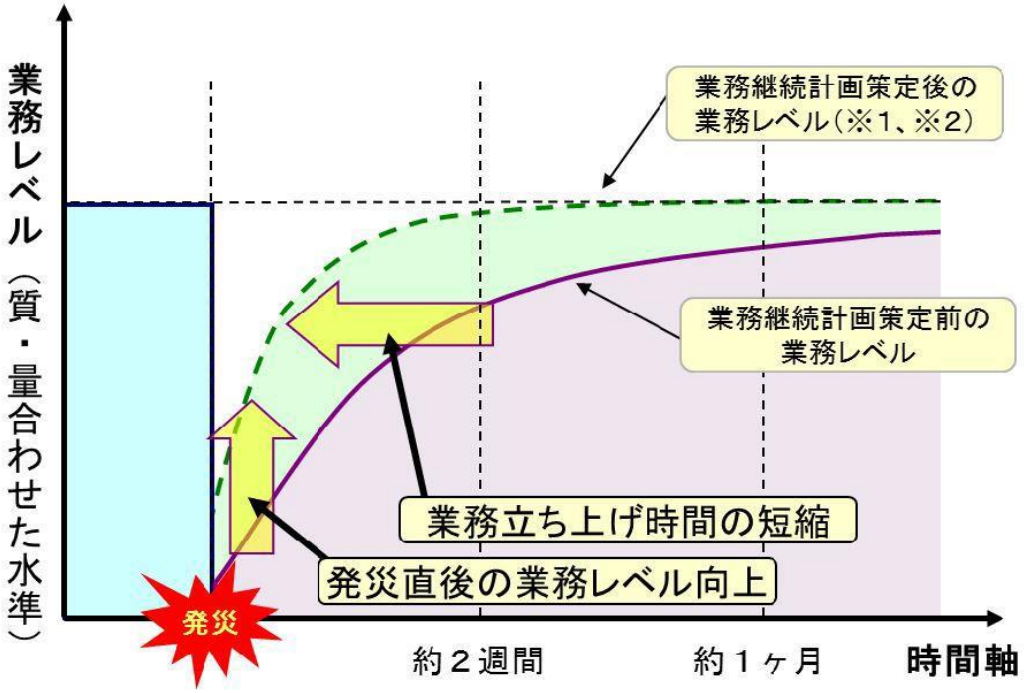

＜業務継続計画の作成による業務改善のイメージ＞

第２項 業務継続計画（ＢＣＰ）の策定

１　町

町は、災害応急活動及びそれ以外の行政サービスについて、継続すべき重要なものは一定のレベルを確保するとともに、すべての業務が早期に再開できるよう、災害時においても市町村の各部局の機能を維持し、被害の影響を最小限にとどめ、非常時に優先度の高い業務の維持・継続に必要な措置を講じるための業務継続計画を策定するよう努めるとともに策定した計画の継続的改善に努めるものとする。

特に、業務継続計画の策定等に当たっては、少なくとも首長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制、本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定、電気・水・食料等の確保、災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保、重要な行政データのバックアップ並びに非常時優先業務の整理について定めておくものとする。

２　事業者

事業者は、事業の継続など災害時の企業の果たす役割を十分に認識し、各事業者において災害時に非常時に優先度の高い業務の維持・継続に必要な措置を講じるための業務（事業）継続計画を策定・運用するよう努めるものとする。

第３項 庁舎等の災害対策本部機能等の確保

町は、特に、災害時の拠点となる庁舎等について、非構造部材を含む耐震対策等により、発災時に必要と考えられる高い安全性を確保するよう努めるものとする。また、災害対策の拠点となる庁舎及びその機能を確保するための情報通信設備や自家発電装置など主要な機能の充実と災害時における安全性の確保を図るとともに、物資の供給が困難な場合を想定し、十分な期間に対応する食料、飲料水、暖房及び発電用燃料などの適切な備蓄、調達、輸送体制の整備を図るものとする。

第１３節 複合災害に関する計画

道、町をはじめとする防災関係機関は、複合災害の発生可能性を認識し、備えを充実するものとする。

第１項 予防対策

1　防災関係機関は、後発災害の発生が懸念される場合には、先発災害に多くを動員し後発災害に不足が生じるなど、望ましい配分ができない可能性があることに留意し、職員の派遣体制や資機材の輸送手段等の充実や、防災関係機関相互の連携強化に努めるものとする。
2　防災関係機関は、地域特性に応じて発生可能性が高い複合災害を想定した図上訓練や実動訓練等の実施に努めるとともに、その結果を踏まえて職員及び資機材の投入や外部支援の要請等についての計画・マニュアル等の充実に努めるものとする。
3　町は、複合災害時における道民の災害予防及び災害応急措置等に関する知識の普及・啓発に努める。

第５章　水防計画編

この計画は、水防法（昭和２４年法律第１９３号、以下「法」という。）第３３条の規定に基づき、本町における水防事務の調整及びその円滑な実施のために必要な事項を規定し、洪水等による水災を警戒し、防御し、及びこれによる被害を軽減し、もって公共の安全を保持するための計画が示されています。

第１節 目　的

第１項 計画の目的

本計画は、水防法第３３条の規定に基づき、町の水防事務の円滑な実施を推進するために必要な事項を規定し、洪水その他による水災を警戒し、防御し及びこれによる被害を軽減し町民等の安全を確保することを目的とする。

第２項 計画の位置づけ

「美深町水防計画」は、水防法に基づいて、水防法及び北海道水防計画にのっとって定められており、これら法と上位水防計画との整合性を有する。本計画は、町における災害対策のうち、「水防」に関する事項についての計画であり、堤防の決壊等による洪水の他、近年の水害の状況を考慮し、都市型水害について適用する。

また、本計画は、総合的な防災計画として「町防災計画」の一部として策定している。

本章に定めのない事項については、第１章から第４章、第６章及び第７章の各節による。

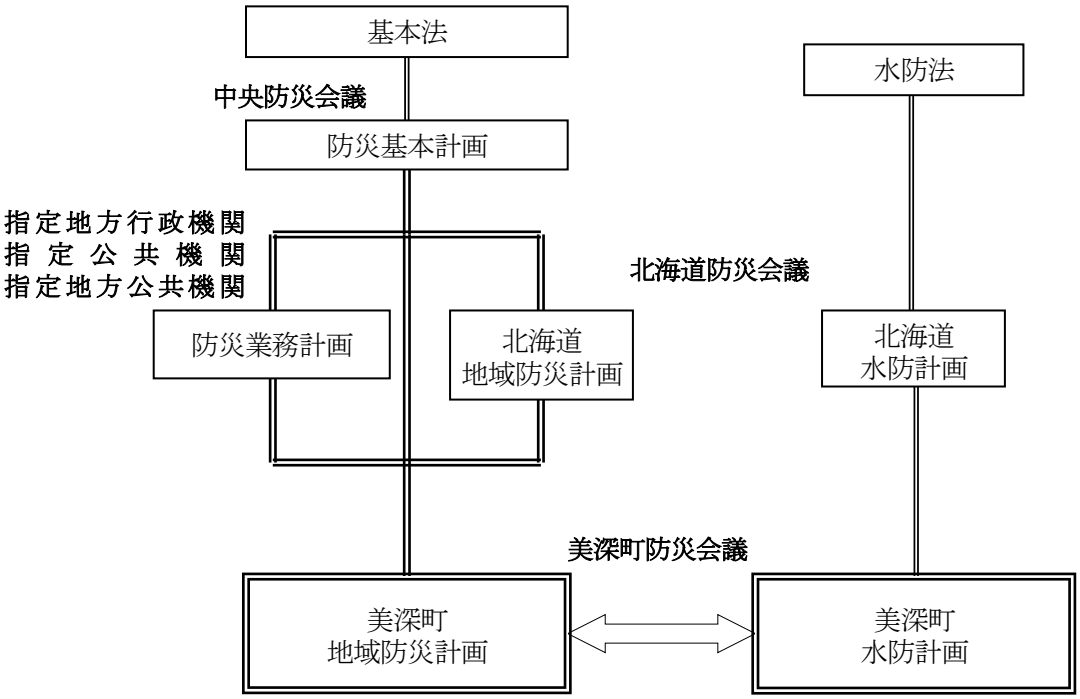

第２節 用語の定義

主な水防用語の定義は次のとおりである。

（１） 水防管理団体　水防の責任を有する市町村又は水防に関する事務を共同に処理する水防事務組合若しくは水害予防組合をいう（法第２条第１項）。

（２） 指定水防管理団体　水防上公共の安全に重大な関係のある水防管理団体として知事が指定したものをいう（法第４条）。

（３） 水防管理者　水防管理団体である市町村の長又は水防事務組合の管理者若しくは長若しくは水害予防組合の管理者をいう（法第２条第２項）。

（４） 消防機関　消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）第９条に規定する消防の機関（消防本部、消防署及び消防団）をいう（法第２条第３項）。

（５） 消防機関の長　消防本部を置く市町村にあっては消防長を、消防本部を置かない市町村にあっては消防団の長をいう（法第２条第４項）。

（６） 水防団　法第６条に規定する水防団をいう。

（７） 量水標管理者　量水標、験潮儀その他の水位観測施設の管理者をいう（法第２条第６項、法第 10 条第３項）。

（８） 水防協力団体　法人その他これに準ずるものとして、国土交通省令で定める団体で、水防業務を適正かつ確実に行うことができると認めて、水防管理者が指定した団体をいう（法第 36 条第１項）。

（９） 洪水予報河川　国土交通大臣又は都道府県知事が、流域面積が大きい河川で、洪水により国民経済上重大又は相当な損害が生じるおそれがあるものとして指定した河川。国土交通省大臣又は都道府県知事は、洪水予報河川について、気象庁と共同して、洪水のおそれの状況を基準地点の水位又は流量を示して洪水の予報を行う（法第 10 条第２項、法第 11 条第１項、気象業務法（昭和 27 年法律第 165 号）第 14 条の２第２項及び第３項）。

(10) 水防警報　国土交通大臣又は都道府県知事が、洪水、津波又は高潮により国民経済上重大又は相当な損害が生じるおそれがあると認めて指定した河川、湖沼又は海岸（水防警報河川等）について、洪水、津波又は高潮によって災害が起こるおそれがあるとき、水防を行う必要がある旨を警告して行う発表をいう（法第２条第８項、法第 16 条）。

(11) 水位周知河川　国土交通大臣又は都道府県知事が、洪水予報河川以外の河川で洪水により国民経済上重大又は相当な損害が生じるおそれがあるものとして指定した河川。国土交通省大臣又は都道府県知事は、水位周知河川について、当該河川の水位があらかじめ定めたはん濫危険水位（洪水特別警戒水位）に達したとき、水位又は流量を示して水防管理者及び量水標管理者に通知又は周知を行う（法第 13 条）。

(12) 水位周知下水道　都道府県知事又は市町村長が、内水により相当な損害が生じるおそれがあるものとして指定した公共下水道等の排水施設等、都道府県知事又は市町村長は、水位周知下水道について、当該下水道の水位があらかじめ定めた内水はん濫危険水位（雨水出水特別警戒水位）に達したとき、水位を示して通知及び周知を行う（法第 13 条の 2）。

(13) 水防団待機水位　洪水、津波又は高潮のおそれがある場合に、関係者に通報しなければ（通報水位） ならない水位であり、量水標の設置されている地点ごとに知事が定めるもので、各水防機関が水防体制に入る水位（法第 12 条第１項に規定される通報水位(指定水位)）をいう。

(14) はん濫注意水位　水防団待機水位（通報水位）を超える水位であって、洪水、津波又は

（警戒水位）　高潮による災害の発生を警戒すべきものとして国土交通大臣又は都道府県知事が定める水位をいう（法第 12 条第２項に規定される警戒水位）。なお、水防機関の出動の目安となる水位。

(15)　避難判断水位　　はん濫注意水位（警戒水位）を超える水位であって、洪水による災害の発生を特に警戒すべき水位をいう。市町村長の避難準備情報等の発令判断の目安となる水位。

(16)　はん濫危険水位　　洪水により相当の家屋浸水等の被害を生じる氾濫のおそれがある水位（特別警戒水位）をいう。市町村長の避難勧告等の発令判断の目安、住民の避難判断の参考となる水位をいう（法第 13 条第１項及び第２項に規定される洪水特別警戒水位）。

(17)　洪水特別警戒水位　　法第 13 条第１項及び法第２項に定める洪水による災害の発生を特に警戒すべき水位。はん濫危険水位に相当し、指定した水位周知河川においてこの水位に到達したときは、水位到達情報を発表しなければならない。

(18)　重要水防箇所　　過去の洪水で堤防が損壊した箇所など、洪水時に堤防が損壊するおそれが高く、厳重な警戒が必要な箇所をいう。

(19)　洪水浸水想定区域　　洪水予報河川及び水位周知河川について、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、水災による被害の軽減を図るため、想定し得る最大規模の降雨により河川が氾濫した場合に浸水が想定されるとして国土交通大臣又は知事が指定した区域をいう（法第 14 条）。

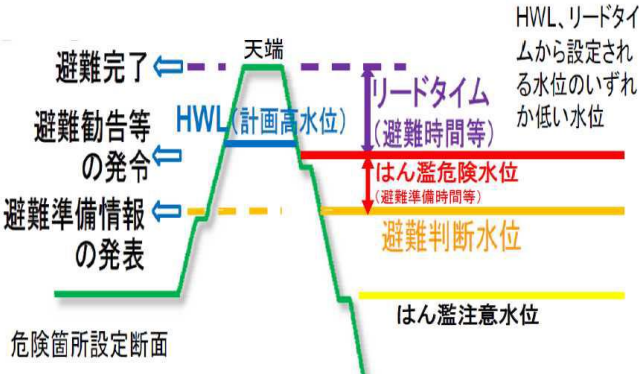

水　位	避難行動及び水防活動の目安
天　端	・避難完了
はん濫危険水位 （特別警戒水位）	・避難勧告等発令の目安
避難判断水位	・避難準備情報発令の目安 ・水防団指示の目安
はん濫注意水位 （警戒水位）	・水防団出動の目安
水防団待機水位 （通報水位）	・水防団待機の目安

第３節 水防の責務

水防に関係する機関及び一般住民等の水防上の責任の大綱は、次のとおりとする。また、これに記載のないものは、美深町地域防災計画に則る。

１　美深町

機関名	事務又は業務
町長部局	①　水防法第３条の規定に基づき、美深町水防管理団体として美深町区域内における水防を十分に果たすべき責任を有する。 ②　町は美深町防災会議に諮って、北海道水防計画に応じた水防計画を作成する。 ③　町は、美深町地域防災計画において定められた洪水予報の伝達方法、避難所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項について住民に周知させるよう努めるものとする。
上川北部消防事務組合 美深消防署 美深消防団	①　美深町と密接な連絡を取り、その区域における水防を十分に果たす責任を有する。

２　指定地方行政機関

機関名	事務又は業務
旭川開発建設部 名寄河川事務所	①　洪水等による危険が切迫した場合において、水災を防御し、又はこれによる被害を軽減する措置をとること。 ②　所管する雨量水位観測所において、観測した雨量水位を必要に応じて、水防管理者に通知すること。 ③　河川に関する情報（天塩川の水位及び雨量、河川管理施設の操作状況に関する情報、CCTV の映像、ヘリ巡視の画像等）の提供を行うこと。 ④　重要水防箇所の合同点検の実施を行うこと。 ⑤　水防管理団体が行う水防訓練への参加を行うこと。 ⑥　水防管理団体及び水防協力団体等の備蓄資機材等が不足するような緊急事態に際して、河川管理者の応急復旧資機材又は備蓄資機材（災害対策用機械含む）の貸与を行うこと。 ⑦　洪水等により甚大な災害が発生した場合、又は発生の恐れがある場合に、水防管理者と河川管理者の間の水防活動に関する災害情報の共有を行うための水防管理団体への職員の派遣（リエゾン派遣）を行うこと。

３　自衛隊（陸上自衛隊第２師団（第３普通科連隊名寄駐屯地））

事務又は業務
①　防災訓練に、必要に応じ、部隊等の一部を協力させること。 ②　災害派遣要請権者の要請に基づき部隊等を派遣すること。 ③　災害に関する情報の収集、伝達に関すること。

４　北海道

機関名	事務又は業務
上川総合振興局	①　水防管理者が行う水防が充分発揮するよう指導に努めること。 ②　水防法第 16 条第３項の規定により、水防警報を水防管理者に通知すること。
旭川建設管理部 美深出張所	①　洪水等による危険が切迫した場合において、水災を防御し、又はこれによる被害を軽減する措置をとること。 ②　所管する雨量水位観測所において、観測した雨量水位を必要に応じ、水

	防管理者に通知すること。

5　北海道警察

機関名	事務又は業務
美深警察署	①　水災等の情報の収集、人心安定のための広報活動の実施及び水防活動用予警報の伝達について協力を行うこと。 ②　危険区域居住者等の避難誘導、被災者の救助等について協力を行うこと。 ③　水災時における水防活動用車輌の優先通行の確保、交通秩序の維持、各種犯罪の予防取締りを行うこと。

6　指定公共機関

機関名	事務又は業務
北海道旅客鉄道㈱	①　災害時における鉄道輸送の確保を行うこと。 ②　災害時における救援物資の緊急輸送及び被災者の輸送について関係機関の支援を行うこと。
東日本電信電話（株）北海道事業部北海道北支店	①　気象官署からの水防に関する予警報を水防管理者に伝達すること。 ②　非常時、緊急時の通信の取扱いを行うほか、必要に応じ電信電話の利用制限を実施し、重要通信の確保を行うこと。

7　指定地方公共機関

機関名	事務又は業務
北海道放送株式会社 札幌テレビ放送株式会社 北海道テレビ放送株式会社 北海道文化放送株式会社 株式会社テレビ北海道 株式会社エフエム北海道 株式会社ｴﾌｴﾑﾉｰｽｳｪｰﾌﾞ	気象等の予警報及び被害状況等に関する報道を実施し、防災広報に関する業務を行うこと

8　美深町民

機関名	事務又は業務
居住者及び勤務者全員	水防法第 24 条の規定に基づき、美深町の区域内に居住する者、及び水防の現場にある者は、水防管理者又は消防機関の長から水防に従事することを要請されたときは、これに従うものとする

第４節 予報及び警報等の伝達

第１項 水防活動に用いられる予報及び警報等の種類等

水防活動に用いられる予報及び警報等の種類及び発表機関等は、次のとおりである。

区分	種類	発表期間	適用
気象予報警報 法第 10 条第１項 気象業務法 第 14 条の２第１項	大雨注意報・大雨警報 高潮注意報・高潮警報 洪水注意報・洪水警報 津波注意報・津波警報	気象官署	一般向け注意報及び警報の発表をもって代える （基準は別表 19、20 参照）
洪水予報 法第 10 条第２項 法第 11 条第１項 気象業務法 第 14 条の２第２項 第 14 条の２第３項	注意報・警報・情報	北海道開発局 北海道 気象官署共同	指定河川について、水位又は流量を示して行う予報 （基準は別表 19 参照）
水防警報 （法第 16 条）	待機･準備･出動･指示･解除	北海道開発局 北海道	指定河川地域の水防管理団体に水防活動を行う必要があることを警告して発表

第２項 水防活動の利用に適合する予報及び警報等

１　水防活動の利用に適合する予報及び警報

法第 10 条第１項及び第２項、法第 11 条第１項並びに気象業務法第 14 条の２第１項、第２項及び第３項の規定により札幌管区気象台長は、気象等の状況により洪水、津波又は高潮のおそれがあると認められるときは、その状況を北海道開発局長及び知事に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させるものとする。

水防活動の利用に適合する（水防活動用）注意報及び警報は、指定河川洪水注意報及び警報を除き、一般の利用に適合する注意報、警報及び特別警報をもって代える。なお、水防活動の利用に適合する特別警報は設けられていない。

（１）　水防活動の利用に適合する注意報及び警報の種類並びに内容

水防活動の利用に適合する注意報及び警報の種類と対応する一般の利用に適合する注意、警報及び特別警報の種類並びに内容は次のとおりである。

水防活動の利用に適合する注意報・警報	一般の利用に適合する注意報・警報・特別警報	内容
水防活動用 気象注意報	大雨注意報	大雨による災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される
水防活動用 洪水注意報	洪水注意報	河川の上流域での降雨や融雪等により河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される
水防活動用 気象警報	大雨警報	大雨による重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 大雨警報には、大雨警報（土砂災害）、大雨警報（浸水害）、大雨警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。
	大雨特別警報	大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそが著しく大きいときに発表される。大雨特別警報に

		は、大雨特別警報（土砂災害）、大雨特別警報（浸水害）、大雨特別警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。
水防活動用 洪水警報	洪水警報	河川の上流域での降雨や融雪等により河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される

（大雨警報・洪水警報を補足する情報）　水防計画作成

気象庁は，注意報、警報、特別警報を補足する情報として、大雨警報（浸水害）の危険度分布、洪水の手引きに準警報の危険度分布および流域雨量指数の予測値を発表する。これらの概要は次のとおりである。

種　類	内　容
大雨警報（浸水害）の危険度分布	短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で１㎞四方の領域ごとに５段階に色分けして示す情報（常時 10 分事に更新）。
洪水警報の危険度分布	指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で概ね１㎞ごとに５段階に色分けして示す情報（常時 10 分毎に更新）。
流域雨量指数の予測値	水位周知河川及びその他河川の各河川を対象として、上流域での降雨によって、下流の対象地点の洪水危険度がどれだけ高まっているかを示した情報。６時間先までの雨量分布の予測（降水短時間予報等）を取り込んで、流域に降った雨が河川に集まり流れ下る量を計算して指数化した「流域雨量指数」について、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けし時系列で表示した情報（常時 10 分毎に更新）。

（２）　指定河川洪水注意報及び警報

法 10 条第２項、法第 11 条第１項並びに気象業務法第 14 条の２第２項及び第３項の規定により、水防活動の利用に適合する注意報及び警報の種類並びに内容は次のとおりである。

水防活動の利用に適合する注意報・警報	内容
○○川（指定河川） 洪水注意報	洪水予報河川に対して行う洪水注意報。洪水によって水害の起こるおそれのある場合に、河川名を冠して水位または流量を示して行う予報。 ○○川はん濫注意情報との標題で発表する。
○○川（指定河川） 洪水警報	洪水予報河川に対して行う洪水警報。洪水によって重大な水害の起こるおそれのある場合に、河川名を冠して水位または流量を示して行う予報。 氾濫が広域に及ぶ河川では、氾濫後において、氾濫により浸水する区域及びその水深を予報する。○○川はん濫警戒情報、○○川はん濫危険情報または○○川はん濫発生情報との標題で発表する。

２　気象情報の種類

気象情報の種類は、次のとおりである。

（１）　警報級の可能性への気象庁施策

５日先までの警報級の現象の可能性が［高］・［中］の２段階で発表される。当日から翌日にかけての標準的な記載は時間帯を区切って、天気予報の対象地域と同じ発表単位で、２日先から５日先にかけては日単位で、例（平成 30 年３月週間天気予報の対象地域と同じ発表単位で発表される

（２）　地方気象情報、府県気象情報

気象情報とは、気象業務法第 11 条及び気象官署予報業務規則第 47 条に明記されているとおり、観測結果や予報事項に関する情報を発表し、防災関係機関や住民が円滑な防災活動を実施できるよう、公衆の利便を増進することを目的とする情報。

気象の予報等について、警報・注意報に先立って予告的に注意を喚起する場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の注意を補完的に解説する場合等に発表される。

（３） 台風に関する気象情報

北海道地方への台風の影響が予想される場合に、住民に対して、台風の状況の周知と防災対策の必要性を喚起することを目的として発表する情報。

（４） 記録的短時間大雨情報

府県予報区内で、大雨警報発表中に数年に一度程度しか発生しないような猛烈な短時間の大雨を観測（地上の雨量計による観測又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）したときに、府県気象情報の一種として発表する情報。

この情報が発表されたときは、土砂災害や低地の浸水、中小河川の増水・氾濫といった災害発生につながるような猛烈な雨が降っている状況であり、実際に災害発生の危険度が高まっている場所については、警報の「危険度分布」で確認することができる。

（５） 土砂災害警戒情報

「大雨警報（土砂災害）」の発表中に、大雨による土砂災害発生の危険度が更に高まったとき、市町村長の避難勧告や住民の自主避難の判断を支援するため対象となる市町村を特定して警戒を呼び掛ける情報で、北海道（各振興局建設管理部及び各総合振興局建設管理部）と気象庁（札幌管区気象台及び各地方気象台）から共同で発表される情報。降雨から予測可能な土砂災害のうち、避難勧告等の災害応急対応が必要な土石流や集中的に発生する急傾斜地崩壊を対象（技術的に予測が困難である地すべり等は、土砂災害警戒情報の発表対象外）。

（６） 竜巻注意情報

積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、雷注意報が発表されている状況下において竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっている時に府県予報区単位で発表される情報。

なお、実際に危険度が高まっている場所については竜巻発生確度ナウキャストで確認することができる。また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があった地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を付加した情報が府県予報区単位で発表される。

この情報の有効期間は、発表から１時間である。

これらの各種気象情報のうち、次のものを水防活動に利用する。

ア　台風に関する気象情報
イ　大雨に関する気象情報
ウ　記録的短時間大雨情報
エ　その他、水防活動に密接に関連する気象情報

第３項 大雨警報・洪水警報の危険度分布等

大雨警報・洪水警報の危険度分布等の種類は、次のとおりである。

（１） 土砂災害警戒判定メッシュ情報

大雨による土砂災害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で５ｋｍ四方の領域ごとに５段階に色分けして示す情報。２時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時１０分ごとに更新しており、大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。

（２） 大雨警報（浸水害）の危険度分布

短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で１ｋｍ四方の領域ごとに５段階に色分けして示す情報。１時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時１０分ごとに更新しており、大雨警報（浸水害）等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に

確認することができる。

（３） 洪水警報の危険度分布

指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね１ｋｍごとに５段階に色分けして示す情報。３時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時１０分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。

（４） 流域雨量指数の予測値

水位周知河川及びその他河川の各河川を対象として、上流域での降雨によって、下流の対象地点の洪水危険度がどれだけ高まるかを示した情報。６時間先までの雨量分布の予測（降水短時間予報等）を取り込んで、流域に降った雨が河川に集まり流れ下る量を計算して指数化した「流域雨量指数」について、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けし時系列で表示したものを、常時１０分ごとに更新している。

第５節 水防組織

第１項 美深町の水防組織

水防に関する組織分担は、本部が行う。

１　水防の業務分担

水防業務の所掌業務分担は次のとおりとする。

班　名	業　務　分　担
総　務　部	・　水防事務の総括に関すること ・　各班との連絡調整に関すること ・　水防に関する諸報告に関すること
報道記録部	・　予警報等の受理及び伝達、住民周知に関すること ・　雨量、水位等の通知の受理及び伝達に関すること
防　災　部	・　水防作業及び水防工法に関すること ・　水防用資機材に関すること
救　助　部	・　救急に関すること ・　救助に関すること
保　全　部	・　重要水防区域の非常警戒、監視に関すること ・　危険箇所の警戒、被災箇所の応急対策に関すること
調　査　部	・　被害状況調査に関すること

２　消防機関の組織

消防機関の組織は、次のとおりとする。

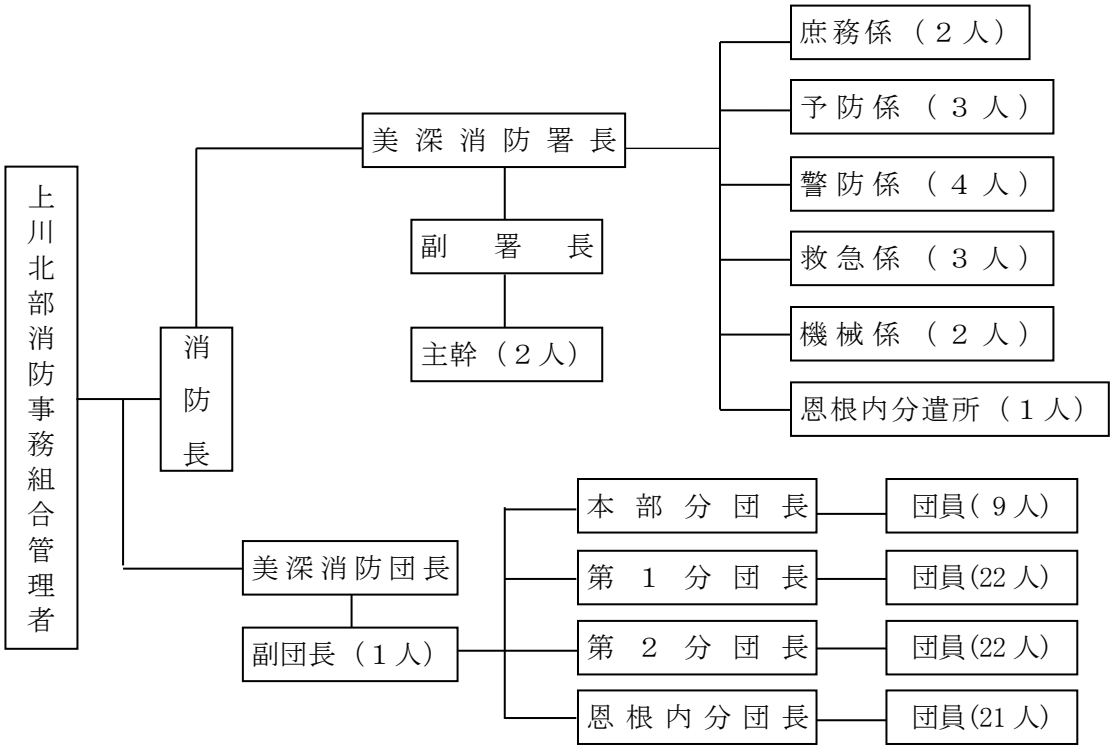

第２項 隣接市町村水防管理団体及び警察署の応援等

１　隣接水防管理団体等の応援要請

水防管理者は、水防のため緊急の必要のあるときは、次のとおり隣接水防管理団体に対し、応援を要請するものとする。

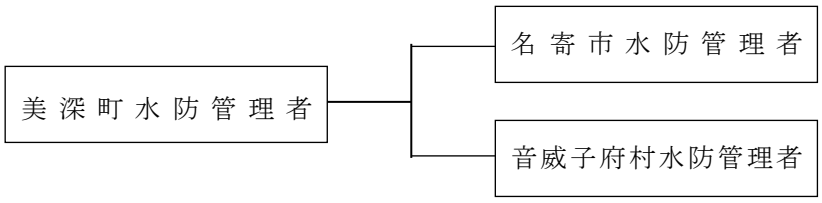

２　警察署の応援要請

水防管理者又は消防機関の長は、水防のため必要があるときは、次により警察官の出動を要請するものとする。

①	警戒区域への立ち入り禁止等の措置	法第 21 条
②	警察官の出動	法第 22 条
③	警察通信施設の使用	法第 27 条
④	避難・立退きの場合における措置	法第 29 条

第６節 水防危険区域及び水防施設等

第１項 水防危険区域の指定

１　水防危険区域の指定

美深町における対象河川の過去の主要洪水における水害特性を踏まえ、住民が避難する必要がある区間・箇所は以下のとおりである。

（１）　警戒すべき区間

・天塩川左岸：美深町清水地先（KP102.8）～美深町川西地先（KP131.2）
・天塩川右岸：美深町清水地先（KP102.8）～美深町南地先（KP133.8）

（２）　現況稼動における流下能力特性

KP102.8～KP131.2（左岸）・KP133.8（右岸）の区間は、現況河道の流下能力（HWL 評価）が、計画高水流量を下回るとともに、整備目標流量を下回る。

KP102.8～KP131.2（KP133.8）の区間において、現況河道の流下能力（HWL 評価）が計画高水流量を下回るとともに、左岸・左岸ともに KP102.8～KP103.8 までの区間で整備目標流量を下回る。

（３）　施設の整備状況

ア　天塩川築堤の状況

・無堤区間が左岸で約 8km、右岸で約 6km の延長を有している。
・右岸では暫定堤防の区間が約 12m と長く、左岸の約 6km と比較して 2 倍の延長となっている。

イ　樋門、樋管及び排水機場の設置状況

・天塩川上流（美深町の区間）では、樋門・樋管が 40 箇所設置されている。
・排水機場は、3 箇所設置されている。（そのうち 2 箇所は救急内水対策排水機場）

（４）　特に警戒すべき区間・箇所

ア　危険箇所

・天塩川左岸：美深町小車地先（KP107.6）、美深町大手地区地先（KP114.2）、美深町川西地区地先（KP124.8）
・天塩川右岸：美深町東北地区地先（KP107.2）、美深町恩根内地区地先（KP114.2）、美深町西紋地区地先（KP119.2）、美深町美深地区地先（KP128.2）

イ　重要水防箇所

・天塩川上流の美深町流域における重要水防箇所。

２　水防用資機材の備蓄

本町における水防用資機材の備蓄は「資料編 資料-12 水防資機材等の状況」に示すとおりである。

3　水防施設等

本町に設置されている雨量、水位観測所は次のとおりである。

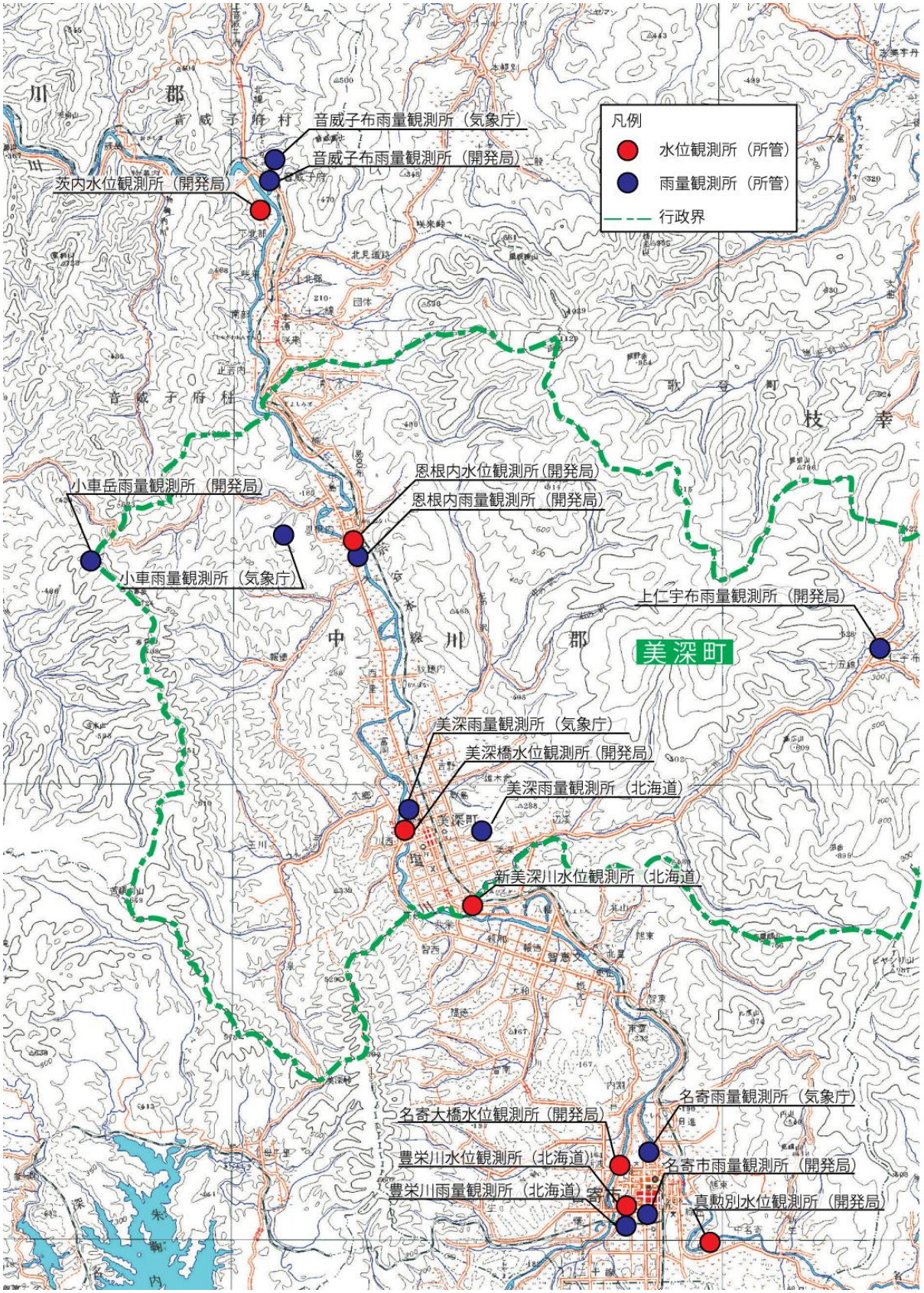

美深町の雨量・水位観測所

第７節 通信連絡

第１項 気象警報等の通信連絡

「第３章 第１節 災害情報収集・伝達計画」により実施する。

第８節 水防活動

第１項 水防配備体制

１　町の非常配備体制

町は、次による非常配備体制により水防業務を処理するものとする。なお、本部が設置されたときは、町防災計画に基づく非常配備体制により処理するものとする。

本部設置前の配備体制

体　制	配備基準	主な対応内容
通常体制で対応	①　気象注意報、警報等が発表され配備が必要なとき ②　その他、災害が発生するおそれがあるとき	①　災害情報及び被害情報の収集・伝達 ②　パトロール及び警戒 ③　災害予防措置 ④　次の配備体制への移行準備

本部設置後の配備体制

体　制	配備基準	主な対応内容
第１次配備体制 発令者：町長 （本部長）	①　洪水災害等により局地的に災害の発生が予想される場合又は発生したとき ②　その他、町長が必要と認めるとき	①　パトロール及び警戒 ②　被害の把握と公表 ③　応急措置 ④　避難勧告 ⑤　必要に応じた応援要請 ⑥　次の配備体制への移行準備
第２次配備体制 発令者：町長 （本部長）	①　洪水災害等により広域にわたる災害の発生が予想される場合又は特に被害が甚大であると予想されるとき ②　その他、町長が必要と認めるとき	①　パトロール、避難勧告 ②　迅速な応援要請 ③　救助救出、医療救護 ④　避難所の開設と運営 ⑤　応急復旧 ⑥　その他住民の生命の安全のため必要な応急対策

2　水防管理団体の非常配備体制

美深消防署及び上川北部消防事務組合消防本部美深消防署、美深消防団は、洪水等の危険が予想される場合は次の配備体制により、水防業務を処理するものとする。なお、本部が設置されたときは、町防災計画に基づく非常配備体制により処理するものとする。

体　制	配備基準	主な対応内容
第１非常配備体制	①　気象業務法に基づく情報又は警報を受けたとき ②　必要により水防管理者が当該非常配備を指示したとき	情報連絡のための情報班等少数の人員をもってあたるもので、状況により、さらに次の配備体制に円滑に移行できる体制とする
第２非常配備体制	①　局地的な災害が予想される場合、又は災害が発生したとき ②　必要により水防管理者が当該非常配備を指示したとき	関係各部の所要人員をもってあたるもので、そのまま直ちに非常活動が開始できる体制とする
第３非常配備体制	①　広域に渡る災害の発生が予想される場合又は被害が特に甚大であると予想される場合において本部長が当該非常配備を指令したとき ②　予想されない重大な災害が発生したとき	消防署全隊、消防団全隊をもってあたるもので、状況によりそれぞれの災害応急活動ができる体制とする
備考　災害の発生規模及び特性に応じ、上記基準によりがたいと認められる場合においては、臨機応変の配備体制を整えるものとする		

第２項 監視及び警戒

１　常時監視

水防管理者、水防団長又は消防機関の長は、随時区域内の河川堤防等を巡視し、水防上危険であると認められる箇所があるときは、直ちに当該河川等管理者に連絡して必要な措置を求めるものとする。

前記に係る通知を受けた河川等の管理者は、必要な措置を行うとともに措置状況を水防管理者等に通知するものとする。

河川等の管理者及び溜池等の管理者が自ら行う巡視等において水防上危険であると認められる箇所を発見した場合は、必要な措置を行うとともに、措置状況を水防管理者に通知するものとする。

水防管理者等は、出水期前や洪水経過後などに、重要水防箇所や洪水箇所、その他必要と認める箇所の巡視を行う場合、必要に応じて河川等の管理者に立会又は共同で行うことを求めることができるものとする。

２　非常警戒

水防管理者は、非常配備を指令したときは、水防関係機関に通知するとともに、重要水防区域の監視を厳重にし、異常を発見したときは、直ちに当該河川及び施設管理者、上川総合振興局長に報告し、速やかに水防作業を実施するものとする。

監視警戒の内容は次による。

①　河川の水位の状況
②　水防施設の異常の有無
③　道路、橋梁、その他、応急対策活動に関係のある被害状況
④　その他水防上必要と認められる事項

巡視又は監視にあたり、注意すべき事項は次のとおりである。

①　居住地側堤防斜面で漏水又は飽水による亀裂及びがけ崩れ
②　川側堤防斜面で水あたりの強い場所の亀裂及びがけ崩れ
③　天端の亀裂又は沈下
④　河川堤防の溢水状況
⑤　水門の両袖又は底部からの漏水と扉の閉まり具合
⑥　橋梁その他構造物と河川堤防の取付け部分の異常ため池等については、①～⑥までの他次の事項
⑦　取入口の閉塞状況
⑧　流域の山崩れの状態
⑨　流入水及び浮遊物の状況
⑩　余水吐及び放水路付近の状況
⑪　重ね池の場合の上部ため池の状況
⑫　樋管の漏水による亀裂及びがけ崩れ

第３項 警戒区域設定

１　警戒区域の設定

水防法第 21 条に基づき消防機関に属する者は、水防上、緊急の必要がある場所に警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対して、その区域への立入を禁止し、若しくは制限し、又はその区域から退去を命ずることができるものとする。

２　職権の代行

前項に定める場所において、消防機関に属する者がいないとき、又はこの者から要求があったときは、警察官は消防機関に属する者の職権を行うことができるものとする。

３　警戒区域設定の報告

前項の警戒区域を設定した者は直ちに水防管理者、消防機関の長及び警察署長に報告するものとする。

第４項 水防活動

１　水防工法

水防作業を必要とする異常事態が発生したときは、被害を未然に防止し、又は被害の拡大を防止するため、河川堤防の構造、流速、護岸等の状況を考慮して、もっとも適切な工法を選択し、迅速かつ的確に作業を実施するものとする。

河川堤防の決壊による浸水等に対し、現在有効であるとされている水防工法は、次のとおりである。以下に示す工法において必要な資材、人員及び作業手順については、資料編 資料−13 水防工法 に概説する。

現在有効とされる水防工法

NO	工　法	目　的	主に必要な資材
1	表むしろ張り （ビニールシート使用）	河川堤防における川表（川側）の崩壊及び透水防止	土のう、杭、ビニールシート、竹、
2	土のう積・改良土のう積	家屋等への浸水防止 河川堤防における越水の防止	土のう、鋼杭、土砂
3	木流し	急流部において流速を低下させ、川表（川側）の崩壊の拡大を防止する	土のう、杭、雑木
4	月の輪	川裏（民地側）に浸透してくる河川水等を集水・排水し、河川堤防の侵食・崩壊を防ぐ	土のう、杭、ビニールシート

２　水門・樋門等の操作

河川管理者は、河川水位が上昇し水門・樋門等からの逆流による洪水災害が発生するおそれがあるときは、洪水災害による被害を軽減するため水門・樋門等を操作する。

また、水門・樋門等を閉じる操作を行ったときは、道路や市街地等の排水ができなくなることによる内水氾濫の発生が予想されるため、操作状況について速やかに水防管理者へ連絡するものとする。

第５項 避難・立退き

１　避難及び立退きの指示・解除

水防法第 29 条の規定により水防管理者が避難のため立退きを指示･解除する場合においては、北海道知事（上川総合振興局長）及び美深警察署長に通知するものとする。

２　警察の避難の指示

警察官は、水防管理者が避難のため立退きを指示することができないと認めるとき、又は水防管理者から要求があったときは、必要と認める地域の居住者、滞在者・その他の者に対し、避難のための立退きを指示するものとする。

警察官が立退きを指示する場合においては、水防管理者に通知するものとする。

３　避難及び立退きの順序

避難及び立退きの順序は、「第 3 章 第 5 節 避難対策計画」によるものとする。

４　避難者の輸送

避難者の輸送は、「第 3 章 第 9 節 輸送計画」によるものとする。

５　避難所の指定

避難所は、「資料編 資料-7 避難所関係」及び「美深町洪水ハザードマップ」によるものとする。

但し、浸水により、最寄りの避難所の安全が確保できないと認める場合は、「第 3 章 第 5 節 避難対策計画」の避難実施責任者の指示によるものとする。

第６項 非常輸送

１　非常輸送のための交通の確保

非常の場合の資機材、人員等の輸送は「第 3 章 第 9 節 輸送計画」によるものとする。

第７項 緊急通行

法第 19 条の規定により、水防団長、水防団員及び消防機関に属する者並びに水防管理者から委任を受けた者は、水防上緊急の必要がある場所に赴くときは、一般交通の用に供しない通路又は公共の用に供しない空地及び水面を通行することができる。また、水防管理団体は、法第 19 条第 1 項の規程により、損失を受けた者に対し、時価によりその損失を補償しなければならない。

第８項 決壊通報

１　決壊通報

河川堤防等が決壊した場合は、水防管理者（町長）又は美深町消防署（署長）は直ちに防災関係機関、近隣町村及び町民等に対し通報するものとする。

通報系統は次によるものとする。

河川堤防等の決壊通報系統図

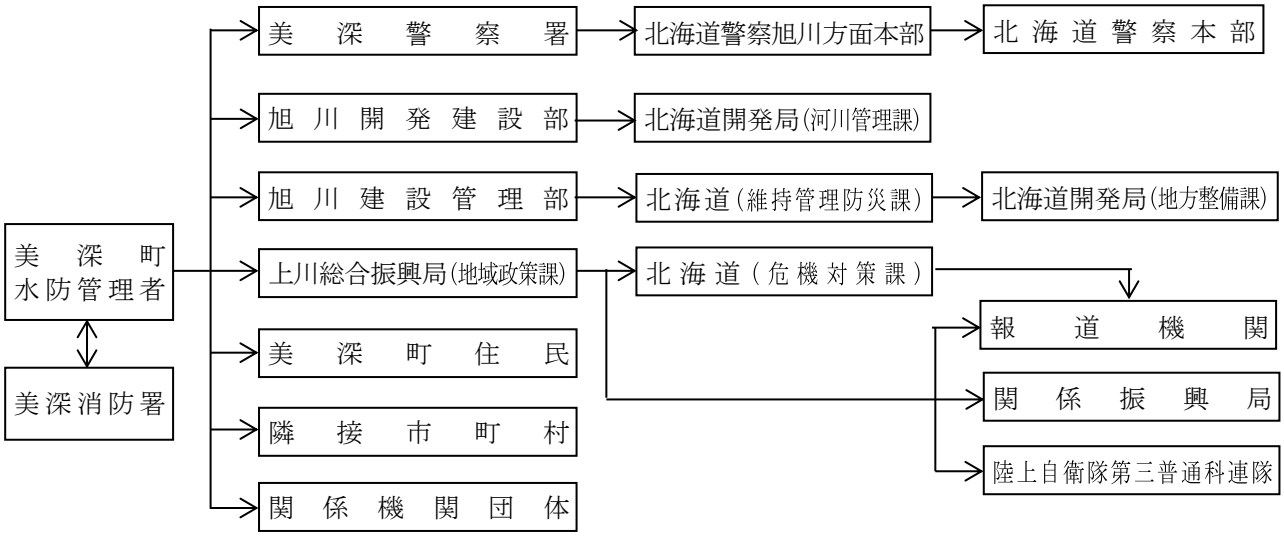

（注）　消防機関の長は、水防管理者が所在せず、緊急に通報する必要があると判断した時は、上記通報図に準じ、通報を行うものとする。

第９項 水防標識及び立入検査証

1　水防標識

水防法第 18 条の規定により、北海道知事が定める水防のために出動する車両の標識は、次のとおりである。

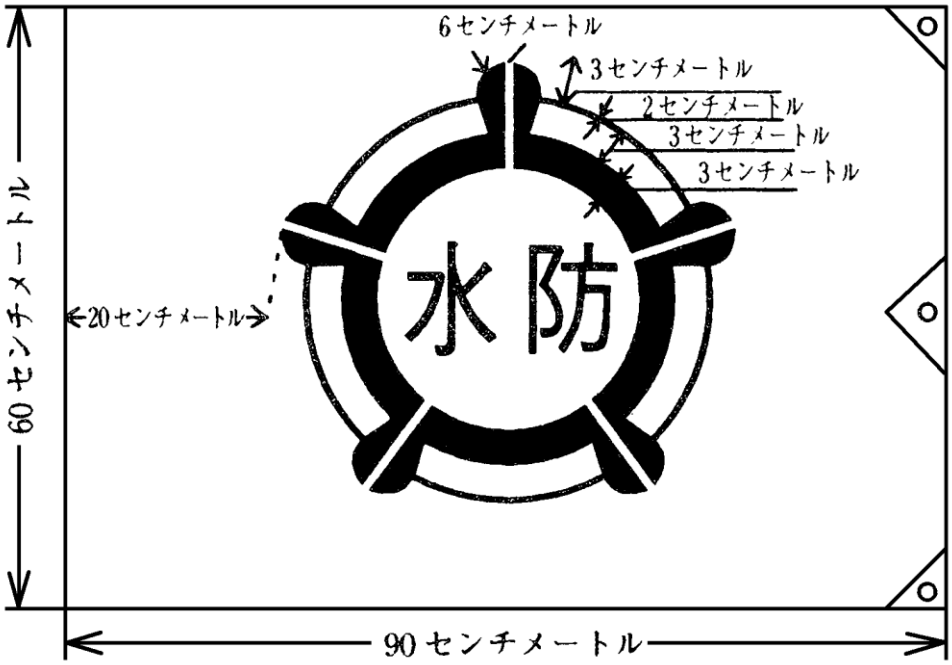

2　資料収集のための職員等の身分証明書

水防法第 49 条第 1 項の定める業務を行うための町の職員及び消防機関に属する者の身分証明書は、次のとおりである。

表

裏

注　　意

1　本書は、他人に貸与し若しくは贈与し又は勝手に訂正しないこと。

2　本書は、身分を失ったときは直ちに発行者に返還すること。

3　本書は、水防法第 49 条第 2 項による立入票である。

第１０項 水防信号

１　水防信号

水防法第 20 条の規定により北海道知事の定める水防信号は次のとおりである。

（１）　第１信号　はん濫注意水位（警戒水位）に達したことを知らせるもの

（２）　第２信号　水防団員及び消防機関に属する者の全員が出動すべきことを知らせるもの

（３）　第３信号　当該水防管理団体の区域内に居住する者が出動すべきことを知らせるもの

（４）　第４信号　必要と認める区域内の居住者に避難のため立ち退くべきことを知らせるもの

（５）　地震による堤防の漏水、沈下等の場合及び津波の場合は、上記に準じて取り扱う。

方法区分	警 鐘 信 号	サイレン信号	摘　　要
第１信号	○休止○休止○休止	5秒　15秒　5秒　15秒　5秒　15秒 ○－休止－○－休止－○－休止	気象台から気象の通報を受けたとき又は警戒水位（はん濫注意水位）になったとき
第２信号	○－○－○ ○－○－○ ○－○－○	5秒　6秒　5秒　6秒　5秒　6秒 ○－休止－○－休止－○－休止	消防機関の全員出動信号
第３信号	○－○－○－○ ○－○－○－○ ○－○－○－○	10秒　5秒　10秒　5秒　10秒　5秒 ○－休止－○－休止－○－休止	本町の区域内に居住する者の出動信号
第４信号	乱　打	1分　5秒　1分　5秒　1分　5秒 ○－休止－○－休止－○－休止	必要と認める区域内の居住者に避難のため立ち退くことをしらせる信号

備考１　信号は適宜の時間継続すること。

２　必要があれば警鐘信号及びサイレン信号を併用することを妨げないこと。

３　危険が去ったときは、口頭伝達により周知させるものとする。

第９節 公用負担等

第１項 費用負担及び公用負担

１　費用負担

町が水防管理団体として水防に要する費用は、町が負担する。ただし、他の水防管理団体の応援のために要した費用の額及び負担の方法は、応援を求めた水防管理団体と協議して、その都度定める。

水防管理団体が水防を行うことにより、当該水防管理団体の区域以外の町村が著しく利益を受けるときは、当該水防に要した費用の一部は、その水防により利益を受ける町村が負担する。このときの費用の額及び負担の方法は、両者の協議によって定めるものとする。この協議が成立しないときは知事にあっせんの申請をすることができる。

２　公用負担

（１）　公用負担の権限

水防法第 28 条の規定により水防のため必要があるときは、美深町長及び美深消防署長は、以下の権限を行使することができる。

①　必要な土地の一時使用
②　土石、木材、その他の資材の使用又は収用
③　車両その他運搬用機器若しくは排水用機器の使用
④　工作物その他障害物の処分

（２）　権限の行使と公用負担命令書の交付

町長又は美深消防署長が公用負担の権限を行使するときは、その身分を示す証明書を、また、町長又は美深消防署長の命令を受けたものは、委任を受けた証明書を携行し、関係人の請求があった場合はこれを提示しなければならない。

公用負担の権限を行使する者は、公用負担命令書（資料編 別記第 31 号様式）２通作成し、権限を行使するときにそのうちの１通を目的物である土地、資材、器具、工作物等の所有者、管理者又はこれに準じる者に交付する。

第１０節 水防報告

第１項 水防報告

水防管理者は、次に定める事態が発生したときは、速やかに上川総合振興局長に報告するものとする。

① 水防のため消防署・消防団を出動させたとき。
② 他の水防管理団体（市町村）の応援を要請したとき。
③ その他必要と認められる事態が発生したとき。

第２項 水防活動実施報告

水防管理者は、水防活動が終結したときは、速やかに記録を整理するとともに、水防活動実施報告書（資料編 別記第 32 号様式）を翌月 5 日までに上川総合振興局長に２部提出するものとする。

第１１節 水防訓練

第１項 水防訓練の実施

水防管理者は、消防署、消防団、水防関係機関、各施設管理者、自主防災組織及び住民等に対し、水防の責務を果たし洪水災害による被害を軽減するため、協力・連携した水防訓練を実施し洪水災害の発生に備える。

各実施責任者の水防訓練の内容は、次のとおりである。

水防訓練の内容

実施責任者	訓練の内容
消防署 消防団等	① 気象情報、河川水位情報の収集・伝達経路の確認 ② 被害情報、町各対策部、水防関係機関の水防活動状況の入手経路の確認 ③ 警戒監視のパトロール経路の確認 ④ 水防工法の実施方法の確認 ⑤ その他
各施設管理者 自主防災組織 住民等	① 地域の洪水災害の危険性を再確認（低地・くぼ地） ② 町、水防関係機関及び各施設管理者から発表される洪水災害情報、避難情報等の入手方法の確認 ③ 避難場所の位置を確認 ④ 家族等の安否確認の方法についての確認 ⑤ その他

第６章　事故災害対策計画編

社会・産業の高度化、複雑化、多様化に伴い、高度な交通・輸送体系の形成、多様な危険物等の利用の増大、橋梁など道路構造の大規模化等が進展している。

この様な社会構造の変化により、道路災害、危険物等災害、大規模な火事災害、林野火災、航空災害など大規模な事故による被害（事故災害）についての防災対策の一層の充実強化を図るため、次のとおりそれぞれの事故災害について予防及び応急対策を定める。

第１節 道路災害対策計画

第１項 基本方針

道路構造物の被災又は高速自動車国道における車両の衝突等により、大規模な救急救助活動や消火活動等が必要とされている災害(以下「道路災害」という。)が発生し、又はまさに発生しようとしている場合に、早期に初動体制を確立して、その拡大を防御し被害の軽減を図るため、防災関係機関が実施する各種の予防、応急対策については、本計画の定めるところによる。

第２項 災害予防

関係機関は、それぞれの組織を通じて相互に協力し、道路災害を未然に防止するため必要な予防対策を実施するものとする。

１　実施事項

（１）　道路管理者

ア　トンネルや橋梁等、道路施設の点検体制を強化し、施設等の現況の把握に努めるとともに異常を迅速に発見し、速やかな応急対策を図るために情報の収集、連絡体制の整備を図るものとする。

また、異常が発見され、災害が発生するおそれがある場合に、道路利用者にその情報を迅速に提供するための体制の整備を図るものとする。

イ　道路災害を予防するため、必要な施設の整備を図るとともに、道路施設の安全を確保するため必要な体制の整備に努めるものとする。

ウ　道路災害を未然に防止するため、安全性・信頼性の高い道路ネットワーク整備を計画的、かつ、総合的に実施するものとする。

エ　職員の非常参集体制、応急活動のためのマニュアルの作成等、災害応急体制を整備するものとする。

オ　関係機関と相互に連携して実践的な防災訓練を実施し、道路災害等の情報伝達、活動手順等について徹底を図るとともに、必要に応じ体制の改善等の必要な措置を講ずるものとする。

カ　道路災害時に、施設、設備の被害情報の把握及び応急復旧を行うため、予め体制、資機材を整備するものとする。

キ　道路利用者に対して道路災害時の対応等の防災知識の普及・啓発を図るものとする。

ク　道路災害の原因究明のための総合的な調査研究を行い、その成果を踏まえ再発防止対策を実施するものとする。

（２）　美深警察署

道路交通の安全のための情報の収集を図るものとし、異常が発見され、災害が発生するおそれのある場合には、通行の禁止など必要な措置を行い、道路利用者に周知するとともに、被災現場及び周辺地域等において、交通安全施設の点検を実施するなど必要な措置を講ずるものとする。

第３項 災害応急対策

１　情報通信

道路災害が発生し、またはまさに発生しようとしている場合の情報の収集及び通信等は、次により実施するものとする。

（１）　情報連絡系統

道路災害が発生し、またはまさに発生しようとしている場合の連絡系統は、次のとおりとする。

ア　国の管理する道路の場合

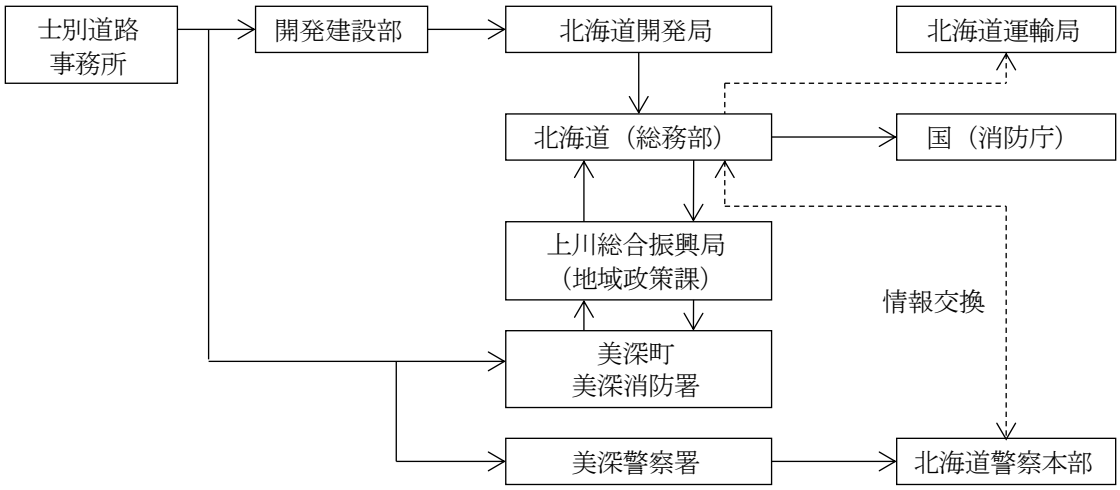

イ　道の管理する道路の場合

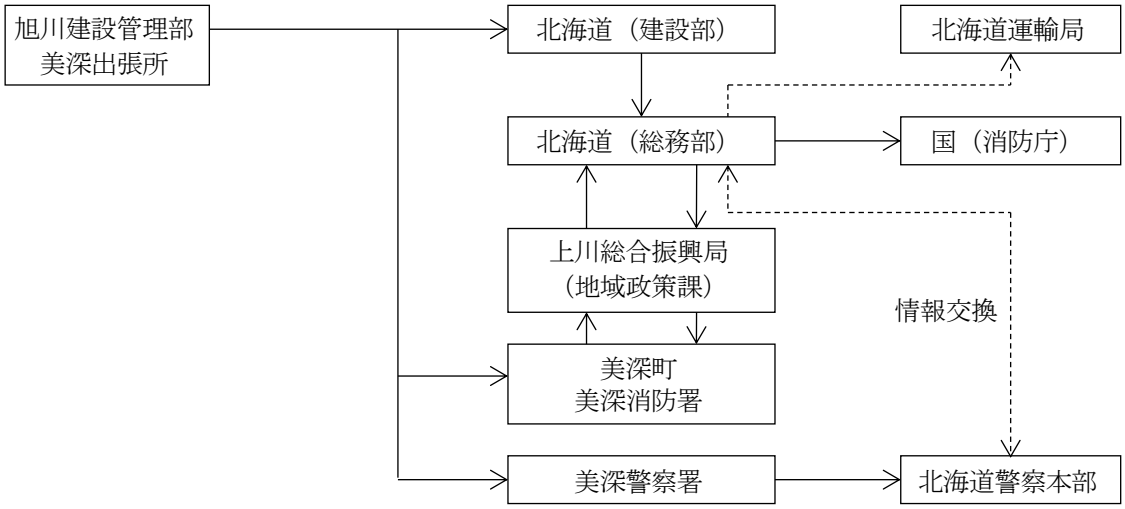

ウ　町の管理する道路の場合

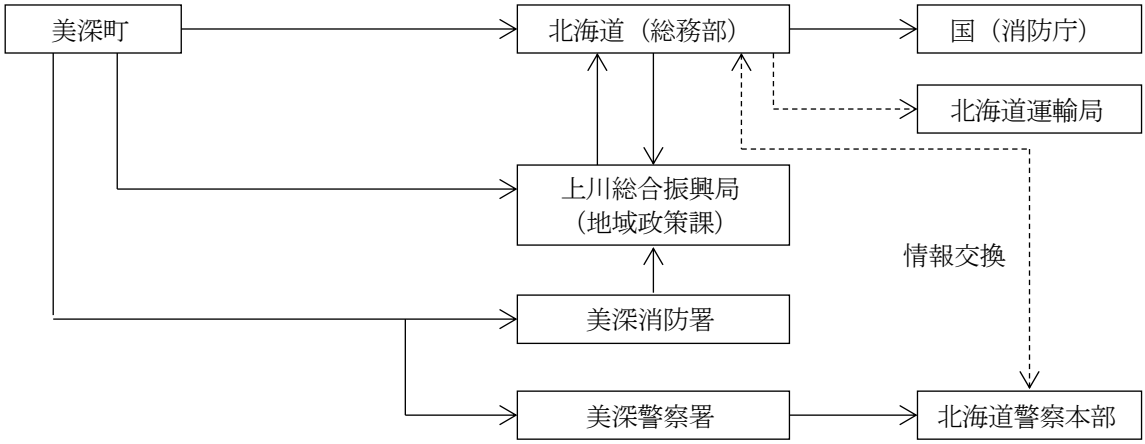

（２） 実施事項

ア　関係機関は、災害発生時に直ちに災害情報連絡のための通信手段を確保するものとする。

イ　関係機関は、災害情報の収集に努めるとともに、把握した情報について迅速に他の関係機関に連絡するものとする。

ウ　関係機関は、相互に緊密な情報交換を行い、情報の確認、共有化、応急対策の調整等を行うものとする。

２　災害広報

災害応急対策の実施に当たり、正確な情報を迅速に提供することにより混乱の防止を図るため、被災者の家族等、道路利用者及び地域住民等に対して行う災害広報は、「第３章 第３節 災害広報計画」の定めによるほか、次により実施するものとする。

（１） 実施機関

道路管理者、町、美深消防署、道、北海道警察（美深警察署）

（２） 実施事項

ア　被災者の家族等への広報

関係機関は、被災者の家族等からの問い合わせ等に対応する体制を整えるほか、被災者の家族等に役立つ次の情報について、正確に、きめ細かく適切に提供するものとする。

a　道路災害の状況
b　家族等の安否情報
c　医療機関等の情報
d　関係機関等の災害応急対策に関する情報
e　その他必要な事項

イ　道路利用者及び地域住民等への広報

関係機関は、報道機関を通じ、または広報車の利用及び広報板の掲示等により、次の事項についての広報を実施する。

a　道路災害の状況
b　被災者の安否情報
c　医療機関等の情報
d　関係機関の災害応急対策に関する情報
e　施設等の復旧状況
f　避難の必要性等、地域に与える影響
g　その他必要な事項

３　応急活動体制

（１） 町

町長は、道路災害が発生し、または発生するおそれがある場合、その状況に応じて応急活動体制を整え、その地域に係る災害応急対策を実施する。

（２） 災害対策現地合同本部の設置

関係機関は、円滑・迅速な応急対策の実施を図るため、必要に応じて協議の上、「災害対策現地合同本部設置要綱」に基づき現地合同本部を設置し、災害応急対策を行うこととする。

４　救助救出活動

道路災害時における救助救出活動については、道路管理者が行う初期救助活動のほか、「第３章 第６節 救助救出計画」の定めるところにより実施する。

５　医療救護活動

道路災害時における医療救護活動については、「第３章 第17節 医療救護計画」の定めるところにより実施するほか、道路管理者も、関係機関による迅速、かつ、的確な救護の初期活動が行われるよう協力するものとする。

６　消防活動

道路災害時における消防活動は、次により実施するものとする。

（１）　道路管理者

道路災害による火災の発生に際しては、消防機関による迅速、かつ、的確な初期消火活動が行われるよう協力するものとする。

（２）　美深消防署

ア　美深消防は、速やかに道路災害による火災の発生状況を把握するとともに、迅速に消防活動を実施するものとする。

イ　美深消防署の職員は、道路災害による火災が発生した場合において、消防活動の円滑化を図るため、必要に応じて消防警戒区域を設定するものとする。

７　行方不明者の捜索及び遺体の収容等

町等関係機関は、「第 3 章 第 24 節 行方不明者の捜索及び死体の収容処理埋葬計画」の定めるところにより、行方不明者の捜索、遺体の収容、埋葬等を実施するものとする。

８　交通規制

道路災害時における交通規制については、「第 3 章 第 8 節 交通応急対策計画」の定めによるほか、次により実施するものとする。

（１）　北海道警察

道路災害発生地に通じる道路及び周辺道路等において、災害の拡大防止及び交通の確保のため必要な交通規制を行うものとする。

（２）　道路管理者

自己の管理する道路において、災害の拡大防止及び交通の確保のため必要な交通規制を行う。

９　危険物流出対策

道路災害により危険物が流出し、またはそのおそれがある場合は、「本章 第 3 節 危険物等災害対策計画」の定めるところにより速やかに対処し、危険物による二次災害の防止に努めるものとする。

１０　自衛隊派遣要請

知事等法令で定める者は、災害の規模や収集した被害情報から判断し、必要がある場合には、「第 3 章 第 30 節 自衛隊派遣要請及び派遣活動計画」の定めにより自衛隊に対し災害派遣を要請するものとする。

１１　広域応援

町、道及び美深消防署は、災害の規模によりそれぞれ単独では十分な災害応急対策を実施できない場合は、「第 3 章 第 31 節 広域応援計画」の定めるところにより、他の消防機関、他の市町村、他都府県及び国へ応援を要請するものとする。

１２　災害復旧

道路管理者は、その公共性に鑑み、下記に留意して迅速な道路施設の復旧に努めるものとする。

（１）　道路の被災に伴う障害物の除去、仮設等の応急復旧を迅速、かつ、的確に行い、早期の道路交通の確保に努めるものとする。

（２）　関係機関と協力し、予め定められた物資・資材の調達計画、人材の応援計画等を活用するなどして、迅速、かつ、円滑に被災施設の復旧を行うものとする。

（３）　類似の災害の再発防止のために、被災箇所以外の道路施設について緊急点検を行うものとする。

（４）　災害復旧に当たっては、可能な限り復旧予定時期を明確化するよう努めるものとする。

第２節 鉄道災害対策計画

第１項 基本方針

鉄軌道における列車の衝突等により多数の死傷者を伴う大規模な災害（以下「鉄道災害」という。）が発生し、又はまさに発生しようとしている場合に、早期に初動体制を確立して、その拡大を防ぎ被害の軽減を図るため、町及び防災関係機関が実施する各種の予防、応急、復旧対策は、この計画の定めるところによる。

第２項 災害予防

関係機関は、それぞれの組織を通じて相互に協力し、鉄道災害を未然に防止するため必要な予防対策を実施するものとする。

１　実施要項

（１）　北海道運輸局

ア　職員の非常参集体制、応急活動のためのマニュアルの作成等、災害応急体制を整備する。

イ　関係機関と相互に連携して実践的な防災訓練実施し、災害時の活動手順、関係機関との連携等について徹底を図るとともに、体制の改善等、必要な措置を講ずる。

ウ　踏切事故を防止するため、鉄軌道事業者等とともにも広報活動に努める。

（２）　鉄軌道事業者

ア　踏切における自動車との衝突、置き石等による列車の脱線等の外部要因による事故を防止するため、事故防止に関する知識を広く一般に普及するよう努める。

イ　鉄道災害の発生に際して、迅速かつ適切な措置を講ずることができるよう、運行管理体制の充実に努める。

ウ　自然災害等から鉄軌道の保全を図るため、気象等特別警報・警報・注意報並びに情報等の収集に努めるとともに施設等の点検を行い、異常を迅速に発見し、速やかな対応を図る。

エ　職員の非常参集体制、応急活動のためのマニュアルの作成等、災害応急体制を整備する。

オ　災害発生直後における旅客の避難等のための体制の整備に努めるほか、火災による被害の拡大を最小限とするため、初期消火体制の整備に努める。

カ　関係機関と相互に連携して実践的な防災訓練を実施し、災害時の活動手順、関係機関との連携等について徹底を図るとともに、体制の改善等、必要な措置を講ずる。

キ　災害の発生後、原因究明を行い、その成果を速やかに安全対策に反映させることにより、再発防止に努める。

第３項 災害応急対策

１　情報通信

鉄道災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の情報の収集及び通信等は、次により実施する。

鉄道災害情報通信連絡系統図

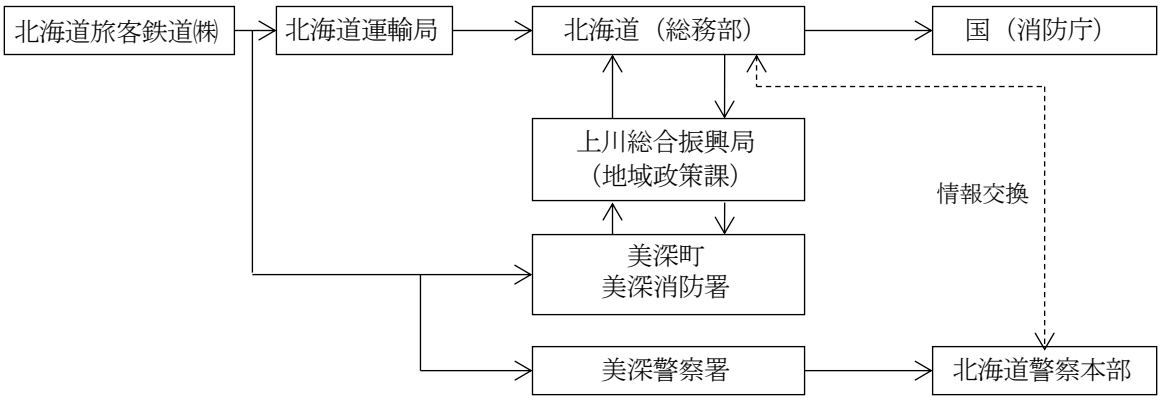

（１）　情報通信連絡系統

鉄道災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の連絡系統は、別記のとおりとする。

（２）　実施事項

ア　関係機関は、災害発生時に直ちに災害情報連絡のための通信手段を確保する。

イ　関係機関は、災害情報の収集に努めるとともに、把握した情報について迅速に他の関係機関に連絡する。

ウ　関係機関は、相互に緊密な情報交換を行い情報の確認、共有化、応急対策の調整等を行う。

２　災害広報

災害応急対策の実施に当たり、正確な情報を迅速に提供することにより混乱の防止を図るため、被災者の家族等、旅実及び地域住民等に対して行う災害広報は、「第３章 第３節 災害広報計画」の定めによるほか、次により実施するものとする。

（１）　実施機関

鉄軌道事業者、町、消防本部、北海道、北海道警察

（２）　実施事項

ア　被災者の家族等への広報

関係機関は、被災者の家族等からの問い合わせ等に対応する体制を整えるほか、被災者の家族に役立つ次の情報について、正確に、きめ細かく、適切に提供するものとする。(ア) 鉄

（ア）　鉄道災害の状況

（イ）　家族等の安否情報

（ウ）　医療機関等の情報

（エ）　関係機関の災害応急対策に関する情報

（オ）　その他必要な事項

イ　旅客及び地域住民等への広報

関係機関は、報道機関を通し、又は広報車の利用及び広報板の掲示等により、次の事項についての広報を実施する。

（ア）　鉄道災害の状況

（イ）　旅実及び乗務員等の安否情報

（ウ） 医療機関等の情報
（エ） 関係機関の災害応急対策に関する情報
（オ） 施設等の復旧状況
（カ） 避難の必要性等地域に与える影響
（キ） その他必要な事項

3 応急活動体制

（1） 町

町長は、鉄道災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、その状況に応じて応急活動体制を整え、その地域に係る災害応急対策を実施する。

（2） 防災関係機関

関係機関の長は、鉄道災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、その状況に応じて応急活動体制を整え、関係機関と連携をとりながら、その所管に係る災害応急対策を実施する。

（3） 災害対策現地合同本部の設置

関係機関は、円滑・迅速な応急対策の実施を図るため、必要に応じて協議の上、「災害対策現地合同本部設置要綱」に基づき現地合同本部を設置し、災害応急対策を行うこととする。

4 救助救出活動

鉄道災害時における救助救出活動については、鉄軌道事業者が行う発生直後の救助救出活動のほか、「第3章 第6節 救助救出計画」の定めにより実施する。

5 医療救護活動

鉄道災害時における医療救護活動については、「第3章 第17節 医療救護計画」の定めにより実施するほか、鉄軌道事業者も、災害発生直後における救護活動に努めるとともに、関係機関による迅速かつ的確な救護が行われるよう協力する。

6 消防活動

鉄道災害時における消防活動は、次により実施する。

（1） 鉄軌道事業者

鉄道災害による火災の発生直後における初期消火活動を行うよう努めるとともに、消防活動を実施する美深消防署等に可能な限り協力するよう努める。

（2） 美深消防署等

ア 美深消防署等は、速やかに鉄道災害による火災の発生状況を把握するとともに、迅速に消防活動を実施する。
イ 町は美深消防署等と連携して、鉄道災害による火災が発生した場合において、消防活動の円滑化を図るため、必要に応じて消防警戒区域を設定する。

7 行方不明者の捜索及び遺体の収容等

町及び各関係機関は、「第3章 第24節 行方不明者の捜索及び遺体の収容処理埋葬計画」の定めにより、行方不明者の捜索、遺体の収容、埋葬等を実施する。

8 交通規制

美深警察署等各関係機関は、災害の拡大防止及び交通の確保のため、「第3章 第8節 交通応急対策計画」の定めにより、必要な交通規制を行う。

9 危険物流出対策

鉄道災害により危険物が流出し、又はそのおそれがある場合は、「本章 第３節 危険物等災害対策計画」の定めるところにより速やかに対処し、危険物による二次災害の防止に努める。

１０ 自衛隊派遣要請

鉄道災害発生時における自衛隊派遣要請については、「第3章 第30節 自衛隊派遣要請及び派

遣活動計画」の定めるところにより実施する。

１１　広域応援

町、道及び消防機関は、災害の規模により、それぞれ単独では十分な災害応急対策を実施できない場合は、「第 3 章 第 31 節 広域応援計画」の定めるところにより、他の消防機関、他の市町村、他都府県及び国へ応援を要請する。

１２　災害復旧

鉄軌道事業者は、その公共性に鑑み、被災施設及び車両の迅速な復旧に努めるとともに、可能な限り復旧予定時期を明らかにするよう努めるものする。

第３節 危険物等災害対策計画

第１項 基本方針

危険物等（危険物、火薬類、高圧ガス、毒物・劇物、放射性物質）の漏洩、流出、火災、爆発等により死傷者が多数発生する等の災害が発生し、またはまさに発生しようとしている場合に、早期に初動体制を確立して、その拡大を防御し被害の軽減を図るため、事業者及び防災関係機関の実施する予防、応急対策については、この計画の定めるところによる。

第２項 危険物等の定義

１　危険物

消防法（昭和２３年法律第１８６号）第２条第７項に規定されているもの
〔例〕石油類（ガソリン、灯油、軽油、重油）など

２　火薬類

火薬類取締法（昭和２５年法律第１４９号）第２条に規定されているもの
〔例〕火薬、爆薬、火工品（工業雷管、電気雷管等）など

３　高圧ガス

高圧ガス保安法（昭和２６年法律第２０４号）第２条に規定されているもの
〔例〕液化石油ガス（ＬＰＧ）、アセチレン、アンモニアなど

４　毒物・劇物

毒物及び劇物取締法（昭和２５年法律第３０３号）第２条に規定されているもの
〔例〕毒物（シアン化水素、シアン化ナトリウム等）、劇物（ホルムアルデヒド、塩素等）など

５　放射性物質

放射性同位元素、核燃料物質、核原料物質を総称したもの。「放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律(昭和 32 年 6 月 10 日法律第 167 号)」等によりそれぞれ規定されている。

第３項 災害予防

危険物等災害の発生を未然に防止するため、危険物等の貯蔵・取扱い等を行う事業者（以下「事業者」という。）及び関係機関がとるべき対応は、次のとおりとする。

１　危険物等災害予防

（１）　事業者

ア　消防法の定める設備基準、保安基準を遵守するとともに、予防規程の作成、従業者に対する保安教育の実施、自衛消防組織の設置、危険物保安監督者の選任等による自主保安体制の確立を図るものとする。

イ　危険物の流出その他の事故が発生したときは、直ちに、流出及び拡散の防止、危険物の除去その他災害の発生の防止のための応急の措置を講ずるとともに、美深消防署、美深警察署へ通報するものとする。

（２）　美深消防署

ア　消防法の規定に基づき、保安検査、立入検査を行い、法令の規定に違反する場合は、許可の取消等の措置命令を発するものとする。

イ　事業者の自主保安体制確立を図るため、予防規程の作成、従事者に対する保安教育の実施、自衛消防組織の編成、危険物保安監督者の選任等について指導するものとする。

（３） 美深警察署

必要に応じ、危険物の保管状態、自主保安体制等実態を把握するとともに、資機材を整備充実し、災害発生時における初動体制の確立を図るものとする。

２ 火薬類災害予防

（１） 事業者

ア 火薬類取締法の定める設備基準、保安基準を遵守するとともに、危害予防規程の作成、保安教育計画の作成、火薬類製造保安責任者の選任等による自主保安体制の確立を図るものとする。

イ 火薬庫が近隣の火災その他の事情により危険な状態になり、または火薬類が安定度に異常を呈したときは、法令で定める応急措置を講ずるとともに、火薬類について災害が発生したときは、直ちに美深警察署に届け出るとともに道に報告するものとする。

（２） 美深警察署

ア 火薬類取締法の施行に必要な限度において、立入検査を実施する等その実態を把握するとともに、資機材を整備充実し、災害発生時における初動体制の確立を図るものとする。

また、必要と認められるときは、道、北海道産業保安監督部に対して、必要な措置をとるよう要請するものとする。

イ 火薬類運搬の届出があった場合、災害の発生防止、公共の安全維持のため必要のあるときは、運搬日時、経路若しくは方法または火薬類の性状若しくは積載方法について必要な指示をする等により運搬による災害発生防止を図るものとする。

ウ 火薬庫が近隣の火災その他の事情により危険な状態になり、または火薬類が安定度に異常を呈したとき、及び災害が発生したとの届出があったときは、速やかに知事に通報するものとする。

（３） 美深消防署

火災予防上の観点から事業所の実態を把握し、消防用施設等の保守管理、防火管理者等による自主保安体制の確立等適切な指導を行う。

３ 高圧ガス災害予防

（１） 事業者

ア 高圧ガス保安法の定める設備基準、保安基準を遵守するとともに、危害予防規程の作成、保安教育計画の作成、高圧ガス製造保安統括者の選任等による自主保安体制の確立を図るものとする。

イ 高圧ガスの製造施設等が危険な状態になったときは、高圧ガス保安法で定める応急措置を講ずるとともに、高圧ガスについて災害が発生したときは、知事または美深警察署に届け出るものとする。

（２） 美深警察署

ア 人の生命、身体または財産に対する危害を予防するため特に必要があるときは、立入検査を実施する等その実態を把握するとともに、資機材を整備し、災害発生時における初動体制の確立を図るものとする。

イ 高圧ガスの製造施設等が危険な状態となったとき、または災害が発生したとの届出があったときは、速やかに知事に通報するものとする。

（３） 美深消防署

火災予防上の観点から事業所の実態を把握し、消防施設等の保守管理、防火管理者等により自主保安体制の確立等適切な指導を行う。

４ 毒物・劇物災害予防

（１） 事業者

ア　毒物及び劇物取締法の定める設備基準、保安基準を遵守するとともに、従業者に対する危害防止のための教育の実施、毒物劇物取扱責任者の選任等による自主保安体制の確立を図るものとする。

イ　毒劇物が飛散する等により不特定または多数の者に保健衛生上の危害が生ずるおそれがあるときは、直ちにその旨を、上川総合振興局保健環境部、美深警察署または美深消防署に届け出るとともに、必要な応急の措置を講ずるものとする。

（２）　美深警察署

必要に応じ、毒劇物の保管状態、自主保安体制等事業所の実態を把握するとともに、資機材を整備し、災害発生時における初動体制の確立を図るものとする。

（３）　美深消防署

火災予防上の観点から事業所の実態を把握し、消防用設備等の保守管理、防火管理者等による自主保安体制の確立等適切な指導を行う。

５　放射性物質災害予防

（１）　事業者

ア　放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律の定める設備基準、保安基準を遵守するとともに、放射線障害予防規程の作成、必要な教育訓練の実施、放射線取扱主任者の選任等による自主保安体制の確立を図るものとする。

イ　放射線障害のおそれがある場合または放射線障害が発生した場合は、放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律で定める応急措置を講ずるとともに、直ちに文部科学大臣、美深消防署へ通報するものとする。

（２）　美深警察署

ア　放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律の施行に必要な限度で、立入検査を実施する等その実態を把握するとともに、資機材を整備し、災害発生時における初動体制の確立を図るものとする。

イ　放射性同位元素または放射性同位元素により汚染されたものを運搬する届出があった場合、災害の発生防止、公共の安全確保のため必要があるときは、運搬日時、経路等について、必要な指示をする等により運搬による災害発生防止を図るものとする。

（３）　美深消防署

火災防止の観点から事業所の実態を把握し、消防用設備等の保守管理、防火管理者等による自主保安体制の確立等適切な指導を行う。

第４項 災害応急対策

１　情報通信

危険物等災害が発生し、またはまさに発生しようとしている場合の情報の収集及び通信等は、次により実施するものとする。

（１）　情報通信連絡系統

情報通信の連絡系統は、次のとおりとする。

情報通信連絡系統図

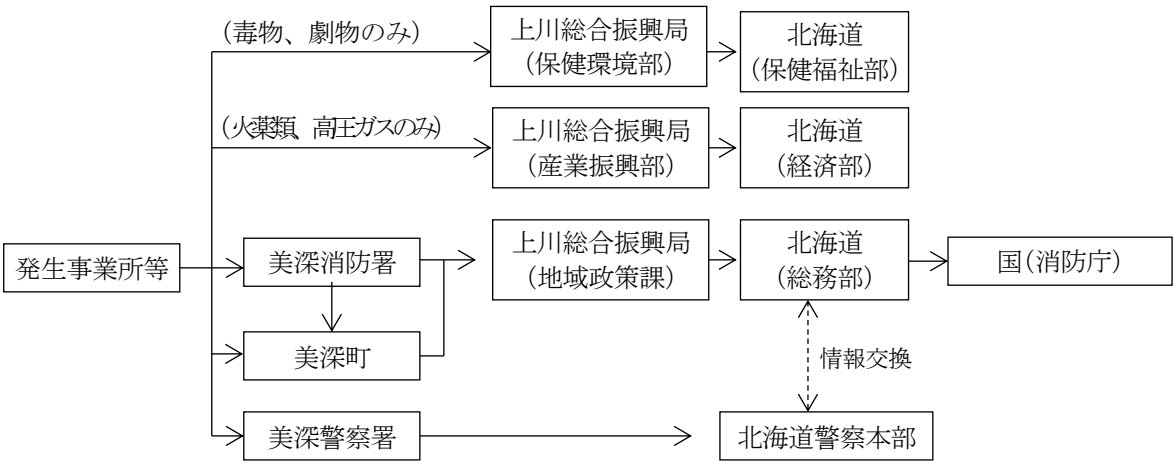

（２）　実施事項

ア　関係機関は、災害発生時に直ちに災害情報連絡のための通信手段を確保するものとする。

イ　関係機関は、災害情報の収集に努めるとともに、把握した情報について迅速に他の関係機関に連絡するものとする。

ウ　関係機関は、相互に緊密な情報交換を行い、情報の確認、共有化、応急対策の調整等を行うものとする。

２　災害広報

災害応急対策の実施に当たり、正確な情報を迅速に提供することにより混乱の防止を図るため、被災者の家族等、地域住民等に対して行う広報は、「第３章 第３節 災害広報計画」の定めによるほか、次により実施するものとする。

（１）　実施機関

事業者及び消防法、火薬類取締法、高圧ガス保安法、劇物及び毒物取締法、放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律に基づく危険物等取扱規制担当機関

（２）　実施事項

ア　被災者の家族等への広報

関係機関は、被災者の家族等からの問い合わせ等に対応する体制を整えるほか、被災者の家族等に役立つ次の情報について、正確に、きめ細かく、適切に提供するものとする。

（ア）　災害の状況

（イ）　被災者の安否情報

（ウ）　危険物等の種類、性状など人体・環境に与える影響

（エ）　医療機関等の情報

（オ）　関係機関の実施する応急対策の概要

（カ）　その他必要な事項

イ　地域住民等への広報

関係機関は、報道機関を通じ、または広報車の利用等により、次の事項についての広報を実施する。

（ア）　災害の状況
（イ）　被害者の安否情報
（ウ）　危険物等の種類、性状など人体・環境に与える影響
（エ）　医療機関等の情報
（オ）　関係機関の実施する応急対策の概要
（カ）　避難の必要性等、地域に与える影響
（キ）　その他必要な事項

3　応急活動体制

（1）　町

町長は、危険物等災害が発生し、または発生するおそれがある場合、その状況に応じて応急活動体制を整え、その地域に係る災害応急対策を実施する。

（2）　災害対策現地合同本部の設置

関係機関は、円滑・迅速な応急対策の実施を図るため、必要に応じて協議の上、「災害対策現地合同本部設置要綱」に基づき現地合同本部を設置し、災害応急対策を実施する。

4　災害拡大防止

危険物等による災害の拡大防止を図るため、爆発性・引火性・有毒性等の危険物等の性状を十分に把握し、次により実施するものとする。

（1）　事業者

的確な応急点検及び応急措置等を講ずるものとする。

（2）　危険物等の取扱規制担当機関

危険物の流出・拡散の防止、流出した危険物等の除去、環境モニタリングをはじめ、事業者に対する応急措置命令、危険物等関係施設の緊急使用停止命令など、災害の拡大防止を図るため適切な応急対策を講ずるものとする。

5　消防活動

危険物等災害時における消防活動は、次により実施するものとする。

（1）　事業者

美深消防署の現場到着までの間に、自衛消防組織等によりその延焼拡大を最小限度に抑える等消防活動に努めるものとする。

（2）　美深消防署

ア　事業者との緊密な連携を図り、化学消防車、化学消火薬剤、中和剤、ガス検知器等を活用し、危険物等の性状に合った適切な消防活動を実施するものとする。

イ　美深消防署の職員は、消防活動の円滑化を図るため、必要に応じて消防警戒区域を設定するものとする。

6　避難措置

町等関係機関は、人命の安全を確保するため、「第3章 第5節 避難対策計画」の定めるところにより、爆発性・引火性・有毒性といった危険物等の特殊性を考慮し、必要な避難措置を実施するものとする。

7　救助救出及び医療救護活動等

町等関係機関は、「第3章 第6節 救助救出計画」及び「第3章 第17節 医療救護計画」の定めるところにより、被災者の救助救出及び医療救護活動を実施するものとする。

また、町等関係機関は、「第 3 章 第 24 節 行方不明者の捜索及び遺体の収容処理埋葬計画」の定めるところにより、行方不明者の捜索、遺体の収容、埋葬等を実施するものとする。

8　交通規制

北海道警察等各関係機関は、災害の拡大防止及び交通の確保のため、「第 3 章 第 8 節 交通応急対策計画」の定めるところにより、必要な交通規制を実施するものとする。

9　自衛隊派遣要請

知事等法令で定める者は、「第 3 章 第 30 節 自衛隊派遣要請及び派遣活動計画」の定めにより、災害の規模や収集した被害情報から判断し、必要がある場合には、自衛隊に対し災害派遣を要請するものとする。

１０　広域応援

町、道及び美深消防署は、災害の規模によりそれぞれ単独では十分な災害応急対策を実施できない場合は、「第 3 章 第 31 節 広域応援計画」の定めるところにより、他の消防機関、他の市町村、他都府県及び国へ応援を要請するものとする。

第４節 大規模な火事災害対策計画

第１項 基本方針

死傷者が多数発生する等大規模な火事災害が発生し、またはまさに発生しようとしている場合に、早期に初動体制を確立して、その拡大を防御し被害の軽減を図るため、防災関係機関が実施する各種の予防、応急対策については、この計画の定めるところによる。

第２項 災害予防

関係機関は、それぞれの組織を通して相互に協力し、大規模な火事災害の発生を未然に防止するために必要な、次に掲げる予防対策を実施するものとする。

１　町、消防機関

（１）　大規模な火事災害に強いまちづくり

延焼拡大の防止を図るため、建築物や公共施設の不燃化、空地・緑地等の連続的な配置による延焼遮断帯の形成、防火地域及び準防火地域の的確な指定等により、大規模な火事災害に強いまちづくりを推進する。また、高層建築物におけるヘリコプターの屋上緊急離発着場等の設置促進に努める。

（２）　火災発生、被害拡大危険区域の把握

災害応急対策の円滑な実施を図るため、火災発生及び延焼拡大の危険性のある区域を把握の上、被害想定を作成するよう努めるものとする。

（３）　予防査察の実施

多数の人が出入りする高層建築物、地下街、ホテル、デパート、病院、事業所等の防火対象物に対して、消防法(昭和 23 年 7 月 24 日法律第 186 号)に基づく消防用設備等の整備促進、保守点検の実施及び適正な維持管理について指導する。

（４）　防火管理者制度の推進

防火管理に関する講習会を開催し、防火管理者の知識の向上を図るとともに、防火管理者を定めるべき防火対象物における自衛消防体制の強化を図るため、防火管理者の選任及び消防計画の作成、消防訓練の実施等について指導する。

（５）　防火思想の普及

年２回(春、秋期)の全道火災予防運動、防災週間等を通じて、各種広報媒体を活用することにより、住民の防火思想の普及、高揚を図る。また、高齢者宅の防火訪問を実施する等要配慮者対策に十分配慮する。

（６）　自主防災組織の育成強化

地域の自主防災組織等の民間防火組織の設置及び育成指導の強化を図り、初期消火訓練等の自主的火災予防運動の実践を推進する。

（７）　消防水利の確保

同時多発火災や消火栓の使用不能等に備えて、防火水槽の配備、河川水の活用等により、消防水利の多様化及び確保に努めるものとする。

（８）　消防体制の整備

消防職団員の非常招集方法、消火部隊の編成及び運用、消防用機械・資機材の整備、災害時の情報通信手段等について十分に検討を行い、大規模な火事災害の対応力を高めることとする。

（９） 防災訓練の実践

関係機関、地域住民等と相互に連携して実践的な消火救助・救急等の訓練を実施し、災害時の活動手順、関係機関との連携等について徹底を図るとともに、訓練後には評価を行い、必要に応じ体制等の改善を行う。

(10) 火災警報

町長は、知事（上川総合振興局長）から火災気象通報を受けたとき、または気象の状況が火災警報発令条件（実効湿度が６５％以下にして、最小湿度４５％以下となり、最大風速７m/s以上のとき。実効湿度が６０％以下のときは、最大風速７m/s以上のとき。）となり、火災予防上危険であると認めるときは、消防法第２２条に基づく火災警報を発令する。

第３項 災害応急対策

１ 情報通信

大規模な火事災害が発生し、またはまさに発生しようとしている場合の情報の収集及び通信等は、次により実施するものとする。

（１） 情報通信連絡系統

大規模な火事災害が発生し、またはまさに発生しようとしている場合の連絡系統は、次のとおりとする。

情報連絡系統図

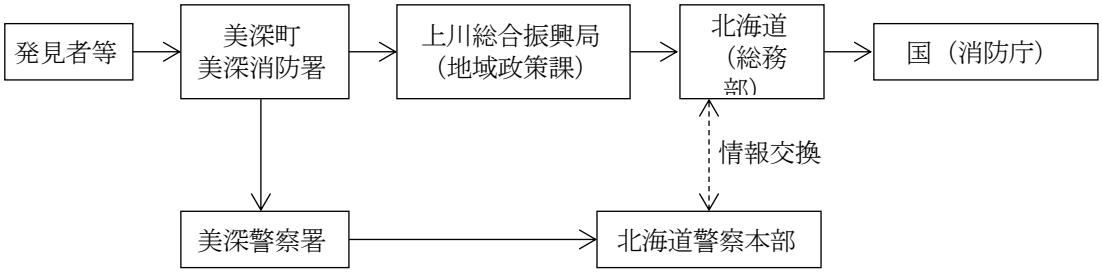

（２） 実施事項

ア 関係機関は、災害発生時に直ちに災害情報連絡のための通信手段を確保するものとする。

イ 関係機関は、災害情報の収集に努めるとともに、把握した情報について迅速に他の関係機関に連絡するものとする。

ウ 関係機関は、相互に緊密な情報交換を行い、情報の確認、共有化、応急対策の調整等を行うものとする

２ 災害広報

災害応急対策の実施に当たり、正確な情報を迅速に提供することにより混乱の防止を図るため、市町村等各関係機関が被災者の家族等、地域住民等に対して行う広報は、「第３章 第３節 災害広報計画」の定めによるほか、次により実施するものとする。

（１） 被災者の家族等への広報

関係機関は、被災者の家族等からの問い合わせ等に対応する体制を整えるほか、被災者の家族等に役立つ次の情報について、正確に、きめ細かく、適切に提供するものとする。

ア 災害の状況

イ 家族等の安否状況

ウ 医療機関等の情報

エ 関係機関の実施する応急対策の概要

オ その他必要な事項

（２） 地域住民等への広報

関係機関は、報道機関を通じ、または広報車の利用等により、次の事項についての広報を実施する。

ア　災害の状況
イ　被災者の安否情報
ウ　医療機関等の情報
エ　関係機関の実施する応急対策の概要
オ　避難の必要性等、地域に与える影響
カ　その他必要な事項

3　応急活動体制

（１） 町

町長は、大規模な火事災害が発生し、または発生するおそれがある場合、その状況に応じて応急活動体制を整え、その地域に係る災害応急対策を実施する。

（２） 災害対策現地合同本部の設置

関係機関は、円滑・迅速な応急対策の実施を図るため、必要に応じて協議の上、「災害対策現地合同本部設置要綱」に基づき現地合同本部を設置し、災害応急対策を実施する。

4　消防活動

美深消防署は、人命の安全確保と延焼防止を基本として、次により消防活動を行うものとする。

（１） 現場活動情報等の連絡整理を行い、速やかに火災の状況を把握する。
（２） 避難場所・避難通路の確保及び重要、かつ、危険度の高い箇所・地域を優先しながら活動を実施する。
（３） 消火、飛火警戒等においては、近隣住民、自主防災組織等の協力を得て、効果的な活動を実施する。

5　避難措置

町等関係機関は、人命の安全を確保するため、「第 3 章 第 5 節 避難対策計画」の定めるところにより、必要な避難措置を実施するものとする。

6　救助救出及び医療救護活動等

町等関係機関は、「第 3 章 第 6 節 救助救出計画」及び「第 3 章 第 17 節 医療救護計画」の定めるところにより、被災者の救助救出及び医療救護活動を実施するものとする。

また、町等関係機関は、「第 3 章 第 24 節 行方不明者の捜索及び死体の収容処理埋葬計画」の定めるところにより、行方不明者の捜索、遺体の収容、埋葬等を実施するものとする。

7　交通規制

北海道警察等各関係機関は、災害の拡大防止及び交通の確保のため、「第 3 章 第 8 節 交通応急対策計画」の定めるところにより必要な交通規制を実施するものとする。

8　自衛隊派遣要請

知事等法令で定める者は、「第 3 章 第 30 節 自衛隊派遣要請及び派遣活動計画」の定めにより、災害の規模や収集した被害情報から判断し、必要がある場合には、自衛隊に対し災害派遣を要請するものとする。

9　広域応援

町、道及び美深消防署は、災害の規模によりそれぞれ単独では十分な災害応急対策を実施できない場合は、「第 3 章 第 31 節 広域応援計画」の定めるところにより、他の消防機関、他の市町村、または道及び国へ応援を要請するものとする。

第４項 災害復旧

大規模な火事災害により、地域の壊滅、または社会経済活動への甚大な被害が生じた場合、町及び道は、被災の状況、地域の特性、被災者の意向等を勘案し、関係機関との密接な連携の下、「第７章 復旧計画編」の定めるところにより、迅速、かつ、円滑に復旧を進めるものとする。

第５節 林野火災対策計画

第１項 基本方針

広範囲にわたる林野の焼失等の災害が発生し、またはまさに発生しようとしている場合に、早期に初動体制を確立して、その拡大を防御し被害の軽減を図るため、防災関係機関が実施する予防、応急対策については、この計画の定めるところによる。

第２項 予防対策

１　実施事項

林野火災発生原因のほとんどが人為的なものであることを踏まえ、町、道、国及び関係機関は次により対策を講ずるものとする。

（１）　町、上川総合振興局北部森林室

町、上川総合振興局北部森林室は、次の事項を実施するものとする。

ア　一般入林者対策

登山、ハイキング、山菜採取、魚釣等の入林者への対策として、次の事項を実施する。

a　タバコ、たき火の不始末による出火の危険性について、報道媒体、標語、ポスター、広報車、看板・標識、ホームページ等を活用するとともに、関係機関の協力を得ながら広く周知する。

b　入林の承認申請や届出等について指導する。

c　火災警報発令または気象条件が急変した際は、必要に応じて入林の制限を実施する。

d　観光関係者による予防意識の啓発を図る。

イ　火入対策

林野火災危険期間（おおむね３月～６月。以下「危険期間」という。）中の火入れは極力避けるようにするとともに、火入れを行おうとする者に対して次の事項を指導する。

a　森林法（昭和２６年法律第２４９号）及び美深町林野火入れに関する条例（昭和６０年条例第２号）の規定に基づく町長の許可を取得させ、火入れ方法を指導し、許可附帯条件を遵守させる。

b　火災警報発令または気象状況急変の際は、一切の火入れを中止させる。

c　火入れ跡地の完全消火を図り、責任者に確認させる。

d　火入れ（造林のための地ごしらえ、害虫駆除等）に該当しないたき火等の焼却行為についても、特に気象状況に十分留意するよう指導する。

ウ　消火資機材等の整備

a　林野火災消火資機材等は、地域に適合した機材を配備し、常に緊急時に対処できるよう整備点検する。

b　ヘリコプターによる空中消火を積極的に推進するため、空中消火薬剤の備蓄に努めるとともに、ヘリコプター離発着の適地を予め選定する。

（２）　森林所有者

森林所有者は、自己の所有林野における失火を防ぐため、次の事項を実施するよう努めるものとする。

ア　入林者に対する防火啓発

イ　巡視

ウ　無断入林者に対する指導

エ　火入れに対する安全対策

（３） 林内事業者

林内において、森林施業、鉱山、道路整備等の事業を行う者は、危険期間中、事業区域内における火災発生を防止するため、森林所有者と協議し、特に次の事項について留意の上、適切な予防対策を講ずるものとする。

ア　火気責任者の選任、事業区域内の巡視員の配置
イ　火気責任者の指定する喫煙所等の設置、標識及び消火設備の完備
ウ　林野火災発生時の連絡系統及び周知方法の確立

（４） 自衛隊

自衛隊は、危険期間中、演習地における火災発生を防止するため、特に次の事項について留意の上、適切な予防対策を講ずるものとする。

ア　演習地出入者に対する防火啓発
イ　演習地及び近隣地における林野火災発生時の連絡系統及び周知方法の確立
ウ　危険区域の標示
エ　防火線の設定
オ　巡視員の配置

（５） 北海道旅客鉄道株式会社及びバス等運送業者

北海道旅客鉄道株式会社及びバス等運送業者は、危険期間中、乗客、乗員のたばこの投げ捨て等による林野火災の発生を防止するために、乗客に対する注意喚起、車両通行中に林野火災を発見した場合の連絡系統及び周知方法の確立等により路線火災の防止に努めるとともに、次の事項について協力するものとする。

ア　路線の巡視
イ　ポスター掲示等による広報活動
ウ　林野火災の巡視における用地の通行
エ　緊急時における専用電話の利用

２　美深町林野火災予消防対策協議会

林野火災の予消防対策を推進するため、美深町林野火災予消防対策協議会において、相互の連絡及び情報交換、指導等を行うものとする。

（１） 実施機関

美深町、美深消防署、上川総合振興局北部森林室、美深町森林愛護組合

（２） 協力機関

上川総合振興局、、美深警察署、陸上自衛隊第３普通科連隊、美深町教育委員会

3　気象情報対策

林野火災の発生及び広域化は、気象条件が極めて大きな要因であるため、関係機関は次により警報、注意報並びに情報等の迅速な伝達を行い、林野火災の予防に万全を期するものとする。

（1）　火災気象通報（林野火災気象通報を兼ねる）

林野火災気象通報は、火災気象通報により気象官署が発表及び終了の通報を行うものとする。

なお、火災気象通報の通報基準は、「第1章 第4節 気象情報等の伝達計画」のとおりである。

（2）　伝達系統

火災気象通報（林野火災気象通報を兼ねる）は、次のとおりとする。

情報通信連絡系統

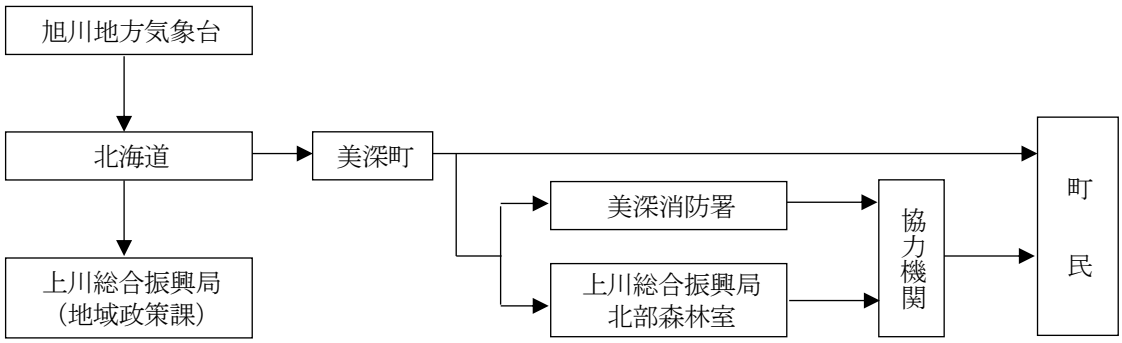

通報を受けた町は、消防機関へ通報するものとする。

また、町長は、通報を受けたとき又は気象の状況が火災の予防上危険であると認めるときは、消防法(昭和23年7月24日法律第186号)第22条第3項の規定に基づき火災に関する警報を発することができる。

火災に関する警報を発した町は、消防機関、関係機関、一般住民等へ周知を図るものとする。

第3項 応急対策

1　情報通信

（1）　情報通信連絡系統

広範囲にわたる林野の焼失等の災害が発生し、またはまさに発生しようとしている場合の連絡系統は、次のとおりとする。

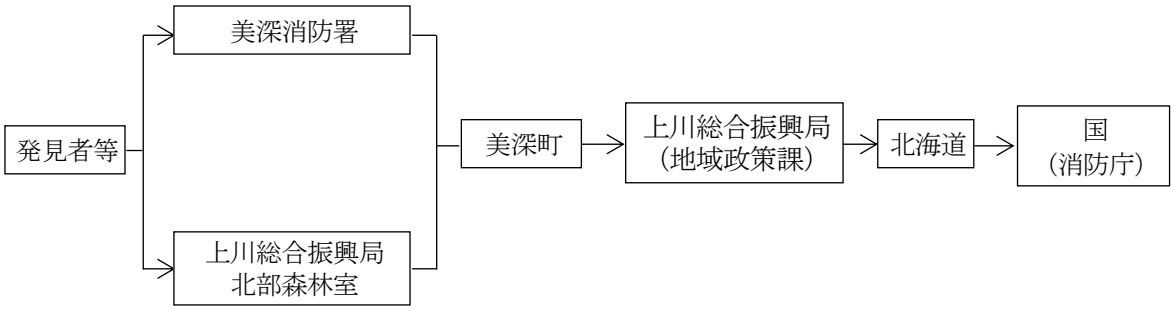

（2）　実施事項

ア　関係機関は、災害発生時に直ちに災害情報連絡のための通信手段を確保するものとする。

イ　関係機関は、災害情報の収集に努めるとともに、把握した情報について迅速に他の関係機関に連絡するものとする。

ウ　関係機関は、相互に緊密な情報交換を行い、情報の確認、共有化、応急対策の調整等を行

うものとする。

エ　町及び上川総合振興局においては、「林野火災被害状況調書の提出について（昭和５４年２月２６日付け林政第１１９号）」に基づく林野火災被害状況調書の提出を速やかに行うものとする

2　災害広報

災害応急対策の実施に当たり、正確な情報を迅速に提供することにより混乱の防止を図るため、町等各関係機関が被災者の家族等、地域住民等に対して行う広報は、「第３章 第３節 災害広報計画」の定めによるほか、次により実施するものとする。

（1）　被災者の家族等への広報

関係機関は、被災者の家族等から問い合わせ等に対応する体制を整えるほか、被災者の家族等に役立つ次の情報について、正確に、きめ細かく、適切に提供するものとする。

ア　災害の状況
イ　家族等の安否情報
ウ　医療機関等の情報
エ　関係機関の実施する応急対策の概要
オ　その他必要な事項

（2）　地域住民等への広報

関係機関は、報道機関を通じ、または防災情報端末機や広報車の利用等により、次の事項についての広報を実施する。

ア　災害の状況
イ　被災者の安否情報
ウ　医療機関等の情報
エ　関係機関の実施する応急対策の概要
オ　避難の必要性等、地域に与える影響
カ　その他必要な事項

3　応急活動体制

（1）　町

町長は、広範囲にわたる林野の焼失等の災害が発生し、または発生するおそれがある場合、その状況に応じて応急活動体制を整え、その地域に係る災害応急対策を実施する。

災害対策現地合同本部の設置

関係機関は、円滑・迅速な応急対策の実施を図るため、必要に応じて協議の上、「災害対策現地合同本部設置要綱」に基づき現地合同本部を設置し、災害応急対策を実施する。

4　消防活動

美深消防署は、人命の安全確保と延焼防止を基本として、次により消防活動を実施するものとする。

（1）　林野火災防御図の活用、適切な消火部隊の配置、森林愛護組合の出動協力等により、効果的な地上消火を行うものとする。

（2）　住家への延焼拡大の危険性がある場合、林野火災が広域化する場合等には、「第３章 第29節ヘリコプター等活用計画」に基づくヘリコプターの要請等により空中消火を実施する。

5　避難措置

町等関係機関は、人命の安全を確保するため、「第３章 第５節 避難対策計画」の定めるところにより、必要な避難措置を実施するものとする。

6　交通規制

北海道警察等各関係機関は、災害の拡大防止及び交通の確保のため、「第３章 第８節 交通応急

対策計画」の定めるところにより、必要な交通規制を実施するものとする。

7　自衛隊派遣要請

知事等法令で定める者は、「第 3 章第 30 節 自衛隊派遣要請及び派遣活動計画」の定めにより、林野火災の規模や収集した被害情報から判断し、必要がある場合には、自衛隊に対し災害派遣を要請するものとする。

8　広域応援

町、道及び美深署は、災害の規模によりそれぞれ単独では十分な災害応急対策を実施できない場合は、「第 3 章 第 31 節 広域応援計画」の定めるところにより、他の消防機関、他の市町村、または道及び国へ応援を要請するものとする。

第６節 航空災害対策計画

第１項 基本方針

町内において、航空機の墜落炎上等により多数の死傷者を伴う大規模な事故（以下「航空災害」という。）が発生し、またはまさに発生しようとしている場合に、早期に初動体制を確立して、その拡大を防御し被害の軽減を図るため、防災関係機関が実施する各種の予防、応急対策については、この計画の定めるところによる。

第２項 災害予防

関係機関は、それぞれの組織を通じて相互に協力し、航空災害を未然に防止するため必要な予防対策を実施するものとする。

第３項 災害応急対策

１　情報通信

航空災害が発生し、またはまさに発生しようとしている場合の情報の収集及び通信等は、次により実施するものとする。

（１）　情報通信連絡系統

航空災害が発生し、またはまさに発生しようとしている場合の連絡系統は、次のとおりとする。

ア　発生地点が明確な場合

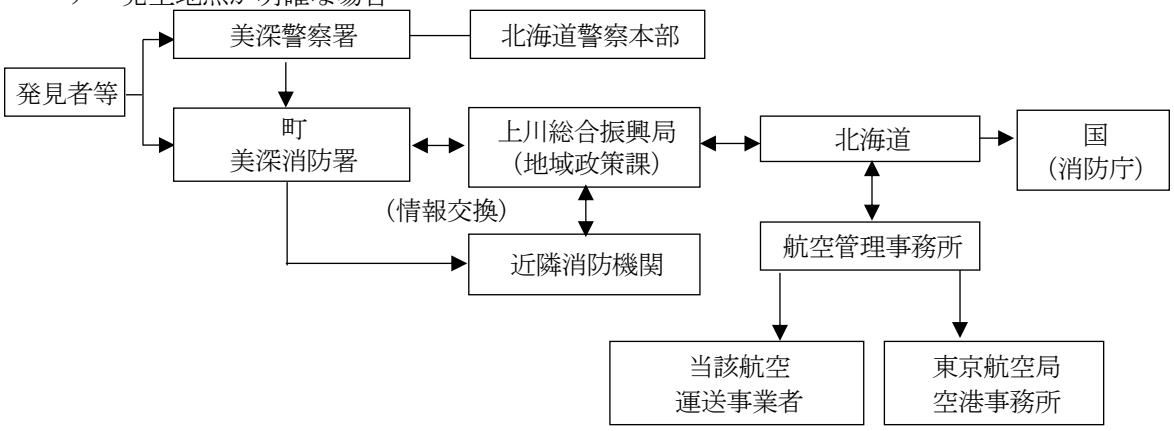

イ　発生地点が不明な場合（航空機の捜索活動）

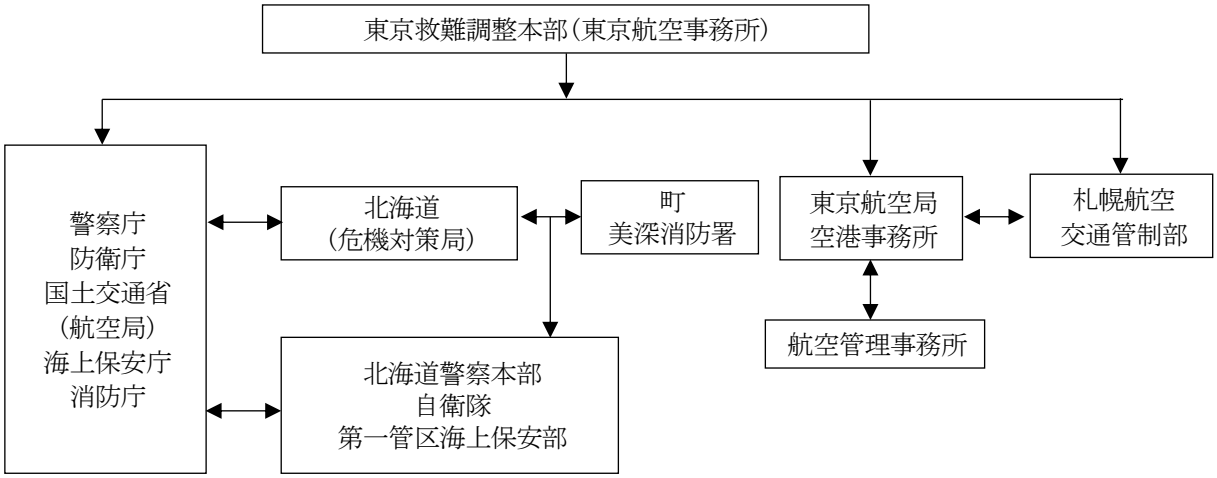

（1） 実施事項

ア　関係機関は、災害発生時に直ちに災害情報連絡のための通信手段を確保するものとする。

イ　関係機関は、災害情報の収集に努めるとともに、把握した情報について迅速に他の関係機関に連絡するものとする。

ウ　関係機関は、相互に緊密な情報交換を行い、情報の確認、共有化、応急対策の調整等を行うものとする。

2　災害広報

災害応急対策の実施に当たり、正確な情報を迅速に提供することにより混乱の防止を図るため、被災者の家族等、旅客及び地域住民等に対して行う災害広報は、「第3章 第3節 災害広報計画」の定めによるほか、次により実施するものとする。

（1） 実施機関

東京航空局空港事務所、空港管理事務所、航空運送事業者、町、美深消防署、道、北海道警察（美深警察署）

（2） 実施事項

ア　被災者の家族等への広報

関係機関は、被災者の家族等からの問い合わせ等に対応する体制を整えるほか、被災者の家族等に役立つ次の情報について、正確に、きめ細かく、適切に提供するものとする。

（ア） 航空災害の状況
（イ） 家族等の安否情報
（ウ） 医療機関等の情報
（エ） 関係機関の災害応急対策に関する情報
（オ） その他必要な事項

イ　旅客及び地域住民等への広報

関係機関は、報道機関を通じ、または広報車の利用及び広報板の掲示等により、次の事項についての広報を実施する。

（ア） 航空災害の状況
（イ） 旅客及び乗務員等の安否情報
（ウ） 医療機関等の情報
（エ） 関係機関の災害応急対策に関する情報
（オ） 航空輸送復旧の見通し
（カ） 避難の必要性等、地域に与える影響
（キ） その他必要な事項

3　応急活動体制

（1） 町

町長は、航空災害が発生し、または発生するおそれがある場合、その状況に応じて応急活動体制を整え、その地域に係る災害応急対策を実施する。

（2） 災害対策現地合同本部の設置

関係機関は、円滑・迅速な応急対策の実施を図るため、必要に応じて協議の上、「災害対策現地合同本部設置要綱」に基づき現地合同本部を設置し、災害応急対策を行うこととする。

4　捜索活動

航空機の捜索活動は、東京救難調整本部を通じて、各関係機関が相互に密接に協力の上、それぞれヘリコプターなど多様な手段を活用して行うものとする。

5　救助救出活動

空港及びその周辺の航空災害時における救助救出活動については、東京航空局空港事務所等が行う発生直後の救助救出活動のほか、「第3章 第6節 救助救出計画」の定めるところにより実施する。

６　医療救護活動

航空災害時における医療救護活動については、「第 3 章 第 17 節 医療救護計画」の定めによるほか、次により実施するものとする。

７　消防活動

航空災害時における消防活動は、次により実施するものとする。

（１）　消防機関

ア　美深消防署等は、速やかに航空災害による火災の発生状況を把握するとともに、化学消防車、化学消火薬剤等による消防活動を迅速に実施するものとする。

イ　美深消防署等の職員は、航空災害による火災が発生した場合において、消防活動の円滑化を図るため、必要に応じて消防警戒区域を設定するものとする。

８　行方不明者の捜索及び遺体の収容等

町等各関係機関は、「第 3 章 第 24 節 行方不明者の捜索及び遺体の収容処理埋葬計画」の定めるところにより、行方不明者の捜索、遺体の収容、埋葬等を実施するものとする。

９　交通規制

北海道警察等各関係機関は、災害の拡大防止及び交通の確保のため、「第 3 章 第 8 節 交通応急対策計画」の定めるところにより、必要な交通規制を行うものとする。

１０　防疫及び廃棄物処理等

航空災害時における防疫及び廃棄物処理等は、次により実施するものとする。

（１）　実施機関

町、道

（２）　実施事項

災害に係る航空機が国際線である場合は、空港検疫所等と密接な連携を図りつつ、「第 3 章 第 18 節 防疫計画」の定めるところにより、的確な応急防疫対策を講ずるものとする。

また、「第 3 章 第 19 節 廃棄物処理等計画」の定めるところにより、廃棄物処理等に係る応急対策を講ずるものとする。

１１　自衛隊派遣要請

航空災害発生時における自衛隊派遣要請については、空港事務所長等法令で定める者が、航空災害の規模や収集した被害情報から判断し、必要がある場合には、「第 3 章 第 30 節 自衛隊派遣要請及び派遣活動計画」により、自衛隊に対して災害派遣を要請するものとする。

また、要請権者は、自衛隊への派遣要請が迅速に行えるよう、予め要請の手順、連絡先等について必要な準備を整えておくものとする。

１２　広域応援

町、道及び美深消防署は、災害の規模により、それぞれ単独では十分な災害応急対策を実施できない場合は、「第 3 章 第 31 節 広域応援計画」の定めるところにより、他の消防機関、他の市町村、または道及び国へ応援を要請するものとする。

第７節 大規模停電災害対策計画

第１項 基本方針

大規模停電災害により、町民の生命、身体、財産に被害が生じた場合、または生じるおそれがある場合に、早期に初動体制を確立して、その拡大を防御し被害の軽減を図るため、防災関係機関が実施する各種の予防、応急対策については、本計画の定めるところによる。

第２項 災害予防

関係機関は、それぞれの組織を通じて相互に協力するとともに、大規模停電災害を未然に防止し、または被害を軽減するため、必要な対策を実施するものとする。

１　実施事項

（１）　防災関係機関

ア　災害時における応急活動等に関し、あらかじめ協定の締結を行う等、平常時から関係機関相互の連携体制の強化を図るものとする。

イ　非常用電源を整備するとともに、その燃料を満量にしておくなど、停電時に対応できる電源を確保するものとする。

ウ　町民に向けて、通電火災といった大規模停電時に起こりうる事故等について周知を行うものとする。

エ　関係機関と相互に連携して実践的な防災訓練を実施し、災害時の活動手順、関係機関との連携等について、徹底を図るとともに、体制の改善等、必要な措置を講ずるものとする。

オ　関係機関と相互に連携して、電力供給がひっ迫した際の連絡体制や節電対策を整備するものとする。

（２）　病院等の防災上重要な施設

病院等の医療機関その他の防災上重要な施設は、非常用電源を整備するとともに、その燃料を満量にしておくなど、停電時に対応できる電源の確保に努めるものとする。

第３項 災害応急対策

１　情報通信

大規模停電災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の情報の収集及び通信等は、次により実施するものとする。

（１）　情報通信連絡系統

大規模停電災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の連絡系統は、別記１のとおりとする。

（２）　実施事項

ア　関係機関は、災害発生時に直ちに災害情報連絡のための通信手段を確保するものとする。

イ　関係機関は、災害情報の収集に努めるとともに、把握した情報について迅速に他の関係機関に連絡するものとする。

ウ　関係機関は、相互に緊密な情報交換を行い、情報の確認、共有化、応急対策の調整等を行うものとする。

２　災害広報

災害応急対策の実施に当たり、正確な情報を迅速に提供することにより混乱の防止を図るため、停電地域の住民に対して行う災害広報は、第３章第３節「災害広報・情報提供計画」の定めによるほか、次により実施するものとする。

（１）　実施機関

町、北海道、北海道警察、北海道電力㈱

（２）　実施事項

実施機関は、地域住民や帰宅困難者などからの問い合わせ等に対応する体制を整えるほか、地域住民等に役立つ次の情報について、正確に、きめ細かく、適切に提供するものとする。また、情報提供は多言語で実施するなど、外国人に対して十分に配慮するものとする。

ア　停電及び停電に伴う災害の状況

イ　関係機関の災害応急対策に関する情報

ウ　停電の復旧の見通し

エ　避難の必要性等、地域に与える影響

オ　その他必要な事項

３　応急活動体制

（１）　町

町長は、大規模停電災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、その状況に応じて応急活動体制を整え、その地域に係る災害応急対策を実施する。

（２）　防災関係機関

関係機関の長は、大規模停電災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、その状況に応じて応急活動体制を整え、関係機関と連携をとりながら、その所管に係る災害応急対策を実施する。

（３）　北海道電力㈱

ア　電力施設及び設備被害の軽減、復旧の迅速化を図るため、別に定める「防災業務計画」によって災害応急対策を講ずるものとする。

イ　早期の停電復旧活動を行うために、防災体制を発令、対策要員を招集し、非常事態対策組織本部を設置して非常災害対策活動を実施する。

ウ　大規模な災害が発生し北海道電力㈱単独で早期停電解消が困難な場合に備え、関係機関及び他電力会社との連携・協力体制も整備する。

４　消防活動

大規模停電災害時における消防活動は、次により実施するものとする。

ア　エレベーターの閉じ込め事故に対し施設管理者、保守業者等と連携した救助

イ　火災発生に対する迅速な消火活動

ウ　医療機関との連携による円滑な救急搬送

５　医療救護活動

その他、大規模停電災害時における医療救護活動については、第３章第１７節「医療救護計画」の定めにより実施する。

６　交通対策

災害の拡大防止及び交通の確保のため、第３章第８節「交通応急対策計画」の定めによるほか、次の必要な交通対策を行うものとする。

（１）　警察

信号機の停止により、交通事故の発生や、人命救助のための人員輸送及び緊急物資輸送等に支障を来すことを防止するため、交通整理員を適切に配置すること。

（２）　道路管理者

ロードヒーティング停止による路面凍結に起因する事故を防止するため、道路パトロールの強化、除雪や凍結防止剤の散布による通行の確保や、必要に応じ必要に応じた交通規制を行うとともに、関係機関との道路情報の共有を行うものとする。

７　避難所対策

大規模停電災害により住民の生命及び身体の安全、保護を図るため必要がある場合は第３章第５節「避難対策計画」の定めるところにより実施するものとする。

８　応急電力対策

（１）　緊急的な電力供給

北海道電力㈱は、道や市町村等と優先度を協議のうえ、防災関係機関、避難施設等へ発電機車などによる緊急的な電力供給を行うものとする。

（２） 通信機器等の充電対策

関係機関は、必要に応じて、スマートフォンや携帯電話、その他充電が必要となる機器等を有してる被災者に対して、庁舎や管理施設などを開放し、電源の提供や民間事業者等と連携して充電機器等の提供に努めるものとする。

９ 給水対策

町水道管理者は、水道水を供給するポンプの停止などによる断水地域（高台や集合住宅）への給水活動を行うものとする。また、必要に応じて、近隣市町村や日本水道協会北海道地方支部に対し応援を要請するものとする。

10 石油類燃料の供給対策

道及び町は、大規模停電災害時における石油類燃料の供給については、第３章第１４節「石油類燃料供給計画」の定めるところによるものとする。

11 防犯対策

北海道警察は、巡回、警ら等の警戒活動による防犯対策を行うものとする。

12 自衛隊派遣要請

知事等法令で定める者は、第３章第３０節「自衛隊派遣要請及び派遣活動計画」の定めにより、災害の規模や収集した被害情報から判断し、必要がある場合には、自衛隊に対し災害派遣を要請するものとする。

13 広域応援

道、市町村及び消防機関は、災害の規模により、それぞれ単独では十分な災害応急対策を実施できない場合は、第３章第３１節「広域応援・受援計画」の定めるところにより、他の消防機関、他の市町村、他都府県及び国へ応援を要請するものとする。

別記１

情報通信連絡系統図

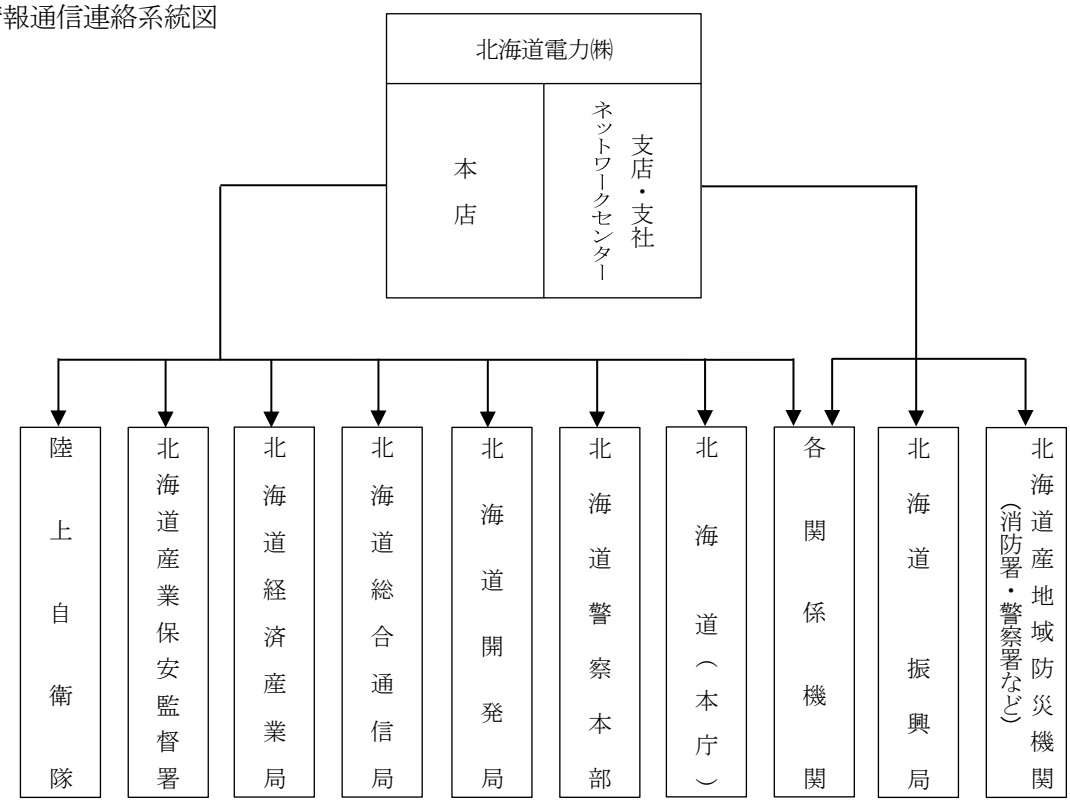

第７章　復旧計画編

この章は、被災した町民生活の早期回復と地域経済の復旧支援を図るために講じる措置について定めたものです。また、被災した公共施設等の復旧に必要な財源確保のため、国が財政の援助を行う法律及びその対象となる事業について示したものです。

災害が発生した際には、速やかに、被災施設を復旧し、被災者に対して適切な援護を行うことにより、被災地の復興へとつなげていく必要がある。

このため、道及び市町村は、防災関係機関との適切な役割分担及び連携の下、被災地域の特性や被災状況、関係する公共施設管理者の意向等を勘案し、迅速な原状復旧を目指すのか、災害に強いまちづくり等の中長期的課題の解決をも図る計画的復興を目指すのかについて早急に検討し、基本となる方向を定め、又は、これに基づき計画を作成することにより、計画的に災害復旧事業を実施するものとする。

併せて、災害に伴い生じた廃棄物については、広域的な処理を含めた計画的な収集・運搬・処分により、適切かつ速やかに廃棄物処理を行うものとする。

また、被災者等の生活再建に向けて、住まいの確保や生活資金の援助等、きめ細かな支援を講じるものとする。

なお、著しく異常かつ激甚な非常災害が発生し、国に緊急災害対策本部が設置され、当該災害からの復興を推進するため特別の必要があると認めるときは、大規模災害からの復興に関する法律（平成25年法律第55号）に基づき、被災地の復興を図るため必要となる措置を行うものとする。

第１節 災害復旧計画

第１項 実施責任者

指定地方行政機関の長、地方公共団体の長、その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関、その他法令の規定により災害復旧の実施について責任を有する者が実施するものとする。

第２項 復旧事業計画

公共施設の災害復旧事業計画は、おおむね次の計画とする。

１　公共土木施設災害復旧事業計画

（１）　河川
（２）　砂防設備
（３）　林地荒廃防止施設
（４）　地すべり防止施設
（５）　急傾斜地崩壊防止施設
（６）　道路
（７）　下水道
（８）　公園

２　農林水産業施設災害復旧事業計画

３　都市施設災害復旧事業計画

４　上水道災害復旧事業計画

５　住宅災害復旧事業計画

６　社会福祉施設災害復旧事業計画

７　公共医療施設、病院等災害復旧事業計画

８　学校教育施設災害復旧事業計画

９　社会教育施設災害復旧事業計画

10　その他災害復旧事業計画

第３項 災害復旧予算措置

災害復旧事業、その他関係事業に要する費用は、別に法律に定めるところにより、予算の範囲内において、国及び道が全部又は一部を負担し、又は補助して行われる。

第４項 激甚災害に係る財政援助措置

著しく激甚である災害が発生した場合には、道及び市町村は、被害の状況をすみやかに調査把握し、早期に激甚災害の指定が受けられるよう措置して、公共施設の災害復旧事業が円滑に行われるよう努めるものとする。

第２節 被災者援護計画

被災した町民の生活相談や職業の斡旋等生活再建に向けての援護対策や義援金の支給及び援護資金の貸付、さらには中小企業者への融資制度等について定めたものである。

第１項 罹災証明書の交付

１　町

（１）　町は、被災者に対する各種支援措置を早期に実施するため、災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、災害による住家等の被害の程度の調査や罹災証明書の交付の体制を確立する。

（２）　町長は、当該市町村の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害の被災者から申請があったときは、遅滞なく、住家の被害その他当該市町村長が定める種類の被害の状況を調査し、罹災証明書を交付しなければならない。

（３）　町は、効率的な罹災証明書の交付のため、当該業務を支援するシステムの活用について検討するものとする。

２　消防機関

（１）　町長は、罹災証明書のうち火災に起因するものの交付に関する事務について、必要に応じて、消防長等に、消防法による火災損害調査の結果に基づき行わせることとすることができるものとする。

（２）　消防事務の共同処理に関して複数の市町村が一部事務組合や広域連合を設立している場合において、その規約上、火災に起因する罹災証明書の交付についても共同処理の対象とされている場合には、当該一部事務組合等が火災に係る罹災証明書の交付を行うものとする。

第２項 被災者台帳の作成及び台帳情報の利用・提供

１　被災者台帳の作成

（１）　町長は、町内で災害が発生した場合において、当該災害の被災者の援護を総合的、かつ、効果的に実施するため必要があると認めるときは、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳（資料編 別記第 40 号様式）を作成し、被災者の援護の総合的、かつ、効率的な実施に努めるものとする。

（２）　被災者台帳には、被災者に関する次に掲げる事項を記載し、または記録するものとする。

ア　氏名 イ　生年月日 ウ　性別 エ　住所または居所 オ　住家の被害その町長が定める種類の被害の状況 カ　援護の実施の状況 キ　要配慮者であるときは、その旨及び要配慮者に該当する事由 ク　電話番号その他の連絡先 ケ　世帯の構成 コ　罹災証明書の交付の状況	サ　町長が台帳情報を美深町以外の者に提供することに被災者本人が同意している場合には、その提供先 シ　サの提供先に台帳情報を提供した場合には、その旨及びその日時 ス　被災者台帳の作成に当たり、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成２５年法律第２７号）第２条第５項に規定する個人番号を利用する場合には、当該被災者に係る個人番号 セ　その他被災者の援護の実施に関し町長が必要と認める事項

（３）　町長は、被災者台帳の作成に必要な限度で、その保有する被災者の氏名その他の被災者に関する情報を、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができる。

（４） 町長は、必要に応じて、被災者台帳の作成のため、道や他の市町村等に対して被災者に関する情報の提供を求めることができる。

２ 台帳情報の利用及び提供

（１） 町長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、台帳情報を、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために自ら利用し、または提供することができる。

ア 本人（台帳情報によって識別される特定の個人をいう。以下この号において同じ。）の同意があるとき、または本人に提供するとき。

イ 町が被災者に対する援護の実施に必要な限度で台帳情報を内部で利用するとき。

ウ 他の地方公共団体に台帳情報を提供する場合において、台帳情報の提供を受ける者が、被災者に対する援護の実施に必要な限度で提供に係る台帳情報を利用するとき。

（２） 台帳情報の提供を受けようとする申請者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を当該台帳情報を保有する町長に提出しなければならない。

ア 申請者の氏名及び住所（法人その他の団体にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

イ 申請に係る被災者を特定するために必要な情報

ウ 提供を受けようとする台帳情報の範囲

エ 提供を受けようとする台帳情報に申請者以外の者に係るものが含まれる場合には、その使用目的

オ その他台帳情報の提供に関し市町村長が必要と認める事項

（３） 町長は、（２）の申請があった場合において、当該申請が不当な目的によるものと認めるときまたは申請者が台帳情報の提供を受けることにより知り得た情報が不当な目的に使用されるおそれがあると認めるときを除き、申請者に対し、当該申請に係る台帳情報を提供することができる。ただし、その場合、提供する台帳情報には、当該被災者に係る行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第２条第５項に規定する個人番号（本節第２の（２）のス）を含めないものとする。

第３項 融資・貸付等による金融支援

被災した町民等の生活再建や経営安定等を図るため、次の融資・貸付等の金融支援を行う。

１ 生活福祉資金
２ 母子父子寡婦福祉資金
３ 災害援護資金貸付金
４ 災害弔慰金
５ 災害障害見舞金
６ 住家被害見舞金等（都道府県見舞金・災害対策交付金を含む）
７ 災害復興住宅資金
８ 農林漁業セーフティネット資金
９ 天災融資法による融資
10 農林漁業施設資金（主務大臣指定施設（災害復旧））
11 農林漁業施設資金（主務大臣指定施設）水産業施設資金（災害復旧）
12 造林資金
13 樹苗養成施設資金
14 林道資金
15 主務大臣指定施設資金
16 共同利用施設資金
17 備荒資金直接融資資金
18 中小企業総合振興資金「経営環境変化対応貸付（災害復旧）」
19 勤労者福祉資金
20 「被災者生活再建支援法」に基づく支援

第４項 災害義援金の配分

１　義援金の配分

災害時には、全国から善意の義援金が多く寄せられることが予想される。本部は、日本赤十字社北海道支部、美深町社会福祉協議会等の関連機関と協力して、寄せられた義捐の配分を公正・適正に実施する。

（１）　義援金の募集

本部は、北海道、日本赤十字社北海道支部、美深町社会福祉協議会等の関連機関と協力して、義援金の募集方法、募集期間を定める。

また、報道記録部は報道機関等を通して広く義援金協力の呼びかけを行う。

（２）　義援金の配分

町は、美深町義援金配分委員会を組織し、善意の義援金が公正かつ適正に被災者に配分されるよう努める。

美深町義援金配分委員会は、総務部を事務局とし、日本赤十字社北海道支部、美深町社会福祉協議会、商工会議所、農協等の町内経済団体他、町民の代表から組織する。

美深町義援金配分委員会は、被害の状況を考慮して配分対象者及び配分額の基準を定めるとともに、当委員会名を以て報道機関等を通して配分基準を広報する。

救助受付部は、美深町義援金配分委員会が定めた基準に従って配分対象者に義援金を配分する。

第５項 相談所の開設

１　相談所の開設

本部は、被災者からの幅広い相談に応じるため、町役場及び必要に応じて避難所等に速やかに相談所を開設し、防災関係機関と連携しながら、相談業務を実施する。

本部は、相談所を開設したときは、報道機関や掲示板等を通じて被災者及び町民に周知し、相談所の積極的な利用を促進する。

２　相談事項

相談所では、被害の状況及び防災関係機関との連携状況等を踏まえながら、次の事項等について相談業務を実施する。

生　活　相　談	各種見舞金、災害援護資金・福祉資金等、生活保護、要介護者への対応、租税及び各種保険料等の特例措置及び公共料金等の特例措置　等
職　業　相　談	職業のあっせん
金　融　相　談	各種商工業資金及び農林漁業資金の利用
住　宅　相　談	住宅の安全診断、住宅の補修、住宅関係資金、公営住宅及び仮設住宅

みんなで築く 輝くまち

美深

美　深　町
担当：総務課総務グループ
〒098-2252　中川郡美深町字西町 18 番地
TEL：(01656)2-1611
FAX：(01656)2-1626
E-mail：b-soumu@town.bifuka.hokkaido.jp
URL：http://www.town.bifuka.hokkaido.jp